

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）又は空気中の放射性物質の濃度が、線量告示に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域としDCAについては別図第2、「常陽」については別図第3.1から第3.20までに定めるとおりとする。</p> <p>2 所長は、管理区域のうち、外部放射線に係る線量のみが線量告示に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれがある区域を第二種管理区域として、それ以外の区域を第一種管理区域として区分するとともに職員等に対し周知する。また、これを変更する時も同様とする。</p> <p>（管理区域の一時解除）</p> <p>第39条 施設管理統括者は、前条に定める区域について、改造工事等の作業を行う場合であって、あらかじめ線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことについて放射線管理第1課長の確認を得るとともに、隣接する管理区域と、さく等で区画し、管理区域への立ち入りを必要としない出入口を設けるなどの措置を講じた場合は、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項に基づき管理区域の設定を一時的に解除する場合は、放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項に基づき管理区域の設定を一時的に解除した区域について、解除に係る要件が終了した場合には、放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者の同意を得て、管理区域に設定する。</p> <p>4 施設管理統括者は、管理区域の設定の一時解除及び再設定を行った場合は、速やかに所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、当該管理区域管理者、放射線管理第1課長及び当該区域に係る課長に通知する。</p> <p>（一時管理区域）</p> <p>第40条 施設管理統括者は、管理区域外において次の各号に掲げる場合であつて第38条第1項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれがある区域について、一時管理区域として設定する。</p> <p>(1) 排気設備、排水設備、廃液輸送管等の保守</p> <p>(2) 放射線測定器の校正</p> <p>(3) 被ばく低減のための核燃料物質等の一時的な移動</p> <p>(4) 廃液輸送車による液体廃棄物の運搬作業、高線量機器等の運搬作業</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(5) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏洩等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>2 施設管理統括者は、前項に基づき一時管理区域を設定する場合は、放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつては<u>DCA廃止措置主任者</u>の同意を得る。ただし、前項第5号の場合であつて、緊急に管理区域を設定する必要があるときは、これらの手続きを省略することができるものとする。この場合は一時管理区域の設定後速やかに放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつては<u>DCA廃止措置主任者</u>に通知する。</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項に基づき一時管理区域を設定する場合は、当該区域を管理する管理区域管理者を指名する。</p> <p>4 施設管理統括者は、第1項で設定した一時管理区域において第38条第1項に定める管理区域に係る値を超えるおそれがなくなった場合は、一時管理区域の設定を解除する。</p> <p>5 施設管理統括者は、前項に基づき管理区域の一部を解除する場合は、あらかじめ線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことについて放射線管理第1課長の確認を得る。</p> <p>6 施設管理統括者は、第4項に基づき一時管理区域の設定を解除する場合は、放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつては<u>DCA廃止措置主任者</u>の同意を得る。</p> <p>7 施設管理統括者は、一時管理区域の設定又は解除を行った場合は、速やかに所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、当該管理区域管理者、放射線管理第1課長及び当該区域に関係する課長に通知する。</p> <p>8 一時管理区域については、管理区域と同様に管理するものとする。</p> <p>(立入禁止区域)</p> <p>第41条 「常陽」に係る管理区域のうち、別図第3.1から第3.7、第3.10及び第3.14に定める区域を立入禁止区域とする。ただし、別図第3.4に定める炉上部ピットについては、原子炉起動から停止1時間経過までの間に限り立入禁止区域とする。また、別図第3.5に定める炉上部ピットの上部についても、第100条で定める運転計画書において、炉上部ピットを開放していることを特記した場合の原子炉起動から停止1時間経過までの間に限り立入禁止区域とする。</p> <p>(立入制限区域)</p> <p>第42条 施設管理統括者は、管理区域のうち、別表第10に定める区域が生じた場合</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>は、当該区域を立入制限区域として設定するとともに、正常な状態に復帰するよう努める。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の立入制限区域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者と協議する。ただし、緊急に設定が必要な場合にあつてはこの限りではない。</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項に基づき立入制限区域の設定又は解除を行った場合及び前項ただし書に基づき設定を行った場合は、その旨を速やかに「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知する。</p> <p>(保全区域)</p> <p>第43条 原子炉施設の保全のために特に管理上必要な場所であつて、管理区域以外のものを保全区域とし、DCAについては別図第4、「常陽」については別図第5に定めるとおりとする。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第44条 管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、線量告示に定める周辺監視区域外の線量限度を超えるおそれのない区域を周辺監視区域とし、その区域は別図第6.1に定めるとおりとする。</p> <p>(管理区域等の表示)</p> <p>第45条 管理区域管理者は、第38条、第41条及び第42条に定める区域を、次の各号に定めるところにより区画するとともに、当該区域であることを明示する。</p> <p>(1) 管理区域については、壁、柵等により区画し、出入口その他、人が立ち入るおそれのある箇所に別記様式第1又は第2に示す標識を掲げること。</p> <p>(2) 立入制限区域については、柵、縄張等により区画し、別記様式第4に示す標識を掲げること。</p> <p>(3) 立入禁止区域については、壁等により区画し、出入口扉は原則として常時施錠しておくこと。当該出入口扉等には別記様式第5に示す標識を掲げること。</p> <p>2 管理区域管理者は、第40条に定める一時管理区域について、柵、縄張等により区画し、別記様式第3に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p> <p>3 保全区域管理者は、所掌する保全区域に柵、縄張等を設けるとともに、別記様式第6に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>4 核物質管理課長は、周辺監視区域に柵を設けるとともに、別記様式第7に定める標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 管理区域等の出入管理 (管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第46条 管理区域に立ち入る者について、放射線管理上、次の各号に定めるところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 (2) 一時立入者</p> <p style="text-align: center;">(放射線業務従事者の指定及び解除)</p> <p>第47条 施設管理統括者は、部長の申請に基づき放射線業務従事者の指定及び解除を行う。</p> <p>2 部長は、前項の指定の申請を行うときは、その者の被ばくの経歴、保安教育の受講記録等が、その者を放射線業務従事者として指定する要件を満たしていることを確認する。</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項の指定及び解除を行った場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">(管理区域の出入り管理)</p> <p>第48条 施設管理統括者は、放射線管理等に関する注意事項を管理区域の出入口等目につきやすい場所に掲示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、管理区域境界の扉のかぎ等を管理する。</p> <p>3 管理区域管理者は、放射線業務従事者及び一時立入者(以下「放射線業務従事者等」という。)以外の者の管理区域への立入りを禁止する。</p> <p>4 管理区域管理者は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、目的等を確認するとともに、職員等又は職員等以外の者であって年間請負契約等に基づき原子炉施設に常時立ち入る者のうち当該施設の放射線業務従事者を立会者としてつける。</p> <p>5 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>(1) 出入りに際しては管理区域のあらかじめ定められた出入口を通ること。 (2) 個人線量計を別表第11(1)及び(2)に従い着用すること。 (3) 指定された保護具を着用すること。 (4) 管理区域から退出する場合は、手、足、衣服等の汚染検査をすること。ただし、第二種管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>6 管理区域管理者は、前項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計又は前項第4号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、前項の個人線量計の着用において異常の通知を受け、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。</p> <p>9 放射線管理第1課長は、第6項の汚染検査における異常の通知を受けた場合は、身体汚染の除去等の措置を講じ、その措置を施設管理統括者及び放射線管理部長に報告するとともに、当該管理区域管理者に通知する。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>11 放射線管理第1課長は、第9項で講じた身体汚染の除染の後、内部被ばくのおそれがある場合は、その者の内部被ばく検査を環境監視線量計測課長に依頼する。</p> <p>12 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、内部被ばく検査を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>13 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつては<u>DCA廃止措置主任者</u>に報告するとともに、施設管理統括者及び部長に通知する。</p> <p>(立入制限区域への立入り)</p> <p>第49条 管理区域管理者は、放射線業務従事者以外の者を立入制限区域に立ち入らせてはならない。ただし、管理区域管理者が許可した場合はこの限りでない。</p> <p>2 管理区域管理者は、放射線業務従事者等を立入制限区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線管理上の措置を講じ、放射線管理第1課長の同意を得る。</p> <p>(立入禁止区域への立入り)</p> <p>第50条 管理区域管理者は、放射線業務従事者等の立入禁止区域への立入りを禁止する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の規定にかかわらず、放射線業務従事者等を立入禁止区域に立ち入らせる場合は、線量を低減させる等放射線管理上の必要な措置を講じ、施設管理統括者の承認を得る。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の承認を行う場合は、放射線管理第1課長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつては<u>DCA廃止措置主任者</u>の同意を得る。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(保全区域の出入管理)</p> <p>第51条 保全区域管理者は、保全区域のかぎを管理し、職員等及び年間請負契約等に基づき常時立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>(周辺監視区域への立ち入り制限)</p> <p>第52条 核物質管理課長は、周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>(飲食又は喫煙の禁止)</p> <p>第53条 管理区域管理者は、管理区域内において飲食又は喫煙を禁止する。</p> <p>(管理区域外への物品の持ち出し)</p> <p>第54条 課長は、その課が所掌する業務を実施する放射線業務従事者（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表12.1に掲げる値を超えないようにさせるとともに、同値以下であることについて放射線管理第1課長の確認を得る。</p> <p>2 課長は、持出者が別表12.1に掲げる値を超える物品を第1種管理区域から持ち出そうとするときは、放射線管理上必要な措置が講じられていること及び当該物品の表面密度が別表12.2に掲げる値を超えていないことを確認する。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から前項に係る物品を持ち出そうとするときは、その者に管理区域管理者の許可を受けさせること。</p> <p>4 管理区域管理者は、前項の許可をしようとするときは、放射線管理第1課長の同意を得る。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表12.2に掲げる値を超えていないことを確認する。</p> <p>6 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、第1項から第3項について遵守させる。</p> <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬及び輸送</p> <p>(周辺監視区域内運搬)</p> <p>第73条 周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する課長（以下「内運搬担当課長」という。）は、あらかじめ運搬計画を作成し、「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAに</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>あつてはDCA廃止措置主任者の同意を得るとともに当該部長の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条に定める量を超えない場合は、運搬計画書の作成を要しない。</p> <p>2 内運搬担当課長は核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 核燃料物質の運搬にあつては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。 (2) 核燃料物質等を収納した容器（以下「運搬物」という。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 (3) 核燃料物質等は、同一の運搬機器に法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。 (5) 運搬物の運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の接近を制限すること。 (6) 車両により運搬物を運搬する場合は運搬車両の走行制限速度を遵守するとともに、核物質防護上必要と認める場合は、保安のため他の車両を併走させること。 (7) 核燃料物質等の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。 (8) 運搬物及びこれを運搬する車両の適当な箇所に法令で定める標識を取り付けること。 <p>3 搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、次の各号に掲げる事項について放射線管理第1課長の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運搬物の表面密度が、別表第22に定める値を超えないこと。 (2) 運搬物及び車両に係る線量率が、別表第23に定める値を超えないこと。 <p>4 内運搬担当課長は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付近の交通をしゃ断する等の必要な応急措置を講じるとともに、第23条に準じて直ちに通報する。</p> <p>（周辺監視区域外運搬）</p> <p>第74条 周辺監視区域外へ核燃料物質等を搬出する課長及び周辺監視区域外から搬入を受ける課長（以下「外運搬担当課長」という。）は、法第59条に基づく措置を講じるとともに、あらかじめ運搬計画を作成し、当該部長及び当該運搬を所掌するセンター長の確認、「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者の同意並びに所長の承認を受ける。</p> <p>2 外運搬担当課長は、搬出時においては核燃料物質等が収納された容器（以下「輸送物」という。）を管理区域外へ搬出するとき、搬入時においては輸送物を輸送車両から取卸したとき、それぞれ放射線管理第1課長に輸送物の線量率及び表面密度の測定を依頼する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>(9) 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第9号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u></p> <p><u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>線量率について、それぞれ別表第22及び別表第24に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>(放射線管理用機器の管理)</p> <p>第71条 放射線管理第1課長は、別表第19、別表第20の第1欄に掲げる放射線管理用機器の種類について、それぞれ該当する表の第3欄に掲げる台数を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、<u>第87条の4及び第135条の5に定める保全活動により、放射線管理用機器に異常を認めた場合は、修理あるいは代替品の手当て等の措置を講じる。ただし、モニター設置場所が窒素雰囲気の場合を除く。</u></p> <p>3 環境監視線量計測課長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器を備えつける。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、<u>前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</u></p> <p>5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p> <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>(廃液タンクの液体廃棄物の廃棄)</p> <p>第77条 作業担当課長は、前条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、DCA廃液タンク及び「常陽」廃液タンク（原子炉付属建家廃液タンク、メンテナンス建家廃液タンク、第一使用済燃料貯蔵建家廃液タンク又は第二使用済燃料貯蔵建家廃液タンク）に貯留する。管理区域管理者は、廃液タンクに貯留された一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、DCAについては、専用の廃液運搬車を使用して、「常陽」については、廃液輸送管を使用して高速炉第1課長に引き渡す。なお、環境技術課長は、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物を大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に引き渡すことができる。</p> <p>2 高速炉第1課長は、液体廃棄物を廃棄物処理建家（以下「JWTF」という。）に受入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第25.2に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>3 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第1課長の承認を得る。</p> <p>4 放射線管理第1課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。ただし、DCAにおいては別表第25.3に掲げる濃度限度以下になること。</p> <p>(2) 一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第26に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>5 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p><u>6 管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第26に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>(気体状放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第78条 管理区域管理者は、気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を当該廃棄施設により、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、線量告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、DCAの排気口における排気中の放射性物質の濃度及び「常陽」の排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気口モニタによって、並びに「常陽」のアルゴン廃ガス処理設備出口における放射性物質の濃度をガスモニタによって連続的に測定する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、排気口における放射性物質の放出量が、別表第27に掲げる放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>4 高速炉第1課長は、第1項の気体廃棄物のうち、「常陽」の廃ガスについて、1立方センチメートルあたり1100ベクレル以上の場合、廃ガスタンクに貯留する。</p> <p>5 高速炉第1課長は、前項の貯留した廃ガスを廃棄する場合は、放射線管理第1課長の承認を受け廃棄する。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、前項の承認を行う場合は、廃ガスタンクの廃ガス中の放射性物質の濃度を測定し、濃度の測定結果と排気流量により、別表第27に掲げる「常陽」の排気口における廃ガスタンクから放出される放射性物質の放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、第2項の測定結果並びに第3項及び第6項の放出結果を管理区域管理者及び放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長に通知する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>8 管理区域管理者は、「常陽」の排気口における放射性物質の放出量が別表第27に定める放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p>
<p>十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>(10) 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第10号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</u></p> <p>2) <u>国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p> <p>3) <u>試験炉規則第7条に基づく床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>4) <u>管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</u></p> <p>5) <u>管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</u></p> <p>6) <u>核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する行為（事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。</u> なお、この事項は、(12)又は(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7) <u>法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可において記載された内容を満足するよう、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。</u> なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業環境管理等 （放射線作業計画）</p> <p>第55条 管理区域内で作業を担当する課長（以下「作業担当課長」という。）は、放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合は、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、放射線作業計画を作成し、当該管理区域管理者及び放射線管理第1課長の同意を得る。</u></p> <p>2 前項の放射線作業計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 作業予定期間</p> <p>(2) 作業者名</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 作業場所</p> <p>(5) 放射線管理上の措置</p> <p>3 放射線管理第1課長は、第1項の同意を行う場合は、保護具、個人線量計の着用等の放射線管理上の条件を付すこと。</p> <p>（放射線作業の実施）</p> <p>第56条 放射線管理第1課長は、前条の作業において予測される、外部放射線に係る線量率、空気中の放射性物質濃度及び表面密度の状況から勘案し、放射線管理の要員を作業に立ち会わせる。</p> <p>（線量率等の測定）</p> <p>第57条 放射線管理第1課長は、管理区域において次の各号に掲げる項目について、別表第13に基づき測定する。ただし、第二種管理区域にあっては、第2号を省略することができる。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量率</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の濃度</p> <p>(3) 表面密度</p> <p>2 放射線管理第1課長は、前項の結果を当該管理区域管理者に通知する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8) <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>9) <u>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</u></p>	<p>（測定により異常を認めた場合の措置）</p> <p>第58条 放射線管理第1課長は、前条に定める測定の結果に異常を認めた場合は直ちに放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、直ちに施設管理統括者に指示し、立入制限、原因の調査、原因の除去等の措置を講じさせるとともに、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項に基づき講じた措置について放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止</p> <p>（線量限度）</p> <p>第59条 管理区域に立ち入る者の線量限度は、別表第14に定めるとおりとする。</p> <p>2 施設管理統括者は、原子炉施設の運転及び放射性物質の取り扱いに当たり、放射線業務従事者等の線量が前項に定める線量限度を超えないように被ばく管理上の措置を講じる。</p> <p>（緊急作業上の被ばく管理）</p> <p>第60条 所長は、緊急作業に従事する男子又は女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者に限る。）の放射線業務従事者を、その作業による線量が線量告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 施設管理統括者は、緊急作業を実施する場合は、部長、保安管理部長、放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者と協議し、緊急作業計画を立案し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長、保安管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に速やかに報告するとともに、部長</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>及び放射線管理部長に通知する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第2項の緊急作業に際して、緊急作業に係る線量について環境監視線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を所長、当該施設を所掌するセンター長、施設管理統括者、部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>5 施設管理統括者は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、線量告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>6 施設管理統括者は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>7 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>第2節 線量の評価 (外部被ばくによる線量の評価)</p> <p>第61条 環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者に係る線量について、別表第11(1)に従って評価する。</p> <p>(内部被ばくによる線量の評価)</p> <p>第62条 環境監視線量計測課長は、別表第15に従い、内部被ばくによる線量を評価する。ただし、第二種管理区域にのみ立入る者については省略することができる。</p> <p>(評価により異常を認めた場合の措置)</p> <p>第63条 環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者等が次の各号の一に該当し、又はそのおそれがある場合は、直ちに対象者が着用していた個人線量計等により外部被ばくによる線量を評価する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量が別表第16に定める要警戒の値を超え、又は超えるおそれがある場合。ただし、第55条に定める放射線作業計画であらかじめ計画されたものを除く。</p> <p>(2) 放射線業務従事者等に予期しない被ばくがあった場合</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、放射線業務従事者等で内部被ばくのおそれがある者が生じた場合は、全身測定又は排泄物測定による内部被ばく検査を行い、内部被ばくによ</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>る線量を評価する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前2項の評価の結果を記録し、放射線管理部長に報告する。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項に基づく報告を受けた場合は、その結果を施設管理統括者及び部長に通知する。</p> <p>5 放射線管理部長は、第3項の報告を受け、異常を認めた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>6 部長は、第4項の通知を受けたときは、課長を経由して本人に通知する。</p> <p>(線量の通知)</p> <p>第64条 環境監視線量計測課長は、第61条及び第62条の評価の結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、部長及び施設管理統括者に通知する。</p> <p>3 部長は、前項の通知を受けたときは、課長を経由して本人に交付する。</p> <p>第3節 被ばくに対する措置</p> <p>(被ばく原因の調査)</p> <p>第65条 放射線管理部長は、第63条第5項において異常を認めた場合は、施設管理統括者に指示して、被ばく原因を調査させ、再発防止等の措置を講じさせるとともに、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の調査の結果及び講じた措置について、放射線管理部長に通知する。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の通知を受けた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(管理区域内作業の制限)</p> <p>第66条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が別表第14に定める線量限度の値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告するとともに、施設管理統括者及び部長と作業の制限等の</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>措置について協議する。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の協議の結果に基づき、当該放射線業務従事者に対して作業制限を講じるとともに、所長、当該施設を所掌するセンター長、放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>第3章 環境監視 (周辺監視区域内外における線量率等の測定)</p> <p>第68条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第6.1に示す地点について、別表第17に掲げるところにより、線量率を測定する。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度を連続して測定する。</p> <p>【第4編 DCA管理】</p> <p>第2章 廃止措置管理 (「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)</p> <p>第86条の8 環境技術課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等(以下「資材等」という。)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて環境保全部長の承認を得る。</p> <p>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</p> <p>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</p> <p>(3) 適切な測定方法により「念のための放射線測定」を行い、汚染がないことを確認する。</p> <p>2 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめDCA廃止措置主任者及び放射線管理第1課長の同意を得る。</p> <p>3 環境技術課長は、第1項で承認を得た「放射性廃棄物でない廃棄物」について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講じる。</p>
<p>十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 ・試験炉規則第15条第2項第11号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p>	<p>【第2編 放射線管理】 (線量率等の測定)</p> <p>第57条 放射線管理第1課長は、管理区域において次の各号に掲げる項目について、別表第13に基づき測定する。ただし、第二種管理区域にあつては、第2号を省略す</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>1) <u>放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</u></p> <p>2) <u>放射線測定器の機能維持の方法等については、施設全体での管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>ることができる。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量率 (2) 空気中の放射性物質の濃度 (3) 表面密度</p> <p>2 放射線管理第1課長は、前項の結果を当該管理区域管理者に通知する。</p> <p>（放射線管理用機器の管理）</p> <p>第71条 放射線管理第1課長は、別表第19、別表第20の第1欄に掲げる放射線管理用機器の種類について、それぞれ該当する表の第3欄に掲げる台数を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、<u>第87条の4及び第135条の5に定める保全活動により、放射線管理用機器に異常を認めた場合は、修理あるいは代替品の手当て等の措置を講じる。ただし、モニター設置場所が窒素雰囲気の場合を除く。</u></p> <p>3 環境監視線量計測課長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器を備えつける。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、<u>前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</u></p> <p>5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p> <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）</p> <p>第77条 作業担当課長は、前条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、DCA廃液タンク及び「常陽」廃液タンク（原子炉付属建家廃液タンク、メンテナンス建家廃液タンク、第一使用済燃料貯蔵建家廃液タンク又は第二使用済燃料貯蔵建家廃液タンク）に貯留する。管理区域管理者は、廃液タンクに貯留された一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、DCAについては、専用の廃液運搬車を使用して、「常陽」については、廃液輸送管を使用して高速炉第1課長に引き渡す。なお、環境技術課長は、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物を大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に引き渡すことができる。</p> <p>2 高速炉第1課長は、液体廃棄物を廃棄物処理建家（以下「JWTF」という。）に受入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第25.2に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>3 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第1課長の承認を得る。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>4 放射線管理第1課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。ただし、DCAにおいては別表第25.3に掲げる濃度限度以下になること。</p> <p>(2) 一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第26に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>5 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p><u>6 管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第26に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>(気体状放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第78条 管理区域管理者は、気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を当該廃棄施設により、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、線量告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、DCAの排気口における排気中の放射性物質の濃度及び「常陽」の排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気口モニタによって、並びに「常陽」のアルゴン廃ガス処理設備出口における放射性物質の濃度をガスモニタによって連続的に測定する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、排気口における放射性物質の放出量が、別表第27に掲げる放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>4 高速炉第1課長は、第1項の気体廃棄物のうち、「常陽」の廃ガスについて、1立方センチメートルあたり1100ベクレル以上の場合、廃ガスタンクに貯留する。</p> <p>5 高速炉第1課長は、前項の貯留した廃ガスを廃棄する場合は、放射線管理第1課長の承認を受け廃棄する。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、前項の承認を行う場合は、廃ガスタンクの廃ガス中の放射性物質の濃度を測定し、濃度の測定結果と排気流量により、別表第27に掲げる「常陽」の排気口における廃ガスタンクから放出される放射性物質の放出管理目標値を超えないことを確認する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>7 放射線管理第1課長は、第2項の測定結果並びに第3項及び第6項の放出結果を管理区域管理者及び放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>8 管理区域管理者は、「常陽」の排気口における放射性物質の放出量が別表第27に定める放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p>
<p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p>	<p>(12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第12号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p><u>1) 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p><u>2) 新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。</u></p>	<p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬及び輸送 (周辺監視区域内運搬)</p> <p>第73条 周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)する課長(以下「内運搬担当課長」という。)は、あらかじめ運搬計画を作成し、「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者の同意を得るとともに当該部長の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号)第3条に定める量を超えない場合は、運搬計画書の作成を要しない。</p> <p>2 内運搬担当課長は核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬にあつては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 核燃料物質等を収納した容器(以下「運搬物」という。)の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 核燃料物質等は、同一の運搬機器に法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(5) 運搬物の運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の接近を制限すること。</p> <p>(6) 車両により運搬物を運搬する場合は運搬車両の走行制限速度を遵守するとともに、核物質防護上必要と認める場合は、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物及びこれを運搬する車両の適当な箇所に法令で定める標識を取り付けること。</p> <p>3 搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、次の各号に掲げる事項について放射線管理第1課長の確認を得る。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度が、別表第22に定める値を超えないこと。</p> <p>(2) 運搬物及び車両に係る線量率が、別表第23に定める値を超えないこと。</p> <p>4 内運搬担当課長は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>近の交通をしゃ断する等の必要な応急措置を講じるとともに、第23条に準じて直ちに通報する。</p> <p>(周辺監視区域外運搬)</p> <p>第74条 周辺監視区域外へ核燃料物質等を搬出する課長及び周辺監視区域外から搬入を受ける課長(以下「外運搬担当課長」という。)は、法第59条に基づく措置を講じるとともに、あらかじめ運搬計画を作成し、当該部長及び当該運搬を所掌するセンター長の確認、「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者の同意並びに所長の承認を受ける。</p> <p>2 外運搬担当課長は、搬出時においては核燃料物質等が収納された容器(以下「輸送物」という。)を管理区域外へ搬出するとき、搬入時においては輸送物を輸送車両から取卸したとき、それぞれ放射線管理第1課長に輸送物の線量率及び表面密度の測定を依頼する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び線量率について、それぞれ別表第22及び別表第24に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>【第4編 DCA管理】</p> <p>第4章 核燃料物質の管理</p> <p>(燃料の受払いに係る検査)</p> <p>第94条 環境技術課長は、燃料の受払いを行う場合は、外観、数量及び表面密度の検査を行い、その結果を環境保全部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、前項に係る表面密度の測定を行い、その結果を環境技術課長に通知する。</p> <p>3 環境技術課長は、第1項の検査結果に異常を認めた場合は、原因調査のための措置を講じる。</p> <p>(燃料の運搬)</p> <p>第95条 環境技術課長は、燃料を運搬する場合は、いかなる場合においてもこれが臨界に達することがないように処置する。</p> <p>(燃料の貯蔵)</p> <p>第95条の2 環境技術課長は、燃料を貯蔵する場合は、いかなる場合においてもこれが臨界に達することがないように処置する。</p> <p>2 環境技術課長は、燃料を貯蔵するときは、別表第30.1第1欄に掲げるそれぞれの貯蔵施設に、同表第2欄から第5欄までに掲げるそれぞれの核燃料物質についての</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>最大貯蔵能力を超えないように貯蔵する。</p> <p>3 環境技術課長は、貯蔵施設に燃料貯蔵施設であることを表示するとともに、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>(燃料の取扱い)</p> <p>第96条 環境技術課長は、燃料を取り扱う場合は、別表第30.2に掲げる最大取引量を超えて取り扱ってはならない。</p>
<p>十三 放射性廃棄物の廃棄 (工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>(13) 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第13号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3) 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p> <p>7) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第3章 環境監視</p> <p>(周辺監視区域内外における線量率等の測定)</p> <p>第68条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第6.1に示す地点について、別表第17に掲げるところにより、線量率を測定する。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度を連続して測定する。</p> <p>(環境監視に係る措置)</p> <p>第70条 環境監視線量計測課長は、第68条第1項に定める測定の結果について、異常を認めた場合は、放射線管理第1課長と協議し、原因の調査等の措置を講じるとともに、放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合で、その原因が施設に起因する事象の場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置施設保安主務者に報告するとともに、施設管理統括者に通知する。</p> <p>【第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理】</p> <p>第2章 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第75条 作業担当課長は、固体廃棄物の搬出を行う際は、別表第25.1に掲げるところに従い、線量率又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等(以下「所定の容器」という。)に収納し、それぞれの所定の容器に廃棄物の内容、主な核種とその量、線量率を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項の所定の容器を環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 作業担当課長は、固体廃棄物貯蔵庫等及びDCAの保管廃棄施設について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 可燃性の固体廃棄物については、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。</p> <p>(2) 汚染拡大防止が必要なものについてはビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で包装する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(3) 固体廃棄物貯蔵庫等及びDCAの保管廃棄施設の巡視を実施する。</p> <p>(4) 固体廃棄物貯蔵庫等及びDCAの保管廃棄施設又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</p> <p>4 高速炉第2課長は、メンテナンス建家の固体廃棄物貯蔵設備にナトリウムを内包する機器等を貯蔵する場合は、機器内部に不活性ガスを封入する等ナトリウムの反応を防止する措置を講じるとともに、保管状況について毎月1回以上点検する。</p> <p>5 DCAの保管廃棄施設の位置は別図第2に定めるとおりとする。</p> <p>(廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として引き渡す際の措置)</p> <p>第75条の2 作業担当課長は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として搬出する際は、別表第25.1に掲げるところに従い、線量率又は放射性物質の含有量に応じ分類したのち、所定の容器に収納し、それぞれの所定の容器に廃棄物の仕掛品の内容、主な核種とその量、線量率を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項の所定の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>(液体廃棄物の容器による廃棄)</p> <p>第76条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第25.2により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量率を明示する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項の容器を環境技術課長に引き渡す。</p> <p>(廃液タンクの液体廃棄物の廃棄)</p> <p>第77条 作業担当課長は、前条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、DCA廃液タンク及び「常陽」廃液タンク（原子炉付属建家廃液タンク、メンテナンス建家廃液タンク、第一使用済燃料貯蔵建家廃液タンク又は第二使用済燃料貯蔵建家廃液タンク）に貯留する。管理区域管理者は、廃液タンクに貯留された一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、DCAについては、専用の廃液運搬車を使用して、「常陽」については、廃液輸送管を使用して高速炉第1課長に引き渡す。なお、環境技術課長は、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物を大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に引き渡すことができる。</p> <p>2 高速炉第1課長は、液体廃棄物を廃棄物処理建家（以下「JWTF」という。）に受入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>表第25.2に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>3 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第1課長の承認を得る。</p> <p>4 放射線管理第1課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。ただし、DCAにおいては別表第25.3に掲げる濃度限度以下になること。</p> <p>(2) 一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第26に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>5 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p><u>6 管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第26に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>(気体状放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第78条 管理区域管理者は、気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を当該廃棄施設により、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、線量告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、DCAの排気口における排気中の放射性物質の濃度及び「常陽」の排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気口モニタによって、並びに「常陽」のアルゴン廃ガス処理設備出口における放射性物質の濃度をガスモニタによって連続的に測定する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、排気口における放射性物質の放出量が、別表第27に掲げる放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>4 高速炉第1課長は、第1項の気体廃棄物のうち、「常陽」の廃ガスについて、1立方センチメートルあたり1100ベクレル以上の場合、廃ガスタンクに貯留する。</p> <p>5 高速炉第1課長は、前項の貯留した廃ガスを廃棄する場合は、放射線管理第1課長の承認を受け廃棄する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>6 放射線管理第1課長は、前項の承認を行う場合は、廃ガスタンクの廃ガス中の放射性物質の濃度を測定し、濃度の測定結果と排気流量により、別表第27に掲げる「常陽」の排気口における廃ガスタンクから放出される放射性物質の放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、第2項の測定結果並びに第3項及び第6項の放出結果を管理区域管理者及び放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>8 管理区域管理者は、「常陽」の排気口における放射性物質の放出量が別表第27に定める放出管理目標値を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>(放射性廃棄物の排出に伴う措置)</p> <p>第79条 放射線管理第1課長は、一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質が別表第26に定める放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合は、速やかに放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、気体廃棄物が別表第27に定める放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合には、速やかに放射線管理部長に報告する。</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項又は第2項の報告を受けた場合は、施設管理統括者に指示し、速やかに廃棄物に含まれる放射性物質の放出量の制限及び廃棄の方法等の改善措置を講じさせるとともに、所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置施設保安主務者に報告する。</p> <p>4 施設管理統括者は、前項で定める措置を講じた場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長、放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置施設保安主務者に報告する。</p> <p>5 放射線管理部長は、第1項又は第2項の報告を受けた場合は、周辺監視区域内外における線量の評価を環境監視線量計測課長に指示する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の指示を受けあらかじめ定められた評価方法により評価し、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>7 放射線管理部長は、前項に定めるところにより、評価した結果が周辺監視区域外における線量目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めた場合は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置施設保安主務者に報告するとともに、施設管理統括者に通知する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>8 所長は、前項の報告を受けた場合は、放射線管理部長及び施設管理統括者に指示し、廃棄の抑制等の拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 (放射性廃棄物の発生量の推定等)</p> <p>第81条 環境技術課長は、毎年度、当該年度に先立ち、固体及び液体廃棄物の発生量を推定し、廃棄物管理施設に引き渡す予定のものの種類及び数量を環境保全部長に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第81条の2 作業担当課長は、廃棄物の仕掛品について、所定の容器に収納する。</p> <p>2 作業担当課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</p> <p>3 作業担当課長は、第1項において、所定の容器が可燃性のときは、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。</p> <p>4 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>5 作業担当課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>6 作業担当課長は、第1項並びに第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品については、環境技術課長に引き渡すまでの間、廃棄物の仕掛品の保管場所又は固体廃棄物として固体廃棄物貯蔵庫等に保管する。</p> <p>7 前項の廃棄物の仕掛品の保管場所は、別図第3.3及び別図第3.14に定めるとおりとする。</p> <p>8 作業担当課長は、第6項において、所定の容器が可燃性のとき及び第4項の措置を講じたフィルタは、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。</p> <p>9 作業担当課長は、第7項に定める廃棄物の仕掛品の保管場所について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛品の保管場所の巡視を実施する。</p> <p>(2) 廃棄物の仕掛品の保管場所又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</p> <p>(放射性廃棄物の引渡しに当たっての措置)</p> <p>第82条 環境技術課長は、作業担当課長から引き渡された固体廃棄物及び第76条に</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 放射性廃棄物が別表第25.1及び別表第25.2に掲げる線量率又は放射性物質含有量又は放射性物質濃度の基準に従って、分類並びにそれらの表示がなされていることを確認すること。</p> <p>(2) アルファ線を放出する放射性物質を含むものにおいては、放射性廃棄物に含まれるアルファ線を放出する放射性物質の含有量が表示されていることを確認すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設に運搬する場合は、専用の運搬車で行うとともに、引き渡し数量、内容物、線量率等の表示を確認して廃棄物管理施設に引き渡すこと。</p> <p>2 高速炉第1課長及び環境技術課長は、管理区域管理者から引き渡された第77条に定める液体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡す場合には、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 液体廃棄物が別表第25.2に掲げる放射性物質濃度の基準に従って、分類されていることを確認すること。</p> <p>(2) 廃液タンクに貯留された液体廃棄物を引き渡し先に移送する場合は、DCAにおいては専用の廃液運搬車、「常陽」においては廃液輸送管により行うこと。ただし、廃液輸送管によって移送する液体廃棄物の放射性物質の濃度については、別表第25.2に掲げる液体廃棄物Aの濃度の基準に従うものとする。</p> <p>(3) 液体廃棄物を引き渡す場合は、引き渡し量、放射性物質の濃度、主な核種等を確認すること。</p> <p>3 高速炉第1課長及び環境技術課長は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときは、当該廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理施設に送付する。</p> <p>(廃棄物一時保管場所の指定)</p> <p>第83条 施設管理統括者は、固体廃棄物及び第76条に定める液体廃棄物を一時的に保管するため、当該施設の管理区域内に廃棄物一時保管場所を指定する。</p>
<p>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>(14) 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第14号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成するこ</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第3のとおり策定する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>とが定められていること。</p> <p>3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（事業所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。</p> <p>4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>a) 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>b) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>(2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照）</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>第4章 保安教育訓練 （保安訓練）</p> <p>第21条 所長は、別表第8（1）に掲げる総合的な訓練を実施する。なお、総合的な訓練は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>2 施設管理統括者は、原子炉施設に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第8（2）に掲げる保安訓練を実施する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第8（3）に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、毎年度</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>1 回以上、訓練を実施する。</p> <p>6 前項の訓練は、第 1 項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができ る。</p> <p>第 5 章 非常の場合に講ずべき処置 第 1 節 事前の措置 (事前措置)</p> <p>第 2 2 条 所長は、別表第 2 に定める非常事態に備え、あらかじめ次の各号に掲げる措 置を講じる。</p> <p>(1) 現地対策本部組織及び要員の確保 (2) 必要な通信連絡機器、保護具、放射線測定器、地図、図面等の準備及び整備 (3) 大洗研究所(南地区)内外及び関係機関との通報連絡系統の確立 (4) 大洗研究所(南地区)周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響 範囲等の事前調査及びその資料の整備 (5) 医療機関の確保</p> <p>2 所長は、前項第 1 号の要員のうちから緊急作業に従事する放射線業務従事者につい て、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認したうえで、選定する。</p> <p>(1) 第 2 0 条第 6 項に定める教育を受けたうえで、緊急作業に従事する意思がある旨 を理事長に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について 2 5 0 m S v を線量限度とする緊急作業に従事する放射線業 務従事者は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災管理者、副原子力防 災管理者又は原子力防災要員であること。</p> <p>第 2 節 非常事態における活動 (通報及び応急措置)</p> <p>第 2 3 条 原子炉施設に関し異常が発生したことを発見した者は、施設管理者又は当直 長へ通報する。</p> <p>2 施設管理者又は当直長は、前項の通報を受けた場合は、その拡大を防止するための 措置を講じるとともに、その状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると 判断した場合は、直ちに所長が指名する連絡責任者及び施設管理統括者に通報する。</p> <p>3 前項の通報を受けた施設管理統括者は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター 長、保安管理部長、放射線管理部長及び「常陽」にあっては常陽原子炉主任技術者、 D C A にあっては D C A 廃止措置主任者に通報する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第24条 所長は、前条第3項の通報を受け、その事態が非常事態であると判断した場合は、直ちに現地対策本部を設置する。</p> <p>2 現地対策本部の本部長には、所長をもってあてる。</p> <p>(理事長及び関係機関への通報)</p> <p>第25条 現地対策本部長は、非常事態となった場合、理事長へ通報するとともに、あらかじめ定められた関係機関へ通報する。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第26条 現地対策本部は、人命の救助、<u>避難</u>、事故の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。</p> <p>(非常事態の解除)</p> <p>第27条 現地対策本部長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に関する防護活動が終了したと判断した場合は、非常事態を解除し、現地対策本部を解散する。</p> <p><u>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</u></p> <p>第28条 <u>原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</u></p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止</p> <p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第60条 所長は、緊急作業に従事する男子又は女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者に限る。）の放射線業務従事者を、その作業による線量が線量告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 施設管理統括者は、緊急作業を実施する場合は、部長、保安管理部長、放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者と協議し、緊急作業計画を立案し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>はこの限りでない。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長、保安管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に速やかに報告するとともに、部長及び放射線管理部長に通知する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第2項の緊急作業に際して、緊急作業に係る線量について環境監視線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を所長、当該施設を所掌するセンター長、施設管理統括者、部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>5 施設管理統括者は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、線量告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>6 施設管理統括者は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>7 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>【第4編 DCA管理】</p> <p>第3章 施設管理</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第93条 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備について、警報装置が作動した場合、異常の有無を点検する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、前項において異常を認めた場合は、その旨を環境技術課長に通知する。</p> <p>3 環境技術課長は、第1項で異常を認めた場合及び前項の通知を受けた場合は、その旨を環境保全部長に報告する。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の報告が別表第29の左欄（1）から（2）のいずれかに該当する場合は、その旨をDCA廃止措置主任者、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>（地震時の措置）</p> <p>第93条の2 震度4以上の地震が発生した場合は、環境技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備について、点検する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合における試験研究用等原子炉施設の機能の保安に関する措置に関すること。</p>	<p>(15) 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保安に関する措置 <u>・試験炉規則第15条第2項第15号</u> <u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p>1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>a) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 <u>可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</u></p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） <u>当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</u></p> <p>b) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>d) その他必要な機能を維持するための活動を行うために</p>	<p>2 放射線管理第1課長は、環境技術課長に前項の点検結果を通知する。 3 環境技術課長は、前2項の点検結果を環境保全部長に報告する。</p> <p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。 c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。 d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。 e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。 《以下省略》</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第3のとおり策定する。 (2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。 (3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p><u>必要な体制を整備すること。</u></p>	<p>d) <u>業務・原子炉施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>e) <u>業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照）</u></p> <p>(5) <u>業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援する他の業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第1節 事前の措置 (事前措置)</p> <p>第22条 所長は、別表第2に定める非常事態に備え、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 現地対策本部組織及び要員の確保</p> <p>(2) 必要な通信連絡機器、保護具、放射線測定器、地図、図面等の準備及び整備</p> <p>(3) 大洗研究所（南地区）内外及び関係機関との通報連絡系統の確立</p> <p>(4) 大洗研究所（南地区）周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p>(5) 医療機関の確保</p> <p>2 所長は、前項第1号の要員のうちから緊急作業に従事する放射線業務従事者について、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認したうえで、選定する。</p> <p>(1) 第20条第6項に定める教育を受けたうえで、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災管理者、副原子力防災管理者又は原子力防災要員であること。</p> <p>第2節 非常事態における活動 (通報及び応急措置)</p> <p>第23条 原子炉施設に関し異常が発生したことを発見した者は、施設管理者又は当直長へ通報する。</p> <p>2 施設管理者又は当直長は、前項の通報を受けた場合は、その拡大を防止するための</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>措置を講じるとともに、その状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長が指名する連絡責任者及び施設管理統括者に通報する。</p> <p>3 前項の通報を受けた施設管理統括者は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長、保安管理部長、放射線管理部長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に通報する。</p> <p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第24条 所長は、前条第3項の通報を受け、その事態が非常事態であると判断した場合は、直ちに現地対策本部を設置する。</p> <p>2 現地対策本部の本部長には、所長をもってあてる。</p> <p>(理事長及び関係機関への通報)</p> <p>第25条 現地対策本部長は、非常事態となった場合、理事長へ通報するとともに、あらかじめ定められた関係機関へ通報する。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第26条 現地対策本部は、人命の救助、避難、事故の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。</p>
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p> <p>十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任</p>	<p>(16) <u>試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</u></p> <p>・試験炉規則第15条第2項第16号及び第17号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</u></p> <p>2) <u>試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</u></p> <p>3) <u>事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</u></p> <p>4) <u>特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の</u></p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 <u>品質マネジメント計画</u></p> <p>4.2.4 <u>記録の管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p>第7章 記録及び報告</p> <p>(記録及び保存)</p> <p>第31条 原子炉施設の保安に関する記録事項を、試験炉規則第6条に基づき別表第9.1及び別表第9.2に示すところにより記録し保存する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>者への報告を含む。)に関する こと。</p>	<p>事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、<u>経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</u></p> <p>5) <u>当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</u></p>	<p>2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、<u>第13条「4.2.4 記録の管理」</u>に基づき記録し保存する。</p> <p>（故障等の報告）</p> <p>第32条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、試験炉規則第16条の14に定める事象が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び「常陽」にあつては常陽原子炉主任技術者、DCAにあつてはDCA廃止措置主任者に報告する。</p> <p>2 所長は、前項に掲げる事象が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。</p>
<p>十八 試験研究用等原子炉施設等の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）</p>	<p><u>(17) 試験研究用等原子炉施設の施設管理</u></p> <p>・試験炉規則第15条第2項第18号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>施設管理の方針の策定、施設管理の目標の策定、施設管理実施計画の策定・実施、これらの評価・改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）)を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）。</u></p> <p>2) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研原子炉施設保安規定第1編（総則）】</p> <p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、試験研究用等原子炉の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第1号から第4号までの定めに従って、<u>原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保安活動を実施する。</u></p> <p>《以下省略》</p> <p>（定義）</p> <p>第3条《途中省略》</p> <p>(23) 「保安活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(24) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(25) 「廃止措置対象施設」とは、法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画（同条第3項において読み替えて準用する法第12条の6第3項又は第5項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>措置の対象となる原子炉施設をいう。</p> <p>(26) 「性能維持施設」とは、廃止措置対象施設において、廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（設備・機器）をいう。</p> <p>(27) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう（廃止措置対象施設においては性能維持施設に限る。）、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(28) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標（廃止措置対象施設以外にあっては、施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(29) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(30) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項、原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(31) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>《以下省略》</p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 <u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p>第70条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理用機器について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。</p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p>第70条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、常陽原子炉主任技術者又はDCA廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。</p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第70条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を整理し</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>た設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p>(1) <u>原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>4 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、常陽原子炉主任技術者又はDCA廃止措置主任者の同意を得る。</u></p> <p>5 <u>環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第70条の5 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第70条の6 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p> <p><u>(放射線管理用機器の管理)</u></p> <p>第71条 <u>放射線管理第1課長は、別表第19、別表第20の第1欄に掲げる放射線管理用機器の種類について、それぞれ該当する表の第3欄に掲げる台数を備えつける。</u></p> <p>2 <u>放射線管理第1課長は、第87条の4及び第135条の5に定める保全活動により、放射線管理用機器に異常を認めた場合は、修理あるいは代替品の手当て等の措置を講じる。ただし、モニター設置場所が窒素雰囲気の場合を除く。</u></p> <p>3 <u>環境監視線量計測課長は、別表第17に掲げる放射線管理用機器を備えつける。</u></p> <p>4 <u>環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線管理用機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</u></p> <p>5 <u>環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</u></p> <p>【第4編 DCA管理】</p> <p>第3章 施設管理</p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p>第87条 <u>環境保全部長は、放射線管理部長と協議のうえ、「DCA」について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定し、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。</u></p> <p>2 <u>環境保全部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p><u>第87条の2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 環境技術課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）をとりまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を受ける。これを変更する場合も、同様とする。</u></p> <p><u>3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、DCA廃止措置主任者の同意を得る。</u></p> <p><u>4 環境技術課長は、第2項の承認を受けた場合は、放射線管理第1課長に通知する。</u></p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p><u>第87条の3 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を記載した施設管理実施計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>(3) 原子炉施設の巡視に関すること。</u></p> <p><u>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p><u>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処理を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p><u>2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p><u>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にあ</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>る場合は、第85条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態にある期間とその内容を示したうえで、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 環境技術課長は、第1項から第3項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>5 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、DCA廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>6 環境技術課長は、第4項の承認を得た場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第87条の4 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第87条の5 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p><u>(巡視)</u></p> <p>第88条 環境技術課長は、次の各号に掲げる設備を毎日1回以上（機構の休日を除く。）巡視し、異常のないことを確認する。また、機構の休日の場合は1日1回以上施設を巡視し異常のないことを確認する。</p> <p>(1) 非常用電源設備及び一般電源設備</p> <p>(2) 炉室系統の給排気設備</p> <p>(3) 炉室以外の管理区域系統の給排気設備</p> <p>2 環境技術課長は、前項において異常を認めた場合は、その旨を環境保全部長に報告する。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の報告を受けた場合は、DCA廃止措置主任者に報告するとともに、第32条に規定する故障等に至るおそれがあると認めた場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(定期事業者検査)</p> <p>第90条 原子力施設検査室長は、「DCA」の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、DCA廃止措置主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理の目標（第87条の2の規定により策定した場合に限る。）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、DCA廃止措置主任者の確認を得る。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境技術課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 環境技術課長は、前項の通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、第4項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第91条 環境技術課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 環境技術課長は本体施設等、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、環境保全部長の同意を得る。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>3 環境保全部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、DCA廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第91条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、DCA廃止措置主任者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査実施(受検)計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、DCA廃止措置主任者の確認を得る。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境技術課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 環境技術課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、第4項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>(保守結果の通知等)</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>第92条 環境技術課長は、第90条の定期事業者検査を終了したとき、第91条第2項の修理及び改造計画に基づく作業及び前条の使用前事業者検査を終了したときは、<u>その結果をとりまとめ、環境保全部長に報告するとともに、関係する課長に通知する。</u></p> <p>2 環境保全部長は、前条第5項及び前項の報告を受けたときは、DCA廃止措置主任者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p>
<p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>(18) 保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第19号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p> <p>(5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見 (8. 2. 1項参照)</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8. 2. 3項及び8. 2. 4項参照)</u></p> <p>c) <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8. 2. 3項及び8. 2. 4項参照)</u></p> <p>d) <u>供給者の能力 (7. 4項参照)</u></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4. 2. 4項参照)。</u></p>
<p>二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>(19) <u>不適合発生時の情報の公開</u></p> <p><u>・試験炉規則第15条第2項第20号</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p>1) <u>試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</u></p> <p>2) <u>情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</u></p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>(5) <u>所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>二十一 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>(20) <u>廃止措置の管理</u></p> <p>・ <u>試験炉規則第15条第2項第21号</u></p> <p><u>廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</u></p>	<p>【第4編 DCA管理】</p> <p>第1章 <u>通則</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第84条 <u>この編は、DCA廃止措置計画の第3段階(原子炉本体の解体撤去)及び第4段階(原子炉建屋等の解体撤去等)に適用する。</u></p> <p>(恒久停止措置)</p> <p>第84条の2 <u>環境技術課長は、恒久停止措置として、炉心タンクから燃料を全て抜き取り、炉心タンクに封印蓋を取り付け、燃料を装荷できないようにし、計測制御系統施設の機能停止、並びに起動用中性子源を取り外した状態とする。前条の第3段階のうち、炉心タンクの解体撤去を行う場合は、封印蓋を取り外した後に実施する。</u></p> <p>(年間管理計画)</p> <p>第85条 <u>環境技術課長は、次の各号に掲げる事項を記載した年間管理計画書を作成</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>し、放射線管理第 1 課長と協議のうえ、環境保全部長の確認を受ける。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) <u>定期事業者検査</u>の対象となる設備・機器等の名称、検査項目、予定期間及び検査の実施体制</p> <p>2 環境保全部長は、前項に定める年間管理計画書について、環境センター長の承認を得る。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認を得る場合は、あらかじめ D C A 廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>4 環境センター長は、第 2 項の承認をしたときは所長へ報告する。</p> <p><u>第 2 章 廃止措置管理</u> <u>(対象施設・設備等の維持管理)</u></p> <p><u>第 8 6 条 環境技術課長は、解体撤去工事又は核燃料物質等による汚染の除去工事を行う場合は、残存する各施設・設備のうち、原子炉施設外への放射性物質の放出抑制、放射性物質の処理処分、放射線業務従事者の放射線被ばくの低減に必要な設備等、廃止措置期間中に機能を維持すべき施設・設備については、解体撤去の各過程に応じて要求される機能を維持する。</u></p> <p>2 <u>環境技術課長は、放射化している炉心及びその周辺部に設置されている機器並びに炉室建屋等の構造物、放射化した腐食生成物等及びトリチウムにより汚染している炉心タンク、炉内構造物、重水系設備等について、第 8 6 条の 9 第 2 項に基づく措置を完了するまで放射性物質の漏えい防止及び拡散防止の機能が維持されていることを確認する。</u></p> <p><u>(汚染状況等の調査)</u></p> <p><u>第 8 6 条の 2 環境技術課長は、次条に基づく廃止措置作業の計画の策定に資するため、必要に応じて汚染状況等の調査を実施することができる。</u></p> <p>2 <u>環境技術課長は、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究を実施するに当たっては、次条の廃止措置作業の計画に基づく工事並びに第 8 6 条の 9 に基づき管理する施設に影響を与えないことを確認する。</u></p> <p><u>(廃止措置作業の計画)</u></p> <p><u>第 8 6 条の 3 環境技術課長は、廃止措置計画に基づき工事を実施しようとするときは、工事件名ごとに工事対象範囲の汚染の状況の確認を行った上で、次の各号に掲げる項目を記載した「廃止措置作業の計画」を策定する。</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(1) 工事件名</p> <p>(2) 対象施設・設備名</p> <p>(3) 工事場所</p> <p>(4) 工事期間</p> <p>(5) 工事内容</p> <p>(6) 工事方法</p> <p>(7) 工程表</p> <p>(8) 工事体制</p> <p>(9) 放射線管理及び安全確保対策</p> <p>イ 漏えい及び拡散防止対策</p> <p>ロ 被ばく低減対策</p> <p>ハ 事故防止対策</p> <p>(10) 放射性廃棄物及び解体物撤去等の管理</p> <p>2 環境技術課長は、前項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たっては、廃止措置計画に記載する廃止措置の基本方針及び解体撤去に係る安全確保対策を考慮する。</p> <p>3 環境技術課長は、第1項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たっては、工事を必要に応じて分割又は統合することができる。分割又は統合する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策に影響がないことを確認する。</p> <p>4 環境技術課長は、第1項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たり、工事中に解体物撤去等を一時保管（仮置き）する場合は、管理方法について記載する。</p> <p>5 環境技術課長は、汚染の除去工事を廃止措置対象施設の解体撤去工事において実施する場合は、解体撤去の廃止措置作業の計画に含めることができる。</p> <p>6 環境技術課長は、解体撤去工事及び汚染の除去工事において、廃止措置計画に定める廃止措置のための装置を導入する場合は、廃止措置作業の計画に安全対策の設計方針及び仕様を記載する。</p> <p>(工事の実施)</p> <p>第86条の4 環境技術課長は、前条で定めた廃止措置作業の計画に基づき工事を実施する。</p> <p>2 環境技術課長は、廃止措置作業の計画の安全確保対策に支障が生じた場合は、工事を中断する。工事の再開に当たっては、生じた支障を解除するか、又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認する。この場合において、代替措置を講じるときは、DCA廃止措置主任者の確認を得る。</p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p><u>(工事完了の報告)</u></p> <p><u>第86条の5 環境技術課長は、第86条の3で定めた廃止措置作業の計画に基づく工事が完了した場合には、環境保全部長及びDCA廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理第1課長等に通知する。</u></p> <p><u>2 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告する。</u></p> <p><u>(廃止措置のために導入する装置)</u></p> <p><u>第86条の6 環境技術課長は、第86条の3の廃止措置のために導入する装置については、第91条を準用する。この場合において、同条中「修理及び改造」とあるのは「導入」と読み替える。</u></p> <p><u>2 前項の装置の導入に当たっては、日本産業規格等の規格及び規準に準拠するとともに、必要に応じて放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じる。</u></p> <p><u>(管理区域内の解体撤去物等の区分)</u></p> <p><u>第86条の7 環境技術課長は、第86条の3で定めた廃止措置作業の計画に基づく工事において、管理区域内で発生した解体撤去物等については第3編第2章及び第86条の8に基づき区分するとともに、廃棄物管理施設に引き渡す前のものについては第3編第2章に基づき管理する。</u></p> <p><u>2 環境技術課長は、前項の解体撤去物等を廃棄物管理施設に引き渡す場合は、第3編第3章第82条に定める廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理に従い措置する。</u></p> <p><u>(「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理)</u></p> <p><u>第86条の8 環境技術課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて環境保全部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</u></p> <p><u>(3) 適切な測定方法により「念のための放射線測定」を行い、汚染がないことを確認する。</u></p>

試験炉規則	廃止措置段階の試験炉保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>2 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめDCA廃止措置主任者及び放射線管理第1課長の同意を得る。</p> <p>3 環境技術課長は、第1項で承認を得た「放射性廃棄物でない廃棄物」について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講じる。</p> <p>(設備の保安管理)</p> <p>第86条の9 第86条の6に定める装置については、第87条の3に準じて所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を作成し、第87条の4に準じて保全活動を実施する。</p> <p>2 環境技術課長は、供用を終了した設備のうち、放射性物質が系統内に残存する場合は、その状況を把握し、解体撤去工事の着手までに系統の隔離、密封、機器の電源隔離等の適切な措置を講じるとともに、系統内に残存する放射性気体及び放射性液体を除去する措置を講じる。</p> <p>3 環境技術課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備について、前項に基づく措置を完了した場合は、環境保全部長及びDCA廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告する。</p>
<p>二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>(21) その他必要な事項</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第22号</p> <p><u>前各項に加えて、以下の内容を定めていること。</u></p> <p>1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、<u>試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による<u>災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の大洗研究所（以下「大洗研究所」という。）（南地区）において、原子炉施設の保安に関する基本的事項を定め、大洗研究所（南地区）における核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止することを目的とする。</p>

保安規定審査基準と保安規定改定案の対比表 (廃棄物管理施設)

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、廃棄物管理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第34条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</u></p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u> ・<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないこと</u> <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p><u>ただし、廃棄物管理規則第34条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設</u></p>	<p>○建設段階の固体廃棄物減容処理施設に係る記載の追加事項</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第3条《途中省略》</p> <p><u>(18) 「建設段階」とは、新設建家の建設、付帯設備の工事、設備機器の設計、製作、それらの検査、試運転、許認可等の業務を実施している段階をいう。</u></p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>(職務)</p> <p>第6条《途中省略》</p> <p><u>(22) 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の建設段階における試運転、施設管理及び検査に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>第3章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第17条 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</u></p> <p>(要員の配置)</p> <p>第18条 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操作するときは、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。</u></p> <p>第5節 異常時の措置</p> <p>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第30条 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1項の規定により所掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間外通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ち</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p><u>定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</u></p>	<p>に通報しなければならない。</p> <p><u>3 減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p><u>4 放射線管理第2課長は、第2項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p><u>5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p><u>6 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p><u>7 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、減容処理施設準備室長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p><u>8 環境保全部長又は放射線管理部長は、第6項及び前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>第7章 保守管理 <u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p><u>第99条の3 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p><u>(5) 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>(6) 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関する<u>こと。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 廃棄物管理課長は所掌する施設について、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。減容処理施設準備室長は所掌する施設に関する第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第99条の4 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第99条の5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。減容処理施設準備室長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p><u>(修理及び改造)</u></p> <p>第102条 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ統括する部長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>3 環境保全部長は、前項に同意した場合は、センター長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 センター長は、前項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、第2項に同意した場合は、環境保全部長の同意を得たのちに、所長の承認を得なければならない。</p> <p>6 センター長及び所長は、第3項及び前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>8 放射線管理第2課長は、第5項の承認を得た場合は、修理及び改造をする設備等が設置されている施設を管理する課長に通知しなければならない。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第102条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p style="text-align: center;"><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、それぞれ統括する部長に報告しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(保守結果の通知等)</p> <p><u>第103条 廃棄物管理課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p><u>2 放射線管理第2課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第102条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第102条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p><u>4 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</u></p> <p><u>5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、廃棄物取扱主任者に通知するとともに、所長及びセンター長に報告しなければならない。</u></p> <p>第8章 異常時の通報</p> <p style="text-align: center;">(異常を発見した者の通報)</p> <p><u>第105条 廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)に係る異常を発見した者は、廃棄物管理課長へ直ちに通報しなければならない。廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設)に係る異常を発見した者は、減容処理施設準備室長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p><u>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。減容処理施設準備室長は、前項の通報を</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p><u>受けたときは環境保全部長へ通報しなければならない。</u></p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>別表第12-1 記録及び保存 (減容処理施設準備室長の追加)</p> <p>別図第2-1 大洗研究所の廃棄物管理施設の保安管理組織図 (減容処理施設準備室長の追加)</p> <p>別図第6-33 周辺監視区域及び空気吸収線量率等測定点 (固体廃棄物減容処理施設の追加)</p>
<p>(保安規定)</p> <p>第三十四条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p><u>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p><u>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</u></p>	<p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務 (職務)</p> <p>第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。 《以下省略》</p> <p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別表第2の2-3に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル(一次文書)</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画</u></p> <p><u>廃棄物管理施設品質マネジメント計画書(以下「施設品質マネジメント計画書」という。)</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書(二次文書)及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書(三次文書)及び記録</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改</p>	<p>第2章の2 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第13条の2 廃棄物管理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃棄物管理施設の事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質マネジメント計画は、廃棄物管理施設における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）」に従って、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>3. 定義</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p><u>善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物管理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</u></p> <p><u>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</u></p> <p><u>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</u></p> <p><u>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</u></p>	<p>4.1 一般要求事項</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<ul style="list-style-type: none"> 7.2.3 外部とのコミュニケーション 7.3 設計・開発 <ul style="list-style-type: none"> 7.3.1 設計・開発の計画 7.3.2 設計・開発へのインプット 7.3.3 設計・開発からのアウトプット 7.3.4 設計・開発のレビュー 7.3.5 設計・開発の検証 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 7.3.7 設計・開発の変更管理 7.4 調達 <ul style="list-style-type: none"> 7.4.1 調達プロセス 7.4.2 調達要求事項 7.4.3 調達製品等の検証 7.5 業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> 7.5.1 個別業務の管理 7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ 7.5.4 組織外の所有物 7.5.5 調達製品の保存 7.6 監視機器及び測定機器の管理 8. 評価及び改善 <ul style="list-style-type: none"> 8.1 一般 8.2 監視及び測定 <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 改善 <ul style="list-style-type: none"> 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置
三 廃棄物管理施設の	廃棄物管理規則第34条第1項第3号	第2章 保安管理体制

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
<p>操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第1節 組織及び職務 （保安管理組織）</p> <p>第5条 廃棄物管理施設の保安管理組織は、第6条第2項に掲げる者、廃棄物取扱主任者及び第2節に掲げる委員会等で構成し、別図第2-1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物管理施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>（1）理事長は、機構における廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>（2）統括監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める監査プロセスの業務を行う。</p> <p>（3）安全・核セキュリティ統括部長は、理事長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査、その他保安に関する企画及び総合調整等に関する業務を行うとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める本部（監査プロセスを除く。）における業務を行う。</p> <p>（4）契約部長は、調達業務における調達先の評価、選定に係る基準を定めるとともに、本部における廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>（5）大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統理するとともに、大洗研究所における管理責任者として第13条の2 5.5.2管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>（6）所長は、大洗研究所の廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統括する。</p> <p>（7）<u>原子力施設検査室長は、第10条に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>（8）センター長は、所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長の行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。</p> <p>（9）環境保全部長は、環境計画課長、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設（第12号の規定により放射線管理部長がその管理を統括する放射線管理施設を除く。）の管理を統括する。</p> <p>（10）管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>（11）保安管理部長は、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長及び核物質管理課長が行う業務を統括する。また、必要に応じセンター長及び各部長に対して品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行う。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(12) 放射線管理部長は、環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設のうち放射線管理施設に係る管理を統括する。</p> <p>(13) 環境計画課長は、環境保全部長が行う統括に関する業務を補佐する。</p> <p>(14) 調達課長は、大洗研究所における、廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(15) 安全対策課長は、大洗研究所における<u>安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の実施計画に関する業務</u>を行う。</p> <p>(16) 施設安全課長は、大洗研究所の品質<u>マネジメント</u>活動の庶務に関する業務、原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務並びに許認可申請等の内容の確認及び指導に関する業務を行う。</p> <p>(17) 危機管理課長は、総合的な訓練に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>(18) 核物質管理課長は、周辺監視区域の維持管理、周辺監視区域の出入管理、職員等以外の者の周辺監視区域立入時の保安措置等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務並びに放射線業務従事者の線量の測定及び評価に関する業務等のこの規定に定める業務を行うとともに放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(20) 放射線管理第2課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定、排気及び排水中の放射性物質の濃度の測定、放射線作業に係る線量の評価に関する事項の業務等のこの規定に定める業務を行うとともに施設管理者として放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、施設管理者として本体施設（<u>固体廃棄物減容処理施設を除く。</u>）の操作及び保守、特定施設（<u>固体廃棄物減容処理施設を除く。</u>）の操作及び保守、放射性廃棄物の受入れ及び処理並びに管理、廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理、廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、廃棄物管理施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、機器、保護衣等の汚染の除去、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p><u>(22) 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の建設段階における試運転、施設管理及び検査に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>第2節 委員会等 <u>（独立検査組織の設置）</u></p> <p>第10条 廃棄物管理施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行う</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p><u>ために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。</u></p> <p><u>(事業者検査の独立性の確保)</u></p> <p><u>第10条の2 所長並びに廃棄物管理施設の運転・保守担当課及びその上司(部長等)は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p><u>所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>部長及び課長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1項参照)に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>(3) <u>記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p>(4) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p><u>また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p>
<p>四 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第4号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p> <p>1. <u>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</u></p> <p>2. <u>廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(廃棄物管理設備の操作に従事する者は、廃棄物取扱主任者が保安のために</u></p>	<p>第3節 廃棄物取扱主任者 (廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第11条 廃棄物管理施設の操作に関する保安の監督を行わせるため、大洗研究所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者は、次の各号に掲げる事項を満たす者から、理事長が職務を誠実に遂行できる者</p> <p>(1) 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の所有者</p> <p>(2) 原子力施設での運転又は保守に係る十分な経験を有する者</p> <p>(3) 廃棄物管理施設を所管する部署以外に所属する管理職者を任命する。</p> <p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが<u>求められるものではない</u>。</p>	<p>第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安（建設段階における保安のために<u>行われる業務を含む</u>。以下この条において同じ。）の監督を行うことを任務とし、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の操作に関し、理事長又は大洗研究所担当理事に対しての意見の具申</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作に関し、必要な助言、勧告又は指示</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の操作に関する<u>施設管理実施計画（設備保全整理表及び検査要否整理表を含む。）</u>の作成への参画</p> <p>(5) 本規定及び本規定に基づく規定並びに手引きの制定及び改廃への参画</p> <p>(6) 法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく報告の確認</p> <p>(7) 第124条に規定する業務報告の記載内容の確認</p> <p>(8) 異常及び故障原因の調査並びに故障報告等の作成への参画</p> <p>(9) 保安教育実施計画の作成への参画</p> <p>(10) 中央安全審査・品質保証委員会、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会等への出席</p> <p>(11) 部長が定める通達の作成への参画</p> <p>(12) 定期的な評価の実施計画等の確認</p> <p>(13) その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行</p> <p>（指示の遵守等）</p> <p>第13条 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者は、前条に規定する廃棄物取扱主任者がこの規定に基づき行う保安のための指示に従い、及び保安のための勧告を尊重しなければならない。</p> <p>2 理事長又は大洗研究所担当理事は、廃棄物取扱主任者がこの規定に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。</p>
<p>五 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第5号</p> <p>保安教育</p> <p>1. <u>廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）</u>について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
<p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるものの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。 《以下省略》</p> <p>第11章 保安教育 (放射線業務従事者に対する保安教育)</p> <p>第120条 所長は、廃棄物管理施設に係る放射線業務従事者への保安教育について、別表第11-1の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画(保安訓練実施計画を含む。)を定めなければならない。</p> <p>(1) 保安教育の内容 (2) 保安教育の時期 (3) 保安教育の項目</p> <p>2 所長は、前項の計画を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、第1項の計画に基づき保安教育を実施するとともに実施結果を所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、保安教育の実施結果をセンター長に報告しなければならない。</p> <p>5 部長は、放射線業務従事者のうち廃棄物管理施設の緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-2に掲げる教育を実施しなければならない。</p> <p>6 課長は、職員等以外の者に保安教育を実施する場合は、課長があらかじめ保安教育を実施した職員等以外の教育責任者に、次の各号に定める保安教育を第1項の計画に基づき実施させ、その結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める関係法令及び保安規定並びに非常の場合に講ずべき処置に関する入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育を実施する。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の管理区域内で作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める入所時教育を実施する。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合は、当該作業を実施する職員等と同等の教育を実施する。</p> <p>(放射線業務従事者以外の者に対する保安教育)</p> <p>第121条 部長は、入所時等に廃棄物管理施設に係る放射線業務従事者以外の職員等に関係法令及び保安規定の遵守、非常の場合に講ずべき処置等保安上必要な教育を実施しなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		別表第 1 1 - 1 保安教育実施方針 別表第 1 1 - 2 緊急作業従事者選定教育
<p>六 廃棄物管理施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物管理施設の操作を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 6 号 <u>廃棄物管理施設の操作</u></p> <p>1. <u>廃棄物管理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</u></p> <p>2. <u>廃棄物管理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</u> (つづく)</p>	<p>第 1 章 総則 (規則、基準等の制定、改定及び廃止)</p> <p>第 4 条 所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は品質保証推進委員会の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。</p> <p>4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。</p> <p>5 部長は、第 3 項の規定に基づき通達を定めたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告をするときは、センター長に報告しなければならない。</p> <p>7 <u>廃棄物管理課長は、本体施設及び特定施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)</u>について手引きを作成し、又はこれを変更することができる。</p> <p>8 <u>廃棄物管理課長は、前項の手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>9 <u>環境保全部長は、前項の規定に基づき手引きの作成又は変更を承認するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>第 3 章 運転管理 第 1 節 通則</p> <p>(年間処理計画)</p> <p>第 1 5 条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物を受け入れる原子炉施設及び核燃料使用施設等(以下「原子炉施設等」という。)から通知を受けた年間放射性廃棄物処理依頼量、第 4 0 条の規定により推定した廃棄物管理施設内で発生する放射性廃棄物の種類及び数量、年間最大受入れ量、当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画(以下この章において「年間処理計画」という。)を放射線管理部長と協議して作成し、センター長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)</u>ごとの稼働予定期間及び予定受入れ・処理量</p> <p>(2) 廃棄物管理設備本体の管理施設の収納余裕量</p> <p>(3) <u>定期事業者検査の予定期間</u></p> <p>(4) 主要な修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>2 センター長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>3 センター長は、第1項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>(処理実施計画)</p> <p>第16条 廃棄物管理課長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物処理実施計画(以下この章において「処理実施計画」という。)を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間</p> <p>(2) 放射性廃棄物の受入れ能力</p> <p>(3) 放射性廃棄物の予定処理量</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の処理実施計画を作成するときは、放射線管理施設の状況を勘案しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、第1項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の承認をしたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第17条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第18条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操作するときは、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。</p>
<p>□ 廃棄物管理施設の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項</p>	<p>(つづき)</p> <p>3. <u>操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</u></p> <p>4. <u>廃棄物管理設備の操作に当たって確認すべき事項について定められていること。</u></p> <p>(つづく)</p>	<p>(放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視)</p> <p>第19条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等について別表第3-2に掲げる設備、機器について巡視しなければならない。</p> <p>なお、一般排水溝内の外観については、毎年1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(作業開始前の点検)</p> <p>第20条 廃棄物管理課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第3-3に掲げるとこ</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>ろにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>(作業中の巡視)</p> <p>第21条 廃棄物管理課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに、別表第3-4に掲げるところにより巡視しなければならない。</p> <p>(作業終了後の点検)</p> <p>第22条 廃棄物管理課長は、処理作業を終えたときは、別表第3-5に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の処理に係る試験)</p> <p>第23条 廃棄物管理課長は、第47条、第48条、第49条及び第50条に定める処理の方法以外の方法を確立するため、第47条、第48条、第49条及び第50条の処理の手順によらず、第47条、第48条、第49条及び第50条に定める設備等の試験操作を行うことができるとともに、第47条、第48条、第49条及び第50条の処理の手順又は設備等によらず、次の場所において当該放射性廃棄物の処理に係る試験を行うことができる。</p> <p>(1) 管理機械棟ホット実験室</p> <p>(2) 廃液処理棟分析室及び計測室</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の試験操作又は試験を行う場合において、廃棄物管理施設に対する保安上の措置が必要であると認めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした試験実施要領を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 試験の予定期間</p> <p>(2) 試験をする場所</p> <p>(3) 試験をする放射性廃棄物の種類及び量</p> <p>(4) 試験方法の概要</p> <p>(5) 放射線管理上の措置</p> <p>3 廃棄物管理課長は、前項の承認を受けようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第2項の承認をしようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 環境保全部長は、第2項の承認をしたときは、センター長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第2項の承認をしようとする場合において、当該試験操作又は試験が廃棄物管理施設に対する保安上の特別な措置が必要であると認めるときは、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受けなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>7 環境保全部長は、前項の確認及び承認を受けようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>8 所長は、第6項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会に諮問しなければならない。</p> <p>第2節 運転上の留意事項 (警報装置の作動条件)</p> <p>第24条 廃棄物管理課長は、別表第3-6に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、環境保全部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。</p> <p>第3節 運転上の制限 (放射性廃棄物の受入れ施設及び廃棄物管理設備本体の管理施設の制限)</p> <p>第25条 廃棄物管理課長は、別表第3-7に掲げる放射性廃棄物の受入れ施設の最大受入れ能力及び別表第3-8に掲げる廃棄物管理設備本体の管理施設の最大管理能力を超えないようにしなければならない。また、固体集積保管場Ⅰにおいては、遮蔽スラブの数量に見合うブロック型廃棄物パッケージの容量を管理能力の制限値とする。</p> <p>第4節 運転上の条件 (操作の条件)</p> <p>第26条 廃棄物管理課長は、別表第3-1の左欄に掲げる設備を運転するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる条件を遵守して、これを行わなければならない。</p> <p>(非常系電源)</p> <p>第27条 廃棄物管理課長は、商用電源が停電したときに、非常系受電設備による電力が30秒以内に廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、商用電源が停電し、かつ、前項の非常系受電設備による受電ができないときに、α固体処理棟の予備電源設備からα焼却装置及びαホール設備に給電できることを、切替・負荷試験により毎年1回以上確認しなければならない。</p>
ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十二号に掲げるもの)	(つづき) <u>5. 地震、火災等の発生時等に講ずべき措置について定められていること。</u>	<p>第5節 異常時の措置 (警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第28条 廃棄物管理課長は、所管する施設に係る警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、措置を講じなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
を除く。)		<p>(巡視等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第29条 廃棄物管理課長は、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、第96条の規定により放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、原因復旧の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長又は放射線管理部長は、前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>(自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第29条の2 震度4以上の地震が発生したときは、廃棄物管理課長は本体施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</p> <p>2 竜巻に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 竜巻により廃棄物管理施設に影響が及ぶおそれがある場合、廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中にあつては、廃棄物管理施設を停止する。</p> <p>(2) 竜巻が廃棄物管理施設周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、廃棄物管理課長は本体施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</p> <p>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(1) <u>廃棄物管理施設に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合、廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中にあつては、廃棄物管理施設を停止する。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物管理施設に影響を及ぼす降灰があつた場合、廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</u></p> <p>(3) <u>降下火砕物の荷重により、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に損傷を及ぼすおそれがある場合、廃棄物管理課長は、降下火砕物の除去を行う。</u></p> <p>(4) <u>廃棄物管理課長は、前号の降下火砕物を除去するための資機材について管理する。</u></p> <p>4 <u>大洗研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、廃棄物管理施設に影響を及ぼすおそれがある場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物管理課長は、所掌する廃棄物管理施設の運転中にあつては、廃棄物管理施設を停止する。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物管理課長は本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検する。</u></p> <p>5 <u>放射線管理第2課長は、第1項から前項までの点検の結果を廃棄物管理課長に通報する。</u></p> <p>6 <u>廃棄物管理課長は、第1項から第4項までの確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、環境保全部長及び危機管理課長に通報する。</u></p> <p>（勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第30条 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1項の規定により所掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間外通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放射線管理第2課長は、第2項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>5 <u>放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>6 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、<u>廃棄物管理課長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、</u>所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、<u>減容処理施設準備室長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、</u>所長、センター長、保安管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長又は放射線管理部長は、<u>第6項及び前項又は第5項の措置を指示するときは、</u>廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第8章 異常時の通報 (勤務時間外通報連絡系統)</p> <p>第104条 部長は、勤務時間外において所管する廃棄物管理施設に異常が発生した場合における通報連絡系統(以下「勤務時間外通報連絡系統」という。)を定め、課長に周知しなければならない。(異常を発見した者の通報)</p> <p>(異常を発見した者の通報)</p> <p>第105条 廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)に係る異常を発見した者は、<u>廃棄物管理課長へ直ちに通報しなければならない。廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設)に係る異常を発見した者は、減容処理施設準備室長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。<u>減容処理施設準備室長は、前項の通報を受けたときは環境保全部長へ通報しなければならない。</u></p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>(理事長及び関係諸機関への通報)</p> <p>第106条 所長は、異常の通報を受けたときは、その異常が所長が別に定める事故異常時の通報連絡に該当するときは、安全・核セキュリティ統括部長に通報するとともに、理事長に通報しなければならない。</p> <p>2 所長は、第1項の場合にあつては、直ちに関係諸機関に通報しなければならない。</p> <p>第9章 非常の場合に講ずべき処置</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>第1節 通則 (事前の措置)</p> <p>第107条 所長は、非常事態に対処するため、予め次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>(1) 要員の確保 (2) 必要な通信連絡機器、防護具、放射線測定機器、地図等の整備 (3) 機構内及び関係諸機関への通報連絡系統の確立 (4) 大洗研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備 (5) 医療機関の確保</p> <p>2 所長は、前項第1号の要員のうちから緊急作業に従事する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者)について、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定する。</p> <p>(1) 別表第11-2に掲げる緊急作業に係る教育を受けたうえで、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</p> <p>第2節 防護活動 (現地対策本部の設置)</p> <p>第112条 所長は、第105条第3項の通報を受けた場合において、その事態が非常事態と判断したときは、大洗研究所に、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長には、所長をもってあてる。 3 所長は、非常事態に対応する現地対策本部の組織及び任務を予め定めておく。</p> <p>(理事長及び関係諸機関への通報)</p> <p>第115条 現地対策本部長は、非常事態となった場合、理事長及び予め定められた関係諸機関へ通報しなければならない。</p> <p>(非常事態の解除)</p> <p>第116条 現地対策本部長は、事故の原因が除去され拡大防止等に関する防護活動が終了した</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>と判断したときは、非常事態を解除し現地対策本部を解散するものとする。</p> <p>2 現地対策本部長は、前項の解散を行ったときは、理事長及び前条に規定する関係諸機関に通知しなければならない。</p>
<p>七 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第7号 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>第4章 核燃料物質等の運搬 (管理区域内運搬に係る措置)</p> <p>第32条 廃棄物管理課長は、核燃料物質によって汚染された物(機器、保護衣等の放射性汚染の除去に係る物(以下「汚染の除去に係る物」という。))及び放射性廃棄物を除く。以下「汚染された物」という。)及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物を管理区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 運搬機器への固定又は固縛は、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。</p> <p>(周辺監視区域内運搬に係る措置)</p> <p>第33条 廃棄物管理課長は、汚染の除去に係る物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の種類、数量、性状等に応じて「大洗研究所放射性廃棄物管理要領(以下「放射性廃棄物管理要領」という。))に定める容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。また、汚染の除去に係る物の放射性物質の種類、量等に応じて、「大洗研究所放射線安全取扱手引」に定める運搬物に区分するとともに障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(3) 運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(4) 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合においては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(5) 汚染の除去に係る物及び放射性廃棄物の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 「大洗研究所内放射性物質等運搬規則(以下「運搬規則」という。))に定める周辺監視区域内の運搬であることを示す標識を運搬物及びこれを運搬する車両に取り付けること。</p> <p>(7) 運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度については、別表第6-6に掲げる値を準用してこれを超えないように措置すること。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>2 廃棄物管理課長は汚染された物を周辺監視区域内で運搬するときは、前項各号に掲げる措置を講ずるとともに、廃棄物取扱主任者及び放射線管理第2課長の同意を受けなければならない。</p> <p>第6章 放射線管理 第2節 管理区域等の管理 第1款 管理区域 (管理区域)</p> <p>第56条 廃棄物管理施設の管理区域は、別図第6-1～別図第6-32に示すとおりとする。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第57条 前条の管理区域は、別表第6-1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第6-2に掲げる値以下に維持する必要のある区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とすることができる。</p> <p>3 環境保全部長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる作業を行う場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその作業の状況に対応する区分の管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 受入れ施設、処理施設及び廃棄施設の保守 (2) 被ばく低減のための放射性廃棄物の一時的な移動 (3) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>4 環境保全部長は、前項の規定により管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。ただし、前項第3号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間 (2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲 (3) 指定を必要とする理由 (4) 当該区域において取り扱う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>5 環境保全部長は、第3項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>び表面密度の測定等を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第3項の規定により管理区域を指定又は第5項の規定により管理区域を解除したときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>8 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第58条 環境保全部長は、第56条で定められた管理区域において改造工事等を行う場合にあって、別表第6-1に掲げる基準に該当しない一部区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとする区域と当該区域に接する管理区域とを、柵、縄張り等の区画物で区画することにより、両区域間の人の出入り及び物品の移動を禁止すること。</p> <p>(2) 当該区域と管理区域外との直接の出入りができる出入口を設けること。</p> <p>(3) 当該区域の出入口及び当該区域に接する管理区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 当該区域が管理区域を一時的に解除されている区域であること</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業の指揮又は監督する廃棄物管理課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 環境保全部長は、前項の規定に基づき管理区域を一時解除するときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の規定により管理区域を一時解除したとき、又は解除期間が終了したときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域に係る保安の措置)</p> <p>第59条 廃棄物管理課長は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(1) 壁、柵等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画し、出入口及び当該区域と接するその他の区域との境界に、それぞれの区分に対応する別記様式第6-1に示す標識を設けること。</p> <p>(2) 第3条第7号で規定する放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、第3条第8号で規定する一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。</p> <p>(3) 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等に関する指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、低レベル区域及び第2種管理区域において、非密封状態の放射性物質を取り扱わせないこと。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、管理区域において可燃性物質を多量に保管する場合には、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 明確に区画された場所を設定すること。</p> <p>(2) 延焼のおそれがないように設定すること。</p> <p>(3) 消火器、消火砂などを配置すること。</p> <p>第2款 管理区域の出入管理 (管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、汚染のないことを確認すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>3 課長は、第1項第4号のうち、個人線量計が汚染した旨の通報を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(一般物品の持出し管理)</p> <p>第61条 課長は、第1種管理区域から物品（放射性廃棄物を除く。以下「一般物品」という。）を持ち出そうとする場合において、当該一般物品の表面密度が別表第6-5に掲げる値を超えているときは、持ち出してはならない。</p> <p>2 課長は、前項の規定にかかわらず、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該一般物品の表面密度が別表第6-6に掲げる値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>3 課長は、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第6-6に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。ただし、放射線管理担当者によって別表第6-6に掲げる値を超えていないことが確認されているとき又は汚染を除去することが困難な場合であって、別表第6-5に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>第3款 周辺監視区域の管理 (周辺監視区域の指定)</p> <p>第62条 周辺監視区域は、別図第6-33に示すとおりとする。</p> <p>(周辺監視区域の管理)</p> <p>第63条 核物質管理課長は、周辺監視区域について、境界に柵等を設けるとともに別記様式第6-2に示す標識を設けなければならない。</p> <p>2 核物質管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し、保安上必要な注意を与えなければならない。</p> <p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第67条 廃棄物管理課長は、第64条第2項の通知を受けた場合において線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-10に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、柵等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。ただし、1週間の立入りに係る線量が、1ミリシーベルトを超えないことが明らかであるときは、この限りでない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>第10章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (保安措置及び放射線管理)</p> <p>第119条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項を、予め定めておかななければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、一時立ち入る者を管理区域に立ち入らせるときは、保安上必要な注意を与るとともに、放射線業務従事者である職員等を随行させなければならない。</p> <p>3 管理部長は、管理区域内の作業を職員等以外の者に行わせる契約の締結等にあたっては、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 関係法令、保安規定及び手引き並びにその他作業に必要な保安上の注意事項を遵守させること。</p> <p>(2) 管理区域内での作業に従事する者の被ばく管理に必要な資料を提出させること。</p> <p>4 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、前項第1号の遵守事項等について保安教育を実施するとともに、必要な監督及び指導を行わなければならない。この場合において、放射線被ばく又は汚染の防止のため必要があると認めるときは、放射線管理第2課長の協力を求めるものとする。</p>
<p>八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p><u>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u></p> <p><u>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>第6章 放射線管理</p> <p>第4節 環境放射能の管理 (気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)</p> <p>第79条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の濃度が別表第6-13に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第80条 放射線管理第2課長は、前条に規定する管理のため、廃棄物管理施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理基準値の定められている廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、施設ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値)</p> <p>第81条 廃棄物管理課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物に含まれる放射性物質の</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>量が別表第6-14に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準)</p> <p>第82条 廃棄物管理施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が告示で定める周辺監視区域外の水中の濃度限度以下となることが明らかでなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第83条 放射線管理第2課長は、第50条第2項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第81条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、廃棄物管理施設の3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長に通知しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理目標値が定められている核種について、3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>第5節 放射線管理施設の管理 (放射線測定機器)</p> <p>第85条 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、別表第6-18及び別表第6-19に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけなければならない。</p>
<p>九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められて</p>	<p>第6章 放射線管理 第1節 放射線管理の業務区分 (作業に係る放射線管理)</p> <p>第54条 管理区域内及び管理区域外における放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者を指揮又は監督する廃棄物管理課長又は放射線管理第2課長が行う。</p> <p>(職員等の線量の管理)</p> <p>第55条 職員等に係る線量の管理は、その者を指揮又は監督する課長が行う。</p> <p>第2節 管理区域等の管理</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>いること。</p> <p>3. <u>廃棄物管理規則第27条第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>4. <u>管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</u></p> <p>5. <u>管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</u></p> <p>6. <u>核燃料物質等（放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>7. <u>原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>8. <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関</u></p>	<p>第1款 管理区域 （管理区域に係る保安の措置）</p> <p>第59条 廃棄物管理課長は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 壁、柵等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画し、出入口及び当該区域と接するその他の区域との境界に、それぞれの区分に対応する別記様式第6-1に示す標識を設けること。</p> <p>（2） 第3条第7号で規定する放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、第3条第8号で規定する一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。</p> <p>（3） 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等に関する指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、低レベル区域及び第2種管理区域において、非密封状態の放射性物質を取り扱わせないこと。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、管理区域において可燃性物質を多量に保管する場合には、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 明確に区画された場所を設定すること。</p> <p>（2） 延焼のおそれがないように設定すること。</p> <p>（3） 消火器、消火砂などを配置すること。</p> <p>第4款 作業環境の管理 （線量当量率等の測定）</p> <p>第64条 放射線管理第2課長は、管理区域における線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度を別表第6-7に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果を毎月1回廃棄物取扱主任者に報告及び廃棄物管理課長に通知するとともに、線量当量率及び表面密度の測定結果を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>（放射線測定機器の警報装置の作動条件）</p> <p>第65条 放射線管理第2課長は、別表第6-8に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>（表面汚染に係る措置）</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>第66条 廃棄物管理課長は、第64条第2項の規定により放射線管理第2課長から表面密度が別表第6-9に掲げる値を超えた旨の通知を受けたときは、同表の値以下になるよう汚染の除去をしなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の汚染の除去が困難なときは放射線管理第2課長と協議し、汚染の拡大防止の措置を講じなければならない。</p> <p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第67条 廃棄物管理課長は、第64条第2項の通知を受けた場合において線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-10に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、柵等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。ただし、1週間の立入りに係る線量が、1ミリシーベルトを超えないことが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>第5款 放射線作業の管理 (放射線作業前の措置)</p> <p>第68条 廃棄物管理課長は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 必要とする個人線量計及び防護具の着用 (2) 線量を低くするための措置 (3) 作業に伴う線量の確認</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長の同意を得なければならない。</u></p> <p>(放射線作業届)</p> <p>第69条 廃棄物管理課長は、放射線作業が別表第6-11に掲げる基準を超えると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業届を作成し、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 作業の場所及び期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>2 放射線管理第2課長は、前項の同意に係る作業が行われるときは、当該作業に立ち会わなければならない。</p> <p>(放射線作業後の措置)</p> <p>第70条 廃棄物管理課長は、前条に規定する放射線作業届に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項について記録を作成し、その写しを放射線管理第2課長に送付しなければならない。</p> <p>(1) ポケット線量計等の個人線量計により測定した放射線業務従事者の線量</p> <p>(2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無</p> <p>(3) 当該作業に係る計画外の事態が発生した場合は、その内容及び講じた措置</p> <p>第3節 被ばく管理</p> <p>第1款 被ばくの防止</p> <p>(放射線業務従事者の指定及び解除)</p> <p>第71条 廃棄物管理施設（放射線管理施設を除く。）の施設管理統括者は、部長の申請に基づき第3条第7号に規定する放射線業務従事者の指定及び解除を行わなければならない。</p> <p>2 部長は、前項の指定の申請を行うときは、その者の被ばくの経歴、保安教育の受講記録等が、その者を放射線業務従事者として指定する要件を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理施設（放射線管理施設を除く。）の施設管理統括者は、第1項の規定により放射線業務従事者の指定及び解除を行ったときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>(被ばくの防止)</p> <p>第72条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督する放射線業務従事者の線量が別表第6-3に掲げる線量限度を超えないよう管理しなければならない。</p> <p>(緊急作業時の線量)</p> <p>第73条 所長は、廃棄物管理施設に係る緊急作業に従事する男子又は女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者。）の放射線業務従事者をその作業による線量が別表第6-4を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 環境保全部長は、放射線業務従事者を前項の緊急作業に従事させる場合は、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者との協議のうえ、緊急作業計画を作成し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合は、</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>前項に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲で緊急作業を実施するとともに、緊急作業計画の承認は事後とすることができる。</p> <p>3 環境保全部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、センター長、保安管理部長及び廃棄物取扱主任者に速やかに報告するとともに、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、第2項の緊急作業に際して、緊急作業に係る線量について環境監視線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を所長、センター長、部長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>5 環境保全部長は、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、別表第6-4に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状態及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第2項の緊急作業を行かせたときは、その作業に従事した者の線量、その他放射線管理上とった措置を所長及びセンター長に報告しなければならない。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>第2款 線量の測定及び評価 (外部被ばくに係る線量の測定及び評価)</p> <p>第74条 環境監視線量計測課長は、ガラス線量計等の個人線量計による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の評価を行わなければならない。ただし、作業管理のために着用するポケット線量計による外部被ばくに係る線量の測定は、当該作業を管理する課長が行わなければならない。</p> <p>2 課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者が使用したガラス線量計等の個人線量計を、次の各号に掲げる場合には環境監視線量計測課長に送付しなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の指定を解除したとき。</p> <p>(2) 4月1日を始期とする各3月間の末日。ただし、部長に妊娠を申し出た女子にあっては、出産までの間につき毎月の末日。</p> <p>(3) ポケット線量計等による測定結果が別表第6-12に掲げる基準を超えたとき又は必要の都度。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の規定によりガラス線量計等の個人線量計の送付を受けたと</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>きは、第 8 8 条第 2 項の規定により措置しなければならない。</p> <p>(内部被ばくに係る線量の測定及び評価)</p> <p>第 7 5 条 環境監視線量計測課長は、第 1 種管理区域において作業を行う放射線業務従事者のうち、その者の作業の内容が、定期的に内部被ばく検査を行う必要があると認める者について別表第 6 - 1 2 の 2 に従い、放射線業務従事者の内部被ばくに係る線量の評価を行わなければならない。</p> <p>2 課長は、前条第 2 項第 2 号ただし書に定める女子にあっては、毎月その者の体内汚染に係る調査を行うとともに、放射線管理第 2 課長と協議して、その者に体内汚染のおそれがあると認めるときは、その者の当該月における内部被ばくに係る線量の測定及び評価を、環境監視線量計測課長に依頼しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第 1 項の評価を行うとき及び第 2 項の依頼を受けたときは、第 8 8 条第 3 項の規定により措置しなければならない。</p> <p>(個人の線量の通知)</p> <p>第 7 6 条 環境監視線量計測課長は、第 7 4 条第 3 項又は前条第 3 項の規定により措置し、その結果の通知に基づき、線量を算定した個人線量評価結果を放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けたとき、部長及び廃棄物管理施設（放射線管理施設を除く。）の施設管理統括者に通知しなければならない。</p> <p>3 部長は、前項の通知を受けたとき、課長を経由して本人に交付しなければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第 7 4 条第 2 項第 3 号又は第 9 0 条第 4 項の規定に基づき臨時に測定した線量の測定及び評価結果を、その都度、その者を指揮又は監督する課長を経由して本人に通知しなければならない。</p> <p>第 4 節 環境放射能の管理</p> <p>(周辺監視区域外における線量限度等)</p> <p>第 7 7 条 周辺監視区域外における実効線量限度は、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき 1 ミリシーベルト並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量限度は、それぞれ 1 年間に 50 ミリシーベルト及び 15 ミリシーベルトとする。</p> <p>2 気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における 3 月間についての平均濃度は、それぞれ、告示で定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度及び周辺監視区域外の水中の濃度限度以下でなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第80条 放射線管理第2課長は、前条に規定する管理のため、廃棄物管理施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理基準値の定められている廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、施設ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第83条 放射線管理第2課長は、第50条第2項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第81条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、廃棄物管理施設の3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長に通知しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理目標値が定められている核種について、3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>(周辺監視区域内外における線量等の測定)</p> <p>第84条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第6-33に示す地点について、別表第6-15に掲げるところにより、空気吸収線量率、積算空気吸収線量、空気中の放射性物質の濃度及び一般排水溝出口における排水中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別図第6-34に示す地点において環境試料を採取し、別表第6-16に掲げるところにより放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p> <p>第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第4節 廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物でない廃棄物の管理 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第53条の3 環境保全部長は、管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 第2種管理区域に設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 第1種管理区域に設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、汚染された資材等については、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は、放射性廃棄物でない廃棄物とする。</p> <p>(3) 第2種管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われ、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、放射性廃棄物でない廃棄物とする。</p> <p>(5) 上記第1号から第4号の資材等及び物品について、管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第53条の4 廃棄物管理課長は、廃棄物管理事業変更許可申請書に記載されている設備・機器等(以下本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 課長は、前項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして大洗研究所内で適切に管理する。</p>
<p>十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法 1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p>第6章 放射線管理 第4節 環境放射能の管理 (気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値) 第79条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の濃度が別表第6-13に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第80条 放射線管理第2課長は、前条に規定する管理のため、廃棄物管理施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理基準値の定められている廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、施設ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値)</p> <p>第81条 廃棄物管理課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第6-14に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準)</p> <p>第82条 廃棄物管理施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が告示で定める周辺監視区域外の水中の濃度限度以下となることが明らかでなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第83条 放射線管理第2課長は、第50条第2項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第81条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、廃棄物管理施設の3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長に通知しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理目標値が定められている核種について、3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>第5節 放射線管理施設の管理 (放射線測定機器)</p> <p>第85条 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に規定する種類及び台数の放射線測定機器</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>を備えつけなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、別表第6-18及び別表第6-19に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけなければならない。</p> <p>(点検及び性能の維持)</p> <p>第86条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、廃棄物管理施設の放射線測定機器を毎週1回以上巡視し、その性能を正常に維持するように管理しなければならない。ただし、廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に掲げる放射線測定機器について、設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行わなければならない。</p>
<p>十一 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄その他の取扱い(事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第11号 放射性廃棄物の<u>受払い、運搬、廃棄等</u></p> <p><u>1. 事業所内における放射性廃棄物の運搬に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。</u></p> <p><u>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p> <p><u>3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p><u>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p><u>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p>	<p>第4章 核燃料物質等の運搬 (管理区域内運搬に係る措置)</p> <p>第32条 廃棄物管理課長は、核燃料物質によって汚染された物(機器、保護衣等の放射性汚染の除去に係る物(以下「汚染の除去に係る物」という。))及び放射性廃棄物を除く。以下「汚染された物」という。)及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物を管理区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 運搬機器への固定又は固縛は、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。</p> <p>(周辺監視区域内運搬に係る措置)</p> <p>第33条 廃棄物管理課長は、汚染の除去に係る物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(2) 放射性廃棄物の種類、数量、性状等に応じて「大洗研究所放射性廃棄物管理要領(以下「放射性廃棄物管理要領」という。))に定める容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。また、汚染の除去に係る物の放射性物質の種類、量等に応じて、「大洗研究所放射線安全取扱手引」に定める運搬物に区分するとともに障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(3) 運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(4) 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合においては、保安のため他の車両を伴走させること。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>(5) 汚染の除去に係る物及び放射性廃棄物の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 「大洗研究所内放射性物質等運搬規則（以下「運搬規則」という。）」に定める周辺監視区域内の運搬であることを示す標識を運搬物及びこれを運搬する車両に取り付けること。</p> <p>(7) 運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度については、別表第6-6に掲げる値を準用してこれを超えないように措置すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は汚染された物を周辺監視区域内で運搬するときは、前項各号に掲げる措置を講ずるとともに、廃棄物取扱主任者及び放射線管理第2課長の同意を受けなければならない。</p> <p>（周辺監視区域内の運搬中における異常時の措置）</p> <p>第34条 前条に規定する放射性廃棄物等の運搬に従事する者は、周辺監視区域内の運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたと認めるときは、自ら又は付近にいる者に依頼して、廃棄物管理課長、放射線管理第2課長又は危機管理課長へ直ちに通報するとともに、関係者以外の者及び関係のない車両を近づかせないための措置その他の応急措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に規定する課長は、前項の通報を受けたときは、相互に通報し、直ちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行い、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、それぞれの部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の通報を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、所長、センター長及び保安管理部長に通報しなければならない。</p> <p>第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第1節 受入れ</p> <p>第1款 受入れ</p> <p>（受入れに係る安全の確認）</p> <p>第35条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の種類ごとに別表第3-7に掲げる受入れ施設において受け入れるものとする。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃液輸送管、配管又は廃液運搬車によって液体廃棄物を受入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。なお、J M T R原子炉施設から定常</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>的に廃液輸送管により搬入される液体廃棄物であって、あらかじめ廃棄物管理課長が同意したのものについては受入れ後、すみやかに確認するものとする。</p> <p>(1) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5-1に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度に係る区分上限値を満足していること。</p> <p>(2) 廃液輸送管、配管又は廃液運搬車による受入れ方法であること。</p> <p>(3) 爆発性、強酸性、強アルカリ性等の特殊な液体廃棄物でないこと。</p> <p>(4) 機械油、スラッジ、異物等が混入していないこと。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、固体廃棄物又は容器入りの液体廃棄物を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 放射性廃棄物管理要領で定められた容器等に封入又は梱包されていること。</p> <p>(2) 容器又は包装の密封性及び健全性に異常がないこと。</p> <p>(3) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じた適切な安定化処理が実施された後、その安定化処理の方法の記録が受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付されていること。</p> <p>(4) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質、有毒性物質及び金属切粉等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置が講じられていること。</p> <p>(5) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度等に係る区分上限値を満足していること。</p> <p>(6) 放射性廃棄物は、前号に規定する記録に記載された事項と照合できる整理番号及び別表第5-2に掲げる事項が容器等に表示されていること。</p> <p>(7) 線量当量率等に異常がないこと。</p> <p>(8) 外観等に異常がないこと。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、前2項の規定により確認した場合において、安全上支障があると認めるときは、当該放射性廃棄物を受け入れないものとする。また、別表第5-1の2の受入基準を遵守するための特記事項の協議については、放射性廃棄物管理要領に定める協議を行うこととする。</p> <p>(協議を要する放射性廃棄物に係る措置)</p> <p>第36条 廃棄物管理課長は、原子炉施設等から受け入れる放射性廃棄物について、協議を受けたときは、当該放射性廃棄物の受入れに係る安全上必要な措置を検討しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の放射性廃棄物を受け入れるときは、協議に基づいた措置が講じられていることを確認しなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>第 2 款 一時貯留又は保管 (放射性廃棄物の一時貯留又は保管)</p> <p>第 3 7 条 廃棄物管理課長は、第 3 5 条第 1 項の規定により受け入れた放射性廃棄物を、処理前に別表第 3 - 7 に掲げるところにより一時貯留又は保管しなければならない。</p> <p>第 3 款 放射性廃棄物の運搬及び輸送 (車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置)</p> <p>第 3 8 条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内において車両により運搬しようとするときは、第 3 3 条第 1 項で定めるもののほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 第 4 5 条第 1 項の規定により保管されている放射性廃棄物及び第 4 2 条第 4 号に定める $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 廃液貯槽に貯留された液体廃棄物は、廃棄物管理施設等運転手引(以下「運転手引」という。)に定める運搬車両によること。</p> <p>(2) 容器に封入された液体廃棄物は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(液体廃棄物の廃液輸送管等による輸送時の確認)</p> <p>第 3 9 条 廃棄物管理課長は、廃液輸送管又は配管による液体廃棄物の輸送について同意するときは、輸送に係る廃液貯槽 I のバルブ、貯槽等が正常な状態にあることを確認しなければならない。</p> <p>第 2 節 廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理 (放射性廃棄物の発生量の推定等)</p> <p>第 4 0 条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、廃棄物管理施設内で発生する放射性廃棄物の種類及び数量を推定しなければならない。この場合において、通常発生する放射性廃棄物以外の特殊なものについては、特に留意するものとする。</p> <p>(固体廃棄物の受入れ前の措置)</p> <p>第 4 1 条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設内において発生した固体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 発生箇所、性状等によって、分類し、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。</p> <p>(2) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(3) 有毒性物質、金属切粉等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 第1号の規定により容器に収納した放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(5) 第1号の規定により放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(6) 第1号の措置をした放射性廃棄物は、第4号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。</p> <p>(液体廃棄物の受入れ前の措置)</p> <p>第42条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設内において発生した液体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 特殊な液体廃棄物については、主な放射性核種、濃度、化学的性状等により判断し、分類するとともに、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。</p> <p>(2) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。</p> <p>(3) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質及び有毒性物質等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 第1号に規定する液体廃棄物以外の液体廃棄物については、これを廃棄物管理施設用廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽又はα固体処理棟廃液予備処理装置貯留タンクに貯留すること。この場合において、機械油、スラッジ、異物等が混入しないよう措置を講ずること。</p> <p>(5) 第1号及び前号の規定により放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納し、若しくは廃液貯槽又はタンクに貯留した液体廃棄物は、主な放射性核種及びその濃度に基づき、別表第5-1に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(6) 第1号の規定により分類した液体廃棄物については、トリチウム以外のβ・γ放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37キロベクレル以上（トリチウムについては1立方センチメートルにつき370キロベクレル以上）又はα放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき10ミリベクレル以上のときは、固化等の措置を講ずること。</p> <p>(7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。</p> <p>(容器表面の線量当量率等の測定)</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>第43条 廃棄物管理課長は、第41条又は前条の規定により放射性廃棄物を収納した容器又はこれを収納した輸送用の遮蔽容器について、表面密度及び容器表面等の線量当量率の測定を行わなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物に係る表示)</p> <p>第44条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第5-2に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の保管)</p> <p>第45条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び第43条並びに前条の措置を講じた放射性廃棄物（第42条第4号に規定する液体廃棄物を除く。）について、当該放射性廃棄物の受入れ施設に受け入れるまでの間、第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の廃棄物保管場所に標識を設け、当該区域を壁、柵等の区画物で区画しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の受入れ手続き)</p> <p>第46条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び第43条並びに第44条の措置を講じた放射性廃棄物を受け入れるときは、放射性廃棄物管理要領に定める手続きにより行わなければならない。</p> <p>第3節 放射性廃棄物の処理</p> <p>第1款 処理</p> <p>(β・γ固体廃棄物の処理)</p> <p>第47条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているβ・γ固体廃棄物を次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) β・γ固体廃棄物Aは、次の方法により処理し、処理済の固体廃棄物を200ℓドラム缶、コンクリート等内張りドラム缶（約2～5cmコンクリート等ライニング200ℓドラム缶。以下同じ）若しくはこれに補充遮蔽体を内装したもの（以下「ドラム缶」という。）又は角型鋼製容器に封入すること。ただし、第3号及び第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>イ 不燃性のものは、β・γ圧縮装置Ⅰ又はβ・γ圧縮装置Ⅱにより圧縮すること。</p> <p>ロ 可燃性のものは、β・γ焼却装置により焼却処理し、焼却灰は熔融固化を行うこと。</p> <p>ハ フィルタ類は、不燃性のものと可燃性のものに分類し、不燃性のものは、β・γ圧縮</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>装置Ⅰ又はβ・γ圧縮装置Ⅱにより圧縮し、可燃性のものは、β・γ焼却装置により焼却処理し、焼却灰は溶融固化を行うこと。</p> <p>(2) β・γ固体廃棄物Bは、β・γ封入設備により分類処理又は圧縮処理をし、コンクリート等内張りドラム缶若しくはこれに補充遮蔽体を内装したもの又はコンクリート容器(コンクリートブロック(鉄筋コンクリート製φ1.3m×1.4mH(B-I型)又はφ1.06m×1.2mH(B-Ⅲ型))又はこれに補充遮蔽体を内装したもの。以下同じ。)に収納し、セメント等の固化素材を用いて固化又は封入すること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>(3) 第1号の規定による処理が困難なβ・γ固体廃棄物Aについては、フードの使用、保護具の着用など必要な保安上の措置を講じた上で解体切断開封等の前処理を行い、解体片については、同号に定める処理ができるものについては処理を行い、処理ができないものについては、そのままの形態で同号に定めるところにより封入すること。</p> <p>(4) 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶又はコンクリート容器に封入又は収納してセメント等の固化素材を用いて固化すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号の規定によりドラム缶、角型鋼製容器又はコンクリート容器(以下「廃棄容器」という。)に封入又は固化するときは、廃棄容器の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、廃棄容器の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>(α固体廃棄物Aの処理)</p> <p>第48条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているα固体廃棄物Aを、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 可燃性のものはα焼却装置により焼却処理し、不燃性のものはαホール設備のαホール内において分別処理、圧縮処理又は解体・細断処理をすること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理により生じた焼却灰は、ドラム缶に封入すること。また、α固体処理棟廃液予備処理装置で生じたスラッジは、αホール内でセメント等の固化素材により固化した後、ドラム缶に封入すること。</p> <p>(3) 第1号の処理により生じた分別物、圧縮体又は解体・細断片は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>(4) 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項第2号から第4号までの規定によりドラム缶に封入するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>から１メートルの距離における線量当量率を１時間につき１００マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>(α固体廃棄物Bの封入措置)</p> <p>第４９条 廃棄物管理課長は、α固体廃棄物Bについては、α封入設備により管理番号の付された密封容器（ステンレス鋼製φ0.5m×0.8mH(L型)、φ0.4m×0.5mH(S型)又はφ0.3m×0.45mH(G型))に気密封入しなければならない。ただし、発生元において次の各号に掲げる措置が講じられていることが確認されているものについては、この限りでない。</p> <p>(1) α固体廃棄物Bを溶接若しくは圧着方式により密封容器に気密封入し、若しくはあらかじめ密封包装されたα固体廃棄物Bをパッキング及びクランプ機構を備えた密封容器に密封し、又はこれらと同等以上の密封性能を備えた密封容器に密封されていること。</p> <p>(2) 密封容器の外表面に管理番号が付されていること。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第５０条 廃棄物管理課長は、第３７条の規定により一時貯留している液体廃棄物（有機廃液を除く。）を、次の各号に定めるところにより処理をしなければならない。ただし、放射性物質の濃度が１立方センチメートルにつき３７０ミリベクレル未満のもの、又は主たる核種が短半減期であることを確認した液体廃棄物を一時貯留して減衰させ、上記の放射性物質の濃度未満になったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 液体廃棄物Aは、次の方法によること。</p> <p>イ 廃液貯槽Ⅰで一時貯留している、物理的・化学的性質が一定した、主にJMTR原子炉施設から発生する一次冷却水は、廃液貯槽ⅠでpH調整等を行った後、化学処理装置により処理する。また、生じたスラッジは化学処理装置のスラッジ貯槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</p> <p>ロ 廃液貯槽Ⅰで一時貯留している、物理的・化学的性質が多様な主に実験系廃液は、廃液貯槽ⅠでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置Ⅰにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液貯槽Ⅱに貯留すること。</p> <p>ハ 廃液貯槽Ⅱで一時貯留している液体廃棄物A及び廃液蒸発装置Ⅰで生じた濃縮液は、廃液貯槽ⅡでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置Ⅱにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置Ⅱの濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</p> <p>(2) 液体廃棄物Bは、廃液貯槽ⅡでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置Ⅱにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置Ⅱの濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(3) 前2号の処理により生じた化学処理上澄液及び蒸発処理凝縮液等並びに第1項のただし書に規定する液体廃棄物(以下この章において「処理済廃液」という。)は、次の方法により貯留すること。</p> <p>イ 放射性物質濃度が、告示に定める濃度限度を下まわることが明らかな場合には、処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Ⅰに、また、それ以外の場合には、廃液貯槽Ⅰに移す。</p> <p>ロ 廃液貯槽Ⅰの処理済廃液は、放射性物質濃度を測定した後、濃度限度を下まわるようあらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項第3号の処理済廃液を廃棄物管理施設から一般排水溝へ放出しようとするときは、第83条第1項の規定により放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項第1号又は第2号の規定によりドラム缶に固化するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物のうち、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37ベクレル未満の有機廃液については、β・γ焼却装置により処理することができる。</p> <p>(廃棄物パッケージの表示等)</p> <p>第51条 廃棄物管理課長は、第47条第1項第2号又は第4号によりコンクリート容器を用いて固化又は封入したもの(以下「ブロック型廃棄物パッケージ」という。)、第47条第1項、第48条第1項第2号、第3号、第4号、前条第1項第1号又は第2号によりドラム缶を用いて封入又は固化したもの(以下「ドラム缶型廃棄物パッケージ」という。)及び第47条第1項第1号又は第3号により角型鋼製容器を用いて封入したもの(以下「角型鋼製廃棄物パッケージ」という。)(以下この章において「廃棄物パッケージ」という。)について、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッケージの表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 固化又は封入年月を含む管理番号</p> <p>(2) 表面の線量当量率区分、日本工業規格に定める放射能標識(1種標識)及び「放射性廃棄物」の文字</p> <p>第2款 保管及び貯蔵 (廃棄物パッケージの集積保管)</p> <p>第52条 廃棄物管理課長は、固体集積保管場Ⅰにブロック型廃棄物パッケージを、固体集積保</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>管場Ⅱにドラム缶型廃棄物パッケージを、固体集積保管場Ⅲにドラム缶型廃棄物パッケージ又は角型鋼製廃棄物パッケージを、固体集積保管場Ⅳにブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ又は角型鋼製廃棄物パッケージを保管しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の規定により廃棄物パッケージを固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳに保管するときは、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物パッケージの積載は、別表第5-3に掲げるところにより行うこと。</p> <p>(2) 固体集積保管場Ⅰにおいては、未使用の廃棄容器を積載作業区域に配置することにより線量当量率の低減化を図ること。</p> <p>(3) 施設の出入口付近に管理上の注意事項に係る掲示を行うこと。</p> <p>(α 固体廃棄物Bの貯蔵)</p> <p>第53条 廃棄物管理課長は、α 固体廃棄物Bについてα 固体貯蔵施設の貯蔵孔に貯蔵するときは、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵孔に収納する密封容器は、L孔にL型を最大3個、S孔にS型を最大5個、G孔にG型を最大6個とする。</p> <p>(2) 密封容器の最大の放射性物質の量は、L型は2.22×10^{12}Bq、S型は3.7×10^{13}Bq及びG型は1.48×10^{12}Bqとする。ただし、S型は貯蔵孔の最下部を除き1.85×10^{13}Bqとする。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、α 固体貯蔵施設に、貯蔵孔ごとの密封容器の貯蔵数を表示しておかなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の保管及び貯蔵)</p> <p>第53条の2 廃棄物管理課長は、第47条、第48条、第50条の処理を講じた放射性廃棄物を保管及び第49条の封入措置を講じた放射性廃棄物を貯蔵するときは、別表第5-2の2に掲げる基準に従って保管及び貯蔵を行わなければならない。</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第4節 環境放射能の管理</p> <p>(環境へ放出する放射性物質に係る線量目標値)</p> <p>第78条 廃棄物管理施設から放出する気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質による周辺監視区域外における実効線量の線量目標値は、1年間につき50マイクロシーベルトとする。</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値)</p> <p>第79条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>の放射性物質の濃度が別表第6-13に掲げる放出管理基準値を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理</u>しなければならない。</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第80条 放射線管理第2課長は、前条に規定する管理のため、廃棄物管理施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理基準値の定められている廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、施設ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値)</p> <p>第81条 廃棄物管理課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第6-14に掲げる放出管理目標値を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理</u>しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準)</p> <p>第82条 廃棄物管理施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が告示で定める周辺監視区域外の水中の濃度限度以下となることが明らかでなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第83条 放射線管理第2課長は、第50条第2項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第81条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、廃棄物管理施設の3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長に通知しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理目標値が定められている核種について、3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>(周辺監視区域内外における線量等の測定)</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>第84条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第6-33に示す地点について、別表第6-15に掲げるところにより、空気吸収線量率、積算空気吸収線量、空気中の放射性物質の濃度及び一般排水溝出口における排水中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別図第6-34に示す地点において環境試料を採取し、別表第6-16に掲げるところにより放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p>
<p>十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によることと定められていること。 5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員</u>は、原子力災害 	<p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>所長及び部長は、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第2の2-3のとおり策定する。</u> (2) <u>部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</u> (3) <u>上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</u> (4) <u>所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</u> <ol style="list-style-type: none"> a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u> b) <u>業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項</u> c) <u>業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u> d) <u>業務・廃棄物管理施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</u> e) <u>業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照）</u> (5) <u>業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u> (6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</u>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>第6章 放射線管理 (緊急作業時の線量)</p> <p>第73条 所長は、廃棄物管理施設に係る緊急作業に従事する男子又は女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者。)の放射線業務従事者をその作業による線量が別表第6-4を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 環境保全部長は、放射線業務従事者を前項の緊急作業に従事させる場合は、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者との協議のうえ、緊急作業計画を作成し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合は、前項に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲で緊急作業を実施するとともに、緊急作業計画の承認は事後とすることができる。</p> <p>3 環境保全部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、センター長、保安管理部長及び廃棄物取扱主任者に速やかに報告するとともに、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、第2項の緊急作業に際して、緊急作業に係る線量について環境監視線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を所長、センター長、部長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>5 環境保全部長は、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、別表第6-4に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第2項の緊急作業を行わせたときは、その作業に従事した者の線量、その他放射線管理上とった措置を所長及びセンター長に報告しなければならない。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>第9章 非常の場合に講ずべき処置 第1節 通則 (事前の措置)</p> <p>第107条 所長は、非常事態に対処するため、予め次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(1) 要員の確保</p> <p>(2) 必要な通信連絡機器、防護具、放射線測定機器、地図等の整備</p> <p>(3) 機構内及び関係諸機関への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) 大洗研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p><u>(5) 医療機関の確保</u></p> <p>2 所長は、前項第1号の要員のうちから緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者）について、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定する。</p> <p>(1) 別表第11-2に掲げる緊急作業に係る教育を受けたうえで、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</p> <p>第2節 防護活動</p> <p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第112条 所長は、第105条第3項の通報を受けた場合において、その事態が非常事態と判断したときは、大洗研究所に、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長には、所長をもってあてる。</p> <p>3 所長は、非常事態に対応する現地対策本部の組織及び任務を予め定めておく。</p> <p>(理事長及び関係諸機関への通報)</p> <p>第115条 現地対策本部長は、非常事態となった場合、理事長及び予め定められた関係諸機関へ通報しなければならない。</p> <p>(非常事態の解除)</p> <p>第116条 現地対策本部長は、事故の原因が除去され拡大防止等に関する防護活動が終了したと判断したときは、非常事態を解除し現地対策本部を解散するものとする。</p> <p>2 現地対策本部長は、前項の解散を行ったときは、理事長及び前条に規定する関係諸機関に通知しなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>第3節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 (事象発生時の措置)</p> <p>第117条 廃棄物管理施設に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」(以下「原子力事業者防災業務計画」という。)に基づき措置するものとする。</p> <p>第11章 保安教育 (保安訓練)</p> <p>第122条 所長は、毎年度、廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。なお、総合訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>2 環境保全部長は、毎年度2回以上、当該廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、消火訓練、通報訓練、召集訓練、避難訓練等保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-3に掲げる緊急作業に係る訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等である場合は、兼ねることができる。</p> <p>5 環境保全部長は、第2項及び第3項の保安訓練の実施結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p>
<p>十三 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第13号 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</p>	<p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>《以下省略》</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>(2) <u>必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。</u></p> <p>(3) <u>必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>(4) <u>その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p>	<p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) <u>所長及び部長は、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第2の2-3のとおり策定する。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</u></p> <p>(4) <u>所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u></p> <p>b) <u>業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>c) <u>業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>d) <u>業務・廃棄物管理施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>e) <u>業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照）</u></p> <p>(5) <u>業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>第9章 <u>非常の場合に講ずべき処置</u></p> <p>第1節 <u>通則</u> (事前の措置)</p> <p>第107条 <u>所長は、非常事態に対処するため、予め次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>要員の確保</u></p> <p>(2) <u>必要な通信連絡機器、防護具、放射線測定機器、地図等の整備</u></p> <p>(3) <u>機構内及び関係諸機関への通報連絡系統の確立</u></p> <p>(4) <u>大洗研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(5) <u>医療機関の確保</u></p> <p>2 所長は、前項第 1 号の要員のうちから緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者）について、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定する。</p> <p>(1) 別表第 1 1 - 2 に掲げる緊急作業に係る教育を受けたうえで、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について 2 5 0 m S v を線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</p> <p>第 2 節 防護活動 (現地対策本部の設置)</p> <p>第 1 1 2 条 所長は、第 1 0 5 条第 3 項の通報を受けた場合において、その事態が非常事態と判断したときは、大洗研究所に、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長には、所長をもってあてる。</p> <p>3 所長は、非常事態に対応する現地対策本部の組織及び任務を予め定めておく。</p> <p>(理事長及び関係諸機関への通報)</p> <p>第 1 1 5 条 現地対策本部長は、非常事態となった場合、理事長及び予め定められた関係諸機関へ通報しなければならない。</p>
<p>十四 廃棄物管理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 1 4 号 記録及び報告</p> <p>1. 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 廃棄物管理規則第 2 6 条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項</p>	<p>第 2 章の 2 <u>品質マネジメント計画</u></p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p>第 1 2 章 記録及び報告 (記録及び保存)</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>が定められていること。</p> <p>4. 特に、廃棄物管理規則第35条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>第123条 廃棄物管理施設の保安に関する記録は、別表第12-1に示す事項について記録を適正に*作成し、保存するものとする。</p> <p>*:「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>(業務報告)</p> <p>第124条 環境保全部長は、四半期ごとに、廃棄物管理施設について、次の各号に掲げる事項について、所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 操作及び保守に係る保安の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>(4) 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>(5) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(6) 廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対する保安教育及び保安訓練の実施状況</p> <p>(7) その他保安活動に関する事項</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第126条 部長は、廃棄物管理施設について、管理規則第35条の16に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には、その旨を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、次の場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、理事長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 非常事態が発生した場合</p> <p>(2) 管理規則第35条の16に定める事象が発生した場合</p> <p>(3) 管理規則第35条の16に定める事象に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>3 所長は、前項の事象が発生した場合には、その旨を直ちに関係諸機関に報告しなければならない。</p>
<p>十五 廃棄物管理施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</u> <u>廃棄物管理施設の施設管理</u> 1. <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、</u> <u>「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考とし</u></p>	<p>第1章 総則 (基本方針)</p> <p>第1条の2 大洗研究所の廃棄物管理施設における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による職員等及び職員等以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、核燃料物質等による災害の防止のために、適切な品質マネジメント活動に基づき、実施する。</p> <p>2 法第51条の16第3項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。)</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
<p>期施設管理方針を含む。)</p>	<p><u>て定められていること。</u></p>	<p><u>第29条第1項第1号から第4号までの定めに従って、廃棄物管理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>第6章 放射線管理 第5節 放射線管理施設の管理 <u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p><u>第84条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u></p> <p><u>第84条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p><u>第84条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(5) <u>廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>4 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第84条の5 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u></p> <p>第84条の6 <u>環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第7章 保守管理</p> <p><u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p>第99条 <u>環境保全部長及び放射線管理部長は、廃棄物管理施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>2 環境保全部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、センター長の確認を受けたのちに所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第99条の2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第99条の3 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなけれ</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>ばならない。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 廃棄物管理課長は所掌する施設について、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。減容処理施設準備室長は所掌する施設に関する第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第99条の4 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第99条の5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。減容処理施設準備室長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p>
	<p>2. 廃棄物管理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「<u>廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド</u>」（原管廃発第13112713号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））等を参考とし、<u>廃棄物管理規則第29条の2に規定された廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定め</u></p>	<p>第13章 定期的な評価</p> <p>(定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第127条 所長は、次の各号に掲げるところにより定期的な評価を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 廃棄物管理施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の保安活動の最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>られていること。</p> <p>3. <u>事業を開始した日以後20年を経過した廃棄物管理施設については、長期施設管理方針が定められていること。</u></p> <p>4. <u>廃棄物管理規則第34条第1項第15号に掲げる廃棄物管理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)</u>は、申請書に<u>廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)</u>が添付されていること。</p> <p>5. <u>長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考として記載されていること。</u></p>	<p>超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>(2) 高経年化に関する評価</p> <p>イ 廃棄物管理施設の経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の<u>長期施設管理方針</u>を策定する。</p> <p>ロ 本号イの評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>(高経年化に関する評価に伴う<u>長期施設管理方針</u>の遵守)</p> <p>第131条 施設管理統括者は、第127条第2号の評価結果に基づき、保安管理部長と協議の上、評価後10年間の<u>長期施設管理方針</u>を策定し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、<u>長期施設管理方針</u>に従い保全活動を実施しなければならない。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の<u>長期施設管理方針</u>について変更が必要となった場合は、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て<u>長期施設管理方針</u>を変更することができる。</p> <p>3 所長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>4 所長は、第1項及び第2項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 所長は、第1項及び第2項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</p>
	<p>6. <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、<u>当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。</u></p>	<p>第7章 保守管理</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第100条 <u>原子力施設検査室長は、廃棄物管理施設の定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ <u>定量的な施設管理目標(第99条の2の規定により策定した場合に限る。)</u></p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、それぞれ環境保全部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第102条 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ統括する部長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>3 環境保全部長は、前項に同意した場合は、センター長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 センター長は、前項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、第2項に同意した場合は、環境保全部長の同意を得たのちに、所長の承認を得なければならない。</p> <p>6 センター長及び所長は、第3項及び前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>8 <u>放射線管理第2課長は、第5項の承認を得た場合は、修理及び改造をする設備等が設置されている施設を管理する課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p><u>第102条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、それぞれ統括する部長に報告しなければならない。</u></p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第103条 <u>廃棄物管理課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p>2 <u>放射線管理第2課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第102条第2項の修理及び改造計画に基づ</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>く作業並びに第102条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、廃棄物取扱主任者に通知するとともに、所長及びセンター長に報告しなければならない。</p>
<p>十六 廃棄物管理施設の定期的な評価に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第16号 廃棄物管理施設の定期的な評価</p> <p>1. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「<u>廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド</u>」を参考に、<u>廃棄物管理規則第33条の2</u>に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>2. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、<u>廃棄物管理規則第33条の2</u>の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに<u>QMS</u>の改善を行うことが定められていること。</p>	<p>第13章 定期的な評価 (定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第127条 所長は、次の各号に掲げるところにより定期的な評価を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 廃棄物管理施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の保安活動の最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>(2) 高経年化に関する評価</p> <p>イ 廃棄物管理施設の経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の保全計画を策定する。</p> <p>ロ 本号イの評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>(定期的な評価の実施計画)</p> <p>第128条 施設管理統括者は、前条の評価を行う場合について保安管理部長と協議の上、定期的な評価の実施計画を作成し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 所長は、第1項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(定期的な評価の結果の報告)</p> <p>第129条 施設管理統括者は、前条の計画に基づき評価を実施し、評価の結果についてセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 所長は、第1項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</p> <p>5 理事長は、報告を受けた評価の結果について、中央安全審査・品質保証委員会に諮問する。また、中央安全審査・品質保証委員会の答申又は意見具申に基づき、所長に必要な指示を行う。</p> <p>6 所長は、理事長からの指示に従わなければならない。また、指示に基づき、評価の結果を修正した場合は、第2項から第4項までの手続を行わなければならない。</p> <p>7 理事長は、報告を受けた修正後の評価の結果について、必要と認めるときは第5項の手続を行う。</p> <p>(保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第130条 施設管理統括者は、第127条第1号の評価の結果、保安活動に関する改善が必要と認められた場合には、保安管理部長と協議の上、改善計画を策定し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、改善を行う。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 所長は、第1項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</p>
<p>十七 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者との共有に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第17号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物管理事業者と共有し、自らの廃棄物管理施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の廃棄物管理施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する</u> (4.2.4項参照)。</p>
<p>十八 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十九号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. <u>廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</u></p> <p>2. <u>情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</u></p>	<p>第2章の2 品質マネジメント計画 7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</u></p> <p>(3) <u>部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</u></p> <p>(4) <u>調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</u></p> <p>(5) <u>部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する</u> (4.2.4項参照)。</p> <p>(6) <u>所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の廃棄事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</u></p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見</u> (8.2.1項参照) b) <u>業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性</u> (8.2.3項及び8.2.4項参照) c) <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向</u> (8.2.3

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>項及び8.2.4項参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4項参照)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>(5) <u>所長は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>十九 その他廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>廃棄物管理規則第34条第1項第19号 その他必要な事項 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第51条の18第1項に基づき定める。</p>

廃棄物管理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>を定めていること。</p> <p>2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（以下「大洗研究所」という。）の廃棄物管理施設における保安に関する基本的事項を定め、廃棄物管理施設による災害の防止を図ることを目的とする。</p>

保安規定審査基準と保安規定改定案の対比表 (再処理施設)

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
<p>第十七条(保安規定)第2項 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>		
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 ・再処理規則第17条第2項第1号 ① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。 ② 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p><①及び②について> (目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第50条第1項の規定に基づき、理事長が廃止措置段階にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設(以下「再処理施設」という。)に係る保安について定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(関係法令及び規定の遵守) 第2条 再処理施設の廃止措置を行う者(再処理施設に関わる役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)は、関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 核燃料サイクル工学研究所長は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に再処理施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、関係法令及びこの規定を遵守させる措置を講ずる。</p> <p>(品質マネジメント計画) <u>第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u> 5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与 <u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u> a) 品質方針を設定する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u></p> <p>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び性能維持施設に係る施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)を含む。</p> <p>a) <u>組織の目的及び状況に対して適切なものである。</u></p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p><u>5.5.2 管理責任者</u></p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p><u>5.5.3 全ての管理者</u></p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1 に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の業務・再処理施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u> d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u> e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前号の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u> a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u> b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u> c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u> d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u> e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野に係るものを含む。)を実施する。</u></p> <p>5.6.2 <u>マネジメントレビューへのインプット</u> <u>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u> a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>組織の外部の者からの意見</u> c) <u>保安活動に関するプロセスの成果を含む運用状況(品質目標の達成状況を含む。)</u> d) <u>使用前自主検査及び定期事業者検査並びに自主検査等の結果</u> e) <u>安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</u> f) <u>関係法令の遵守状況</u> g) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</u> h) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</u> i) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> j) <u>改善のための提案</u> k) <u>資源の妥当性</u> l) <u>保安活動の改善のために実施した措置の有効性</u></p> <p>(以下略)</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>2 品質マネジメントシステム</p> <p>・再処理規則第17条第2項第2号</p> <p>① 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第44条第1項の指定(以下単に「指定」という。)を受けたところ若しくは第44条の4第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところ又は第50条の5第2項の廃止措置計画の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、再処理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしており、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>② 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>保安規定改正案</p> <p><①及び②について></p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>(以下略)</p> <p>1. 目的</p> <p>品質マネジメント計画は、再処理施設における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)」に従って、再処理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>品質マネジメント計画は、再処理施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 * 以下項目のみ記載</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>5.5.3 全ての管理者</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p>6. <u>資源の運用管理</u></p> <p>6.1 <u>資源の確保</u></p> <p>6.2 <u>人的資源</u></p> <p>6.2.1 <u>一般</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u></p> <p>6.4 <u>作業環境</u></p> <p>7. <u>業務の計画及び実施</u></p> <p>7.1 <u>業務の計画</u></p> <p>7.2 <u>業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>業務・再処理施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p>7.2.2 <u>業務・再処理施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p>7.2.3 <u>外部とのコミュニケーション</u></p> <p>7.3 <u>設計・開発</u></p> <p>7.3.1 <u>設計・開発の計画</u></p> <p>7.3.2 <u>設計・開発へのインプット</u></p> <p>7.3.3 <u>設計・開発からのアウトプット</u></p> <p>7.3.4 <u>設計・開発のレビュー</u></p> <p>7.3.5 <u>設計・開発の検証</u></p> <p>7.3.6 <u>設計・開発の妥当性確認</u></p> <p>7.3.7 <u>設計・開発の変更管理</u></p> <p>7.4 <u>調達</u></p> <p>7.4.1 <u>調達プロセス</u></p> <p>7.4.2 <u>調達要求事項</u></p> <p>7.4.3 <u>調達製品等の検証</u></p> <p>7.5 <u>業務の実施</u></p> <p>7.5.1 <u>個別業務の管理</u></p> <p>7.5.2 <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u></p> <p>7.5.3 <u>識別管理及びトレーサビリティ</u></p> <p>7.5.4 <u>組織外の所有物</u></p> <p>7.5.5 <u>調達製品の保存</u></p> <p>7.6 <u>監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p>8. <u>評価及び改善</u></p> <p>8.1 <u>一般</u></p> <p>8.2 <u>監視及び測定</u></p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>8.2.2 <u>内部監査</u></p> <p>8.2.3 <u>プロセスの監視及び測定</u></p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p>
<p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>3 廃止措置に係るQMS</p> <p>・再処理規則第17条第2項第3号</p> <p>○ 2に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規程等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>(以下略)</p> <p>(廃止措置計画の変更)</p> <p>第198条の2 廃止措置技術課長は、再処理施設の廃止措置計画の変更又は変更に係る調整を行う。</p> <p>2 センター長は、前項の廃止措置計画の変更について、再処理施設安全専門委員会に諮問し、その審議結果を確認するとともに、確認結果を所長に報告する。ただし、センター長が廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更(以下「軽微な変更」という。)と判断したものを除く。</p> <p>3 所長は、前項の報告内容を確認し、理事長の承認を受ける。ただし、再処理施設の設計及び工事の計画に係る変更については、所長が承認する。</p> <p>4 理事長は、前項の理事長の承認に当たっては、中央安全審査・品質保証委員会に諮問する。</p> <p>(廃止措置計画の軽微な変更)</p> <p>第198条の3 センター長は、前条第1項の廃止措置計画の変更について、軽微な変更であると判断した場合は、その判断結果を所長に報告し、所長の承認を受ける。</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理)</p> <p>第198条の4 センター長は、廃止措置計画の廃止措置工程表に示す業務の実施状況を管理するため、必要な業務計画書を策定する。</p> <p>2 センター長は、前項の業務計画書に基づき実施状況を確認し、廃止措置工程に影響する業務の遅れが生じた場合など、廃止措置計画の変更が必要であると判断した場合は、第198条の2又は前条に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		第 I -6 表 記録(第 68 条関係) (記載略)
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 4 廃止措置を行う者の職務及び組織※ ・再処理規則第 17 条第 2 項第 4 号 ※ 5に掲げる事項(核燃料取扱主任者の職務の範囲等)を除く。 ① <u>事業所における廃止措置段階の東海再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p>	<p><①について> (保安管理組織) 第4条 再処理施設に係る保安活動を実施するための組織は、次の号に掲げる管理職位、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者及び委員会で構成する。機構の本部組織(以下「本部」という。)は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、<u>契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。 (1) 理事長 (2) 統括監査の職 (3) 管理責任者 1) 監査プロセスの管理責任者 2) 本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者 3) <u>核燃料サイクル工学研究所(以下「研究所」という。)</u>の管理責任者(以下「研究所の管理責任者」という。) (4) 安全・核セキュリティ統括部長 (5) <u>契約部長</u> (6) 核燃料サイクル工学研究所担当理事(以下「研究所担当理事」という。) (7) 核燃料サイクル工学研究所長(以下「所長」という。) (8) 再処理廃止措置技術開発センター長(以下「センター長」という。) (9) 当直長 (10) 技術部長 (11) ガラス固化部長 (12) 施設管理部長 (13) 環境保全部長 (14) 計画管理課長 (15) 品質保証課長 (16) 核物質管理課長 (17) 廃止措置技術課長 (18) ガラス固化管理課長 (19) ガラス固化技術課長 (20) ガラス固化処理課長 (21) 施設管理課長 (22) 前処理施設課長</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(23) 化学処理施設課長 (24) 転換施設課長 (25) 施設保全第1課長 (26) 施設保全第2課長 (27) 分析課長 (28) 環境管理課長 (29) 処理第1課長 (30) 処理第2課長 (31) 工務技術部長 (32) 管理課長 (33) 運転課長 (34) 施設営繕課長 (35) 保安管理部長 (36) 安全対策課長 (37) 危機管理課長 (38) 施設安全課長 (39) 放射線管理部長 (40) 線量計測課長 (41) 環境監視課長 (42) 放射線管理第2課長 (43) 核燃料取扱主任者 (44) 核燃料取扱主務者 (45) 中央安全審査・品質保証委員会 (46) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会 (47) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会 (48) 再処理施設安全専門委員会</p> <p>2 (以下略)</p> <p>(契約部長) 第5条の4 契約部長は、再処理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p> <p>(センター長) 第7条 センター長は、センター内各部長を指揮し、第10条から第13条に掲げる保安上の業務を統括するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 第198条の4(廃止措置計画の実施工程管理)に定める実施工程の管理 (2) 第121条(四半期運転計画)に定める四半期運転計画の承認 (3) 第195条(定期事業者検査)に定める定期事業者検査の結果報告</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>② 機構の理事長が、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物を管理し、使用済燃料等又は東海再処理施設による災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>(4) 第 124 条(異常時の措置)に定める工程運転再開の承認(品質保証課長) 第 16 条の 1 の 2 品質保証課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。</p> <p>(1) この規定の制定及び改廃の調整に係る業務 (2) 第 I 編第 5 章に定める保安教育訓練に係る業務(ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。) (3) <u>原子炉等規制法に定める許認可及び原子炉等規制法第 68 条の規定に基づく検査の調整に係る業務(ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。)</u> (4) 技術部の原子炉等規制法に定める許認可及び検査に係る業務 (5) 再処理施設の保安活動に係る品質マネジメント活動の調整に係る業務(ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。) (6) <u>第 195 条に基づく定期事業者検査及び第 196 条に基づく使用前自主検査に係る事業者検査の業務</u></p> <p><②について> (目的) 第 1 条 この規定は、「核原物料質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第 50 条第 1 項の規定に基づき、理事長が廃止措置段階にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設(以下「再処理施設」という。)に係る保安について定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>
<p>五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>第 4 保安規定に定められるべき事項 5 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け ・再処理規則第 17 条第 2 項第 5 号 ① 核燃料取扱主任者の選任及び配置に関すること。 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の取扱いに関し保安の監督を行う核燃料取扱主任者を選任すること及びその組織上の位置付けについて定められていること。特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、東海再処理施設の保安組織から独立していることが当然に求められるものではない。</p>	<p><①について> (核燃料取扱主任者の選任) 第 45 条 原子炉等規制法第 50 条の 2 の規定に基づき、再処理施設に係る保安の監督を行わせるため、再処理施設に核燃料取扱主任者を置く。 2 理事長は、核燃料取扱主任者免状を有する従業員のうちから、次条に定める職務を専任する核燃料取扱主任者を選任する。 3 理事長は、核燃料取扱主任者が旅行、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合に備え、代行者を核燃料取扱主任者免状を有する従業員のうちから、あらかじめ定めておく。</p> <p>第 I-1 図保安管理組織図(第 4 条関係) (記載略)</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>② 核燃料取扱主任者の職務について、次に掲げる事項が明記されていること。</p> <p>I 機構の理事長又は東海再処理施設の所長に対し意見具申等を行うこと。</p> <p>II 東海再処理施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>III 保安教育の実施計画の作成、改定に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>IV 各種要領書等の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>V 保安上重要な計画の作成、改定に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>VI 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>VII 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p>	<p><②について></p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第 46 条 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 必要と認めた場合は、理事長又は研究所担当理事に対して意見を具申すること</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、所長、センター長、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に対して勧告すること</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと</p> <p>(4) 原子炉等規制法第 68 条の規定に基づく検査に原則として立ち会うこと</p> <p>(5) 必要と認めた場合は、保安に係る施設、書類その他必要な物件を検査すること</p> <p>(6) 必要と認めた場合は、再処理施設に係る業務を行う者に対して助言又は協力を行うこと</p> <p>(7) この規定の制定及び改廃を行う場合は、その内容を審査すること</p> <p>(8) 第3条において、明確にすべき事項について、その内容を審査すること</p> <p>(9) 再処理施設の運転計画、試験計画、保守計画の保安上の計画を審査すること</p> <p>(10) 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書を審査すること</p> <p>(11) 保安教育計画を審査するとともに、必要と認めた場合には、自ら教育にあたること</p> <p>(12) 第 54 条に定める非常事態が発生した場合は、必要な指示及び助言を行うとともに、その原因の調査及び報告書を審査すること</p> <p>(13) その他、再処理施設の保安の監督を行うために必要な職務</p> <p>2 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安について、研究所担当理事に対し毎年 1 回以上報告するとともに、所長に通知する。</p> <p>(記録の検閲)</p> <p>第 69 条 核燃料取扱主任者は、第 I - 6表に定める記録を検閲する。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会)</p> <p>第 50 条 研究所に、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会を置く。</p> <p>2 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、所長の諮問を受け、研究所の保安に関して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。</p> <p>(1) この規定の制定、改定及び廃止に関する事項</p> <p>(2) その他、再処理施設の保安に関する重要事項</p> <p>3 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。</p> <p>ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとする。</p> <p>4 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>5 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>重する。</p> <p>6 所長は、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の答申を尊重する。</p> <p>(再処理施設安全専門委員会)</p> <p>第 51 条 再処理施設に、再処理施設安全専門委員会を置く。</p> <p>2 再処理施設安全専門委員会は、再処理施設の保安に関し前条第 2 項に掲げる各号のほか、センター長の諮問を受けて、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の廃止措置段階における運転に係る重要事項(高放射性液体廃棄物の処理に係る計画の遅延などの重要事項を含む。)</p> <p>(2) 再処理施設の保守に係る重要事項</p> <p>(3) 廃止措置計画の変更に係る事項及び廃止措置計画の実施に係る重要事項</p> <p>(4) 非常事態等の原因調査及び対策に係る事項</p> <p>(5) 再処理の事業の指定及び変更に係る事項</p> <p>(6) その他再処理施設の保安に関する重要事項</p> <p>3 再処理施設安全専門委員会の委員長及び委員は、センター長が指名する。</p> <p>ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとし、再処理施設に関し十分な専門的知識と経験を有する者を指名する。</p> <p>4 再処理施設安全専門委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p> <p>5 再処理施設安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。</p> <p>6 センター長は、再処理施設安全専門委員会の答申を尊重する。</p> <p>7 センター長は、第 2 項第 1 号及び第 5 号の審議の結果及び核燃料取扱主任者の意見について所長に報告し、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の審議結果については、必要と認めた場合、所長に報告する。</p> <p><②について>核燃料取扱主任者の同意手続きに係る適正化(第 52 条、第 62 条、第 183 条、第 183 条の 2、第 195 条、第 196 条、第 124 条)</p> <p>(保安教育)</p> <p>第 52 条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 センター内各部長は、品質マネジメント計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <p>(1) 業務に必要な力量</p> <p>(2) 必要な力量が持てるような教育・訓練の方法</p> <p>(3) 教育・訓練の有効性の評価</p> <p>(4) 原子力安全に関する従業員個々の役割と品質目標との関連</p> <p>(5) 教育・訓練の記録</p> <p>4 センター内各部長は、第 3 項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第 I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を行う。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(1) 関係法令、保安規定、事業指定申請書及び廃止措置計画に関すること</p> <p>(2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること</p> <p>(3) 廃止措置に関すること</p> <p>(4) 放射線管理に関すること</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること</p> <p>(6) 臨界安全設計及び臨界管理に関すること</p> <p>(7) 非常の場合に採るべき処置に関すること</p> <p>(8) その他、安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等の再処理施設に係る保安に関する必要な知識及び技能</p> <p>(9) 保安活動に係る品質マネジメント活動に関すること</p> <p>5 センター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第Ⅰ－１－(2)表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 センター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当たっては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 センター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第Ⅰ－１－(2)表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 センター内各部長は、第5項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る業務を行う者に対して行う保安教育については、第3項から第8項を準用する。</p> <p>10 安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質マネジメントに関する事項の教育について、第3項を準用する。</p> <p>11 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第103条第3項に基づき緊急作業に従事する要員(以下「緊急作業に従事する要員」という。)として選定を受けようとする者に対し、第Ⅰ－１－(3)表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>(作業又は施設の再開)</p> <p>第62条 非常事態が発生したことにより、停止された工程運転及び作業又は閉鎖された施設の再開は、センター長、放射線管理部長又は工務技術部長が指示する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、前項の指示を行う場合は、相互に協議し、核燃料取扱主任者の同意を得たのち、所長の承認を受ける。</p> <p>3 所長は、前項の承認に当たっては、原因の除去、施設の復旧等所要の措置が講じられ、安全上支障がないことを確認する。</p> <p>4 所長は、前項の確認に当たっては、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>に諮問する。</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第 183 条 所長は、第 51 条の4 5.3に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき研究所の施設管理の目標(以下「施設管理目標」という。)を定める。</p> <p>2 所長は、定期に及び必要に応じて、研究所の施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、第 1 項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、前項に定める施設管理目標を定めるに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、定期に及び必要に応じて、施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>(再処理施設の施設管理実施計画)</p> <p>第 183 条の2 センター長及び管理支援部門各部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 再処理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 再処理施設の点検、検査等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び停止中の区別を含む(廃止措置計画の認可を受けたものを除く。))に関すること。</p> <p>(5) 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 センター長及び管理支援部門各部長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の工事の方法及び時期に関する事項、再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する項について、設備・機器単位で整理した表)及び検査要否整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の検査の方法に関する事項について、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>「技術基準」という。)の条項単位で整理した表)を策定する。</p> <p>(1) 再処理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画、特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項に定める計画、第2項に定める整理表及び第3項に定める特別な計画等を策定するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画及び設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>6 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第195条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第Ⅲ-18表から第Ⅲ-21表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置(臨界警報装置に給電するもの。)の定期事業者検査(無停電電源装置の性能検査は除く。)に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(使用前自主検査)</p> <p>第196条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前自主検査計画</p> <p>イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前自主検査要領</p> <p>イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第198条の5条第3項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第198条の5第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、セン</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>③ 核燃料取扱主任者の意見等の尊重について、次の事項が定められていること。</p> <p>I 機構の理事長その他の経営責任者が、核燃料取扱主任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>II 東海再処理施設の廃止措置に従事する者が、核燃料取扱主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>④ 核燃料取扱主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が他の職務を兼任するときは、他の職務によって核燃</p>	<p>ター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第 198 条の5条第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認(合格)を受ける。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第 124 条 従業員は、再処理施設の運転状態に異常を認めた場合は、直ちに担当課長及び当直長に通報する。</p> <p>2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、工程の停止等必要な措置を講ずるとともに、担当課長は工程を停止した場合、その他必要と認めた場合は、担当部長又は工務技術部長に通報する。</p> <p>なお、休日及び夜間にあつては、当直長は工程を停止した場合、その他必要と認めた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、前項の通報を受けた場合は、工程の停止等必要な措置を講ずるとともにセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、停止した工程運転を再開する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得たのち、センター長の承認を得る。</p> <p>6 センター長は、前項の承認に当たって、必要と認めた場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。</p> <p><③について> (意見等の尊重)</p> <p>第 49 条 理事長及び研究所担当理事は、核燃料取扱主任者の意見具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>2 所長、センター長、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、核燃料取扱主任者の勧告を尊重する。</p> <p>3 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、核燃料取扱主任者の指示に従う。</p> <p><④について> (核燃料取扱主務者の選任)</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>料取扱主任者を補佐する業務が影響を受けないよう指揮命令系統が<u>明確に</u>されていること。</p>	<p>第 47 条 所長は、核燃料取扱主任者を補佐し、再処理施設に係る保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者免状を有する従業員、又はそれと同等の学識経験を有する従業員のうちから、核燃料取扱主務者を選任する。</p> <p>2 所長は、核燃料取扱主務者が旅行、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合に備え、その職務を代理する者を核燃料取扱主任者免状を有する従業員、又はそれと同等の学識経験を有する従業員のうちから、あらかじめ定めておく。</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第 48 条 核燃料取扱主務者は、核燃料取扱主任者を補佐し、再処理施設に係る保安の確保のため保安の監督を行う。</p> <p>第 I-1 図保安管理組織図(第4条関係) (記載略)</p>
<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 再処理施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他再処理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>6 廃止措置を行う者に対する保安教育 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 6 号</p> <p>① 東海再処理施設の廃止措置を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>② 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>③ 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p><①~③について> (保安教育)</p> <p>第 52 条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 センター内各部長は、品質マネジメント計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <p>(1) 業務に必要な力量</p> <p>(2) 必要な力量が持てるような教育・訓練の方法</p> <p>(3) 教育・訓練の有効性の評価</p> <p>(4) 原子力安全に関する従業員個々の役割と品質目標との関連</p> <p>(5) 教育・訓練の記録</p> <p>4 センター内各部長は、第3項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第 I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を行う。</p> <p>(1) 関係法令、保安規定、事業指定申請書及び廃止措置計画に関すること</p> <p>(2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること</p> <p>(3) 廃止措置に関すること</p> <p>(4) 放射線管理に関すること</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること</p> <p>(6) 臨界安全設計及び臨界管理に関すること</p> <p>(7) 非常の場合に採るべき処置に関すること</p> <p>(8) その他、安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等の再処理施</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>設に係る保安に関する必要な知識及び技能</p> <p>(9) 保安活動に係る品質マネジメント活動に関すること</p> <p>5 センター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第 I-1-1(2)表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 センター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当たっては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 センター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第 I-1-1(2)表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 センター内各部長は、第5項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る業務を行う者に対して行う保安教育については、第3項から第8項を準用する。</p> <p>10 安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質マネジメントに関する事項の教育について、第3項を準用する。</p> <p>11 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第 103 条第3項に基づき緊急作業に従事する要員(以下「緊急作業に従事する要員」という。)として選定を受けようとする者に対し、第 I-1-1(3)表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第 53 条 所長は、従業員に対して、第 54 条に定める非常事態の措置についての総合的な実地訓練を毎年1回以上実施し、措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転等を行う従業員に対して、非常事態等の運転操作訓練、消火訓練、避難訓練等を毎年2回以上実施し、非常事態等の運転操作訓練等の措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、第I-1-1(3)表に従い、緊急作業に係る訓練を実施し、選定後は、毎年1回以上実施する。また、これらの訓練の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。なお、本項及び前項の訓練は、第1項の総合的な実地訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>④ 次に掲げる事項について定められ、その見直しの頻度等についても定められていること。</p> <p>I 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>II 東海再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>III 東海再処理施設の廃止措置に関すること。</p> <p>IV 放射線管理に関すること。</p> <p>V 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>VI 非常の場合に採るべき処置に関すること。</p> <p>⑤ その他再処理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p><④について></p> <p>第 I-1-(2)表 保安教育(第 52 条関係) (記載略)</p> <p><⑤について></p> <p>上記①～④を実施するため、各職位の役割などを上記の第 52 条(保安教育)及び第 53 条(保安訓練)に定めている。</p>
<p>七 再処理設備本体(回収可能核燃料物質(使用済燃料及び核燃料物質(再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。))をいう。以下同じ。))を再処理設備本体から取り出していない場合にあっては、せん断処理施設の操作停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。))。</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>7 再処理設備本体(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合にあっては、せん断処理施設)の操作の停止に関する恒久的な措置</p> <p>・再処理規則第 17 条第 2 項第 7 号</p> <p>○ 再処理設備本体の操作の恒久的な操作の停止に関する措置(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合には、せん断処理施設の停止に関する恒久的な措置)について定められていること。</p>	<p>(せん断処理に係る措置)</p> <p>第 129 条 前処理施設課長は、使用済燃料のせん断処理が行えないよう、使用済燃料をせん断装置に装荷できない措置を二つ以上講じ、それぞれに施錠管理を行うとともに、措置の解除を禁止する表示を行う。</p> <p>2 前処理施設課長は、使用済燃料を同時に濃縮ウラン機械処理セルについては3体、除染保守セルについては1体を超えて保持しない。</p> <p>(使用しない設備に係る点検)</p> <p>第 195 条の2 施設管理部長及び環境保全部長は、第三-22 表に掲げる機器について、点検を実施する。</p> <p>2 施設管理部長及び環境保全部長は、前項に掲げる点検が終了した後、センター長へ報告する。</p>
<p>八 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>8 保安上特に管理を必要とする設備の操作</p> <p>・再処理規則第 17 条第 2 項第 8 号</p> <p>① 東海再処理施設の保安上特に管理を必要とする設備の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</p>	<p><①について> 運転に係る留意事項、配置等(運転留意事項)</p> <p>第 115 条の4 従業員のうち、再処理施設に係る運転を行う者は、再処理施設の保安を確保するため、特に次の各号に掲げる事項に留意して運転する。</p> <p>(1) 運転するに当たっては、第3条各号に掲げる事項を遵守し、作業の安全を確保すること</p> <p>(2) 運転するに当たっては、機器装置等の性能及び状態を正しく把握すること</p> <p>(3) 機器装置等の操作に当たっては、その目的、手順及び結果を事前に理解して</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>操作すること</p> <p>(4) 運転中は、機器装置等の状態、計器、表示装置等の監視を適切かつ確実に行うとともに、通常と異なる変化が観察された場合は、速やかに担当課長に報告すること</p> <p>(5) 記録は、確実に記録すること</p> <p>(6) 異常時の措置を常に理解しておくこと</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第 116 条 センター長は、使用済燃料等の取扱いに当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 施設管理部長は、臨界管理に関する工程管理設備及び臨界警報装置が正常に作動しているときでなければ、施設を運転しない。</p> <p>3 当直長は、第Ⅲ-16 表のうち臨界管理に係る施錠弁の操作を行わせる場合は、核燃料物質の濃度等が核的制限値以下であることを確認する。</p> <p>(運転時の遵守事項)</p> <p>第 117 条 センター内各課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 各工程が正常に作動することを確認すること</p> <p>(2) 所定の処理設備を使用すること</p> <p>(3) 運転状態に通常と異なる変化が観察された場合、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討すること</p> <p>2 前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 臨界管理上濃度制限の必要な槽類については、第Ⅲ-1-(2)表に示す濃度制限値を超えないように運転すること</p> <p>(2) 臨界管理上質量制限の必要な機器については、第Ⅲ-1-(3)表に掲げる質量制限値を超えないように運転すること</p> <p>(3) 密度計及び液面計等臨界管理に関する工程管理設備が正常に作動していることを確認すること</p> <p>3 ガラス固化処理課長、前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、第Ⅲ-1-(4)表に示す機器については、機器内空間の水素濃度が爆発限界を超えないように換気系及び機器への吸込空気量を確認する。</p> <p>(放射性廃棄物等の管理)</p> <p>第 118 条 センター長は、再処理施設の運転に伴って発生する放射性廃棄物等の種類及び性状にもとづき適切に管理するとともに、放出される放射性廃棄物の量をできるだけ低減するよう運転管理を行う。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>② 東海再処理施設の保安上特に管理を必要とする設備の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>(要員の配置) 第 119 条 センター長は、再処理施設の運転に際し、必要な人員を配置する。</p> <p><①及び②について> 必要な要員及び要領書についての計画策定 (放射線管理に係る計画) 第 70 条 放射線管理部長は、品質マネジメント計画に基づき、放射線管理に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 放射線管理に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等) (3) 放射線管理に必要な要員及び設備 (4) 放射線管理に必要な要領書 (5) 使用する放射線監視設備とその監視項目 (6) 前号に定める放射線監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準) (7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を放射線管理に係る従業員へ周知する。</p> <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第 115 条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質マネジメント計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画(廃止措置管理を含む。以下同じ。)を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等) (3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備 (4) 運転及び保守管理に必要な要領書</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(5) 運転及び保守管理において、再処理施設の性能の維持のために行う設備の部品交換等の措置に係る以下の事項</p> <p>イ) 再処理施設の性能の維持のために行う、第三-1-(1)表に示す部品交換等の措置及び検査の実施並びにそれらの記録を作成すること</p> <p>ロ) 経年変化により想定される事象等を検知するために行う、第三-1-(1)表に示す部品に係る点検等の計画の策定及び当該事象等を検知した場合の措置(安全確保のための措置を含む。)を行うこと</p> <p>ハ) あらかじめ想定していない劣化等により部品交換等が必要となった場合における第198条の5に基づく設計及び工事の<u>計画</u>の手続及び第196条に基づく検査の要否を確認すること</p> <p>ニ) 保守に係る要領書に定めて交換できる部品等の判断に当たり技術部長の同意を得ること</p> <p>ホ) その他、イ)からニ)までを適切に運用するために必要な事項</p> <p>(6) 運転監視に必要な設備とその監視項目</p> <p>(7) 前号に定める運転監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(8) 第6号に定める監視結果及び前号に定める検査結果の記録</p> <p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を運転及び保守管理に係る従業員へ周知する。</p> <p>(環境監視に係る計画)</p> <p>第199条 放射線管理部長は、品質保証計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 環境監視に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p> <p>(3) 環境監視に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 環境監視に必要な要領書</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(5) 使用する環境監視設備とその監視項目 (6) 前号に定める環境監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準) (7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。 (1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p> <p><①及び②について> 分析等に用いる核燃料物質の管理 (分析などに用いる核燃料物質の管理)</p> <p>第120条の2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、分析、校正又は廃止措置に係る試験に用いる核燃料物質を第63条から第67条までの規定に基づき管理する。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の核燃料物質のうち、分析標準として用いる核燃料物質又は校正に用いる核燃料物質を使用する場合は、第Ⅲ-1-(5)表に定める年間使用予定量を超えないようにする。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、分析、校正又は廃止措置に係る試験に用いる核燃料物質を使用後、速やかに廃棄するか、又は工程等に戻す。</p> <p>(四半期運転計画)</p> <p>第121条 センター内各部長(ただし、技術部長を除く。)は、四半期ごとに運転計画を作成しセンター長の承認を受ける。</p> <p>2 センター長は、前項の承認をする場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。また、前項の承認をした場合は所長に報告する。</p> <p>3 センター内各部長は、第1項の計画を作成するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (略)</p> <p>(7) 試験用又は分析用に使用する核燃料物質等に関すること (以下略)</p> <p>(四半期運転報告)</p> <p>第122条 センター内各部長は、四半期運転計画に定められた期間の経過後1か月以内に報告書を作成し、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>2 センター長は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告する。 (異常時の措置)</p> <p>第 124 条 従業員は、再処理施設の運転状態に異常を認めた場合は、直ちに担当課長及び当直長に通報する。</p> <p>2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、工程の停止等必要な措置を講ずるとともに、担当課長は工程を停止した場合、その他必要と認めた場合は、担当部長又は工務技術部長に通報する。 なお、休日及び夜間にあつては、当直長は工程を停止した場合、その他必要と認めた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、前項の通報を受けた場合は、工程の停止等必要な措置を講ずるとともにセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、停止した工程運転を再開する場合は、<u>あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得たのち、センター長の承認を得る。</u></p> <p>6 センター長は、前項の承認に当たって、必要と認めた場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。</p> <p><①及び②について> 廃止措置段階における各工程の運転操作</p> <p>第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2章 工程等の管理(第126条(カスクの除染)～第168条(低放射性固体廃棄物の貯蔵・保管)) (記載略) ・第3章 放射性廃棄物等の放出管理(第169条(放出管理の基本方針)～第181条(海洋放出廃液の放出の監視及び測定等)) (記載略) <p><①及び②について> 廃棄物の仕掛品の区分・引渡し (廃棄物の仕掛品の区分・引渡し)</p> <p>第166条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄施設に廃棄する前段階の物であつて、これから廃棄しようとするもの(以下「廃棄物の仕掛品」という。)を不燃性のものと可燃性のものに区分し、紙パック等の所定の容器に収納又はビニルシート等により梱包又は養生する。</p> <p>2 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、前項の規定により所定の容器に収納又はビニルシート等により梱包又は養生した廃棄物の仕掛品を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡すか、又は廃棄物処理場の所定の場所で低放射性固体廃棄物として処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>3 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、その</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を前項の規定により施設保全第1課長又は処理第2課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>4 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に次の各号のいずれかに該当するものを一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>(1) 大型の物</p> <p>(2) 重量物</p> <p>(3) 高線量の物</p> <p>(4) その他センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長が仮置きする場所を設けて保管することが適切と判断したもの</p> <p>5 転換施設課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を第1項の規定により紙パック等の所定の容器に収納した後、ドラム缶等の所定の容器に封入する。</p> <p>6 転換施設課長は、前項の規定により廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した場合は、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録する。</p> <p>7 転換施設課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を第5項の規定により紙パック等の所定の容器に収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>8 転換施設課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に次の各号のいずれかに該当するものを一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>(1) 大型の物</p> <p>(2) 重量物</p> <p>(3) 高線量の物</p> <p>(4) その他転換施設課長が仮置きする場所を設けて保管することが適切と判断したもの</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>9 施設保全第1課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品及び第2項の規定により引き渡された廃棄物の仕掛品を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ低放射性固体廃棄物として引き渡す。</p> <p>10 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、第3項及び第4項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに施設保全第1課長又は処理第2課長に引き渡すよう努める。</p> <p>11 転換施設課長は、第7項及び第8項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに封入するよう努める。</p> <p>12 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品であって、設備等の操作や施設の維持管理のために発生する廃棄物の仕掛品を回収するために紙パック等の所定の容器を第Ⅲ-1図に示す所定の場所(以下「置場」という。)に設置する。</p> <p>13 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の置場は以下の対策を講じ設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること (3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること <p>14 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、第12項の規定により置場に設置した紙パック等の所定の容器に回収した廃棄物の仕掛品を収納し、第2項の規定により施設保全第1課長又は処理第2課長に速やかに引き渡すよう努める。</p> <p>15 転換施設課長は、第12項の規定により置場に設置した紙パック等の所定の容器に回収した廃棄物の仕掛品を収納し、第5項の規定によりドラム缶等の所定の容器に速やかに封入するよう努める。</p> <p>(封入した廃棄物の仕掛品の引渡し)</p> <p>第166条の2 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生した紙パック等の所定の容器に収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した場合は、廃棄物の仕掛品として所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>2 転換施設課長は、前条第5項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した廃棄物の仕掛品を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項及び第1項の規定により廃棄物の仕掛品を施設保全第1課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>4 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条の 2 に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>5 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項及び第 3 項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに施設保全第 1 課長に引き渡すよう努める。</p> <p>6 施設保全第 1 課長は、その所掌する業務に伴い発生し、前条第 1 項の規定により収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した廃棄物の仕掛品並びに第 1 項及び第 2 項の規定により引き渡された廃棄物の仕掛品を低放射性固体廃棄物として第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>7 処理第 2 課長は、第 1 項及び第 6 項の規定によりセンター内各課長（転換施設課長を除く。）及び放射線管理部内各課長が廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入する場合は、その種類、量、形状及び推定放射能量等を記録する。</p> <p>(低放射性固体廃棄物の処理)</p> <p>第 167 条 処理第 2 課長は、次の各号に掲げる低放射性固体廃棄物を焼却する廃棄物と焼却しない廃棄物に区分する。</p> <p>(1) その所掌する業務に伴い発生した廃棄物の仕掛品を紙パック等の所定の容器に収納した低放射性固体廃棄物</p> <p>(2) 第 166 条第 2 項及び第 9 項の規定により廃棄物処理場の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物</p> <p>(3) 第 167 条の 2 第 8 項及び第 10 項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物</p> <p>2 処理第 2 課長は、前項の規定により廃棄物処理場で引き渡された低放射性固体廃棄物の焼却処理、容器への封入又は施設への貯蔵に支障のある場合は、第 167 条の 2 第 10 項の規定による高レベル放射性物質研究施設(使用施設)からの低放射性固体廃棄物の引き渡しを受けない。</p> <p>3 処理第 2 課長は、第 1 項で区分した焼却する廃棄物を焼却炉で焼却処理する。</p> <p>4 前項の処理については、第 162 条第 2 項の規定を準用する。</p> <p>5 処理第 2 課長は、第 1 項で区分した焼却する廃棄物を焼却処理するまでの間一時的に保管する場合は、第 III-1 図に定める所定の保管場所に運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>6 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>7 処理第2課長は、第1項で区分した焼却しない廃棄物及び第3項の焼却処理の結果生じた灰及びびすすをドラム缶等の所定の容器に封入し、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。</p> <p>8 処理第2課長は、前項の規定により焼却しない廃棄物及び焼却処理の結果生じた灰及びびすすをドラム缶等の所定の容器に封入するまでの間一時的に保管する場合は、第三一四図に定める所定の保管場所に運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>9 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>10 処理第2課長は、第5項及び第6項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに焼却するよう努める。</p> <p>11 処理第2課長は、第8項及び第9項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに封入するよう努める。</p> <p>(低放射性固体廃棄物の引渡し)</p> <p>第 167 条の2 処理第2課長は前条第7項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した低放射性固体廃棄物を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>2 処理第2課長は、前項に規定される低放射性固体廃棄物を施設保全第1課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第三一四図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>3 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>4 処理第2課長は、前項及び第2項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>③核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p>	<p>時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに施設保全第1課長に引き渡すよう努める。</p> <p>5 前処理施設課長は、プール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、所定の運搬容器に収納し、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録し、廃棄物処理場又は第二スラッジ貯蔵場の所定の場所に運搬し、処理第1課長に引き渡す。</p> <p>6 処理第1課長は、エポキシ固化体を貯蔵する場合は、廃溶媒処理技術開発施設の所定の場所で施設保全第1課長へ引き渡す。</p> <p>7 施設保全第1課長は、第1項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>8 施設保全第1課長は、第168条第5項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>9 施設保全第1課長は、第6項で引き渡されたエポキシ固化体をアスファルト固化体貯蔵施設又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>10 施設保全第1課長は、高レベル放射性物質研究施設(使用施設)で発生し、当該施設の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長に引き渡す。</p> <p>11 処理第2課長は、前項の規定により高レベル放射性物質研究施設(使用施設)から低放射性固体廃棄物の引き渡しを受ける場合は、不燃性のものと可燃性のものに区分されていることを外廃棄規則第2条第1項第2号の規定により交付される記録の写しに相当するものと照合することにより確認する。</p> <p><①及び②について> 廃止措置段階における保守管理 第三編 廃止措置段階における運転管理、第4章施設の管理(第182条(運転開始前及び停止後の措置)～第198条 保守作業後の措置) (記載略)</p> <p><③について> (臨界管理) 第116条 センター長は、使用済燃料等の取扱いに当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 施設管理部長は、臨界管理に関する工程管理設備及び臨界警報装置が正常に作動しているときでなければ、施設を運転しない。</p> <p>3 当直長は、第三-16表のうち臨界管理に係る施設弁の操作を行わせる場合は、核燃料物質の濃度等が核的制限値以下であることを確認する。</p> <p>(運転時の遵守事項) 第117条 センター内各課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げ</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>る事項を遵守する。</p> <p>(1) 各工程が正常に作動することを確認すること</p> <p>(2) 所定の処理設備を使用すること</p> <p>(3) 運転状態に通常と異なる変化が観察された場合、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討すること</p> <p>2 前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 臨界管理上濃度制限の必要な槽類については、第Ⅲ-1-(2)表に示す濃度制限値を超えないように運転すること</p> <p>(2) 臨界管理上質量制限の必要な機器については、第Ⅲ-1-(3)表に掲げる質量制限値を超えないように運転すること</p> <p>(3) 密度計及び液面計等臨界管理に関する工程管理設備が正常に作動していることを確認すること</p> <p>3 ガラス固化処理課長、前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、第Ⅲ-1-(4)表に示す機器については、機器内空間の水素濃度が爆発限界を超えないように換気系及び機器への吸込空気量を確認する。</p> <p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第 64 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 14 条第 1 項第 2 号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。)</p> <p>(2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあつては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること</p> <p>(3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)、線量率について、第Ⅰ-3-(2)表、第Ⅰ-4表及び第Ⅰ-5表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること</p> <p>(4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること</p> <p>(5) 搬出前に第 1 号から第 4 号までの措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第Ⅰ-3-(2)表、第Ⅰ-4表及び第Ⅰ-5表に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における移動又は保管)</p> <p>第 65 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>④ 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>⑤ 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。</p> <p>⑥ 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p> <p>⑦ 東海再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安の運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>管理第2課長に通知する。 ただし、定常業務であって汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと</p> <p>(2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること</p> <p>(3) <u>移動前に第1号及び第2号の措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第2号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p> <p><④について> (引き継ぎ等) 第120条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐときは、所定の鍵、運転日誌及び運転記録を確実に引き渡すとともに、運転状況、その他必要な事項を的確に申し送る。 2 当直長は、運転状況、その他必要な事項をセンター長に報告する。</p> <p><⑤について> (運転開始前及び停止後の措置) 第182条 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転開始前及び停止後、その所掌する施設を点検し、異常のないことを確認する。</p> <p><⑥について> (地震・火災等発生時の措置) 第56条の3 当直長は、公共放送等により、東海村において、震度4以上の地震の発生が確認された場合は、従業員に対して再処理施設の点検を指示する。 2 従業員は、点検の結果、火災や放射性物質の漏洩など、第54条に定める非常事態の発生あるいは発生するおそれの有無を確認するとともに、その結果を担当課長及び当直長へ通報する。</p> <p><⑦について> (中央安全審査・品質保証委員会) 第49条の2 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、<u>研究所の保安に関し</u></p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>て、次の各号に掲げる事項を審議検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再処理の事業の指定及び変更に関する重要事項 (2) 廃止措置計画の変更に関する重要事項 (3) 事故又は非常事態に関する重大事項 (4) 品質マネジメント活動の基本事項 (5) その他、理事長の諮問する事項 <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会)</p> <p>第 49 条の3 研究所に、核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会(以下「品質保証委員会」という。)を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 品質保証委員会は、所長の諮問を受け、再処理施設の品質マネジメント活動に関する重要事項を審議検討する。 3 品質保証委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。 4 品質保証委員会に、不適合管理に関する事項を審議検討するため、検討部会を置く。 5 所長は、品質保証委員会の答申を尊重する。 <p>(核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会)</p> <p>第 50 条 研究所に、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、所長の諮問を受け、研究所の保安に関して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) この規定の制定、改定及び廃止に関する事項 (2) その他、再処理施設の保安に関する重要事項 3 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。 <p>ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとする。</p> 4 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、専門部会を設けることができる。 5 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。 6 所長は、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の答申を尊重する。 <p>(再処理施設安全専門委員会)</p> <p>第 51 条 再処理施設に、再処理施設安全専門委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 再処理施設安全専門委員会は、再処理施設の保安に関し前条第2項に掲げる各号のほか、センター長の諮問を受けて、次の各号に掲げる事項を審議する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 再処理施設の廃止措置段階における運転に係る重要事項(高放射性液体廃

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>棄物の処理に係る計画の遅延などの重要事項を含む。)</p> <p>(2) 再処理施設の保守に係る重要事項</p> <p>(3) 廃止措置計画の変更に係る事項及び廃止措置計画の実施に係る重要事項</p> <p>(4) 非常事態等の原因調査及び対策に係る事項</p> <p>(5) 再処理の事業の指定及び変更に係る事項</p> <p>(6) その他再処理施設の保安に関する重要事項</p> <p>3 再処理施設安全専門委員会の委員長及び委員は、センター長が指名する。 ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとし、再処理施設に関し十分な専門的知識と経験を有する者を指名する。</p> <p>4 再処理施設安全専門委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p> <p>5 再処理施設安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。</p> <p>6 センター長は、再処理施設安全専門委員会の答申を尊重する。</p> <p>7 センター長は、第2項第1号及び第5号の審議の結果及び核燃料取扱主任者の意見について所長に報告し、第2項第2号から第4号まで及び第6号の審議結果については、必要と認められた場合、所長に報告する。</p>
<p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 ・再処理規則第17条第2項第9号</p> <p>① 管理区域を明示し、管理区域を他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p><①について></p> <p>(区域の区分)</p> <p>第70条の4 再処理施設に係る場所は、管理区域、ホワイト区域、保全区域及び周辺監視区域に区分する。</p> <p>(管理区域)</p> <p>第71条 センター長は、再処理施設内で外部放射線に係る線量、表面密度又は空气中の放射性物質の濃度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下「線量告示」という。)第1条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域として指定する。</p> <p>2 前項に定める管理区域は、第Ⅱ-1図、第Ⅱ-1-(1)表及び第Ⅱ-1-(2)表に示す。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第72条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、前条に定める管理区域以外の場所が、一時的に線量告示第1条に該当すると認められた場合は、その区域を一時管理区域として指定する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に該当する区域が生じた場合、又は生じるおそれがあると認められた場合は、その区域を直ちに一時管理区域として指定するよう担当部長又は当直長に要請する。</p> <p>3 担当部長又は当直長は、一時管理区域の指定及び解除に当たっては、あらかじめ</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>② 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準が定められていること。</p> <p>③ 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>め核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長と協議する。</p> <p>4 担当部長又は当直長は、第1項で指定した一時管理区域について、速やかに元の状態に復帰するよう努める。</p> <p>5 担当部長又は当直長は、一時管理区域の指定又は解除を行った場合は、直ちにその旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理部長及び放射線管理第2課長に通知し、再処理施設内従業員に周知する。</p> <p>6 一時管理区域の管理については、管理区域に関する規定を準用する。</p> <p><②について> (管理区域内の区分) 第73条 センター内各部長又は放射線管理部長は、第71条に定める管理区域を第Ⅱ-1-3表に従ってレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域に区分する。</p> <p>2 前項に定めるレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域は、第Ⅱ-1図、第Ⅱ-1-1表及び第Ⅱ-1-2表に示す。</p> <p><③について> (立入規制区域) 第74条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、管理区域のうち、第Ⅱ-2表に定める区域が生じた場合は、当該区域を立入規制区域として設定する。</p> <p>2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、前項で設定した立入規制区域について、速やかに元の状態に復帰するよう努める。</p> <p>3 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の立入規制区域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ放射線管理第2課長と協議するとともに、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の規定により、立入規制区域を設定した場合は、直ちに第79条第1項第3号の措置を講ずる。</p> <p>5 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入規制区域の設定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を再処理施設内従業員に周知する。</p> <p>(立入制限区域) 第75条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、管理区域のうち第Ⅱ-3表に定める区域が生じた場合は、当該区域を立入制限区域として設定する。</p> <p>2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、前項で設定した立入制限区域について、速やかに元の状態に復帰するよう努める。</p> <p>3 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の立入制限区域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長と協議するとともに、その旨をセンター長に報告する。</p> <p>4 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の規定により、立入制限区域を設定した場合は、直ちに第79条第1項第4号の措置を講ずる。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>④ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>⑤ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>⑥ 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</p>	<p>5 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入制限区域の設定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を再処理施設内従業員に周知する。</p> <p>(立入規制区域への立入り) 第 85 条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入規制区域への立入りを規制する。</p> <p>2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、放射線業務従事者を立入規制区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じ放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>(立入制限区域への立入り) 第 86 条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入制限区域への人の立入りを制限する。</p> <p>2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせる場合は、線量率を低減させる等放射線防護上の必要な措置を講じ、核燃料取扱主任者、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p><④～⑥について> (管理区域に立ち入る者の区分) 第 83 条 管理区域に立ち入る者について、次の各号に定めるところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 使用済燃料の再処理、再処理施設の保全、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者 前号に定める者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 前項第1号に定める者は、センター内各部長又は放射線管理部長が指名する。</p> <p>3 第1項第2号に定める者は、計画管理課長、ガラス固化管理課長、施設管理課長、環境管理課長又は線量計測課長が指名する。</p> <p>4 センター内各部長、放射線管理部長、計画管理課長、ガラス固化管理課長、施設管理課長、環境管理課長は、第2項又は第3項の指名を行った場合、線量計測課長に通知する。</p> <p>(管理区域等への立入り) 第 84 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域等の出入りについて、次の各号に従い管理する。</p> <p>(1) 管理区域に関する出入りに際しては、あらかじめ定められた出入口を使用させること</p> <p>(2) 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、放射線業務従事者のうちから立会者をつけること</p> <p>(3) レッド区域へ人を立ち入らせないこと</p> <p>(ただし、放射線業務従事者であつて、センター内各部長が業務上立入りを認める者</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>は、この限りでない。)</p> <p>(4) 一時立入者は、アンバー区域へ立ち入らせないこと (ただし、立入の目的によりセンター内各部長が認める場合は、この限りでない。)</p> <p>2 センター内各部長は、前項第3号及び第4号のただし書の規定により、レッド区域又はアンバー区域への立入りを認める場合は、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 危機管理課長は、周辺監視区域にみだりに人及び車両を立ち入らせない。</p> <p>4 核物質管理課長は、保全区域にみだりに人及び車両を立ち入らせない。</p> <p>(個人線量計等の着用)</p> <p>第 87 条 センター長は、個人線量計及び作業衣服類の選定並びに着用の方法について、定めておく。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に対し、前項の定められた個人線量計及び作業衣服類を着用させる。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を見学等のために管理区域に立ち入らせる場合であって、その線量が同等と判断できる場合は、その代表者のみに個人線量計を着用させることができる。</p> <p>(防護具の着用)</p> <p>第 88 条 センター長は、防護具の選定及び着用の方法について、定めておく。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域及び一時管理区域に立ち入る者に対し、作業内容に応じマスク、保護衣等の防護具を着用させる。</p> <p>(身体汚染の測定)</p> <p>第 89 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、レッド区域及びアンバー区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、立入規制区域及び立入制限区域から退出する者に対して、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。 ただし、当該区域が線量率のみによって設定された場合は、この限りでない。</p> <p>4 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第1項から第3項の測定の結果、汚染を認めた場合は、直ちに放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、直ちにその者に対し、汚染検査を行う。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、前項の検査によって体内摂取のおそれがあると認めた場合は、線量計測課長に通知する。</p> <p>7 線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、第Ⅱ-4表のうち必要な検査を行う。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>(飲食・喫煙の制限) 第 90 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域において飲食又は喫煙させない。 ただし、放射性物質を経口摂取するおそれのない場所であって、センター内各部長が特に指定した場所での飲水又は喫煙については、この限りでない。 2 センター内各部長は、前項ただし書きの規定により指定を行う場合は、放射線管理第2課長の同意を得るとともに、指定した場所について、次の各号に従い、適切に管理する。 (1) 飲水・喫煙場所に立ち入る場合は、身体等の汚染検査を行わせること (2) 飲水・喫煙場所の汚染検査を定期的実施して、汚染のないことを確認すること (3) 前号の汚染検査により異常が確認された場合は、ただちに、飲水・喫煙場所の使用を中止するとともに原因の調査など必要な措置を講ずること 3 放射線管理第2課長は、センター内各部長が行う前項第2号の汚染検査に協力する。 4 センター内各部長が、飲水・喫煙場所として、指定した場所を第Ⅱ-5表に示す。</p> <p>(物品等の搬入の制限) 第 91 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、業務上必要でない物品等を管理区域に持ち込ませない。</p> <p><⑦について> (物品等の搬出) 第 92 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から物品等を搬出する場合は、次の各号を遵守するとともに、持ち出しに当たって放射線管理第2課長の確認を受ける。 (1) 当該物品の表面密度を確認し、第Ⅱ-6表に掲げる値を超えている場合は、搬出ししない (2) 搬出に当たっては、あらかじめ除染等により、当該物品の表面密度が第Ⅱ-6表の値を超えないように、必要な措置を講ずる 2 放射線管理第2課長は、前項の確認を行う場合は、搬出物品の表面密度が第Ⅱ-6表に掲げる値を超えていないことを検査する。</p> <p>(管理区域内における物品等の移動) 第 93 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において物品等を移動する場合は、前条第1項第2号の措置を講ずる。</p> <p>(放射線管理の基本方針) 第 94 条 センター長は、作業区域の線量率をできるだけ低くするように努める。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>2 センター長は、作業区域の放射性物質による汚染をできるだけ少なくするように努める。</p> <p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第 64 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 14 条第1項第2号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。)</p> <p>(2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあっては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること</p> <p>(3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)、線量率について、第 I-3-(2)表、第 I-4 表及び第 I-5 表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること</p> <p>(4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること</p> <p>(5) 搬出前に第1号から第4号までの措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第 I-3-(2)表、第 I-4 表及び第 I-5 表に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における移動又は保管)</p> <p>第 65 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>ただし、定常業務であって汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと</p> <p>(2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること</p> <p>(3) 移動前に第1号及び第2号の措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第2号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>⑧ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p>	<p><⑧について> (保全区域) 第 77 条 センター長は、再処理施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外の場所を保全区域として指定する。 2 前項に定める保全区域は、第Ⅱ-3図に示す。</p> <p>(管理区域等の表示) 第 79 条 センター長、センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第 71 条から第 75 条に定める区域を次の各号に定めるところにより区画するとともに、当該区域であることを明示し、放射線管理第2課長に通知する。 (1) 管理区域については、壁、柵等により区画し、出入口、その他人が立ち入るおそれのある箇所に第Ⅱ-4図に示す標識を掲げること (2) 一時管理区域については、柵、縄張等により区画し、第Ⅱ-5図に示す標識を掲げること (3) 立入規制区域については、柵、縄張等により区画し、第Ⅱ-6図に示す標識を掲げること (4) 立入制限区域については、柵、縄張等により区画し、第Ⅱ-7図に示す標識を掲げること 2 センター内各部長又は放射線管理部長は、第 78 条に定めるホワイト区域については原則として壁、柵等を設けるとともに、第Ⅱ-8図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。 3 センター長は、第 77 条に定める保全区域について、原則として柵、縄張を設けるとともに、第Ⅱ-9図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。 4 所長は、第 76 条に定める周辺監視区域については、原則として柵を設けるとともに、第Ⅱ-10 図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p> <p>(管理区域等への立入り) 第 84 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域等の出入りについて、次の各号に従い管理する。 (1) 管理区域に関する出入りに際しては、あらかじめ定められた出入口を使用させること (2) 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、放射線業務従事者のうちから立会者をつけること (3) レッド区域へ人を立ち入らせないこと (ただし、放射線業務従事者であって、センター内各部長が業務上立入りを認める者は、この限りでない。) (4) 一時立入者は、アンバー区域へ立ち入らせないこと (ただし、立入の目的によりセンター内各部長が認める場合は、この限りでない。) 2 センター内各部長は、前項第3号及び第4号のただし書の規定により、レッド区域又はアンバー区域への立入りを認める場合は、放射線管理第2課長の同意を得る。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>⑨ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>⑩ 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>3 危機管理課長は、周辺監視区域にみだりに人及び車両を立ち入らせない。</p> <p>4 核物質管理課長は、保全区域にみだりに人及び車両を立ち入らせない。</p> <p><⑨について> (周辺監視区域) 第 76 条 所長は、周辺監視区域を指定する。なお、周辺監視区域とは、管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が線量告示第 2 条に定める周辺監視区域外の線量限度を超えるおそれのないものをいう。</p> <p>2 前項の周辺監視区域は、第 II-2 図に示す。</p> <p>(管理区域等の表示) 第 79 条 センター長、センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第 71 条から第 75 条に定める区域を次の各号に定めるところにより区画するとともに、当該区域であることを明示し、放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>(1) 管理区域については、壁、柵等により区画し、出入口、その他人が立ち入るおそれのある箇所に第 II-4 図に示す標識を掲げること</p> <p>(2) 一時管理区域については、柵、縄張等により区画し、第 II-5 図に示す標識を掲げること</p> <p>(3) 立入規制区域については、柵、縄張等により区画し、第 II-6 図に示す標識を掲げること</p> <p>(4) 立入制限区域については、柵、縄張等により区画し、第 II-7 図に示す標識を掲げること</p> <p>2 センター内各部長又は放射線管理部長は、第 78 条に定めるホワイト区域については原則として壁、柵等を設けるとともに、第 II-8 図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p> <p>3 センター長は、第 77 条に定める保全区域について、原則として柵、縄張を設けるとともに、第 II-9 図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p> <p>4 所長は、第 76 条に定める周辺監視区域については、原則として柵を設けるとともに、第 II-10 図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p> <p><⑩について> (関係法令及び規定の遵守) 第 2 条 再処理施設の廃止措置を行う者(再処理施設に関わる役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)は、関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 核燃料サイクル工学研究所長は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に再処理施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、関係法令及びこの規定を遵守させる措置を講ずる。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
<p>十 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関すること。</p>	<p>10 排気監視設備及び海洋放出監視設備 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 10 号</p> <p>○ 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の 20 における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の 12 における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>保安規定改正案</p> <p>○放出管理に係る排気モニタ及び排水モニタリング設備の保守管理 (定期事業者検査) 第 195 条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第三-18 表から第三-21 表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置(臨界警報装置に給電するもの。)の定期事業者検査(無停電電源装置の性能検査は除く。)に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等)</p> <p>第 178 条 放射線管理第2課長は、放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度及び量を監視する。</p> <p>2 前項に定める監視は、第Ⅲ－13 表に定める排気モニタによる連続測定又は捕集試料の分析等により行う。</p> <p>3 環境監視課長は、前項の捕集試料の分析を行い、その結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 施設保全第1課長は、主排気筒及び第一付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 ガラス固化管理課長は、第二付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、第Ⅲ－13表に定める排気モニタにより連続測定する核種については、毎日1回、その他の核種については1週間当たりの放出量を記録し、ガラス固化処理課長、前処理施設課長及び処理第2課長に報告する。また、これらの結果を一ヶ月ごとにとりまとめ、センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長に報告する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、放射性気体廃棄物中の放射性物質の量及び濃度を必要に応じ、センター長に報告するとともに、ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全部長又は当直長に報告する。</p> <p>(海洋放出廃液の放出の監視及び測定等)</p> <p>第181条 環境監視課長は、海洋放出廃液の試料について速やかに全アルファ、全ベータ及び各核種の放射能を測定し、放射性物質の濃度及び量が第Ⅲ－5表及び第Ⅲ－14－(1)表に定める基準値以下であることを確認する。</p> <p>2 前項に定める濃度の測定は、第Ⅲ－15表に掲げるところに従って行う。</p> <p>3 環境監視課長は、第1項に定める測定の結果から1か月間、3か月間及び、年間の放出量を集計し、環境保全部長に報告する。</p> <p>(放射線管理用機器等の整備等)</p> <p>第 193 条 放射線管理部長は、第Ⅲ－17－(1)表に定める放射線管理用機器及び第Ⅲ－17－(2)表に定める排水モニタリング設備を常備する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線管理用機器の作動状況について、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては毎日1回以上、その他のものにあつては、毎月1回以上点検し、正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項において正常に作動させることができない場合は応急の措置を講じ、線量計測課長に正常に作動させるための措置を講ずるよう依頼するとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては、速やかに正常に作</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>動させることができないと判断した場合は、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>4 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>5 線量計測課長は、第3項の依頼を受けた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>6 線量計測課長は、前項の措置の結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、第3項の措置の結果については、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>8 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>9 環境監視課長は、排水モニタリング設備を正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>10 環境監視課長は、前項において正常に作動させることができない場合は、応急の措置を講ずる。また、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>11 環境監視課長は、前項の報告に対する措置の結果については、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(放射線管理用機器等の検査等)</p> <p>第194条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に、<u>その後は1年ごとに</u>検査及び校正を行う。</p> <p>2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認めた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、その旨を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>6 環境監視課長は、第2項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p> <p>8 線量計測課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>9 環境監視課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録する。</p> <p>(環境放射能の監視及び測定等)</p> <p>第199条の4 環境監視課長は、第IV-1表及び第IV-2表に定める環境放射線モニタリング計画に基づき、陸上環境放射能監視及び海洋環境放射能監視を行う。また、第IV-3表に定める気象観測を行う。</p> <p>2 環境監視課長は、第IV-4表に定めるモニタリングステーション、モニタリングポスト及びモニタリングポイント(以下「環境監視野外設備」という。)によって監視及び測定を行う。</p> <p>3 環境監視課長は、原則として、第IV-1図、第IV-2図、第IV-3図及び第IV-4図に定める場所において環境試料の採取又は測定を行う。また、環境試料の分析及び測定を、第IV-5表に定める環境試料分析測定設備により行う。</p> <p>4 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>5 放射線管理部長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を所長に報告する。</p> <p>6 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を記録し、保管する。</p>
<p>十二 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>11 線量、線量当量、汚染の除去等 ・再処理規則第17条第2項第11号 ① 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p><①について> (作業に係る放射線防護) 第81条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第96条に定めるところにより放射線防護上の措置を講ずる。</p> <p>(管理区域に係る放射線管理) 第82条 放射線管理第2課長は、区域の安全確保に関し、必要と認めた場合は区域管理者に放射線防護上の措置を要請し、協力する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前条に定める放射線防護上の措置をセンター内各課長及び放射線管理部内各課長が行う場合は、必要な助言、支援及び指導を行う。</p> <p>(管理区域内の作業管理) 第95条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、所掌する管理区域内作業の実施に当たっては、第3条各号に掲げる事項を遵守し、作業の安全を確保する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、所掌する管理区域内作業が第99条に規定する特殊放射線作業に該当する場合は、周知な作業計画を立案するとともに、事前準備及び作業手順の管理を確実に行う。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、管理区域内の作業において、放射線防護に必要な作業環境の測定及び評価並びに作業計画の立案と実施に関し、センター内各課長及び放射線管理部内各課長に対して助言、支援及び指導を行う。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項において必要と認められた場合は、放射線防護上の措置についてセンター内各課長及び放射線管理部内各課長に勧告する。</p> <p>5 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の勧告を受けた場合は、放射線防護上の措置を講じ、その結果を放射線管理第2課長に報告する。</p> <p>(個人線量計等の着用)</p> <p>第87条 センター長は、個人線量計及び作業衣服類の選定並びに着用の方法について、定めておく。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に対し、前項の定められた個人線量計及び作業衣服類を着用させる。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を見学等のために管理区域に立ち入らせる場合であって、その線量が同等と判断できる場合は、その代表者のみに個人線量計を着用させることができる。</p> <p>(作業に係る放射線防護上の措置)</p> <p>第96条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、所掌する管理区域内作業を実施する場合は、次の各号に掲げる放射線防護上の措置を行い、作業の安全を確保する。</p> <p>(1) 当該作業に係る汚染拡大防止等の処置</p> <p>(2) 当該作業に係る線量率の確認</p> <p>(3) 当該作業に係る汚染の有無の確認</p> <p>(4) 当該作業に係る廃棄物の管理</p> <p>(5) その他放射線防護上の必要な措置</p> <p>2 放射線管理第2課長は、作業に係る放射線防護上の措置に関し、センター内各課長及び放射線管理部内各課長に助言及び指導を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第1項各号に掲げる放射線防護上の措置において異常を認められた場合は、速やかに区域管理者及び放射線管理第2課長に通知するとともに、原因の究明、汚染の除去等必要な措置を講ずる。</p> <p>4 区域管理者は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理第2課長と協議し、立入規制区域の設定等の必要な措置を講ずる。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、第2項において必要と認められた場合は、センター内各課長及び放射線管理部内各課長に勧告する。</p> <p>6 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の勧告を受けた場合は、</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>放射線防護上の措置を講じ、その結果を放射線管理第2課長に報告する。</p> <p>(特殊放射線作業計画)</p> <p>第99条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内作業において、次の各号の一に該当するものを特殊放射線作業とし、当該作業を実施する場合は、あらかじめ区域管理者と協議して特殊放射線作業計画を作成し、核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長の同意を得るとともに担当部長の承認を受ける。</p> <p>(1) 実効線量が1週間につき1ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>(2) 等価線量(皮膚)が1週間につき 10 ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>(3) レッド区域に立ち入るとき</p> <p>(4) アンバー区域で作業を実施するとき</p> <p>(5) 作業場所における空気中の放射性物質の濃度が1週間平均で空気中の濃度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>(6) 作業場所における表面密度が次のいずれかに該当するとき</p> <p>イ) アルファ線を放出する放射性物質について、0.4 ベクレル毎平方センチメートルを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>ロ) アルファ線を放出しない放射性物質について、4ベクレル毎平方センチメートルを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>(7) その他、センター内各課長、放射線管理部内各課長又は放射線管理第2課長が保安を確保する上で必要と認めた場合</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の特殊放射線作業計画を作成する場合は、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 作業予定日時及び作業予定期間</p> <p>(2) 作業場所及び作業員名</p> <p>(3) 作業内容及び作業方法</p> <p>(4) 当該作業に係る外部被ばくによる線量の推定値</p> <p>(5) 当該作業員の四半期ごとの外部被ばくによる線量の推定値</p> <p>(6) 放射線防護上の措置</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>3 核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長は、第1項及び第86条第2項の規定により、同意を行う場合は、当該計画における放射線防護上の措置を検討し、必要な助言及び指導を行う。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の同意を行った場合は、当該作業員の外部被ばくによる線量の推定値を線量計測課長に通知する。</p> <p>(特殊放射線作業の実施)</p> <p>第100条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び区域管理者は、特殊放射</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>線作業を実施する場合は、前条に定める計画を遵守するとともに、第 96 条に定めることに従って、作業の安全を確保する。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、特殊放射線作業の実施結果について評価し、担当部長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、特殊放射線作業の実施に伴う放射線管理結果について評価し、必要に応じ、放射線管理部長に報告する。</p> <p>(線量限度)</p> <p>第 102 条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び保安管理部内各課長は、管理区域に立ち入る従業員の線量限度が第Ⅱ-7表に定める線量を超えないようにするため、必要な措置を講ずる。</p> <p>(外部被ばくによる線量の測定)</p> <p>第 104 条 線量計測課長は、第Ⅱ-8表に定めるところにより放射線業務従事者及び一時立入者の外部被ばくによる線量を測定し、評価する。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、特殊放射線作業計画等に基づき、外部被ばくによる線量の測定及び評価を必要とする場合は、線量計測課長に依頼する。</p> <p>3 センター内各部長は、第1項に定める場合のほか、放射線業務従事者が異常に被ばくし、又は被ばくしたおそれがあると認めた場合は、直ちに外部被ばくによる線量の測定及び評価を放射線管理部長に依頼する。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、直ちに線量計測課長に外部被ばくによる線量の測定及び評価を行わせる。</p> <p>(内部被ばくによる線量の測定)</p> <p>第 105 条 線量計測課長は、放射線業務従事者のうちで内部被ばくのおそれのある業務に従事する者について、第Ⅱ-4表に定めるところにより、内部被ばく検査を行い、内部被ばくによる線量を測定し、評価する。</p> <p>2 センター内各部長は、前項に定める場合のほか、放射線業務従事者が内部被ばくを受け、又はそのおそれのある場合は、直ちに内部被ばくによる線量の測定及び評価を放射線管理部長に依頼する。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、直ちに内部被ばくによる線量を線量計測課長に測定及び評価を行わせる。</p> <p>(被ばく原因の調査)</p> <p>第 108 条 センター内各部長は、放射線業務従事者の線量が第Ⅱ-9表に定める原因調査レベルを超えた場合、又は線量があらかじめ予想される値より著しく過大であった場合は、放射線管理部長と協議して原因を調査し、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特殊放射線作業計画により、放射線業務従事者の線</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>② <u>国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的な考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p>	<p>量を第Ⅱ-9表に掲げる原因調査レベルを超えて計画する場合は、第99条第2項第5号に定める線量の推定値をもって原因調査レベルとする。</p> <p>(要警戒の勧告)</p> <p>第109条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が次の各号の一に該当する場合は、担当部長に対し要警戒の勧告をし、所長に報告し、センター長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第Ⅱ-9表に定める要警戒の勧告レベルを超えたとき (2) 放射線業務従事者が不必要に放射線の被ばくを受けていると認めたと <ol style="list-style-type: none"> 2 担当部長は、前項の勧告を受けた場合は、当該放射線業務従事者の線量を低減させるために必要な措置を講ずる。 3 担当部長は、前項の措置を講じた場合は、センター長及び放射線管理部長に報告する。 4 センター長は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。 <p>(作業制限の勧告)</p> <p>第110条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が第Ⅱ-9表に定める作業制限の勧告レベルを超えた場合は、当該放射線業務従事者の管理区域内作業の制限について担当部長に勧告するとともに、所長に報告し、センター長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 担当部長は、前項の勧告を受けた場合は、当該放射線業務従事者の作業制限及び被ばく原因の除去等の被ばくの防止に必要な措置並びに特殊健康診断の依頼等の保健上の必要な措置を講ずる。 3 担当部長は、前項の措置を講じた場合は、速やかにセンター長及び放射線管理部長に報告する。 4 センター長は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。 <p><②について></p> <p>(基本方針)</p> <p>第1条の2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にのっとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動のもと実施する。</p> <p>2 <u>原子炉等規制法第48条第1項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第11条第1項各号の定めに従って、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)</u>に</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>③ 管理区域から物品又は核燃料物質等を移動する際の表面の放射性物質の密度の測定に関することが定められていること。</p> <p>④ 再処理規則第9条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p>	<p>関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定め、保全活動(保安活動のうち、再処理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動)を行う。</p> <p>(被ばく管理の基本方針) 第101条 センター長は、第1条の2の基本方針に基づき、従業員の放射線による被ばくをできるだけ少なくするよう管理する。</p> <p><③について> (物品等の搬出) 第92条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から物品等を搬出する場合は、次の各号を遵守するとともに、持ち出しに当たって放射線管理第2課長の確認を受ける。 (1) 当該物品の表面密度を確認し、第Ⅱ-6表に掲げる値を超えている場合は、搬出ししない (2) 搬出に当たっては、あらかじめ除染等により、当該物品の表面密度が第Ⅱ-6表の値を超えないように、必要な措置を講ずる 2 放射線管理第2課長は、前項の確認を行う場合は、搬出物品の表面密度が第Ⅱ-6表に掲げる値を超えていないことを検査する。</p> <p><④について> (管理区域内の区分) 第73条 センター内各部長又は放射線管理部長は、第71条に定める管理区域を第Ⅱ-1-(3)表に従ってレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域に区分する。 2 前項に定めるレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域は、第Ⅱ-1図、第Ⅱ-1-(1)表及び第Ⅱ-1-(2)表に示す。</p> <p>(線量率等の測定) 第97条 放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる測定を適切に行う。 (1) 管理区域内の施設、設備等の表面密度 (2) 管理区域内の空気中の放射性物質の濃度 (3) 管理区域及びホワイト区域の空間の線量率 (4) 管理区域外の核燃料物質等の運搬に係る表面密度及び線量率 2 環境監視課長は、周辺監視区域内における線量率の測定を行う。 3 放射線管理部長は、第1項の測定結果をとりまとめ、1か月ごとにセンター内各部長及び核燃料取扱主任者に通知する。 4 放射線管理部長は、第2項の測定結果をとりまとめ、1か月ごとにセンター長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>⑤ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>⑥ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成 20・04・21 原院第1号(平成 20 年 5 月 27 日 原子力安全・保安院 制定 (NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第4の 14 における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><⑤について> (線量率等の測定) 第 97 条 放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる測定を適切に行う。 (1) 管理区域内の施設、設備等の表面密度 (2) 管理区域内の空気中の放射性物質の濃度 (3) 管理区域及びホワイト区域の空間の線量率 (4) 管理区域外の核燃料物質等の運搬に係る表面密度及び線量率 2 環境監視課長は、周辺監視区域内における線量率の測定を行う。 3 放射線管理部長は、第1項の測定結果をとりまとめ、1か月ごとにセンター内各部長及び核燃料取扱主任者に通知する。 4 放射線管理部長は、第2項の測定結果をとりまとめ、1か月ごとにセンター長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>(環境放射能の監視及び測定等) 第199条の4 環境監視課長は、第IV-1表及び第IV-2表に定める環境放射線モニタリング計画に基づき、陸上環境放射能監視及び海洋環境放射能監視を行う。また、第IV-3表に定める気象観測を行う。 2 環境監視課長は、第IV-4表に定めるモニタリングステーション、モニタリングポスト及びモニタリングポイント(以下「環境監視野外設備」という。)によって監視及び測定を行う。 3 環境監視課長は、原則として、第IV-1図、第IV-2図、第IV-3図及び第IV-4図に定める場所において環境試料の採取又は測定を行う。また、環境試料の分析及び測定を、第IV-5表に定める環境試料分析測定設備により行う。 4 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を放射線管理部長に報告する。 5 放射線管理部長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を所長に報告する。 6 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を記録し、保管する。</p> <p><⑥について> 左記については、放射性廃棄物でない廃棄物としての廃棄又は資源として有効利用する場合において、適宜保安規定において定めることを指導されたものであり、今後、解体廃棄物を有効利用等する場合には、法第61条の2に基づき、放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして取り扱えるための原子力規制委員会の確認を受けた後、改めて左記の指示文書を参考に記載する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>⑦ その他放射性物質による汚染確認後の汚染拡大防止及び汚染の除去の措置が定められていること。</p>	<p><⑦について> (測定により異常を認めた場合の措置) 第 98 条 放射線管理第2課長は、前条第1項の測定において異常を認めた場合は、速やかに区域管理者に通知するとともに、保安上の措置を講ずる必要があると認めた場合は、放射線管理部長に報告する。 2 環境監視課長は、前条第2項の測定において異常を認めた場合は、速やかに放射線管理部長及びセンター長に報告する。 3 区域管理者は、第1項の通知を受けた場合は、立入規制区域の設定等の措置を講ずるとともに、担当課長に対して原因の究明、汚染の除去などの措置を講じさせる。 4 放射線管理部長は、第1項の報告を受け、保安上の措置を講ずる必要があると認めた場合は、センター内各部長に保安上の措置を講ずるよう勧告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。 5 放射線管理部長は、第2項の報告を受け、保安上の措置を講ずる必要があると認めた場合は、センター長に保安上の措置を講ずるよう勧告するとともに、所長に報告し、核燃料取扱主任者に通知する。 6 センター長又はセンター内各部長は、第4項及び前項の勧告を受けた場合は、保安上必要な措置を講ずる。 7 センター長又はセンター内各部長は、前項の措置を講じた場合は、所長、核燃料取扱主任者及び放射線管理部長に報告する。</p>
<p>十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。</p>	<p>12 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 12 号</p> <p>① 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。 ② 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の 19 における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><①及び②について> (放射線管理用機器等の整備等) 第 193 条 放射線管理部長は、第三-17-(1)表に定める放射線管理用機器及び第三-17-(2)表に定める排水モニタリング設備を常備する。 2 放射線管理第2課長は、放射線管理用機器の作動状況について、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては毎日1回以上、その他のものにあつては、毎月1回以上点検し、正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。 3 放射線管理第2課長は、前項において正常に作動させることができない場合は応急の措置を講じ、線量計測課長に正常に作動させるための措置を講ずるよう依頼するとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては、速やかに正常に作動させることができないと判断した場合は、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。 4 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があつた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>5 線量計測課長は、第3項の依頼を受けた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>6 線量計測課長は、前項の措置の結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、第3項の措置の結果については、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>8 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>9 環境監視課長は、排水モニタリング設備を正常に作動させることができないと認められた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>10 環境監視課長は、前項において正常に作動させることができない場合は、応急の措置を講ずる。また、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>11 環境監視課長は、前項の報告に対する措置の結果については、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(放射線管理用機器等の検査等)</p> <p>第194条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に、<u>その後は1年ごとに</u>検査及び校正を行う。</p> <p>2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認められた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、その旨を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>6 環境監視課長は、第2項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p> <p>8 線量計測課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>9 環境監視課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>は、その結果を記録する。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第 195 条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標 <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第三-18 表から第三-21 表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置(臨界警報装置に給電するもの。)の定期事業者検査(無停電電源装置の性能検査は除く。)に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(保守・点検及び校正)</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>第200条 環境監視課長は、環境監視野外設備及び環境試料分析測定設備の点検を年1回以上行い、その機能の保持に努める。</p> <p>2 環境監視課長は、環境監視野外設備及び環境試料分析測定設備について年1回以上校正を行う。また、更新し新たに使用しようとするときは使用前に校正を行い、修理をしたときは、そのつど校正を行う。</p>
<p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。(廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在しない場合を除く。)</p>	<p>13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い ・再処理規則第17条第2項第13号</p> <p>○ 東海再処理施設構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵(使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。)に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>また、使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(周辺監視区域外からの管理区域への搬入)</p> <p>第63条 センター内各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外から管理区域へ搬入する場合は、あらかじめ搬入日時並びに核燃料物質等の種類及び数量等必要な事項を核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>2 センター内各課長は、核燃料物質等の周辺監視区域外からの管理区域への搬入に際して、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 運搬物の状態に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 運搬物に異常な表面汚染がないこと及び線量率を確認すること</p> <p>(3) 取卸し後の車両表面の汚染が第I-3-(1)表に定める値を超えていないことを確認すること</p> <p>(4) その他、搬入に支障のないことを確認すること</p> <p>(5) 搬入前に第1号から第4号までの措置の実施状況を確認すること</p> <p>3 センター内各課長は、前項の確認の結果異常を認めたときは、放射線防護上の必要な措置を講じ、核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知し、その指示に従う。</p> <p>4 センター内各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外から管理区域へ搬入した場合は、その結果について担当部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第64条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第14条第1項第2号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。)</p> <p>(2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあっては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること</p> <p>(3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)、線量率について、第I-</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>3-(2)表、第I-4表及び第I-5表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること</p> <p>(4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること</p> <p>(5) 搬出前に第1号から第4号までの措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第I-3-(2)表、第I-4表及び第I-5表に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における移動又は保管)</p> <p>第65条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>ただし、定常業務であって汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと</p> <p>(2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること</p> <p>(3) 移動前に第1号及び第2号の措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第2号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第66条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出を除く。)するときは、第65条第1項各号に掲げるほか、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 第2項の運搬計画書で定める経路以外で運搬しないこと</p> <p>(2) 運搬車両の走行制限速度を遵守すること</p> <p>(3) 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(4) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の6等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示第6条に定める標識を取り付けること</p> <p>(5) 異常を発見した者は、直ちに応急措置、通報等の措置を講ずること</p> <p>(6) その他、運搬に関し、必要な措置を講ずること</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(7) 運搬前に第1号から第6号までの措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「事業所外運搬規則」という。)に定めるBM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬するときは、周辺監視区域内に係る運搬計画書を作成し、担当部長の承認を受ける。</p> <p>3 センター内各部長及び放射線管理部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>4 センター内各部長は、第2項の承認を行った場合は、センター長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長及び放射線管理部長は、第2項に定める運搬計画書が再処理施設保全区域外に係る場合は、保安管理部長の同意を得る。</p> <p>6 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第2項の規定により核燃料物質等を運搬した場合は、その結果について担当部長及び核燃料取扱主任者に報告する</p>
<p>十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む)に関すること。</p>	<p>14 放射性廃棄物の廃棄 ・再処理規則第17条第2項第14号</p> <p>① 放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、気体状の放射性廃棄物の放出の管理の方法並びに排気中の放射性物質の濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。</p>	<p><①について> (放射性気体廃棄物の放出の基準)</p> <p>第173条 ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、所定の排気施設によって行う。</p> <p>2 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、第三-3表及び第三-4表に定める基準(3か月間の最大放出量等)を超えないように努め、第三-12-(1)表に定める基準(1年間の最大放出量)を超えないようにする。</p> <p>3 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、放射性気体廃棄物を放出する場合は、前項にかかわらず第三-12-(2)表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>(放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等)</p> <p>第178条 放射線管理第2課長は、放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度及び量を監視する。</p> <p>2 前項に定める監視は、第三-13表に定める排気モニタによる連続測定又は捕集試料の分析等により行う。</p> <p>3 環境監視課長は、前項の捕集試料の分析を行い、その結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 施設保全第1課長は、主排気筒及び第一付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>② 放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、放射性液体廃棄物の放出の管理の方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。</p> <p>③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等。ただし海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。)について定められていること。なお、この事項は、第4の 15 における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>5 ガラス固化管理課長は、第二付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、第三-13表に定める排気モニタにより連続測定する核種については、毎日1回、その他の核種については1週間当たりの放出量を記録し、ガラス固化処理課長、前処理施設課長及び処理第2課長に報告する。また、これらの結果を一ヶ月ごとにとりまとめ、センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長に報告する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、放射性気体廃棄物中の放射性物質の量及び濃度を必要に応じ、センター長に報告するとともに、ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全部長又は当直長に報告する。</p> <p><②について> (放射性液体廃棄物の放出の基準) 第179条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第三-5表に定める基準(3か月当たりの最大放出量等)を超えないように努め、第三-14-(1)表に定める基準(1年間の最大放出量)を超えないようにする。 2 環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第三-14-(2)表の放出管理目標値を超えないよう<u>管理する</u>。</p> <p>(海洋放出廃液の放出の監視及び測定等) 第181条 環境監視課長は、海洋放出廃液の試料について速やかに全アルファ、全ベータ及び各核種の放射能を測定し、放射性物質の濃度及び量が第三-5表及び第三-14-(1)表に定める基準値以下であることを確認する。 2 前項に定める濃度の測定は、第三-15表に掲げるところに従って行う。 3 環境監視課長は、第1項に定める測定の結果から1か月間、3か月間及び、年間の放出量を集計し、環境保全部長に報告する。</p> <p><③について> 第IV編 環境監視 (環境監視に係る計画) 第199条 放射線管理部長は、品質マネジメント計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。 2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。 (1) 環境監視に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(3) 環境監視に必要な要員及び設備 (4) 環境監視に必要な要領書 (5) 使用する環境監視設備とその監視項目 (6) 前号に定める環境監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準) (7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。 (1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p> <p>(環境監視の実施) 第199条の2 放射線管理部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 環境監視に必要な情報(気象情報等)が利用できること (2) 環境監視機器の操作手順書が利用できること (3) 環境監視機器の第200条に定める整備及び検査が実施されていること (4) 環境監視に必要な監視・測定が実施されていること</p> <p>(環境監視に係る評価及び改善) 第199条の3 放射線管理部長は、環境監視に係る業務の実施結果を評価し、改善が必要と判断した場合には対策を講じること。</p> <p>(環境放射能の監視及び測定等) 第199条の4 環境監視課長は、第IV-1表及び第IV-2表に定める環境放射線モニタリング計画に基づき、陸上環境放射能監視及び海洋環境放射能監視を行う。また、第IV-3表に定める気象観測を行う。</p> <p>2 環境監視課長は、第IV-4表に定めるモニタリングステーション、モニタリングポスト及びモニタリングポイント(以下「環境監視野外設備」という。)によって監視及び測定を行う。</p> <p>3 環境監視課長は、原則として、第IV-1図、第IV-2図、第IV-3図及び第IV-4図に定める場所において環境試料の採取又は測定を行う。また、環境試料の分析及び測定を、第IV-5表に定める環境試料分析測定設備により行う。</p> <p>4 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を放</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>射線管理部長に報告する。</p> <p>5 放射線管理部長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を所長に報告する。</p> <p>6 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を記録し、保管する。</p> <p>(保守・点検及び校正)</p> <p>第200条 環境監視課長は、環境監視野外設備及び環境試料分析測定設備の点検を年1回以上行い、その機能の保持に努める。</p> <p>2 環境監視課長は、環境監視野外設備及び環境試料分析測定設備について年1回以上校正を行う。また、更新し新たに使用しようとするときは使用前に校正を行い、修理をしたときは、そのつど校正を行う。</p> <p>(目安レベル)</p> <p>第201条 環境監視課長は、環境放射能水準の監視結果が第IV-6表に掲げる目安レベルを超えた場合は、同表に定める措置及び核種分析等を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、原因の調査等適切な措置を講ずる。</p> <p>(環境監視の結果に基づく勧告)</p> <p>第202条 放射線管理部長は、前条第2項に定める調査等の結果、再処理施設に起因する場合は、必要に応じて放射性廃棄物の放出の制限等所要の措置を講ずるようセンター長に勧告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の勧告を行った場合は、直ちに所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>(環境監視の強化)</p> <p>第203条 所長は、第54条に定める非常事態により環境放射能水準が著しく上昇した場合、若しくは放射性廃棄物の放出が第173条及び第179条に定める放出基準を著しく超えた場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じ、環境監視を強化する。</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第204条 環境監視課長は、再処理施設からの放射性廃棄物の大気放出及び海洋放出に起因する周辺公衆の年間の線量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 前項の算出は、環境監視の実測値により行う。</p> <p>ただし、実測値によることが困難な場合は、放出放射能をもとに第IV-7表の区分に応</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p><u>④ ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>じた計算により評価する。</p> <p>3 放射線管理部長は、線量の評価結果を所長に報告するとともに、センター長及び核燃料取扱主任者へ通知する。</p> <p>4 環境監視課長は、線量の評価結果を保管する。</p> <p><④について> (基本方針)</p> <p>第1条の2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にのっとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動のもと実施する。</p> <p><u>2 原子炉等規制法第 48 条第1項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 11 条第1項各号の定めに従って、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定め、保全活動(保安活動のうち、再処理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動)を行う。</u></p> <p>(放射性気体廃棄物の放出の基準)</p> <p>第 173 条 ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、所定の排気施設によって行う。</p> <p>2 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、第Ⅲ-3表及び第Ⅲ-4表に定める基準(3か月間の最大放出量等)を超えないように努め、第Ⅲ-12-(1)表に定める基準(1年間の最大放出量)を超えないようにする。</p> <p>3 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、放射性気体廃棄物を放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ-12-(2)表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>(放射性液体廃棄物の放出の基準)</p> <p>第 179 条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第Ⅲ-5表に定める基準(3か月当たりの最大放出量等)を超えないように努め、第Ⅲ-14-(1)表に定める基準(1年間の最大放出量)を超えないようにする。</p> <p>2 環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ-14-(2)表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>⑤ 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理、措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>⑥ 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p>	<p><⑤について> 第Ⅲ—6表 施設の貯蔵・保管能力 (第 128,137,139,144,147,153,160,161,162,165,168,175 条関係)</p> <p><⑥について> (廃溶媒処理に係る措置) 第 150 条 処理第1課長は、第 162 条で貯蔵した廃溶媒及び廃希釈剤を固化処理する場合は、エポキシ固化により行う。 2 処理第1課長は、第 162 条で貯蔵した廃溶媒及び廃希釈剤の PVC 固化処理が行えないよう、加熱装置に電源を供給できない措置を二つ以上講じ、それぞれに施錠管理を行うとともに、措置の解除を禁止する表示を行う。</p> <p>(ガラス固化) 第 152 条 ガラス固化処理課長は、第 160 条で貯蔵した高放射性液体廃棄物及び第 158 条で発生した高放射性液体廃棄物等の工程廃液のガラス固化処理を行う場合は、高放射性液体廃棄物の受入れ、濃縮等を適切に行うとともに、1日当たりの熔融炉の廃液処理量が 0.35 m³を超えないようにする。</p> <p>(ガラス固化体の保管) 第 153 条 ガラス固化処理課長は、ガラス固化体を保管する場合は、第Ⅲ—8表の測定等を行い、その結果を記録し、ガラス固化技術開発施設内の保管セルに保管する。 2 ガラス固化処理課長は、前項の規定により、ガラス固化体を保管する場合は、第Ⅲ—6表に定める値を超えないようにする。</p> <p>(低放射性固体廃棄物の引渡し) 第 167 条の2 処理第2課長は前条第7項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した低放射性固体廃棄物を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。 2 処理第2課長は、前項に規定される低放射性固体廃棄物を施設保全第1課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ—1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること 3 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条に規定する巡視及び点検により確認する。 4 処理第2課長は、前項及び第2項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに施設保全第1課長に引き渡すよ</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>う努める。</p> <p>5 前処理施設課長は、プール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、所定の運搬容器に収納し、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録し、廃棄物処理場又は第二スラッジ貯蔵場の所定の場所に運搬し、処理第1課長に引き渡す。</p> <p>6 処理第1課長は、エポキシ固化体を貯蔵する場合は、廃溶媒処理技術開発施設の所定の場所で施設保全第1課長へ引き渡す。</p> <p>7 施設保全第1課長は、第1項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>8 施設保全第1課長は、第168条第5項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>9 施設保全第1課長は、第6項で引き渡されたエポキシ固化体をアスファルト固化体貯蔵施設又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>10 施設保全第1課長は、高レベル放射性物質研究施設(使用施設)で発生し、当該施設の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長に引き渡す。</p> <p>11 処理第2課長は、前項の規定により高レベル放射性物質研究施設(使用施設)から低放射性固体廃棄物の引き渡しを受ける場合は、不燃性のものと可燃性のものに区分されていることを外廃棄規則第2条第1項第2号の規定により交付される記録の写しに相当するものと照合することにより確認する。</p> <p>(低放射性固体廃棄物の貯蔵・保管)</p> <p>第168条 処理第1課長は、第167条の2第5項の規定により引き渡されたプール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂をスラッジ貯蔵場のスラッジ貯槽又は第二スラッジ貯蔵場の廃砂・廃樹脂貯槽に貯蔵する。</p> <p>2 処理第1課長は、前項の規定により廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにすること</p> <p>(2) 廃棄物処理場から第二スラッジ貯蔵場の廃砂・廃樹脂貯槽への受入れに当たっては、スラッジ貯槽の受入れ系の所定のバルブが閉状態で施錠されていることを確認すること</p> <p>3 環境管理課長は、低放射性固体廃棄物、アスファルト固化体、PVC固化体及びエポキシ固化体を貯蔵する場合は、第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにする。</p> <p>4 環境管理課長は、第166条の2第6項及び前条第7項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>5 環境管理課長は、貯蔵した低放射性固体廃棄物を再び処理する場合は、所定の</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>⑦ <u>放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>⑧ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」を参考として記載していること。</u></p>	<p>場所で施設保全第1課長へ引き渡す。</p> <p>6 転換施設課長は、中和沈殿物を乾燥焙焼し、中和沈殿焙焼体をグローブボックス内に一時保管して性状が安定していることを確認した後、プルトニウム転換技術開発施設の粉末貯蔵室に保管する。</p> <p>7 転換施設課長は、前項の規定により中和沈殿物を保管する場合は、第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにする。</p> <p>8 転換施設課長は、凝集沈殿物を乾燥焙焼の後、プルトニウム転換技術開発施設の固体廃棄物置場に保管する。</p> <p><⑦について> 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬を実施する場合は、廃止措置計画を変更の上、改めて規定する。</p> <p><⑧について> 左記については、放射性廃棄物でない廃棄物としての廃棄又は資源として有効利用する場合において、適宜保安規定において定めることを指導されたものであり、今後、解体廃棄物を有効利用等する場合には、法第61条の2に基づき、放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして取り扱えるための原子力規制委員会の確認を受けた後、改めて左記の指示文書を参考に記載する。</p>
<p>十五 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。</p>	<p>15 海洋放出口周辺海域等の放射線管理 ・再処理規則第17条第2項第15号</p> <p>① <u>放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、放射性液体廃棄物の海洋放出の管理の方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。</u></p> <p>② <u>海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。なお、この事項は、第4の14における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p><①及び②について> 放出管理 (放射性液体廃棄物の放出の基準)</p> <p>第179条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第Ⅲ-5表に定める基準(3か月当たりの最大放出量等)を超えないように努め、第Ⅲ-14-(1)表に定める基準(1年間の最大放出量)を超えないようにする。</p> <p>2 環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ-14-(2)表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>(海洋放出廃液の放出の監視及び測定等)</p> <p>第181条 環境監視課長は、海洋放出廃液の試料について速やかに全アルファ、全ベータ及び各核種の放射能を測定し、放射性物質の濃度及び量が第Ⅲ-5表及び第Ⅲ-14-(1)表に定める基準値以下であることを確認する。</p> <p>2 前項に定める濃度の測定は、第Ⅲ-15表に掲げるところに従って行う。</p> <p>3 環境監視課長は、第1項に定める測定の結果から1か月間、3か月間及び、年間の放出量を集計し、環境保全部長に報告する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p><①及び②について> 環境監視 (環境監視に係る計画) 第199条 放射線管理部長は、品質マネジメント計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境監視に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等) (3) 環境監視に必要な要員及び設備 (4) 環境監視に必要な要領書 (5) 使用する環境監視設備とその監視項目 (6) 前号に定める環境監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準) (7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録 <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p> <p>(環境監視の実施) 第199条の2 放射線管理部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境監視に必要な情報(気象情報等)が利用できること (2) 環境監視機器の操作手順書が利用できること (3) 環境監視機器の第200条に定める整備及び検査が実施されていること (4) 環境監視に必要な監視・測定が実施されていること <p>(環境監視に係る評価及び改善) 第199条の3 放射線管理部長は、環境監視に係る業務の実施結果を評価し、改善が必要と判断した場合には対策を講じること。</p> <p>(目安レベル) 第201条 環境監視課長は、環境放射能水準の監視結果が第IV-6表に掲げる目安</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>レベルを超えた場合は、同表に定める措置及び核種分析等を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、原因の調査等適切な措置を講ずる。</p> <p>(環境監視の結果に基づく勧告)</p> <p>第202条 放射線管理部長は、前条第2項に定める調査等の結果、再処理施設に起因する場合は、必要に応じて放射性廃棄物の放出の制限等所要の措置を講ずるようセンター長に勧告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の勧告を行った場合は、直ちに所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>(環境監視の強化)</p> <p>第203条 所長は、第54条に定める非常事態により環境放射能水準が著しく上昇した場合、若しくは放射性廃棄物の放出が第173条及び第179条に定める放出基準を著しく超えた場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じ、環境監視を強化する。</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第204条 環境監視課長は、再処理施設からの放射性廃棄物の大気放出及び海洋放出に起因する周辺公衆の年間の線量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 前項の算出は、環境監視の実測値により行う。</p> <p>ただし、実測値によることが困難な場合は、放出放射能をもとに第IV-7表の区分に応じた計算により評価する。</p> <p>3 放射線管理部長は、線量の評価結果を所長に報告するとともに、センター長及び核燃料取扱主任者へ通知する。</p> <p>4 環境監視課長は、線量の評価結果を保管する。</p>
<p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>16 非常の場合に採るべき処置 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 16 号</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p><①について></p> <p>(非常事態)</p> <p>第 54 条 非常事態とは、通常の組織では、異常の拡大防止などのための活動を迅速、かつ、適切に行うことが困難な事態をいう。</p> <p>(非常事態の措置)</p> <p>第 55 条の2 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>② 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>(1) 非常事態の措置に必要な情報(再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境状況、放射能影響範囲等の事前調査結果等)が利用できること</p> <p>(2) 通信連絡機器等の操作手順書が利用できること</p> <p>(3) 非常事態の措置に必要な設備の整備が実施されていること</p> <p>(4) 非常事態の措置に必要な設備の監視がなされていること</p> <p><①及び②について></p> <p>(保安の確保)</p> <p>第3条 核燃料サイクル工学研究所長は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる規則等を定める。</p> <p>(1) 事故対策規則</p> <p>(2) 放射性物質等事業所内運搬要領</p> <p>2 再処理廃止措置技術開発センター長は、再処理施設に係る保安を確保するため、理事長が定める核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づく要求事項を含めて次の各号に掲げる基準等を定める。</p> <p>(1) 安全作業基準</p> <p>(2) 放射線管理基準</p> <p>(3) 臨界管理基準</p> <p>(4) 事故対策手順</p> <p>(非常事態の措置に係る計画)</p> <p>第55条 所長は、センター長及び保安管理部長に命じ、非常事態の措置について品質マネジメント計画に基づき実行に適した様式で計画を策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長及び保安管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にし、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常事態の措置に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・条令等)</p> <p>(3) 非常事態の措置に必要な要員及び設備(通信連絡機器、保護具等)</p> <p>(4) 非常事態の措置に必要な要領書</p> <p>(5) 非常事態の措置に係る訓練及び非常事態の措置に必要な設備とその監視項目</p> <p>(6) 前号に定める非常事態の措置に必要な設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>(8) 再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況並びに放射能影響範囲等の事前調査及び資料の整備</p> <p>(9) 医療機関の確保</p> <p>3 所長は、第53条に定める保安訓練などにより、第1項に定める計画について、次</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>③ 緊急事態が発生したときは、定められた通報経路に従って関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であればセンター長及び保安管理部長に改善を指示し、センター長及び保安管理部長は、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画の策定、第3項に定める改善に関して、センター長及び保安管理部長に協力する。</p> <p>5 所長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>6 所長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を非常事態の措置に係る従業員へ周知する。</p> <p><③について> (非常事態の措置対応)</p> <p>第56条 従業員は、第54条に定める非常事態が発生した場合、又は以下の各号に定める事態が発生した場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長及び当直長に通報する。</p> <p>(1) 第54条の非常事態が発生するおそれがあるとき (2) 再処理施設に係る警報装置のうち、第I-2-(1)表に定めるものが作動したとき (3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障などの事象及びこれらに準ずるものが発生した場合</p> <p>2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、担当課長は担当部長又は工務技術部長に通報する。なお、休日及び夜間にあつては、当直長はセンター長に通報する。</p> <p>3 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、センター長に通報する。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項又は前項の通報を受けた場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講じ、非常事態の状況等について相互に連絡するとともに、所長、核燃料取扱主任者及び保安管理部長に通報する。</p> <p>(迅速な通報等)</p> <p>第60条 従業員は、第56条に定める通報を直ちに行う。</p> <p>2 担当課長又は当直長は、第56条第2項の通報を受け、その状態が非常事態に該</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。</p>	<p>当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 I - 5(1)図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報(第一報)する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第 I - 5(2)図に示す通報連絡系統に従い、安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合(法令報告事象)に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p> <p><④について> (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 58 条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力災害対策特別措置法第 7 条に基づく原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p> <p><⑤について> (非常事態の措置) 第 55 条の2 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 非常事態の措置に必要な情報(再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境状況、放射能影響範囲等の事前調査結果等)が利用できること (2) 通信連絡機器等の操作手順書が利用できること (3) 非常事態の措置に必要な設備の整備が実施されていること (4) 非常事態の措置に必要な設備の監視がなされていること</p> <p>(防災体制の発令) 第 57 条 所長は、第 56 条第4項の通報を受けた場合において、原子力災害対策特別措置法に基づく事象であると判断した場合は、直ちに<u>研究所</u>に防災体制を発令する。</p> <p><⑥及び⑦について> (緊急作業に係る線量限度)</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>I 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を機構の理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>II 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>III 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>⑦ 緊急作業に従事する放射線業務従事者について、次の事項が定められていること。</p> <p>I 緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施すること。</p> <p>II 緊急作業に従事した際に健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関する適切な内容。</p>	<p>第 103 条 所長は、再処理施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある再処理施設の損傷が生じた場合、その他の緊急やむを得ない場合においては、前条の規定にかかわらず、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)を、その実効線量が 100 ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が 300 ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が 1 シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定にかかわらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号、第3号チ及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)を、その実効線量が 250 ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が 300 ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が 1 シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3 所長は、前二項の規定により緊急作業に従事させる放射線業務従事者の選定に当たっては、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者であることを確認する。</p> <p>(1) 第 I-1-1-(3)表の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 第 I-1-1-(3)表の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 前項の場合にあつては、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者</p> <p>4 センター長は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合は、作業計画書を作成し、核燃料取扱主任者及び放射線管理部長の同意を得る。</p> <p>ただし、極めて緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項ただし書きの規定により緊急作業を行った場合は、センター長は、速やかに核燃料取扱主任者及び放射線管理部長に通知する。</p> <p>6 センター長は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合は、放射線管理部長に当該作業に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定(一月以内ごとに一回)を依頼する。</p> <p>7 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、緊急作業に係る線量について線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、第1項及び第2項に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>9 センター長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>⑧ 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>⑨ 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>10 センター長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後一月以内ごとに一回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p><⑧について> (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 58 条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力災害対策特別措置法第 7 条に基づく原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p> <p><⑨について> (保安訓練) 第 53 条 所長は、従業員に対して、第 54 条に定める非常事態の措置についての総合的な実地訓練を毎年 1 回以上実施し、措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転等を行う従業員に対して、非常事態等の運転操作訓練、消火訓練、避難訓練等を毎年 2 回以上実施し、非常事態等の運転操作訓練等の措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、第 1-1-(3)表に従い、緊急作業に係る訓練を実施し、選定後は、毎年 1 回以上実施する。また、これらの訓練の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。なお、本項及び前項の訓練は、第 1 項の総合的な実地訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p>(非常事態の措置に係る計画) 第 55 条 所長は、センター長及び保安管理部長に命じ、非常事態の措置について品質マネジメント計画に基づき実行に適した様式で計画を策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長及び保安管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にし、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常事態の措置に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・条令等) (3) 非常事態の措置に必要な要員及び設備(通信連絡機器、保護具等) (4) 非常事態の措置に必要な要領書 (5) 非常事態の措置に係る訓練及び非常事態の措置に必要な設備とその監視項目 (6) 前号に定める非常事態の措置に必要な設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>(8) 再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況並びに放射能影響範囲等の事前調査及び資料の整備</p> <p>(9) 医療機関の確保</p> <p>3 所長は、第 53 条に定める保安訓練などにより、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であればセンター長及び保安管理部長に改善を指示し、センター長及び保安管理部長は、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画の策定、第3項に定める改善に関して、センター長及び保安管理部長に協力する。</p> <p>5 所長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>6 所長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を非常事態の措置に係る従業員へ周知する。</p>
<p><u>十七 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。</u></p>	<p><u>17 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置(再処理規則第 17 条第2項第 17 号)※</u></p> <p>※ 廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。</p> <p>① 指定若しくは許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第 50 条の5第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p><u>I 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</u></p> <p><u>i 火災</u></p> <p><u>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</u></p> <p><u>ii 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)</u></p> <p><u>a 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。</u></p>	<p>事故対処については、現在、安全監視チームで説明しているところであり、その審査状況を踏まえて申請する予定であるが、現在の保安規定においては、具体的な事故を想定したものではないが、以下の条項に事故時の措置を定めています。</p> <p>なお、重大事故等は原子力災害対策特別措置法に基づく災害にも該当し、以下の第 58 条に基づき、原子力事業者防災業務計画に基づき措置することとなります。</p> <p>第 55 条(非常事態の措置に係る計画)</p> <p>第 55 条の 2(非常事態の措置)</p> <p>第 56 条(非常事態の措置対応)</p> <p>第 56 条の 2(非常事態の措置に係る評価及び改善)</p> <p>第 56 条の 3(地震・火災発生時の措置)</p> <p>第 56 条の 4(初期消火活動のための体制の整備)</p> <p>第 56 条の 5(交流電源機能等喪失時の体制の整備)</p> <p>第 57 条(防災体制の発令)</p> <p>第 58 条(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>事故対処設備については、現在の保安規定においても想定される事象を踏まえて廃止措置計画の性能維持施設として記載しており、保安規定Ⅲ-18 表に記載し、施設定期自主検査の対象としており、定期事業者検査として検査を継続することとしています。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p><u>b 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>c 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>d 重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること(前号に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>e 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>f 重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること(前各号に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>g 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p><u>iii 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</u></p> <p><u>a 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>b 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>c 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>II 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</u></p>	

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>Ⅲ <u>必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>Ⅳ <u>その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p>	
<p><u>十八</u> 再処理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p><u>十九</u> 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p><u>18</u> 再処理施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p> <p>・再処理規則第 17 条第 2 項第 18 号及び第 19 号</p> <p>① 東海再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を<u>適正</u>に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>② <u>再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)</u>が定められていること。</p>	<p><①及び②について> (品質マネジメント計画)</p> <p>第 51 条の 4 <u>再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u> (中略)</p> <p><u>4.2 文書化に関する要求事項</u></p> <p><u>4.2.3 文書管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) <u>文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</u></p> <p>d) <u>文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</u></p> <p>e) <u>該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>h) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</u></p> <p>i) <u>文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるようにする。</u></p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>③ 東海再処理施設の所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p>	<p>(以下略)</p> <p>(記録)</p> <p>第 68 条 センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、その所掌する業務に関し、第 I-6 表に定める事項について適正に記録する。</p> <p>2 センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、前項の記録の保管・管理を第 51 条の 4.4.2 に従い実施する。</p> <p>(線量の通知)</p> <p>第 106 条 放射線管理部長は、第 104 条第 1 項及び第 105 条第 1 項の評価結果をセンター長へ報告するとともに、核燃料取扱主任者及び担当部長へ通知する。ただし、一時立入者に係る線量の測定結果については線量計測課長から担当課長へ通知する。</p> <p>2 放射線管理部長は、第 104 条第 4 項及び第 105 条第 3 項の測定並びに評価の結果をセンター長に報告するとともに、核燃料取扱主任者及び担当部長へ通知する。</p> <p>3 センター内各部長は、第 1 項及び第 2 項の通知を受けたときは、速やかに当該放射線業務従事者へ通知する。</p> <p>4 線量計測課長は、第 104 条第 2 項の測定及び評価の結果を担当課長へ通知する。</p> <p>(被ばく記録の保管)</p> <p>第 107 条 線量計測課長は、放射線業務従事者(機構と雇用関係にある者に限る。)に係る線量の記録を個人ごとに記録し、これを保管する。</p> <p><③について></p> <p>(非常事態の措置対応)</p> <p>第 56 条 従業員は、第 54 条に定める非常事態が発生した場合、又は以下の各号に定める事態が発生した場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長及び当直長に通報する。</p> <p>(1) 第 54 条の非常事態が発生するおそれがあるとき</p> <p>(2) 再処理施設に係る警報装置のうち、第 I-2-(1)表に定めるものが作動したとき</p> <p>(3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障などの事象及びこれらに準ずるものが発生した場合</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、担当課長は担当部長又は工務技術部長に通報する。なお、休日及び夜間にあつては、当直長はセンター長に通報する。</p> <p>3 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、センター長に通報する。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項又は前項の通報を受けた場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講じ、非常事態の状況等について相互に連絡するとともに、所長、核燃料取扱主任者及び保安管理部長に通報する。</p> <p>(迅速な通報等)</p> <p>第 60 条 従業員は、第 56 条に定める通報を直ちに行う。</p> <p>2 担当課長又は当直長は、第 56 条第2項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 I - 5(1)図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報(第一報)する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第 I - 5(2)図に示す通報連絡系統に従い、安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合(法令報告事象)に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p> <p>(原因の調査)</p> <p>第 61 条 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、発生した非常事態の原因を調査し、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>2 放射線管理部長又は工務技術部長は、原因の調査及び対策等に関し、再処理施設安全専門委員会への諮問をセンター長に依頼する。</p> <p>3 センター長は、原因の調査及び対策等に関し、再処理施設安全専門委員会に諮</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>④ 再処理規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には機構の理事長その他の経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する機構の理事長その他の経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>⑤ 再処理規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障等の事象に準ずるものが具体的に定められていること。</p>	<p>問する。</p> <p>(作業又は施設の再開)</p> <p>第 62 条 非常事態が発生したことにより、停止された工程運転及び作業又は閉鎖された施設の再開は、センター長、放射線管理部長又は工務技術部長が指示する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、前項の指示を行う場合は、相互に協議し、核燃料取扱主任者の同意を得たのち、所長の承認を受ける。</p> <p>3 所長は、前項の承認に当たっては、原因の除去、施設の復旧等所要の措置が講じられ、安全上支障がないことを確認する。</p> <p>4 所長は、前項の確認に当たっては、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会に諮問する。</p> <p><④及び⑤について></p> <p>(迅速な通報等)</p> <p>第 60 条 従業員は、第 56 条に定める通報を直ちに行う。</p> <p>2 担当課長又は当直長は、第 56 条第 2 項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 I-5(1)図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報(第一報)する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第 I-5(2)図に示す通報連絡系統に従い、安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合(法令報告事象)に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p> <p>(具体的な事象については、重大事故等に係る廃止措置計画の変更の際に改めて規定する。)</p>
<p>二十 再処理施設の施設管理に関する こと(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</p>	<p>19 再処理施設の施設管理 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 20 号</p> <p>① 施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、</p>	<p><①について></p> <p>(基本方針)</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。)</p>	<p>第1条の2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にのっとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動のもと実施する。</p> <p>2 原子炉等規制法第48条第1項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第11条第1項各号の定めに従って、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定め、保安活動(保安活動のうち、再処理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動)を行う。</p> <p>(事業者検査の独立性の確保)</p> <p>第51条の2 第4条第1項各号(第15号を除く。)に掲げる職位等は、品質保証課長が行う第16条の1の2第6号に係る事業者検査の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第183条 所長は、第51条の4 5.3に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき研究所の施設管理の目標(以下「施設管理目標」という。)を定める。</p> <p>2 所長は、定期に及び必要に応じて、研究所の施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、前項に定める施設管理目標を定めるに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、定期に及び必要に応じて、施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>(再処理施設の施設管理実施計画)</p> <p>第183条の2 センター長及び管理支援部門各部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 再処理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 再処理施設の点検、検査等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>② <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p>	<p>頻度及び時期(再処理施設の操作中及び停止中の区別を含む(廃止措置計画の認可を受けたものを除く。))に関すること。</p> <p>(5) <u>再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p>(8) <u>再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 センター長及び管理支援部門各部長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の工事の方法及び時期に関する事項、再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する項について、設備・機器単位で整理した表)及び検査要否整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の検査の方法に関する事項について、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の条項単位で整理した表)を策定する。</p> <p>(1) <u>再処理施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画、特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項に定める計画、第2項に定める整理表及び第3項に定める特別な計画等を策定するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画及び設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>6 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p><②について> (定期事業者検査) 第 195 条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(1) 定期事業者検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標 <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第Ⅲ-18 表から第Ⅲ-21 表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するもの。）の定期事業者検査（無停電電源装置の性能検査は除く。）に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(使用前自主検査)</p> <p>第 196 条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前自主検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前自主検査要領</p> <p>イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第 198 条の5条第3項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第 198 条の5第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第 198 条の5条第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認(合格)を受ける。</p>
<p>三十一 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に関すること。</p>	<p>20 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 21 号</p> <p>○ メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の再処理事業者と共有し、東海再処理施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>(保守作業後の措置)</p> <p>第 198 条 センター内各課長、放射線管理部内各課長又は運転課長は、前条に定める保守作業が終了した場合は、当該設備が正常に復旧したことを確認する。</p> <p>2 施設保全第1課長、施設保全第2課長又は運転課長は、前条第4項に定める保守作業の結果を、担当課長に通知する。</p> <p>3 センター内各課長又は運転課長は、前条第5項に定める保守作業の結果を、担当部長又は工務技術部長に報告する。</p> <p>4 担当部長又は工務技術部長は、前項の報告を受けた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第 197 条第1項及び同条第4項に定める保守作業により得られた保安に関する技術情報を他の再処</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>理事業者と共有する。</p>
<p><u>二十二</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p><u>21</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 <u>22</u> 号</p> <p>① 東海再処理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合に当該不適合に関する情報を公開する基準が明確に定められていること。</p> <p>② 情報の公開に関し、必要な事項が定められていること。</p>	<p>(品質マネジメント計画) 第 51 条の 4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 (中略)</p> <p><u>8.3 不適合管理</u> 安全・核セキュリティ統括部長、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長は「不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次のいずれかの方法により、不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判断することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(5) <u>所長は、再処理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の報告を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p><u>二十三</u> 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p><u>22</u> 廃止措置の管理 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 <u>23</u> 号</p> <p>① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p>	<p><①について> (廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画)</p> <p>第 115 条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質マネジメント計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画(廃止措置管理を含む。以下同じ。)を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p> <p>(3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 運転及び保守管理に必要な要領書</p> <p>(5) 運転及び保守管理において、再処理施設の性能の維持のために行う設備の部品交換等の措置に係る以下の事項</p> <p>イ) 再処理施設の性能の維持のために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品交換等の措置及び検査の実施並びにそれらの記録を作成すること</p> <p>ロ) 経年変化により想定される事象等を検知するために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品に係る点検等の計画の策定及び当該事象等を検知した場合の措置(安全確保のための措置を含む。)を行うこと</p> <p>ハ) あらかじめ想定していない劣化等により部品交換等が必要となった場合における第 198 条の 5 に基づく設計及び工事の計画の計画の手続及び第 196 条に基づく検査の要否を確認すること</p> <p>ニ) 保守に係る要領書に定めて交換できる部品等の判断に当たり技術部長の同意を得ること</p> <p>ホ) その他、イ) からニ) までを適切に運用するために必要な事項</p> <p>(6) 運転監視に必要な設備とその監視項目</p> <p>(7) 前号に定める運転監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(8) 第 6 号に定める監視結果及び前号に定める検査結果の記録</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること <p>4 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を運転及び保守管理に係る従業員へ周知する。</p> <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理の実施)</p> <p>第 115 条の2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運転及び保守管理に必要な情報(運転計画、保守計画等)が利用できること (2) 運転及び保守管理に必要な設備の操作手順書が利用できること (3) 運転及び保守管理に必要な設備の第 195 条及び第 196 条に定める検査が実施されていること (4) 運転及び保守管理に必要な監視・測定が実施されていること。 (5) 第 120 条の当直長間の引き継ぎ、第 198 条の保守作業後の連絡などが実施されていること <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る評価及び改善)</p> <p>第 115 条の3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、運転及び保守管理に係る業務の実施結果を評価し、改善が必要と判断した場合には対策を講じること。</p> <p>(廃止措置計画の軽微な変更)</p> <p>第 198 条の3 センター長は、前条第 1 項の廃止措置計画の変更について、軽微な変更であると判断した場合は、その判断結果を所長に報告し、所長の承認を受ける。</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理)</p> <p>第 198 条の4 センター長は、廃止措置計画の廃止措置工程表に示す業務の実施状況を管理するため、必要な業務計画書を策定する。</p> <p>2 センター長は、前項の業務計画書に基づき実施状況を確認し、廃止措置工程に影響する業務の遅れが生じた場合など、廃止措置計画の変更が必要であると判断した場合は、第 198 条の2又は前条に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
	<p>② 廃止措置期間中の再処理施設において施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造等の保守管理における必要な手順が定められていること。</p>	<p>置を講ずる。</p> <p><②について></p> <p>第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理 第4章 施設の管理</p> <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画)</p> <p>第 115 条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質マネジメント計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画(廃止措置管理を含む。以下同じ。)を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p> <p>(3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 運転及び保守管理に必要な要領書</p> <p>(5) 運転及び保守管理において、再処理施設の性能の維持のために行う設備の部品交換等の措置に係る以下の事項</p> <p>イ) 再処理施設の性能の維持のために行う、第Ⅲ-1-1(1)表に示す部品交換等の措置及び検査の実施並びにそれらの記録を作成すること</p> <p>ロ) 経年変化により想定される事象等を検知するために行う、第Ⅲ-1-1(1)表に示す部品に係る点検等の計画の策定及び当該事象等を検知した場合の措置(安全確保のための措置を含む。)を行うこと</p> <p>ハ) あらかじめ想定していない劣化等により部品交換等が必要となった場合における第 198 条の5に基づく設計及び工事の計画の計画の計画の手続及び第 196 条に基づく検査の要否を確認すること</p> <p>ニ) 保守に係る要領書に定めて交換できる部品等の判断に当たり技術部長の同意を得ること</p> <p>ホ) その他、イ)からニ)までを適切に運用するために必要な事項</p> <p>(6) 運転監視に必要な設備とその監視項目</p> <p>(7) 前号に定める運転監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(8) 第6号に定める監視結果及び前号に定める検査結果の記録</p> <p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>4 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を運転及び保守管理に係る従業員へ周知する。</p> <p>(運転開始前及び停止後の措置)</p> <p>第 182 条 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転開始前及び停止後、その所掌する施設を点検し、異常のないことを確認する。</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第 183 条 所長は、第 51 条の4 5.3に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき研究所の施設管理の目標(以下「施設管理目標」という。)を定める。</p> <p>2 所長は、定期に及び必要に応じて、研究所の施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、前項に定める施設管理目標を定めるに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、定期に及び必要に応じて、施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>(再処理施設の施設管理実施計画)</p> <p>第 183 条の2 センター長及び管理支援部門各部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 再処理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 再処理施設の点検、検査等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び停止中の区別を含む(廃止措置計画の認可を受けたものを除く。))に関すること。</p> <p>(5) 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 センター長及び管理支援部門各部長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の工事の方法及び時期に関する事項、再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する項について、設備・機器単位で整理した表)及び検査要否整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の検査の方法に関する事項について、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の条項単位で整理した表)を策定する。</p> <p>(1) 再処理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画、特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項に定める計画、第2項に定める整理表及び第3項に定める特別な計画等を策定するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画及び設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>6 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(施錠弁)</p> <p>第 184 条 施設管理部長及び環境保全部長は、第三 - 16 表に定める施錠弁を操作する者を指定する。</p> <p>2 当直長は、前項に定める指定者以外の者に第三 - 16 表に定める施錠弁の操作を行わせない。</p> <p>3 担当課長は、施錠弁の施錠状態を毎日1回以上点検し、施錠状態で作動しないことを1年ごとに確認する。</p> <p>(グローブボックス等)</p> <p>第 185 条 センター内各課長は、グローブボックス、サンプリングベンチ及び分析セルライン等を操作する者(以下「グローブボックス作業従事者」という。)を指定する。</p> <p>2 グローブボックス作業従事者以外の者は、グローブボックス、サンプリングベンチ及び分析セルライン等を操作しない。</p> <p>ただし、センター内各課長が特に指定する操作については、この限りでない。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>3 グローブボックス作業従事者は、核燃料物質等をグローブボックス、サンプリングベンチ及び分析セルライン等の定められた出入口以外の出入口から搬出ししない。 ただし、センター内各課長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書きの規定により、搬出を行った場合は、当該搬出に係る汚染の有無の確認等、必要な放射線防護上の措置を行う。</p> <p>(扉類の開閉)</p> <p>第 186 条 区域管理者は、トラックエアロック等の扉類の開閉を行う者を指定する。</p> <p>2 区域管理者又は当直長は、前項に定める指定者以外の者にトラックエアロック等の扉類の操作を行わせない。</p> <p>3 センター内各課長は、通常閉鎖している扉を開ける場合は、区域管理者及び放射線管理第2課長の下承を得るとともに、換気設備の担当区分に応じてガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長又は施設保全第1課長の下承を得る。 ただし、緊急時において退避のため定められた扉を開ける場合は、この限りでない。</p> <p>(除 染)</p> <p>第 187 条 センター内各課長は、必要に応じて機器等の除染を行う。</p> <p>2 除染は、各建家又は除染場で行う。</p> <p>3 除染は、第 95 条、第 96 条、第 99 条及び第 100 条の規定に従って行う。</p> <p>(洗 濯)</p> <p>第 188 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、施設保全第1課長に管理区域内着用後の衣類の洗濯を依頼する場合は、汚染がないことを確認する。</p> <p>2 施設保全第1課長は、再処理施設管理区域内着用後の衣類の回収又は洗濯に当たり、仕分け及び汚染の測定等を行う。</p> <p>(ユーティリティの確保)</p> <p>第 189 条 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第1課長、施設保全第2課長及び運転課長は、担当区分に応じて電気、圧空、冷却水、冷水、蒸気、浄水等、再処理施設の運転に必要なユーティリティを確保する。</p> <p>2 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第1課長、施設保全第2課長及び運転課長は、ユーティリティの供給に異常を認めた場合、又は異常が発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講ずる。</p> <p>3 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第1課長又は施設保全第2課長は、ユーティリティ設備の点検又は補修等により、ユーティリティ</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>の供給を停止することが必要となった場合は、センター長又は当直長の承認を受ける。</p> <p>4 運転課長は、ユーティリティ設備の点検又は補修等により、ユーティリティの供給を停止することが必要となった場合は、ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第1課長又は施設保全第2課長と協議し、センター長又は当直長の承認を受ける。</p> <p>5 センター長又は当直長は、第3項及び前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>(受変電設備及び非常用電源)</p> <p>第190条 運転課長は、受変電設備及び非常用発電機がその機能を維持していることを定期的に確認する。なお、非常用発電機は、各給電系統について常時2台が動作可能な状態であること。</p> <p>2 運転課長は、再処理施設に係る受変電設備及び非常用発電機に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、センター長又は当直長に報告する。</p> <p>3 センター長又は当直長は、前項の報告を受けた場合は、再処理施設の保安に関して、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 施設保全第2課長及び前処理施設課長は、無停電電源装置がその機能を維持していることを定期的に確認する。</p> <p>5 施設保全第2課長及び前処理施設課長は、無停電電源装置に異常を認めた場合は、直ちに正常な状態に復旧させるための措置を講ずる。</p> <p>(換気)</p> <p>第192条 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長及び施設保全第1課長は、建家及びセルの負圧バランスが維持されていることを定期的に確認する。</p> <p>2 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長及び施設保全第1課長は、負圧バランスの異常を認めた場合は、ダンパーの調整等、負圧バランスを復旧するための措置を講ずる。</p> <p>3 施設保全第1課長は、分離精製工場及び高放射性廃液貯蔵場のセル換気系のフィルタ(207F58～F67、207F72～F77、272F033～F040)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</p> <p>4 転換施設課長は、プルトニウム転換技術開発施設のセルグローブボックス換気系のフィルタ(P07F71～F77)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</p> <p>5 ガラス固化管理課長は、ガラス固化技術開発施設のセル換気系のフィルタ(G07F80.1～F80.10、G07F82.1～F82.4、G07F83.1～F83.2、G07F84.1～F84.4)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>(放射線管理用機器等の整備等)</p> <p>第 193 条 放射線管理部長は、第三-17-(1)表に定める放射線管理用機器及び第三-17-(2)表に定める排水モニタリング設備を常備する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線管理用機器の作動状況について、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては毎日1回以上、その他のものにあっては、毎月1回以上点検し、正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項において正常に作動させることができない場合は応急の措置を講じ、線量計測課長に正常に作動させるための措置を講ずるよう依頼するとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、速やかに正常に作動させることができないと判断した場合は、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>4 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>5 線量計測課長は、第3項の依頼を受けた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>6 線量計測課長は、前項の措置の結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、第3項の措置の結果については、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>8 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>9 環境監視課長は、排水モニタリング設備を正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>10 環境監視課長は、前項において正常に作動させることができない場合は、応急の措置を講ずる。また、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>11 環境監視課長は、前項の報告に対する措置の結果については、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(放射線管理用機器等の検査等)</p> <p>第 194 条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に、<u>その後は1年ごとに</u>検査及び校正を行う。</p> <p>2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認めた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置に</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>あつては、その旨を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>6 環境監視課長は、第2項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p> <p>8 線量計測課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>9 環境監視課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録する。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第195条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第Ⅲ-18表から第Ⅲ-21表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置(臨界警報装置に給電するもの。)の定期事業者検査(無停電電源装置の性能検査は除く。)に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(使用しない設備に係る点検)</p> <p>第195条の2 施設管理部長及び環境保全部長は、第三-22表に掲げる機器について、点検を実施する。</p> <p>2 施設管理部長及び環境保全部長は、前項に掲げる点検が終了した後、センター長へ報告する。</p> <p>(使用前自主検査)</p> <p>第196条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前自主検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容 ハ 予定期間 <p>(2) 使用前自主検査要領</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第198条の5条第3項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第198条の5第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第198条の5第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認(合格)を受ける。</p> <p>(保守)</p> <p>第197条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第115条の2の保守管理、第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検並びに前条に定める検査及び校正の結果、異常を認めた場合は、速やかに設備を正常な状態に復旧させる。</p> <p>2 センター内各課長は、前項の場合において、正常な状態に復旧させることができない場合は、応急の措置を講じ、施設保全第1課長、施設保全第2課長又は運転課長に復旧を依頼する。</p> <p>3 センター内各課長は、施設保全第1課長、施設保全第2課長又は運転課長に保守作業を依頼する場合は、当該施設並びに関連する施設及び設備の保安上の措置を講ずる。</p> <p>4 施設保全第1課長、施設保全第2課長又は運転課長は、第2項に定める依頼を受けた場合は、必要な保守作業を実施し、速やかに設備を正常な状態に復旧させる。</p> <p>5 センター内各課長又は運転課長は、第1項及び第4項に定める保守作業が保安上特に重要と判断した場合は、担当部長又は工務技術部長の承認を受ける。</p> <p>6 担当部長又は工務技術部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 担当部長又は工務技術部長は、第5項の承認をした場合は、センター長に報告する。</p> <p>(保守作業後の措置)</p> <p>第198条 センター内各課長、放射線管理部内各課長又は運転課長は、前条に定める保守作業が終了した場合は、当該設備が正常に復旧したことを確認する。</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p>2 施設保安第1課長、施設保安第2課長又は運転課長は、前条第4項に定める保守作業の結果を、担当課長に通知する。</p> <p>3 センター内各課長又は運転課長は、前条第5項に定める保守作業の結果を、担当部長又は工務技術部長に報告する。</p> <p>4 担当部長又は工務技術部長は、前項の報告を受けた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第197条第1項及び同条第4項に定める保守作業により得られた保安に関する技術情報を他の再処理事業者と共有する。</p> <p>(使用前自主検査)</p> <p>第196条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前自主検査計画</p> <p>イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前自主検査要領</p> <p>イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第198条の5条第3項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第198条の5第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、セン</p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
		<p><u>ター長へ報告する。</u></p> <p>8 <u>センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第 198 条の5条第 3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認(合格)を受ける。</u></p> <p>(工事に係る設計及び工事の計画の管理)</p> <p>第 198 条の5 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る工事について、廃止措置計画を変更して実施する必要があると判断した場合は、工事に着手する前に、第 198 条の2に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p> <p>2 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の性能維持施設の工事に着手する前に、設計及び工事の計画(溶接設計及び溶接施工法を含む。)について、次の事項を明確にし、文書化する。</p> <p>(1) <u>再処理施設の区分並びに設計及び工事の計画</u></p> <p>イ) 変更の概要</p> <p>ロ) 準拠すべき法令、基準及び規格</p> <p>ハ) 設計の基本方針</p> <p>ニ) 設計条件及び仕様</p> <p>ホ) 工事の方法(工事の手順、工事フロー、試験・検査内容、工事上の安全対策、溶接設計及び溶接施工法を含む。)</p> <p>(2) <u>設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</u></p> <p>(3) <u>変更に係る工事工程表</u></p> <p>(4) <u>変更の理由</u></p> <p>(5) <u>添付書類</u></p> <p>イ) <u>技術基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類又は廃止措置計画に定める内容に適合していることを説明した書類</u></p> <p>ロ) <u>変更に係る設計及び工事の計画が再処理の事業の指定若しくは再処理の事業の許可を受けたところ又は再処理の事業の変更を届け出たところによるものであることを説明した書類</u></p> <p>3 センター長は、前項の書類について再処理施設安全専門委員会に諮問し、その結果について、次の各号に掲げる事項に適合していることを確認し、所長の承認を受ける。</p> <p>(1) <u>廃止措置計画の認可若しくは変更の認可又は軽微な変更を届け出たところによるものであること</u></p> <p>(2) <u>技術基準に適合又は廃止措置計画に定める内容に適合していること</u></p>

再処理規則	保安規定審査基準	保安規定改正案
<p><u>二十四</u> その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p>	<p><u>23</u> その他必要な事項 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 <u>24</u> 号</p> <p>① 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、<u>再処理施設に係る保安</u>に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>② 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>保安規定改正案</p> <p><①について> (救護) 第 59 条 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、従業員の負傷又は放射線障害が発生した場合、あるいは発生するおそれのある場合は、直ちに救急措置を講ずるとともに、外部医療機関への搬送が必要と認めた場合は、救急機関に通報する。</p> <p>(ホワイト区域) 第 78 条 センター内各部長又は放射線管理部長は、保安区域の内であって、管理区域に隣接し、特に管理を必要とする場所をホワイト区域として指定する。 2 前項に定めるホワイト区域は、第Ⅱ-1図に示す。</p> <p>(区域管理者) 第 80 条 センター内各部長又は放射線管理部長は、再処理施設の管理区域等について、区域管理者を置き、再処理施設の保安の確保に努める。 2 区域管理者は、センター内各課長及び放射線管理部内各課長が行う第 65 条、第 96 条及び第 99 条に定める事項について、所掌する区域の作業の実施と作業計画の調整について指導し、区域の安全確保に努める。</p> <p>(防護具の維持) 第 111 条 センター長は、管理区域内作業に必要な防護具を備える。 2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、使用する防護具について年 1 回以上検査し、その機能を正常に維持する。 3 放射線管理第 2 課長は、前項の機能の維持に当たってはセンター内各課長又は放射線管理部内各課長に協力する。</p> <p><②について> (目的) 第 1 条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第 50 条第 1 項の規定に基づき、理事長が廃止措置段階にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設(以下「再処理施設」という。)に係る保安について定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>

保安規定審査基準と保安規定改定案の対比表 (原子力第1船原子炉施設)

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
<p>第十五条《中略》</p> <p>2 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>(1)関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第1号</p> <p>1)関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2)保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>第15条</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、別図第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)</p> <p>(一次文書)</p> <p>本品質マネジメント計画</p> <p>原子炉施設品質マネジメント計画書</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書(二次文書)及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書(三次文書)及び記録</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>① 品質方針を設定する。</p> <p>② 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>③ 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>④ マネジメントレビューを実施する。</p> <p>⑤ 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>⑥ 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>⑦ <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>⑧ <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては担当理事を管理責任者とす</u> <u>る。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限を持つ。</u></p> <p>① <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>② <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>③ <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>④ <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1 に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p><u>また、プロセスの責任者として、検査及び試験(8.2.4 参照)を所長に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者(以下「独立検査責任者」という。)を置く。</u></p> <p>① <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>② <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>③ <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>④ <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>⑤ <u>関係法令を遵守する。</u></p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>② 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>④ 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。</p> <p>⑤ 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年 1 回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</p> <p>【第1編 総則】 第1章 通則 (遵守義務等) 第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守するとともに、保安活動に関する意識向上のための啓発に努めるものとする。なお、センターに所属しない職員等は、青森研究開発センター所長(以下「所長」という。)及び施設管理者が行う保安措置及び放射線管理についての指示に従わなければならない。 2 第7条に掲げる各職位は、職員等以外の者で原子炉施設に関する保安活動を行う者に対して、この規定を遵守させなければならない。</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)</p> <p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)</p>	<p>(2)品質マネジメントシステム ・試験炉規則第15条第2項第2号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可(以下単に「許可」という。)又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制</p>	<p>【第1編 総則】 第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画) 第15条 原子炉施設等に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質マネジメント計画は、原子炉施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p><u>の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</u></p> <p><u>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように記載されていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的で、組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</u></p> <p><u>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</u></p> <p><u>2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</u></p> <p><u>3) 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</u></p>	<p><u>安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 適用範囲(省略)</u></p> <p><u>3. 定義(省略)</u></p> <p><u>4. 品質マネジメントシステム(省略)</u></p> <p><u>4.1 一般要求事項(省略)</u></p> <p><u>4.2 文書化に関する要求事項</u></p> <p><u>4.2.1 一般</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、別図第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p><u>(1) 品質方針及び品質目標</u></p> <p><u>(2) 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)</u></p> <p><u>(一次文書)</u></p> <p><u>本品質マネジメント計画</u></p> <p><u>原子炉施設品質マネジメント計画書</u></p> <p><u>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書(二次文書)及び記録</u></p> <p><u>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書(三次文書)及び記録</u></p> <p><u>4.2.2 品質マニュアル(省略)</u></p> <p><u>4.2.3 文書管理(省略)</u></p> <p><u>4.2.4 記録の管理(省略)</u></p> <p><u>5. 経営者等の責任(省略)</u></p> <p><u>6. 資源の運用管理(省略)</u></p> <p><u>7. 業務の計画及び実施(省略)</u></p> <p><u>8. 評価及び改善(省略)</u></p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p>(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム <u>・試験炉規則第15条第2項第3号</u> (2)に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること</p>	<p>(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織 <u>・試験炉規則第15条第2項第4号</u> 1) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 2) 廃止措置主任者の選任に関すること。 <u>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)</u>として、<u>核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</u> <u>なお、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しない。</u> ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、そ</p>	<p>【第1編 総則】 第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 (保安管理組織) 第6条 原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。 (職 務) 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。 (1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。 (2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、第15条「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。 (4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の運営に関する業務を行う。 (5) 契約部長は、原子炉施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。 (6) 青森研究開発センター担当理事(以下「担当理事」という。)は、理事長を補佐し、センターにおける原子炉施設の保安に関する業務を統理する。 (7) 所長は、センターにおける原子炉施設に関する保安活動を統括するとともに、保安管理課長、施設工務課長及び総務課長が行う業務を統括する。 (8) 保安管理課長は、センターにおける関係法令及び規定の遵守並びに安全文化の育成・維持活動に係る事務に関する業務、放射線管理施設の管理、放射線管理の統括、保安教</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p>の進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。</p> <p>すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。</p> <p>表1 廃止措置主任者の選任要件 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合 以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者</p> <p>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合 以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第32条第1項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 ニ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</p>	<p>育訓練、保安管理等に関する業務及び周辺監視区域の管理、職員等以外の者の周辺監視区域への立ち入り時の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(9) 施設工務課長は、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他原子炉の附属施設の運転及び保守に関する業務、管理区域への出入管理及び作業に係る放射線管理、作業環境・管理区域内設備等の管理及び保全区域の管理、放射性廃棄物の管理及び運搬等に関する業務並びに原子炉施設の廃止措置に関する計画及び関連する技術開発を行う。</p> <p>(10) 総務課長は、<u>原子炉施設の調達管理に関するセンター契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(11) <u>独立検査責任者は、第9条の3に定める検査委員会の検査責任者として、独立検査に関する業務を行う。</u></p> <p>第3節 廃止措置施設保安主務者 (廃止措置施設保安主務者の選任)</p> <p>第12条 所長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、廃止措置施設保安主務者を次の各号に定める職員等のうちから選任しなければならない。ただし、第2号から第4号に掲げる者を選任する場合にあっては、実務経験を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉主任技術者免状を有する者。 (2) 核燃料取扱主任者免状を有する者。 (3) 技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者。 (4) 第1種放射線取扱主任者免状を有する者。</p> <p>2 所長は、廃止措置施設保安主務者が職務を行うことができない場合において、その職務を代行させるため必要に応じ、前項の規定を準用して代行者を選任する。</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の職務)</p> <p>第13条 廃止措置施設保安主務者は、廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対し意見を具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な助言、勧告又は指示をする。 (3) 法及び法に關係する規則類(以下「法令」という。)に基づく定期報告を確認する。 (4) 第31条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>(5) 第 32 条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 第 20 条第 1 項に定める保安教育実施計画を確認する。</p> <p>(7) 原子炉施設等安全審査委員会において、原子炉施設の廃止措置に関し審議する場合は、原則として出席する。</p> <p>(8) この規定の改定及び保安上重要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p> <p>(9) 原子炉の廃止措置計画の改正に参画する。</p> <p>(意見の尊重等)</p> <p>第 14 条 所長は、前条第 1 号に基づく廃止措置施設保安主務者の意見を尊重しなければならない。</p> <p>2 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、前条第 2 号の指示に従わなければならない。</p>
<p>五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育・試験炉規則第 15 条第 2 項第 5 号本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)</u>について、<u>保安教育実施方針が定められていること。</u></p> <p>2) <u>保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</u></p> <p>a) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>b) <u>試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</u></p> <p>c) <u>試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</u></p> <p>d) 放射線管理に関すること。</p> <p>e) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>f) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>【第 1 編 総則】</p> <p>第 6 章 保安教育及び保安訓練 (保安教育実施計画)</p> <p>第 20 条 所長は、原子炉施設の保安活動を行う者に対し、別表第 2 に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を年度毎に作成し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の保安教育実施計画に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した課保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の課保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 課長は、当該年度において別表第 2 の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者に対しては、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 課長は、前項に基づき保安教育の免除をするにあたっては、保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 所長は、当該施設に係る業務に新たに従事する者に対しては、第 2 項に定める教育を終了した後でなければ当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p>g) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>4) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>7 所長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者(以下「緊急作業従事者」という。)として選定を受けようとする者に対して、別表第2の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 保安管理課長及び施設工務課長は、第3項及び前項に基づく教育の実施結果を、所長に報告しなければならない。</p>
<p>六 試験研究用等原子炉施設の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(6) 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第6号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 試験研究用等原子炉の恒久停止に関すること。</p> <p>2) 施設の運転上の遵守事項に関すること。</p>	<p>(該当なし)(核燃料物質が存在しない)</p>
<p>七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</p>	<p>(7) 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第7号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第2節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第9条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項(原子炉設置許可の変更に関する重要事項)</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質マネジメント活動の基本事項</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>(4) その他理事長の諮問事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>4 理事長は、<u>中央安全審査・品質保証委員会の答申</u>を尊重する。</p> <p>(品質保証推進委員会等の設置)</p> <p>第9条の2 センターに品質保証推進委員会を、原子力科学研究所に所長の諮問機関として原子炉施設等安全審査委員会を設置する。</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>3 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、センターの職員等のうちから所長が指名する。</p> <p>(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第 10 条 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項(<u>法第 23 条第 2 項第 9 号に係る事項を除く。)</u>)</p> <p>(2) この規定の改定に関する事項(<u>第 15 条に係る事項を除く。)</u>)</p> <p>(3) 原子炉施設の設計及び工事の<u>計画</u>の認可申請等に関する事項</p> <p>(4) 原子炉施設の運転及び保守に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の廃止措置の認可申請に関する事項</p> <p>(6) 原子炉施設に係る事故原因及び再発防止に関し安全審査を必要とする事項</p> <p>(7) その他所長からの諮問する事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項に掲げる事項について、所長に答申又は意見を具申することができる。</p> <p>3 所長は、前項の答申又は意見を尊重するものとする。</p> <p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>第 11 条 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質マネジメント活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項</p> <p>(2) 不適合管理、是正処置及び未然防止処置に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の修理及び改造計画に関する事項</p> <p>(4) 原子力第 1 船原子炉施設運転手引に関する事項</p> <p>(5) その他品質保証に関する事項及び所長からの諮問事項</p> <p>2 品質保証推進委員会は、前項に掲げる事項について、審議結果を所長に報告又は答申しなければならない。</p> <p>3 所長は、品質保証推進委員会の審議結果を尊重するものとする。</p>
<p>八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>(8)管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第8号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1)管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2)管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3)管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4)管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5)管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域</p> <p>(管理区域)</p> <p>第8条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第3編第29条に示す。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第9条 前条の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 所長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であつて、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 排気設備及び排水設備の保守</p> <p>(2) 放射線測定機器の校正</p> <p>(3) 被ばく低減のための核燃料物質によって汚染された物の一時的な移動</p> <p>(4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があつたとき、又はそのおそれが生じたとき</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p>6) <u>管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</u></p> <p>7) <u>管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</u></p> <p>8) <u>保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</u></p> <p>9) <u>周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</u></p> <p>10) <u>役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</u></p>	<p>3 所長は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。ただし、前項第4号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後速やかに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間</p> <p>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の区別及びその範囲</p> <p>(3) 指定を必要とする理由</p> <p>(4) 当該区域において取り扱う核燃料物質によって汚染された物の種類及び数量</p> <p>(5) 指定する区域の施設工務課長の氏名</p> <p>4 所長は、第2項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、保安管理課長に、線量当量率の測定、表面密度の測定等必要な検査を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>5 所長は、第2項の規定により管理区域を指定したとき、又は第4項の規定により管理区域を解除したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第10条 所長は、第8条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であって、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとするときは、隣接する管理区域と、さく、縄張り等により区画するとともに、管理区域外との出入口を設けること。</p> <p>(2) 前号の出入口及び一時解除をしようとする区域に接する区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 一時的に管理区域を解除する区域</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業に係る課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき一部区域について管理区域を解除するときは、保安管理課長に、線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>3 所長は、第1項の規定により一部区域について管理区域を解除したとき、又は解除の期間が終了したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域に係る保安の措置)</p> <p>第11条 施設工務課長は、第1種管理区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 壁、さく等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画するとともに、別記様式に示す標識を設けること。</p> <p>(2) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、施設工務課長が見学者等として立ち入りを認めた者については、この限りでない。</p> <p>(3) 前号ただし書の規定により見学者等を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等の指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 施設工務課長は、第2種管理区域において、非密封の放射性物質を取り扱わせないこと。</p> <p>第2節 管理区域の出入管理</p> <p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第12条 施設工務課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入りすること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、見学者等であつて、代表者に着用させることをもつて足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣及び保護靴を着用すること。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確認すること。</p> <p>2 区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>(一般物品の持出し管理)</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>第 13 条 施設工務課長は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品（核燃料物質によって汚染された物を除く。以下「一般物品」という。）について、当該物品の表面密度が別表第2に掲げる値を超えているときは、持ち出させてはならない。</p> <p>2 課長は、その所属する職員等（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第3に掲げる値を超えないようにさせなければならない。ただし、汚染を除去することが困難な場合であつて、別表第2に掲げる値を超えていないこと、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが、課長により確認されているときはこの限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に施設工務課長の許可を受けさせなければならない。ただし、当該物品の表面密度が別表第3の値を超えていないことを保安管理課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 施設工務課長は、前項の許可をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>5 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第2に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>第3節 保全区域の管理 （保全区域の管理）</p> <p>第 14 条 第3編第5条に規定する保全区域の管理は、施設工務課長が行う。</p> <p>2 施設工務課長は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により保全区域を他の場所と区分するとともに、鍵の管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 （周辺監視区域の指定）</p> <p>第 15 条 周辺監視区域は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>（周辺監視区域の管理）</p> <p>第 16 条 保安管理課長は、周辺監視区域について、境界にさく等を設けるとともに、別記様式に示す標識を設けなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、周辺監視区域内において、人の居住を禁止しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>3 保安管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し保安上必要な注意を与えなければならない。</p> <p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第 18 条 施設工務課長は、線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第5に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、さく等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、許可を与えた者以外の者の立入制限区域への立入りをさせてはならない。</p> <p>3 施設工務課長は、指定した立入制限区域が第1項の規定に該当しないことを確認したときは、<u>立入制限区域を解除することができる。</u></p> <p>4 施設工務課長は、第1項の規定により立入制限区域を指定したとき、又は第3項の規定により立入制限区域を解除したときは、<u>当該区域に係る関係のある課長等に周知しなければならない。</u></p> <p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬</p> <p>(事業所内運搬に係る措置)</p> <p>第 36 条 課長は核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ)を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。</p> <p>(3) 核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(4) 運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両に積載して運搬する場合は、徐行すること。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>(6) 当該物質の運搬に係る課長が指名する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(7) 事業所内の運搬であることを示す所定の標識を運搬物及びこれを運搬する車両の所定の箇所に取り付けること。</p> <p>(8) 運搬物の表面密度は別表第3に掲げる値を、線量当量率は別表第 11 に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(9) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第 12 に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(事業所外運搬に係る措置)</p> <p>第 37 条 課長は、核燃料物質によって汚染された物を事業所外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長並びに搬出側又は搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度は別表第3及び別表第 14 に、線量当量率は別表第 13 に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第 12 に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和 53 年総理府令第 57 号)第3条から第 17 条まで、及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和 53 年運輸省令第 72 号)第3条から第 19 条までに規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p> <p>【第1編 総則】 第1章 通則 (遵守義務等) 第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守するとともに、保安活動に関する意識向上のための啓発に努めるものとする。なお、センターに所属しない職員等は、青森研究開発センター所長(以下「所長」という。)及び施設管理者が行う保安措置及び放射線管理についての指示に従わなければならない。</p> <p>2 第7条に掲げる各職位は、職員等以外の者で原子炉施設に関する保安活動を行う者に対して、この規定を遵守させなければならない。</p> <p>(放射線管理)</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>第 29 条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 職員等以外の者で管理区域に立ち入る者の出入管理及び被ばく管理については、第2編第2章第2節及び同編第3章の規定を準用する。</p> <p>3 施設工務課長は、職員等以外の見学者等を管理区域に立ち入らせるときは、保安上必要な注意を与えるとともに、放射線業務従事者である職員等を付き添わせなければならない。</p> <p>4 所長は、管理区域内の作業を職員等以外の者に行わせる契約の締結等にあたっては、次の各号に掲げる措置を講じること。</p> <p>(1) この規定その他作業に必要な保安上の注意事項を遵守させること。</p> <p>(2) 管理区域内での作業に従事する者の被ばく管理に必要な資料を提出させること。</p> <p>5 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、前項第1号の遵守事項等を守らせるため必要な監督及び指導を行わなければならない。</p> <p>6 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、あらかじめ第4項第2号に規定する資料を検討し、必要があると認めるときは、放射線管理上の措置を講じなければならない。</p> <p>7 課長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者の被ばく管理を行うために線量の通知票の送付を受けたときは、その者の所属する会社又は団体等を通じて、当該通知票を本人に交付しなければならない。ただし、送付にあたっては、保安管理課長に依頼することができる。</p>
<p>九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>(9) 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第9号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u></p> <p><u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する</u></p>	<p>第11号、第17号において記載</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p>る事項と併せて定められていてもよい。 また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	
<p>十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>(10)線量、線量当量、汚染の除去等 ・試験炉規則第15条第2項第10号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3) 試験炉規則第7条に基づく床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の事業所外への運搬に関する行為(事業所外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)又は(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>【第2編 放射線管理】 第2章 管理区域等の管理 第6節 放射線作業の管理 (放射線作業前の措置)</p> <p>第19条 課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量</p> <p>2 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間等について、施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(放射線作業届)</p> <p>第20条 課長は、放射線作業が別表第6に掲げる基準を超えるおそれがあるときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業届を作成し、施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量</p> <p>2 施設工務課長は、前項の同意をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p>7) <u>法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可において記載された内容を満足するよう、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>8) <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>9) <u>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</u></p>	<p>3 保安管理課長は、放射線作業届に係る作業中において、放射線管理上の監視を必要とするときは、当該作業に立ち会わなければならない。 (放射線作業後の措置)</p> <p>第 21 条 課長は、前条第1項の放射線作業届に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項を施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(1) 補助線量計により測定した放射線業務従事者の線量</p> <p>(2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無</p> <p>(3) 当該作業に係る計画線量を超えた場合は、その内容及び講じた措置</p> <p>(4) 作業前後において線量当量率等に変化があった場合は、作業場所の線量当量率及び表面密度</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止</p> <p>(被ばくの防止)</p> <p>第 23 条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者の線量を、別表第7に掲げる線量限度を超えないように管理しなければならない。</p> <p>(緊急作業時の線量)</p> <p>第 24 条 所長は、緊急作業に従事する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者に限る。)を、その作業による線量が別表第8に掲げる値を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>第2節 線量の測定</p> <p>(外部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第 25 条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が使用した基本線量計を、次の各号に掲げる場合には、保安管理課長に送付しなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の指定を解除したとき。</p> <p>(2) 4月1日を始期とする毎四半期の末日。ただし、その者の所属する課長を経て所長に妊娠を申し出た女子にあっては、出産までの間につき毎月の末日。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>(3) 補助線量計による測定結果が別表第9に掲げる基準を超えたとき。</p> <p>(4) 身体末端部位の測定に使用した個人線量計にあつては、その使用が終了したとき、又は当該作業が連続して行われる場合にあつては、前3号に該当するとき又は使用期限を超えたとき。</p> <p>(5) 緊急作業に従事したとき。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の規定により基本線量計の送付を受けたときは、外部被ばくの測定を行わなければならない。</p> <p>(内部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第 26 条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、第1種管理区域において作業を行う者について、4月1日を始期とする四半期ごと(女子にあつては1月ごと)の内部被ばくに係る実効線量が2ミリシーベルトを超えるおそれのある者を当該四半期までに調査し、その者の当該四半期における内部被ばくに係る線量の測定を保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、その課に所属する放射線業務従事者である女子について、本人の申出等により、妊娠の事実を知ることとなった場合は、毎月その者の内部被ばくに係る調査を行い、その者の当該月における内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>3 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、緊急作業に従事した者について、内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前3項の依頼を受けたときは、その者の内部被ばくの測定を行わなければならない。</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置</p> <p>(線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 43 条 保安管理課長は、第 17 条に規定する測定において、新たに別表第5の立入制限区域若しくは別表第 17 の汚染の除去に該当する値を超える異常を認めたときは、施設工務課長に通報しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>2 課長は、第 21 条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めるときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、前2項の通報を受けたときは、保安管理課長の協力を得て、関係のある課長に原因を調査させ、正常な状態に復帰させるための措置を講じさせるとともに、当該異常が第1編第22条に定める法令報告事象等と判断した場合は、所長に通報しなければならない。</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第5節 作業環境の管理 (線量当量率等の測定)</p> <p>第 17 条 保安管理課長は、管理区域における線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定を行ったときは、線量当量率及び表面密度を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>第4章 環境放射能の管理 (気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第 30 条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値)</p> <p>第 31 条 施設工務課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第 10 に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>(液体廃棄物の排水口への放出の基準)</p> <p>第 32 条 原子炉施設から排水口へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第 33 条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第 31 条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の放出量に基づき、周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第2節 管理区域の出入管理</p> <p>(一般物品の持出し管理)</p> <p>第 13 条 施設工務課長は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品(核燃料物質によって汚染された物を除く。以下「一般物品」という。)について、当該物品の表面密度が別表第2に掲げる値を超えているときは、持ち出させてはならない。</p> <p>2 課長は、その所属する職員等(以下この条において「持出者」という。)が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第3に掲げる値を超えないようにさせなければならない。ただし、汚染を除去することが困難な場合であつて、別表第2に掲げる値を超えていないこと、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが、課長により確認されているときはこの限りでない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に施設工務課長の許可を受けさせなければならない。ただし、当該物品の表面密度が別表第3の値を超えていないことを保安管理課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 施設工務課長は、前項の許可をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>5 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第2に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬 (事業所内運搬に係る措置)</p> <p>第 36 条 課長は核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ)を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。</p> <p>(3) 核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(4) 運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両に積載して運搬する場合は、徐行すること。</p> <p>(6) 当該物質の運搬に係る課長が指名する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(7) 事業所内の運搬であることを示す所定の標識を運搬物及びこれを運搬する車両の所定の箇所に取り付けること。</p> <p>(8) 運搬物の表面密度は別表第3に掲げる値を、線量当量率は別表第 11 に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(9) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第 12 に掲げる値を超えないように措置すること。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>(事業所外運搬に係る措置)</p> <p>第37条 課長は、核燃料物質によって汚染された物を事業所外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長並びに搬出側又は搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度は別表第3及び別表第14に、線量当量率は別表第13に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第12に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条から第17条まで、及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第3条から第19条までに規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理】</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 この編は、原子炉施設の廃止措置計画の「むつ」の解体工事の段階及び原子炉室一括撤去物の保管展示の段階に適用し、原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事の段階に着手する前に変更しなければならない。</p>
<p>十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>(11)放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第11号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1)放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2)放射線測定器の機能維持の方法等については、施設全体での管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理</p> <p>(放射線管理施設の性能の維持)</p> <p>第34条 保安管理課長は、第3編第30条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、第3編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>(放射線測定機器の巡視)</p> <p>第35条 保安管理課長は、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより毎週1回の巡視により前条に定める放射線測定機器を確認しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっては、1月</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>を超えない範囲内で1回、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより巡視によって確認するものとする。</p> <p>第17号における施設管理に関する事項として記載</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第5節 作業環境の管理 (線量当量率等の測定)</p> <p>第17条 保安管理課長は、管理区域における線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>第4章 環境放射能の管理 (気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第30条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第33条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第31条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>3 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の放出量に基づき、周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理】 第5章 放射線管理 (放射線測定機器の警報装置の設定)</p> <p>第 31 条 保安管理課長は、別表第3に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p>
<p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(12)核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い ・試験炉規則第15条第2項第12号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1)事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、<u>臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p>2)<u>新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)</u>に関する<u>ことが定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>(該当なし)(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない)</p>
<p>十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>(13)放射性廃棄物の廃棄 ・試験炉規則第15条第2項第13号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1)放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関</p>	<p>【第2編 放射線管理】 第7章 放射性廃棄物の管理 (放射性廃棄物に係る措置)</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p><u>し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</u></p> <p><u>2)放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p> <p><u>3)放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p><u>4)放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p><u>5)放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p><u>6)平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</u></p> <p><u>7)ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>第 39 条 課長は、原子炉施設において発生した固体廃棄物を放射性廃棄物容器に収納しなければならない。ただし、容器に収納できない場合は、保安管理課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、原子炉施設において発生した液体廃棄物を容器に収納し、又は廃液貯槽に貯留しなければならない。</p> <p>3 課長は、前2項の規定により放射性廃棄物を収納した容器若しくはこれを収納した輸送用のしゃへい容器又は第1項ただし書きの措置を講じた固体廃棄物表面の線量当量率の測定を行うとともに、放射性物質濃度等により別表第 15 に従って区分しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物に係る表示)</p> <p>第 40 条 課長は、前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第 16 に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の保管)</p> <p>第 41 条 課長は、前2条の措置を講じた放射性廃棄物について、第3編第 29 条に規定する管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の廃棄物保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等の区画物で区画しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬に係る措置)</p> <p>第 42 条 課長は、放射性廃棄物を引き渡そうとするときは、施設工務課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、放射性廃棄物を収納した容器又は包装若しくはしゃへい容器の表面密度が別表第3、表面等の線量当量率が、別表第 11 に掲げる値を超えないよう措置しなければならない。ただし、汚染されていないことが明らかなポリエチレン袋等によって包装した放射性廃棄物については、表面密度の測定を省略することができる。</p> <p>3 施設工務課長は、放射性廃棄物を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 第 36 条第1号、第2号及び第7号に掲げる措置を講ずること。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>(2) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第 12 に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>4 施設工務課長は、放射性廃棄物を事業所外で運搬するときは、第 37 条の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>第4章 環境放射能の管理 (周辺監視区域外における線量限度等)</p> <p>第 28 条 周辺監視区域外における実効線量限度は、1年間につき1ミリシーベルト並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量限度は、1年間につき皮膚は 50 ミリシーベルト、眼の水晶体は 15 ミリシーベルトとする。</p> <p>2 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における3月間についての平均濃度は、それぞれ、法令で定める周辺監視区域外の空气中濃度限度及び周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第 30 条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値)</p> <p>第 31 条 施設工務課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第 10 に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の排水口への放出の基準)</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>第 32 条 原子炉施設から排水口へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第 33 条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第 31 条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の放出量に基づき、周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理】</p> <p>第2章 管理</p> <p>第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬</p> <p>(引取りに係る確認)</p> <p>第8条 施設工務課長は、放射性廃棄物の引取りを依頼された場合、所定の手続きが行われていることを放射性廃棄物記録票により確認しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、所定の手続きにより引取りを依頼された放射性廃棄物が安全上支障があると認めるときは、当該放射性廃棄物を引取らないものとする。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第9条 施設工務課長は、第2編第 41 条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物を運搬しようとするときは、第2編第 39 条の措置及び第 40 条の表示を確認しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>い。なお、液体廃棄物にあつては、受皿、吸収材等を用い、漏えいの拡大を防止するための措置を講ずる。</p> <p>2 施設工務課長は、第 15 条第 2 項の液体廃棄物を所定の容器により運搬しなければならない。</p> <p>第 3 節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (処理前の一時保管及び貯蔵)</p> <p>第 10 条 施設工務課長は、処理前の固体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟、機材・排水管理棟及び保管建屋の廃棄物保管場所に一時保管する。</p> <p>2 施設工務課長は、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟の廃液タンクに貯蔵する。ただし、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟分析室において一時的に保管する場合は、容器に受皿、吸収材等を用い、漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>第 4 節 放射性廃棄物の処理 (作業開始前の巡視)</p> <p>第 11 条 施設工務課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第 4 に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(作業中の巡視)</p> <p>第 12 条 施設工務課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに別表第 5 に掲げるところにより<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(作業終了後の巡視)</p> <p>第 13 条 施設工務課長は、処理作業を終えたときは、別表第 6 に掲げるところにより<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(固体廃棄物の処理)</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>第 14 条 施設工務課長は、第 10 条第 1 項の規定により一時保管している固体廃棄物について、圧縮性の固体廃棄物は圧縮処理により処理し、処理済の固体廃棄物をドラム缶、金属容器等の容器に封入しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第 15 条 施設工務課長は、第 10 条第 2 項の規定により貯蔵している液体廃棄物について、液体廃棄物処理設備により処理し、処理した廃液(以下「処理済水」という。)は、処理済水タンクに貯留しなければならない。ただし、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した廃液については、この限りではない。</p> <p>2 処理済水及び前項ただし書きの廃液は、モニタタンクに貯留しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第 2 編第 33 条第 1 項の規定による保安管理課長の同意を得た後、前項の廃液を海水で希釈し、放出しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの表示)</p> <p>第 16 条 施設工務課長は、第 14 条の規定により処理した容器(以下「廃棄物パッケージ」という。)及び包装等の措置を講じたものについて、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッケージ及び包装等の表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 封入月日</p> <p>(2) 管理番号</p> <p>(3) 表面の線量当量率</p> <p>第 5 節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄</p> <p>(固体廃棄物の貯蔵)</p> <p>第 17 条 施設工務課長は、廃棄物パッケージ及び包装等の措置を講じた廃棄物を貯蔵するときは、別表第 7 に定める設備において貯蔵しなければならない。また、原子炉室一括撤去物については、原子炉室保管室に貯蔵する。</p> <p>(廃棄物パッケージからの試料採取及び試料分析)</p> <p>第 17 条の 2 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料を採取し分析するときは、あらかじめ採取・分析計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料の採取及び分析を行うに当たっては、前2項の承認及び同意を受けた計画を遵守して実施しなければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、第1項の作業が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの内容物の取扱い)</p> <p>第17条の3 施設工務課長は、廃棄物パッケージの内容物を取り扱うときは、別図第2に示す<u>廃棄物パッケージ取扱場所</u>で実施しなければならない。</p> <p>(気体廃棄物の廃棄)</p> <p>第18条 施設工務課長は、気体廃棄物を廃棄するときは、気体廃棄物処理設備及び換気設備により処理し、放出しなければならない。</p>
<p>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>(14)非常の場合に講ずべき処置</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第14号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1)緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2)緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3)緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること(事業所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。)が定められていること。</p> <p>4)緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第7章 非常の場合に講ずべき措置</p> <p>第1節 事前の措置</p> <p>(事前の措置)</p> <p>第22条 所長は、非常の場合(火災等社会的影響のありうる事象、第33条に定める事象及び別表第1に定める非常事態に該当する事象(以下「法令報告事象等」という。)が発生した場合)に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>(1) 現地対策本部の体制の確立及び事故対策活動要員の確保</p> <p>(2) 通信連絡機器、防護具、放射線測定機器等事故対策活動用品の整備</p> <p>(3) 機構内及び関係機関への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) センター周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p><u>力事業者防災業務計画によることが定められていること。</u></p> <p>5) <u>緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p> <p>6) <u>次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p>a) <u>緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</u></p> <p>b) <u>緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></p> <p>c) <u>実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>7) <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>8) <u>事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p> <p>9) <u>防災訓練の実施頻度について定められていること。</u></p>	<p>2 所長は、緊急作業従事者を選定する場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定しなければならない。</p> <p>(1) 第 20 条第7項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第 21 条第3項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置 (通報)</p> <p>第 23 条 原子炉施設又はその周辺の区域において、異常を発見した者は、周辺に居る者にこれを周知するとともに、施設工務課長又は保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長又は保安管理課長は、前項の通報を受けたときは、それぞれ保安管理課長又は施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、その拡大を防止するための措置を講ずるとともに、その状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けその状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに、該当事象に関する第一報を、理事長及びあらかじめ定めた関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第 24 条 所長は、前条第3項の通報を受けたときは、直ちに、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長は、所長をもってあてる。</p> <p>3 現地対策本部長は、事故現場防護組織が行う事故原因の除去、拡大防止等の措置について、必要に応じ指示、助言を行うものとする。</p> <p>4 現地対策本部長は、事故・故障等に係る情報を収集し、前条第4項の通報先に適宜通報しなければならない。</p> <p>第3節 非常事態における活動 (非常体制又は警戒体制の設定)</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>第 25 条 所長は、第 23 条第3項の通報を受けた場合において、その状況が別表第1に定める非常事態に該当すると認めるときは非常体制を、非常事態に発展するおそれがあると認めるときは警戒体制を設定しなければならない。</p> <p>2 課長は、第 23 条第1項又は第2項の通報を受けた場合において、非常体制又は警戒体制を設定すべき状況と認め、かつ緊急を要する場合は、前項に係らず、非常体制又は警戒体制を設定することができる。</p> <p>(理事長への通報)</p> <p>第 26 条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制を設定した場合は、理事長に通報しなければならない。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第 27 条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制が設定された場合、人命救助、事故原因の除去、拡大防止、避難誘導等の防護活動を行わなければならない。</p> <p>2 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を確認し、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2) 緊急作業の内容</p> <p>(3) 周辺線量を低くするための措置</p> <p>(4) 必要とする個人線量計及び防護具</p> <p>(5) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>3 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、保安管理課長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した緊急作業計画を作成し、その計画に対して廃止措置施設保安主務者の同意を得たのち所長の承認を得なければならない。ただし、人命の救助等極めて緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2) 緊急作業の内容</p> <p>(3) 緊急作業責任者及び緊急作業従事者の氏名</p> <p>(4) 線量を低くするための措置</p> <p>(5) 必要とする個人線量計及び防護具</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>(6) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>4 緊急作業従事者の所属する課長は、前項ただし書により緊急作業を行った場合は、廃止措置施設保安主務者及び所長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1か月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際に1回、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>(非常体制又は警戒体制の解除及び現地対策本部の解散)</p> <p>第 28 条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制の設定要件が除去されたと判断した場合は、非常体制又は警戒体制を解除するものとする。</p> <p>2 現地対策本部長は、事故・故障等の事象が収束又は安定し、事故原因の究明及び復旧対策等について、通常組織によって対応できると認めるときは、現地対策本部を解散するものとする。</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練</p> <p>(保安教育実施計画)</p> <p>第 20 条 所長は、原子炉施設の保安活動を行う者に対し、別表第2に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を年度毎に作成し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の保安教育実施計画に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した課保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の課保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 課長は、当該年度において別表第2の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者に対しては、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 課長は、前項に基づき保安教育の免除をするにあたっては、保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 所長は、当該施設に係る業務に新たに従事する者に対しては、第2項に定める教育を終了した後でなければ当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>7 所長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者(以下「緊急作業従事者」という。)として選定を受けようとする者に対して、別表第2の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 保安管理課長及び施設工務課長は、第3項及び前項に基づく教育の実施結果を、所長に報告しなければならない。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第 21 条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、毎年度2回以上、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、別表第2の3に定める緊急作業についての訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前2項の保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前2項の保安訓練は、第1項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 施設工務課長は、次の各号に掲げる事項について定めた原子力第1船原子炉施設運転手引を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 施設の設備の運転操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		(原子力災害対策特別措置法対象ではない)
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保安に関する措置に関すること。</p>	<p>(15)設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保安に関する措置 <u>試験炉規則第15条第2項第15号</u> <u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u> 1)許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 a) <u>試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</u> イ <u>火災</u> <u>可燃物管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</u> ロ <u>発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの(以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。)</u> <u>当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</u> b) <u>必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練について</u></p>	<p>【第1編 総則】 第7章 非常の場合に講ずべき措置 第1節 事前の措置 (事前の措置) 第22条 所長は、非常の場合(火災等社会的影響のありうる事象、第33条に定める事象及び別表第1に定める非常事態に該当する事象(以下「法令報告事象等」という。)が発生した場合)に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。 (1) 現地対策本部の体制の確立及び事故対策活動要員の確保 (2) 通信連絡機器、防護具、放射線測定機器等事故対策活動用品の整備 (3) 機構内及び関係機関への通報連絡系統の確立 (4) センター周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備 2 所長は、緊急作業従事者を選定する場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定しなければならない。 (1) 第20条第7項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。 (2) 第21条第3項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。 第2節 通報及び現地対策本部の設置 (通報) 第23条 原子炉施設又はその周辺の区域において、異常を発見した者は、周辺に居る者にこれを周知するとともに、施設工務課長又は保安管理課長に通報しなければならない。 2 施設工務課長又は保安管理課長は、前項の通報を受けたときは、それぞれ保安管理課長又は施設工務課長に通報しなければならない。 3 施設工務課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、その拡大を防止するための措置を講ずるとともに、その状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p>は、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>c) <u>必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>d) <u>その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p>	<p>4 保安管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けその状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに、該当事象に関する第一報を、理事長及びあらかじめ定めた関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第 24 条 所長は、前条第3項の通報を受けたときは、直ちに、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長は、所長をもってあてる。</p> <p>3 現地対策本部長は、事故現場防護組織が行う事故原因の除去、拡大防止等の措置について、必要に応じ指示、助言を行うものとする。</p> <p>4 現地対策本部長は、事故・故障等に係る情報を収集し、前条第4項の通報先に適宜通報しなければならない。</p> <p>第3節 非常事態における活動</p> <p>(非常体制又は警戒体制の設定)</p> <p>第 25 条 所長は、第 23 条第3項の通報を受けた場合において、その状況が別表第1に定める非常事態に該当すると認めるときは非常体制を、非常事態に発展するおそれがあると認めるときは警戒体制を設定しなければならない。</p> <p>2 課長は、第 23 条第1項又は第2項の通報を受けた場合において、非常体制又は警戒体制を設定すべき状況と認め、かつ緊急を要する場合は、前項に係らず、非常体制又は警戒体制を設定することができる。</p> <p>(理事長への通報)</p> <p>第 26 条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制を設定した場合は、理事長に通報しなければならない。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第 27 条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制が設定された場合、人命救助、事故原因の除去、拡大防止、避難誘導等の防護活動を行わなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>2 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を確認し、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2) 緊急作業の内容</p> <p>(3) 周辺線量を低くするための措置</p> <p>(4) 必要とする個人線量計及び防護具</p> <p>(5) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>3 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、保安管理課長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した緊急作業計画を作成し、その計画に対して廃止措置施設保安主務者の同意を得たのち所長の承認を得なければならない。ただし、人命の救助等極めて緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2) 緊急作業の内容</p> <p>(3) 緊急作業責任者及び緊急作業従事者の氏名</p> <p>(4) 線量を低くするための措置</p> <p>(5) 必要とする個人線量計及び防護具</p> <p>(6) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>4 緊急作業従事者の所属する課長は、前項ただし書により緊急作業を行った場合は、廃止措置施設保安主務者及び所長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1か月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際に1回、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>(非常体制又は警戒体制の解除及び現地対策本部の解散)</p> <p>第 28 条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制の設定要件が除去されたと判断した場合は、非常体制又は警戒体制を解除するものとする。</p> <p>2 現地対策本部長は、事故・故障等の事象が収束又は安定し、事故原因の究明及び復旧対策等について、通常組織によって対応できると認めるときは、現地対策本部を解散するものとする。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置 (線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 43 条 保安管理課長は、第 17 条に規定する測定において、新たに別表第5の立入制限区域若しくは別表第 17 の汚染の除去に該当する値を超える異常を認めるときは、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 課長は、第 21 条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めるときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、前2項の通報を受けたときは、保安管理課長の協力を得て、関係のある課長に原因を調査させ、正常な状態に復帰させるための措置を講じさせるとともに、当該異常が第1編第 22 条に定める法令報告事象等と判断した場合は、所長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置 (体内汚染又は皮膚汚染を受けたときの措置)</p> <p>第 44 条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が、体内汚染又は皮膚汚染を受けたとき、又はそのおそれがあると認めるときは、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けたときは、その者の汚染を除去させるとともに、汚染原因の調査を行わせなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けたときは、汚染の状況を調査し、その者の内部被ばく検査の必要があると認めるときは、内部被ばくの検査を行わなければならない。</p> <p>(警戒線量又は線量限度を超えた場合の措置)</p> <p>第 45 条 保安管理課長は、第 25 条第2項、第 26 条第3項及び前条第3項により放射線業務従事者の線量を測定した結果が、別表第 18 に掲げる警戒線量又は別表第7に掲げる線量限度を超えたときは、所長及びその者の所属する課長に通報しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>2 課長は、第1項の通報を受けたときは、本人及び廃止措置施設保安主務者に通報するとともに、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばくの防止の措置を講じなければならない。</p> <p>3 課長は、前項の調査の結果及び被ばくの防止の措置を所長に報告するとともに、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(放射線作業の制限等)</p> <p>第 46 条 所長は、前条第1項により当該放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えた旨の通報を受けたとき、又は線量限度を超えるおそれがあると認めるときは、放射線作業の制限等の措置を講じなければならない。</p> <p>第3節 環境放射能に係る異常の場合の措置 (放出管理目標値を超えた場合等における措置)</p> <p>第 47 条 保安管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第 10 の放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の場合において、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の通報を受けたときは、その原因の調査を行い、その結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けたときは、施設工務課長に対し原子炉施設の運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>5 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置及びその結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置)</p> <p>第 48 条 保安管理課長は、第3編第 26 条第2項に定める当該測定機器の警報が作動したときは、施設工務課長に通報するとともに、気体廃棄物中の放射性物質の放出量を算出しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>2 保安管理課長は、前項の測定結果が第 28 条第2項に定める値を超えるおそれがあると認めるとき、又は第 33 条第2項の測定結果が別表第 10 に定める値を超えるおそれがあると認めるときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、第2項の通報を受けたときは、保安管理課長及び施設工務課長に原因の調査を指示し、放射性物質の濃度等の低減の措置を講じなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、第2項の通報を受けたときは、施設工務課長に対し、原子炉施設運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置の結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>第4節 放射線測定機器の<u>巡視</u>において異常を認めた場合の措置 (放射線測定機器の<u>巡視</u>において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 49 条 保安管理課長は、第 35 条の<u>巡視</u>を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、所長、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、<u>点検</u>実施後1年以内の機器を代替するものとする。</p> <p>第5節 運搬中において異常を認めた場合の措置 (運搬中において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 50 条 核燃料物質によって汚染された物の運搬に従事する者は、運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたときは、当該核燃料物質によって汚染された物を管理する課長、保安管理課長に通報するとともに、関係者以外の者を近づかせないための措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、前項の通報を受けたときは、ただちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行うとともに、事故等の拡大を防止するための措置を講じるとともに、所長に通報しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けた場合において、その状況が第1編別表第1に掲げる非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、同編第25条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理】</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>(警報装置が作動した場合の措置)</p> <p>第 26 条 施設工務課長は、別表第2に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長に通報しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、別表第3に掲げる警報装置が作動したときは、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長並びに施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>(巡視等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 27 条 施設工務課長は、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 25 条及び第 27 条の2に係る巡視等の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、第 27 条の2に係る巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復旧させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置について、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の巡視等の結果、異常を認めたとき並びに前項及び第2編第 49 条の規定により保安管理課長から巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときにおいて、その原因及び状況が原子炉施設の運転に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、所長、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の通報を受けたときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得て原子炉施設の保安に必要な措置を講じるよう指示しなければならない。</p> <p>(地震後の措置)</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>第 27 条の 2 <u>震度4以上の地震が発生したときは、施設工務課長は放射性廃棄物の廃棄施設、その他原子炉の附属施設を、保安管理課長は放射線管理施設を巡視し、異常がないことを確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>施設工務課長は、前項の巡視の結果を保安管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第 28 条 勤務時間外において異常が発生した旨の通報を受けた者は、直ちに現場に赴き、通報連絡系統図により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が原子炉施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の通報を受けたときは、原子炉施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の措置を指示するときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>【第1編 総則】</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第 21 条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、毎年度2回以上、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、<u>別表第2の3</u>に定める緊急作業についての訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前2項の保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前2項の保安訓練は、第1項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>十七 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>(16) <u>試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</u></p> <p>・試験炉規則第15条第2項第16号及び第17号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</u></p> <p>2) <u>試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</u></p> <p>3) <u>事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</u></p> <p>4) <u>特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</u></p> <p>5) <u>当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</u></p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第9章 記録及び報告</p> <p>(記録及び保存)</p> <p>第 30 条 原子炉施設の保安に関する記録は、試験炉規則第6条に基づく別表第3に示すところにより記録し保存しなければならない。</p> <p>2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、第 15 条に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p> <p>(業務報告)</p> <p>第 31 条 施設工務課長は、四半期ごとに、所管する施設について、次の各号に掲げる事項を、所長に報告するとともに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 廃止措置に係る保安の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>(4) 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>(5) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(6) 原子炉施設の保安活動を行う者に対する保安教育の実施状況</p> <p>(一般報告)</p> <p>第 32 条 保安管理課長は、法第 67 条及び試験炉規則第 18 条第1項に定める放射線管理等報告書を作成し、所長の承認を得るとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の報告書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第 33 条 課長は、所管する原子炉施設において、試験炉規則第 16 条の 14 第1項に定める事象が発生した場合には、その旨を所長及び廃止措置施設保安主務者に報告しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>2 所長は、前項に定める報告を受けた場合は、速やかに報告書を作成し、担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> <p>第7章 非常の場合に講ずべき措置</p> <p>第1節 事前の措置 (事前の措置)</p> <p>第 22 条 所長は、非常の場合(火災等社会的影響のありうる事象、第 33 条に定める事象及び別表第1に定める非常事態に該当する事象(以下「法令報告事象等」という。)が発生した場合)に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>(1) 現地対策本部の体制の確立及び事故対策活動要員の確保</p> <p>(2) 通信連絡機器、防護具、放射線測定機器等事故対策活動用品の整備</p> <p>(3) 機構内及び関係機関への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) センター周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p>2 所長は、緊急作業従事者を選定する場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定しなければならない。</p> <p>(1) 第 20 条第7項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第 21 条第3項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置 (通報)</p> <p>第 23 条 原子炉施設又はその周辺の区域において、異常を発見した者は、周辺に居る者にこれを周知するとともに、施設工務課長又は保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長又は保安管理課長は、前項の通報を受けたときは、それぞれ保安管理課長又は施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、その拡大を防止するための措置を講ずるとともに、その状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>4 保安管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けその状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに、該当事象に関する第一報を、理事長及びあらかじめ定めた関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第 24 条 所長は、前条第3項の通報を受けたときは、直ちに、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長は、所長をもってあてる。</p> <p>3 現地対策本部長は、事故現場防護組織が行う事故原因の除去、拡大防止等の措置について、必要に応じ指示、助言を行うものとする。</p> <p>4 現地対策本部長は、事故・故障等に係る情報を収集し、前条第4項の通報先に適宜通報しなければならない。</p> <p>第3節 非常事態における活動</p> <p>(非常体制又は警戒体制の設定)</p> <p>第 25 条 所長は、第 23 条第3項の通報を受けた場合において、その状況が別表第1に定める非常事態に該当すると認めるときは非常体制を、非常事態に発展するおそれがあると認めるときは警戒体制を設定しなければならない。</p> <p>2 課長は、第 23 条第1項又は第2項の通報を受けた場合において、非常体制又は警戒体制を設定すべき状況と認め、かつ緊急を要する場合は、前項に係らず、非常体制又は警戒体制を設定することができる。</p> <p>(理事長への通報)</p> <p>第 26 条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制を設定した場合は、理事長に通報しなければならない。</p>
<p>十八 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</p>	<p>(17)試験研究用等原子炉施設の施設管理 ・試験炉規則第15条第2項第18号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(基本方針)</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p>1) <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。)</u>。</p> <p>2) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u> <u>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</u></p>	<p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、原子炉施設の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>2 法第 35 条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(以下「試験炉規則」という。)第9条第1項第1号から第4号の定めに従って、試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)、施設管理の目標(以下「施設管理目標」)及び施設管理の実施計画(以下「施設管理実施計画」という。)を定め、保全活動を実施する。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理】 第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第 19 条 施設工務課長及び保安管理課長は、原子力第1船原子炉施設について、第1編第1条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 施設工務課長は、前項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p> <p>第 19 条の2 施設工務課長及び保安管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の定量的な施設管理目標をとりまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>4 <u>施設工務課長は、第2項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第20条 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>ロ <u>原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>ハ <u>原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p>ニ <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p>ホ <u>原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>ヘ <u>原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>ト <u>への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p>チ <u>原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>ロ <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>施設工務課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 <u>所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>5 <u>施設工務課長は、第2項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(<u>保全活動の実施</u>)</p> <p><u>第 20 条の2 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p>(<u>保全活動の有効性評価及び改善</u>)</p> <p><u>第 20 条の3 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>(<u>定期事業者検査</u>)</p> <p><u>第 21 条 検査委員会は、定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>ニ <u>定量的な施設管理目標(第 19 条の2規定により策定した場合に限る。)</u></p> <p>(2) <u>定期事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>2 施設工務課長及び保安管理課長は、検査委員会の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 検査委員会は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を得なければならない。</p> <p>4 検査委員会は、第1項の同意及び第3項の確認を得たときは、施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第 22 条 施設工務課長は本体施設等について、保安管理課長は放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造(改造には、新造その他工事を伴わない設計・評価のみの事項を含む。ただし、従前に新造したものと同等の場合は、この限りでない。以下同じ。)を行うことができる。</p> <p>2 施設工務課長及び保安管理課長は、前項の修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法 28 条第1項の使用前事業者検査又は法 43 条の3の2第3項に定める廃止措置計画の変更認可申請を伴う場合は、次の各号を明らかにした修理及び改造計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4 施設工務課長及び保安管理課長は、第2項の承認を受けたときは、互いに通知しなければならない。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第 23 条 検査委員会は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p><u>定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、検査委員会の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>検査委員会は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>検査委員会は、第1項の同意及び第3項の確認を得たときは、施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、前項の通知を受けたときは、互いに通知しなければならない。</u></p> <p>(保守結果等の報告等)</p> <p>第 24 条 <u>施設工務課長及び保安管理課長は、第 21 条の定期事業者検査が終了したとき、第 22 条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</u></p> <p>(巡視)</p> <p>第 25 条 <u>施設工務課長は、所管する設備・機器について別表第8に掲げるところにより巡視しなければならない。</u></p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (放射線管理施設の性能の維持)</p> <p>第 34 条 保安管理課長は、第3編第 30 条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、<u>第3編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</u></p> <p>(放射線測定機器の巡視)</p> <p>第 35 条 保安管理課長は、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより毎週1回の巡視により前条に定める放射線測定機器を確認しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより巡視によって確認するものとする。</u></p>
<p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>(18)保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有 ・試験炉規則第15条第2項第19号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>第 15 条</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(6) 所長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法をセンターの調達に関する管理要領に定める。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視測定</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
		<p><u>の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</u></p> <p><u>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p>① <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1 参照)</u></p> <p>② <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3 及び 8.2.4 参照)</u></p> <p>③ <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3 及び 8.2.4 参照)</u></p> <p>④ <u>供給者の能力(7.4 参照)</u></p> <p><u>8.5.3 未然防止処置</u></p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u></p> <p>① <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p>② <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>③ <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>④ <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)</u></p>
<p>二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p><u>(19)不適合発生時の情報の公開</u> <u>・試験炉規則第15条第2項第20号</u> <u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p>	<p><u>【第1編 総則】</u> <u>第3章 品質マネジメント計画</u> <u>第15条</u></p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p>1) <u>試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</u></p> <p>2) <u>情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</u></p>	<p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長又は所長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>① <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>② <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>③ <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>④ <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</u></p> <p>(5) <u>所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p>
<p>二十一 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p><u>(20)廃止措置の管理</u> <u>・試験炉規則第15条第2項第21号</u></p>	<p>【第3編 原子炉施設の管理】 第1章 通則</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p><u>廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</u></p>	<p><u>第 1 条 この編は、原子炉施設の廃止措置計画の「むつ」の解体工事の段階及び原子炉室一括撤去物の保管展示の段階に適用し、原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事の段階に着手する前に変更しなければならない。</u></p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 施設工務課長は、次の各号に掲げる事項について定めた原子力第1船原子炉施設運転手引を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 施設の設備の運転操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、第1編第9条の2第1項に定める品質保証推進委員会の審議を経て廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(年間業務計画)</p> <p>第4条 施設工務課長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした原子炉施設の年間業務計画を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) <u>定期事業者検査</u>の予定期間</p> <p>(3) 第 22 条に定める修理及び改造を行う施設名並びに予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p>
<p>二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関する必要な事項</p>	<p>(21)その他必要な事項</p> <p>・試験炉規則第15条第2項第22号前各項に加えて、<u>以下の内容を定めていること。</u></p>	<p>【第1編 総則】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(目的)</p>

試験炉規則)	保安規定審査基準	保安規定改定案
	<p>1) 日常の<u>QMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>2) <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 37 条第 1 項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、原子力第 1 船原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安に関する基本的事項を定め、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)青森研究開発センター(以下「センター」という。)における核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図ることを目的とする。</p>

保安規定の認可の審査に関する考え方と保安規定改正案の対比表
(もんじゅ)

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
<p>第八十七条 第三項 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>		
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(研開炉規則第87条第三項第一号)</p> <p>① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。</p> <p>② 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2 理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を品質方針として定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。</p> <p>3 第5条の職務に従事する者は、前項に定める活動方針に基づき、第3条に定める品質マネジメント計画に従い、関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第3条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>4.品質マネジメントシステム (略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、別図3-3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル(一次文書) 本品質マネジメント計画 新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した別表3-1に示す基本要領及び実施要領(二次文書)</p> <p>(4) 本品質マネジメント計画のプロセスを記述した、(2)及び(3)に示す、一次文書及び二次文書以外の文書(三次文書)</p> <p>(5) 記録:(3)から(4)の文書が要求する記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書」を策定する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。)</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p>d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。 g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、<u>監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長を、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) 管理責任者は、<u>与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、<u>安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u> d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、<u>5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u> b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u> c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u> d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u> e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、<u>前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u> b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u> c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u> d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u> e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) 管理者は、<u>品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</u></p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</p>	<p>2 品質マネジメントシステム(研開炉規則第87条第3項第2号)</p> <p>① 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)又は法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第3条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1.目的《記載省略》</p> <p>2.適用範囲《記載省略》</p> <p>3.定義《記載省略》</p> <p>4.品質マネジメントシステム《記載省略》</p> <p>4.1 一般要求事項《記載省略》</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項《記載省略》</p> <p>4.2.1 一般《記載省略》</p> <p>4.2.2 品質マニュアル《記載省略》</p> <p>4.2.3 文書管理《記載省略》</p> <p>4.2.4 記録の管理《記載省略》</p> <p>5.経営者等の責任《記載省略》</p> <p>5.1 経営者の関与《記載省略》</p> <p>5.2 原子力の安全の重視《記載省略》</p> <p>5.3 品質方針《記載省略》</p> <p>5.4 計画《記載省略》</p> <p>5.4.1 品質目標《記載省略》</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画《記載省略》</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション《記載省略》</p> <p>5.5.1 責任及び権限《記載省略》</p> <p>5.5.2 管理責任者《記載省略》</p> <p>5.5.3 管理者《記載省略》</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション《記載省略》</p> <p>5.6 マネジメントレビュー《記載省略》</p> <p>5.6.1 一般《記載省略》</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット《記載省略》</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット《記載省略》</p> <p>6.資源の運用管理《記載省略》</p> <p>6.1 資源の確保《記載省略》</p> <p>6.2 人的資源《記載省略》</p> <p>6.2.1 一般《記載省略》</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識《記載省略》</p> <p>6.3 インフラストラクチャ《記載省略》</p> <p>6.4 作業環境《記載省略》</p> <p>7.業務の計画及び実施《記載省略》</p> <p>7.1 業務の計画《記載省略》</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス《記載省略》</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化《記載省略》</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー《記載省略》</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション《記載省略》</p> <p>7.3 設計・開発《記載省略》</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画《記載省略》</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット《記載省略》</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット《記載省略》</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー《記載省略》</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証《記載省略》</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認《記載省略》</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理《記載省略》</p> <p>7.4 調達《記載省略》</p> <p>7.4.1 調達プロセス《記載省略》</p> <p>7.4.2 調達要求事項《記載省略》</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証《記載省略》</p> <p>7.5 業務の実施《記載省略》</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>② 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、<u>要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</u></p>	<p>7.5.1 個別業務の管理《記載省略》 7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認《記載省略》 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ《記載省略》 7.5.4 組織外の所有物《記載省略》 7.5.5 調達製品の保存《記載省略》 7.6 監視機器及び測定機器の管理《記載省略》 8.評価及び改善《記載省略》 8.1 一般《記載省略》 8.2 監視及び測定《記載省略》 8.2.1 組織の外部の者の意見《記載省略》 8.2.2 内部監査《記載省略》 8.2.3 プロセスの監視及び測定《記載省略》 8.2.4 検査及び試験《記載省略》 8.3 不適合管理《記載省略》 8.4 データの分析及び評価《記載省略》 8.5 改善《記載省略》 8.5.1 継続的改善《記載省略》 8.5.2 是正処置等《記載省略》 8.5.3 未然防止処置《記載省略》</p> <p>(品質マネジメントシステム) 第3条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、<u>設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u> (略) 4.品質マネジメントシステム (略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、別図3-3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル(一次文書) 品質マネジメント計画 新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書 (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した別表3-1に示す基本要領及び実施要領(二次文書) (4) 本品質マネジメント計画のプロセスを記述した、(2)及び(3)に示す、一次文書及び二次文書以外の文書(三次文書) (5) 記録:(3)から(4)の文書が要求する記録</p> <p>(施設運用管理業務) 第15条の2 当直長は、廃止措置の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、施設運用管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 当直長は、原子炉施設の施設運用管理に関する次の業務を実施する。 a. 施設運用操作に係る事項を定め運用する。 b. 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。 c. 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。 (2) 当直長は、中央制御室における監視、第16条の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、設備故障があれば関係課長に通知する。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p>(3) <u>当直長は、関係課長の依頼に基づき、第1号a.による施設運用操作を実施する。また、関係課長は、当直長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</u></p> <p>(手順の作成) 第17条 施設管理課長は、次の各号に掲げる当直長が実施する原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を作成する。 (1) 巡視点検手順書 (2) 異常時運転手順書 (3) 故障時運転手順書 (4) 警報処置手順書 (5) 設備別運転手順書 (6) 定期試験手順書 (7) 定例試験手順書</p> <p>2 施設管理課長は、前項で定める原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を制定・改定・廃止する場合、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>
<p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p>3 廃止措置に係るQMS(研開炉規則第87条第3項第3号) ○ 2に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p><u>上記による</u></p>
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p>	<p>4 廃止措置を行う者の職務及び組織(研開炉規則第87条第3項第4号)※ ※ 5に掲げる事項(発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等)を除く。 ① <u>本店(本部)及び事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。 (略) (職務) 第5条 本部及び敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。 (1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。 (2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。 (3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。 (4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を行うとともに、本部(監査プロセスを除く。)における第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。 (5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。 (6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理するとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける第3条5.5.2に定める業務を行う。 (7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号までの業務を統括する。 (8) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナトリウム処理・処分を含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。 (9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。<u>また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</u> (10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。 (11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。 (12) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>② 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>長の代理業務を行う。</p> <p>(13) 各室部課長(廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。)は、職務の遂行に当たって、各室部課員(廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部長及び調達課員をいう。以下同じ。)を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(14) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(2) 副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める範囲で所長の代理業務を行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、第6号から第12号までの業務を統括する。</p> <p>(4) 安全・品質保証部長は、第13号から第15号までの業務を統括する。</p> <p>(5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</p> <p>(6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ、保守の計画及び管理(安全管理課の所管業務を除く。)、保全計画の管理、保安教育に関する業務を行う。</p> <p>(7) 機械保全課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務(安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(8) 電気保全課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務(安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。</p> <p>(10) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、放射性廃棄物管理(燃料環境課の所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(12) 当直長は、施設管理課長の下で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(13) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(14) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理、化学管理、炉心管理及び燃料管理(燃料環境課長及び施設保安課長の所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>(15) 施設保安課長は、燃料の輸送、危機管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 第6号から第11号及び第13号から第16号に規定する職位(以下「各課長」という。)は、それぞれ各号に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) 所長、各部長(廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。)及び各課長が不在の場合、その職務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この保安規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による所員及びもんじゅに勤務する所員以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。なお、所員とはもんじゅに勤務する国立研究開発法人日本原子力研究開</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		発機構(以下「機構」という。)の役員、職員(技術開発協力員等を含む。)、常勤職員、嘱託及び派遣労働者をいう。
<p>五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること(燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。)</p>	<p>5 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け(研開炉規則第87条第3項第5号)</p> <p>① 発電用原子炉主任技術者の選任及び配置に関すること。 発電用原子炉主任技術者を選任すること及びその組織上の位置付けについて定められていること。特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、もんじゅの保安組織から独立していることが当然に求められるものではない。</p> <p>② 発電用原子炉主任技術者の職務について、次に掲げる事項が明記されていること。 I 機構の理事長又はもんじゅの所長に対し意見具申等を行うこと。 II 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 III 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 IV 各種要領書等の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 V 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 VI 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 VII 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 発電用原子炉主任技術者の意見等の尊重について、次の事項が定められていること。 I 機構の理事長その他の経営責任者が、発電用原子炉主任技術者の意見具申等を尊重すること。 II もんじゅの廃止措置に従事する者は、発電用原子炉主任技術者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>④ 発電用原子炉主任技術者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が他の職務を兼任するときは、他の職務によって発電用原子炉主任技術者を補佐する業務が影響を受けないように指揮命令系統が明確にされていること。</p> <p>⑤ 燃料体が炉心等から取り出されている場合は、研開炉規則第87条第3項第5号に掲げる事項の記載を要しない。また、廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の運転を停止する恒久的な措置を講じた場合は、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではなく、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。 (略) (原子炉主任技術者の選任) 第9条 理事長は、原子炉主任技術者及び代行者を原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次のいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験を有する者のうちから選任する。 (1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務 2 原子炉主任技術者及び代行者の職位は、管理職以上とする。 3 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び前項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務) 第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合には、理事長、敦賀廃止措置実証部門長又は所長へ意見具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合には、原子炉施設の廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。 (3) 別表10-1に定める事項の確認において、精査し、必要な指導・助言を行う。 (4) 別表10-2に定める関係課長からの報告内容等を確認する。 (5) 別表10-3に定める記録の記載内容を確認する。 (6) 第119条の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。 (7) その他原子炉施設の廃止措置に関して、保安の監督に必要な職務を行う。 2 理事長、敦賀廃止措置実証部門長又は所長は、原子炉主任技術者が原子炉施設の廃止措置に関し保安のためにする意見具申を尊重する。 3 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、原子炉主任技術者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。</p> <p>対象なし(もんじゅにおいて補佐に関する運用無し)</p> <p>対象なし(もんじゅにおいて炉心等に燃料体あり)</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>技術者の選任を要しないことから、研開炉規則第87条第3項第5号に掲げる事項の記載は要しない。</p> <p>⑥ 保安規定に発電用原子炉主任技術者について規定していない場合には、保安規定に、次のとおり、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。</p> <p>I 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、機構の理事長の下で、組織の長以上の職位の者が、一定の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、機構の理事長その他の経営責任者に対し、意見具申できる立場に配置することが定められていること。</p> <p>廃止措置主任者に求められる資格は、次のとおりである。</p> <p>i もんじゅの構内に核燃料物質が存在する場合 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状又は法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</p> <p>ii もんじゅの構内に核燃料物質が存在しない場合 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状、法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状又は放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</p> <p>II 廃止措置主任者の職務に関すること ここで、職務については、②に掲げる事項が明記されていること。</p> <p>III 廃止措置主任者の意見等の尊重については、③に掲げる事項が定められていること。</p> <p>IV 廃止措置主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が他の職務を兼任するときは、他の職務によって廃止措置主任者を補佐する業務に影響を受けないように指揮命令系統が明確にされていること。</p> <p>V 廃止措置主任者の代行者を選任する場合は、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「I 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の<u>手続と</u>されていること。</p>	<p>対象なし(もんじゅにおいて発電用原子炉主任者を規定)</p>
<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>⑥ 廃止措置を行う者に対する保安教育(研開炉規則第87条第3項第6号)</p> <p>① <u>もんじゅの運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)</u>について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>② 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>③ 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>④ 次に掲げる事項について定められ、その見直しの頻度等についても定められていること。</p> <p>I 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第116条 計画管理課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を別表116-1、別表116-2及び別表116-3の実施方針に基づいて定め、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 計画管理課長、安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境課長は、項目、実施日、受講者氏名、教育時間を記載した実施結果を四半期毎及び年度毎に計画管理課長に通知する。ただし、計画管理課長、安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境課長は、次のいずれかに該当すると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(1) 他の原子力発電所において同等の保安教育を受けた者</p> <p>(2) 他の事業所において同等の保安教育を受けた者</p> <p>(3) 所長により別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者</p> <p>3 計画管理課長は前項の報告内容を四半期毎及び年度毎に取りまとめ、所長、原子炉主任技術者及び廃止措置部長に報告する。</p> <p>4 計画管理課長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>II 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。 III 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。 IV 放射線管理に関すること。 V 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 VI 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>⑤ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>5 計画管理課長、安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境課長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに、計画管理課長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>(協力会社従業員への保安教育) 第117条 各課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社に行わせる場合は、当該協力会社従業員のもんじゅ入所時に安全上必要な教育が別表117の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。また、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p> <p>2 安全管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行うに当たっては、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が別表117の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。また、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p> <p>3 安全管理課長及び燃料環境課長は、原子炉施設に関する作業のうち燃料取扱作業に関する業務、施設管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち放射性廃棄物処理設備に関する業務を協力会社に行わせる場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>(1) 当該業務に従事する従業員に対し、別表116-1、別表116-2及び別表116-3の実施方針に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 前号の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長、原子炉主任技術者及び所管部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められた者については、同等の教育を受けた者として取扱うことができる。</p>
<p>七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>7 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置(研開炉規則第87条第3項第7号)</p> <p>○もんじゅを恒久的に運転停止するために講ずべき措置について定められていること。具体的には</p> <p>I 炉心に核燃料物質を装荷しないこと。 II 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを運転及び起動に切り替えできないこと。 等が明確になっていること。</p>	<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第14条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置として、当直長は、毎日1回、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 「原子炉のモードスイッチを「運転」又は「起動」に切り替えできない状態」が継続していること (2) 「制御棒と制御棒駆動軸が切り離されている状態」が継続していること</p> <p>(炉心構成要素等取替作業) 第71条 廃止措置部長は、炉心構成要素等取替作業*1を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。 (略) *1:燃料を原子炉に装荷しないこと及び原子炉内の配置替えを行わないこと。</p>
<p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p>8 発電用原子炉施設の運転に関する安全審査(研開炉規則第87条第3項第8号)</p> <p>○発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及びもんじゅの保安の運営に関する重要事項を審議する委員会等の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等) 第7条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する以下の基本的な重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転及び廃止措置に伴う安全に関する基本事項 ① 原子炉設置許可の変更に関する重要事項 ② 廃止措置計画の変更に関する重要事項 (2) 事故又は非常事態の重大事項(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「研究開発段階炉規則」という。)第129条に定める事象) (3) 品質保証活動の基本事項 (4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。 4 中央安全審査・品質保証委員会委員長は、審議結果を理事長に答申する。 5 理事長は審議結果を尊重する。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p>* 1:原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画をいう。以下同じ。</p> <p>(敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等) 第7条の2 敦賀廃止措置実証部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を置く。 2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめ敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。 (1) 施設の設置、運転、廃止措置等に関する基本事項 ① 原子炉設置許可の変更に関する事項 ② 保安規定の変更に関する事項 ③ 廃止措置計画の変更に関する事項 (2) 事故又は非常事態に関する重大事項(研究開発段階炉規則第129条に定める事象) (3) 品質保証活動の基本事項 (4) 保安規定別表3-1に示す敦賀廃止措置実証本部の所管文書の制定、改定及び廃止 (5) その他、敦賀廃止措置実証部門長が必要と認めた事項 3 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証部門長を委員長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。 4 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証本部長、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長、所長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>(もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等) 第8条 もんじゅにもんじゅ安全・品質保証推進会議を置く。 2 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめもんじゅ安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。 (1) 原子炉施設の保安に関し、第7条第2項第2号及び第7条の2第2項第2号で定める中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項 (2) 原子炉施設の保安に関し、もんじゅ安全・品質保証推進会議において審議を必要とする以下の事項 ① 保安規定の変更 ② 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更に関する事項 ③ 廃止措置計画の変更 ④ 廃止措置管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止 ⑤ 燃料管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止 ⑥ 放射性廃棄物管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止 ⑦ 放射線管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止 ⑧ 施設管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止 ⑨ 非常時の措置に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止 ⑩ 改造の実施に関する事項 ⑪ 保安教育の年間計画の策定に関する事項 ⑫ 保全計画の策定及び見直しに関する事項 (3) その他、所長が必要と認めた事項 3 もんじゅ安全・品質保証推進会議の委員長は所長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。 4 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、発電用原子炉主任技術者(以下「原子炉主任技術者」という。)、各部長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p>
<p>九 管理区域、周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等(研開炉規則第87条第3項第9号) ① 管理区域を明示し、管理区域を他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域の設定) 第81条 管理区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。 2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。 3 安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。設定又は解除に当たって、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できるこ</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>② 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>③ 管理区域のうち特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の人が触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>④ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>⑤ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>⑥ 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</p>	<p>とを確認する。なお、元の区域に戻す際にも、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、前項に基づき緊急に管理区域を設定した場合は、設定後、目的、期間及び場所を明らかにし、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。なお、元の区域に戻す際にも、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>6 安全管理課長は、第3項から第5項に基づき、管理区域の設定又は解除を行った場合及びそれらを元の区域に戻した場合には、その旨を安全・品質保証部長に報告する。安全・品質保証部長は、廃止措置部長に通知する。</p> <p>7 施設保全課長及び安全管理課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(管理区域内における区域区分) 第82条 安全管理課長は、管理区域を必要に応じ次のとおり区分する。 (1) 放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)及び空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。) (2) 表面密度又は空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域。</p> <p>(管理区域内における特別措置) 第83条 安全管理課長は、管理区域のうち次の区域について、標識を設けるほか、必要に応じて柵、施設等により他の場所と区別する。 (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルトを超える区域。 (2) 空気中の放射性物質濃度若しくは床、壁その他、人の触れるおそれのある物の表面密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍を超える区域又は超えるおそれのある区域。</p> <p>2 各課長は、前項の区域に立ち入る場合には、作業による線量及び作業環境に応じた作業方法を立案し、安全管理課長の承認を得る。</p> <p>(管理区域への出入管理) 第84条 安全管理課長は、次の管理区域に立ち入る者の区分に応じた立入許可に係る事項を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。 (1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者。 (2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者。 2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域内に立ち入る者に対して許可を与える。 3 安全管理課長は、前項にて許可されていない者を管理区域内に立ち入らせない措置を講じる。 4 安全管理課長は、出入管理室において、人の出入等を監視する。 5 施設保安課長及び安全管理課長は、前項に示す出入口以外の出入口には、施設等により人がみだりに立入りできない措置を講じる。 6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び「汚染のおそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。 7 随行者は、一時立入者に対して、管理区域に立ち入る前に保安上必要な注意を与える。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項) 第85条 安全管理課長は、管理区域に出入する者に、以下の事項について遵守させる措置を講じる。 (1) 指定出入口を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合には、この限りでない。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>保安規定改定案</p> <p>(2) 所定の立入許可証と個人線量測定器を着用すること。 (3) 指定された保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に出入りする者又は安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。 (4) 管理区域より退出する場合には、身体及び身体に着用している物の表面密度を検査すること。ただし、「汚染のおそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。 (5) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止すること。</p> <p>(新燃料の運搬) 第68条 燃料環境課長は、新燃料を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</u> (1) 法令に適合する新燃料輸送容器を使用すること。 (2) 新燃料移送機を使用すること。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 2 安全管理課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</u> (1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</u> (4) 車両を徐行させること。 (5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u> (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (7) <u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。</u> 3 施設保安課長は、<u>新燃料を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</u> 4 施設保安課長は、新燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(新燃料の貯蔵) 第70条 安全管理課長及び燃料環境課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。ただし、新燃料を炉外燃料貯蔵槽及び燃料池へ貯蔵する場合は第72条によるものとする。 (1) 燃料環境課長は、新燃料貯蔵室に貯蔵すること。 (2) 安全管理課長は、新燃料貯蔵室の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。 (3) 燃料環境課長は、新燃料移送機を使用すること。 (4) 安全管理課長は、新燃料貯蔵室において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 2 燃料環境課長は、前項の貯蔵を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。 3 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、新燃料貯蔵室の燃料配置を記録する。</p> <p>(使用済燃料の運搬) 第74条 燃料環境課長は、使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、使用済燃料輸送容器に収納する。</u> (1) 法令に適合する使用済燃料輸送容器を使用すること。 (2) 燃料移送機、又は燃料出入設備を使用すること。 (3) 使用済燃料収納前に燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 2 安全管理課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</u> (1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) <u>運搬経路に標識の設置、見張人の配置等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</u></p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>⑧ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>⑨ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>⑩ 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させるための措置が定められていること。</p>	<p>(4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、<u>相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u> (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。</p> <p>3 施設保安課長は、使用済燃料を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</u></p> <p>4 施設保安課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬した場合は、使用済燃料の種類別払出量を記録する。</p> <p>96条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合、同物品の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 ただし、「汚染のおそれのない管理区域」から管理区域外へ持ち出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>3 各課長は、管理区域外へ核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮蔽等の措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、<u>管理区域外に核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、第75条第7項を準用する。</u></p> <p>5 安全管理課長は、核燃料物質等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 各課長は、核燃料物質によって汚染されたものを周辺監視区域内で運搬する場合には、法令に定める運搬に関する事項を遵守する。</p> <p>(保全区域) 第86条 保全区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。 2 施設保安課長は、保全区域を標識等により区別する。 3 施設保安課長は、保全区域への立入制限等の措置を講じる。 4 施設保安課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(周辺監視区域) 第87条 周辺監視区域は、別図87に掲げる区域とする。 2 施設保安課長は、前項の周辺監視区域境界に、柵を設け、又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。ただし、自然条件により当該区域に立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。 3 施設保安課長は、前項の柵及び標識について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(協力会社の放射線防護) 第100条 安全管理課長は、管理区域内の作業を協力会社(原子炉施設に関する作業を行う機構以外の会社をいう。)が行うに当たっては、以下の放射線防護の必要事項を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。 (1) 管理区域出入者の遵守事項 (2) 放射線業務従事者の指定等 (3) 線量の評価 (4) 線量の管理目標値 (5) 管理区域内での作業 (6) 床、壁等の除染</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p>2 各課長は、管理区域内で所管作業を行う協力会社に対して、前項に定めた必要事項を遵守させるための措置を講じる。</p>
<p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>10 排気監視設備及び排水監視設備(研開炉規則第87 条第3項第10号)</p> <p><u>○放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u></p> <p><u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の18 における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の12 における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第76条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が別表76-1に掲げる放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(3) 復水器冷却水放水路排水中のトリチウム放出量が別表76-2に掲げるトリチウムの放出管理の目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項の管理のため別表76-3に掲げる項目について測定を行い、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第77条 施設管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理のもと、排気筒より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1)放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2)放射性物質(希ガス)の放出量が別表77-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項の管理のため別表77-2に定める項目について測定を行い、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第78条 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。</p> <p>2 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器のうち、排水モニタ及び排気筒モニタの点検・校正結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>3 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器について同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品の補充を行う。</p> <p>(放出管理目標値を超えた場合の措置)</p> <p>第79条 安全管理課長は、放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物中の放射性物質の放出量が、別表76-1及び77-1に掲げる放出管理目標値並びに別表76-2に掲げる放出管理の目標値のいずれかを超えた場合には、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針(平成13年3月29日原子力安全委員会)」を参考にして周辺公衆の線量を評価し、その結果を所長、原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告を受けた場合には、周辺公衆の線量が法令に定める周辺監視区域外の線量限度を下回るよう放射性物質の放出方法の改善、設備の改善等に努める。</p>
<p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>11 線量、線量当量、汚染の除去等(研開炉規則第87 条第3項第11号)</p> <p>① 放射線業務従事者の受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p>(線量の評価)</p> <p>第89条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を別表89に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長及び各部長に報告する。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>② <u>国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p> <p>③ <u>管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</u></p>	<p>(線量の管理目標値) 第90条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者に係る管理目標値を定め、安全・品質保証部長に報告し、各課長に通知する。 2 各課長は、前項の管理目標値を超えないよう努める。 3 各課長は、第1項の管理目標値を超えるおそれのある場合は、必要に応じ、作業方法の改善、設備の改善、作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講じる。</p> <p>(基本方針) 第80条の2 原子炉施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等(所員及びもんにゅに勤務する所員以外の者)の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(線量の評価) 第89条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を別表89に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 3 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長及び各部長に報告する。</p> <p>(新燃料の運搬) 第68条 燃料環境課長は、新燃料を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</u> (1) 法令に適合する新燃料輸送容器を使用すること。 (2) 新燃料移送機を使用すること。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 2 安全管理課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</u> (1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</u> (4) 車両を徐行させること。 (5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u> (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。 3 施設保安課長は、<u>新燃料を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</u> 4 施設保安課長は、新燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(使用済燃料の運搬) 第74条 燃料環境課長は、使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、使用済燃料輸送容器に収納する。</u> (1)法令に適合する使用済燃料輸送容器を使用すること。 (2)燃料移送機、又は燃料出入設備を使用すること。 (3)使用済燃料収納前に燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 2 安全管理課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</u> (1)容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。 (2)法令に定める危険物と混載しないこと。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>④ 研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>⑤ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>⑥ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21 原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分</p>	<p>(3)運搬経路に標識の設置、見張人の配置等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(4)車両を徐行させること。</p> <p>(5)核燃料物質の取扱いに関し、<u>相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(6)容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(7)容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。</p> <p>3 施設保安課長は、使用済燃料を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</u></p> <p>4 施設保安課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬した場合は、使用済燃料の種類別払出量を記録する。</p> <p>(管理区域外への移動)</p> <p>第96条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合、同物品の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 ただし、「汚染のおそれのない管理区域」から管理区域外へ持ち出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>3 各課長は、管理区域外へ核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮蔽等の措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、<u>管理区域外に核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、第75条第7項を準用する。</u></p> <p>5 安全管理課長は、核燃料物質等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 各課長は、核燃料物質によって汚染されたものを周辺監視区域内で運搬する場合には、法令に定める運搬に関する事項を遵守する。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第92条 各課長は、管理区域に関する法令に定める表面密度を超えるような予期しない汚染を床、壁、身体等に発生させた場合又は発見した場合は、安全管理課長に連絡するとともに、区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2 前項の場合、汚染箇所に係わる作業を所管する課長は、汚染状況について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の作業を所管する課長は、第1項及び前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第93条 安全管理課長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近(周辺監視区域境界付近における測定場所は、別図93に定める。)における外部放射線に係る線量当量率等、別表93に定める測定項目について測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定により、異常が認められた場合は、直ちに、その原因を調査し異常の除去に努めるとともに、所長、原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>対象なし(現状放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いを実施しないため(炉心等の燃料取出し以降実施))</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>け等を明確にするため、第4の14 における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>⑦ 法第61 条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請者において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第4の14 における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>⑧ その他放射性物質による汚染確認後の汚染拡大防止及び汚染の除去の措置が定められていること。</p>	<p>対象なし(現状クリアランス運用を実施しないため(炉心等の燃料取出し以降実施))</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第92条 各課長は、管理区域に関する法令に定める表面密度を超えるような予期しない汚染を床、壁、身体等に発生させた場合又は発見した場合は、安全管理課長に連絡するとともに、区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2 前項の場合、汚染箇所に係わる作業を所管する課長は、汚染状況について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の作業を所管する課長は、第1項及び前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。</p>
<p>十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>12 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法(研開炉規則第87条第3項第12号)</p> <p>① 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>② 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の18 における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(管理区域の設定)</p> <p>第81条 管理区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。設定又は解除に当たって、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、元の区域に戻す際にも、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、前項に基づき緊急に管理区域を設定した場合は、設定後、目的、期間及び場所を明らかにし、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。なお、元の区域に戻す際にも、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>6 安全管理課長は、第3項から第5項に基づき、管理区域の設定又は解除を行った場合及びそれらを元の区域に戻した場合には、その旨を安全・品質保証部長に報告する。安全・品質保証部長は、廃止措置部長に通知する。</p> <p>7 施設保全課長及び安全管理課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第84条 安全管理課長は、次の管理区域に立ち入る者の区分に応じた立入許可に係る事項を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域内に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、前項にて許可されていない者を管理区域内に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、出入管理室において、人の出入等を監視する。</p> <p>5 施設保安課長及び安全管理課長は、前項に示す出入口以外の出入口には、施錠等により人がみ</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p>だりに立入りできない措置を講じる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び「汚染のおそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。</p> <p>7 随行者は、一時立入者に対して、管理区域に立ち入る前に保安上必要な注意を与える。</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第89条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を別表89に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長及び各部長に報告する。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第92条 各課長は、管理区域に関する法令に定める表面密度を超えるような予期しない汚染を床、壁、身体等に発生させた場合又は発見した場合は、安全管理課長に連絡するとともに、区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2 前項の場合、汚染箇所に係る作業を所管する課長は、汚染状況について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の作業を所管する課長は、第1項及び前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。</p> <p>2 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類のうち、固定放射線監視用計測器の点検・校正結果について安全・品質保証部長に報告するとともに、施設管理課長に通知する。</p> <p>3 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合には、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p>(管理区域外への移動)</p> <p>第96条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合、同物品の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、「汚染のおそれのない管理区域」から管理区域外へ持ち出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>3 各課長は、管理区域外へ核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮蔽等の措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、第75条第7項を準用する。</p> <p>5 安全管理課長は、核燃料物質等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 各課長は、核燃料物質によって汚染されたものを周辺監視区域内で運搬する場合には、法令に定める運搬に関する事項を遵守する。</p>
<p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(研開炉規則第87条第3項第13号)</p> <p>① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、<u>臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p><u>また、新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)</u>が定めら</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第68条 燃料環境課長は、新燃料を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する新燃料輸送容器を使用すること。</p> <p>(2) 新燃料移送機を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2 安全管理課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</u></p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>れていること。なお、この事項は、第4の14 における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p style="text-align: center;">保安規定改定案</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</u> (4) 車両を徐行させること。 (5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u> (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。 3 <u>施設保安課長は、新燃料を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</u> 4 <u>施設保安課長は、新燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p>(新燃料の貯蔵) 第70条 安全管理課長及び燃料環境課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。ただし、新燃料を炉外燃料貯蔵槽及び燃料池へ貯蔵する場合は第72条によるものとする。 (1) 燃料環境課長は、新燃料貯蔵室に貯蔵すること。 (2) 安全管理課長は、新燃料貯蔵室の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。 (3) 燃料環境課長は、新燃料移送機を使用すること。 (4) 安全管理課長は、新燃料貯蔵室において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 2 燃料環境課長は、前項の貯蔵を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。 3 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、新燃料貯蔵室の燃料配置を記録する。</p> <p>(炉心構成要素等取替作業) 第71条 廃止措置部長は、炉心構成要素等取替作業*1を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。 2 安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、炉心構成要素等取替作業の実施に当たり、炉心構成要素等の取替体数及び位置並びに炉心構成要素等取替のための安全措置、方法及び体制を炉心構成要素等取替実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。 3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合、炉心構成要素等取替実施計画に基づく最初の炉心構成要素等取替作業を開始する前までに以下の各号を実施する。 (1) 当直長は、別表71-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。 (2) 燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。 ①燃料交換装置及び燃料出入機本体Aの動力源喪失試験が完了していること。 ②炉外燃料貯蔵槽において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。 (3) 安全管理課長は、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵される燃料の崩壊熱が15.9kWを超えないことを確認する。 (4) 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業の操作を行う者を3名以上(操作責任者1名及び操作員2名以上)確保する。 4 安全管理課長は、前項の通知及び確認の結果を安全・品質保証部長に報告する。 5 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。 6 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合は、次の事項を遵守する。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p>(1) 炉心構成要素等取替実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入設備等の燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>7 当直長は、炉心構成要素等取替作業前に(その後1日1回)、別表71-1に定める事項を確認し、その結果を施設管理課長へ報告する。報告を受けた施設管理課長は燃料環境課長に通知する。燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業時に別表71-1に定める事項を確認する。</p> <p>8 当直長は、別表71-2の条件Aに該当する場合、同表の措置を講じるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、その旨を燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は同表の措置を講じる。燃料環境課長は別表71-2の条件Bに該当する場合、同表の措置を講じる。</p> <p>9 前項の措置を実施した場合、施設管理課長及び燃料環境課長は安全管理課長に連絡する。連絡を受けた安全管理課長は、安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>10 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、炉心構成要素等取替作業の再開について、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の再開を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>11 燃料環境課長は、第6項の作業を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。</p> <p>12 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、原子炉内及び炉外燃料貯蔵槽内の炉心構成要素等の配置、装荷した炉心構成要素等の種類別装荷量及び取り出した炉心構成要素等の種類別取出量を記録する。</p> <p>* 1: 燃料を原子炉に装荷しないこと及び原子炉内の配置替えを行わないこと。</p> <p>(燃料処理・貯蔵作業)</p> <p>第71条の2 廃止措置部長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、燃料処理・貯蔵作業の実施に当たり、燃料処理・貯蔵体数及び位置並びに燃料処理・貯蔵作業のための安全措置、方法及び体制を燃料処理・貯蔵実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、燃料処理・貯蔵実施計画に基づく最初の燃料処理・貯蔵作業を開始する前までに以下の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、別表71の2-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>(2) 燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。</p> <p>①燃料出入機本体A及びBの動力源喪失試験が完了していること。* 1</p> <p>②燃料池において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。</p> <p>(3) 安全管理課長は、燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵することを確認する。</p> <p>(4) 燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業の操作を行う者を3名以上(操作責任者1名及び操作員2名以上)確保する。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の通知及び確認の結果を安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>5 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に燃料処理・貯蔵作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>6 燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料処理・貯蔵実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 使用済燃料又は新燃料を燃料池に貯蔵する場合は、燃料出入設備、燃料移送機又は水中台車を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料又は新燃料の洗浄をする場合は、燃料洗浄設備を使用すること。</p> <p>(4) 燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵すること。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p style="text-align: center;">保安規定改定案</p> <p>(5) 炉心構成要素等(燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体)を炉外燃料貯蔵槽に収納する場合は、新燃料移送機、地下台車及び燃料出入設備を使用すること。</p> <p>7 当直長は、燃料処理・貯蔵作業前に(その後1日1回)、別表71の2-1に定める事項を確認し、その結果を施設管理課長へ報告する。報告を受けた施設管理課長は燃料環境課長に通知する。燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業時に別表71の2-1に定める事項を確認する。</p> <p>8 当直長は、別表71の2-2の条件Aに該当する場合、同表の措置を講じるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、その旨を燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は同表の措置を講じる。燃料環境課長は別表71の2-2の条件Bに該当する場合、同表の措置を講じる。</p> <p>9 前項の措置を実施した場合、施設管理課長及び燃料環境課長は安全管理課長に連絡する。連絡を受けた安全管理課長は、安全・品質保証部長に報告する。</p> <p>10 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、燃料処理・貯蔵作業の再開について、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に燃料処理・貯蔵作業の再開を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。</p> <p>11 燃料環境課長は、第6項の作業を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。</p> <p>12 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の燃料の配置を記録する。</p> <p style="padding-left: 20px;">* 1: 燃料池内で燃料の配置替えのみを行う場合は適用しない。</p> <p>(照射済燃料等の貯蔵)</p> <p>第72条 燃料環境課長は、燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 炉外燃料貯蔵槽又は燃料池に貯蔵すること。</p> <p>(2) 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(3) 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第74条 燃料環境課長は、使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、使用済燃料輸送容器に収納する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する使用済燃料輸送容器を使用すること。</p> <p>(2) 燃料移送機、又は燃料出入設備を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料収納前に燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2 安全管理課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識の設置、見張人の配置等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。</p> <p>3 施設保安課長は、使用済燃料を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</u></p> <p>4 施設保安課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬した場合は、使用済燃料の種類別払出量を記録する。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
<p>十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>14 放射性廃棄物の廃棄(研開炉規則第87条第3項第14号)</p> <p>① 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量の管理の方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出の管理の方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>③ <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</u></p> <p>④ <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p> <p>⑤ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>⑥ <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外における廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p> <p>⑦ <u>放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第77条 施設管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理のもと、排気筒より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 放射性物質(希ガス)の放出量が別表77-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項の管理のため別表77-2に定める項目について測定を行い、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第76条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が別表76-1に掲げる放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(3) 復水器冷却水放水路排水中のトリチウム放出量が別表76-2に掲げるトリチウムの放出管理の目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項の管理のため別表76-3に掲げる項目について測定を行い、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p>第93条の2 <u>安全・品質保証室長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第74条の2 <u>原子炉施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第75条 各課長は、次の各号に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設に保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液及び使用済樹脂は、施設管理課長がドラム缶と一体的に固型化し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。ただし、燃料環境課長は、固型化する設備の点検等によりドラム缶と一体的に固型化できない場合、あらかじめ定められた一時保管場所において定められた容器により一時保管をすることができる。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済制御棒等は、燃料環境課長が燃料池に保管する。</p> <p>(3) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済の炉心出口計装等は、機械保全課長又は電気保全課長が移送し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。</p> <p>(4) 燃料洗浄槽出口フィルタ等の使用済フィルタは、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。</p> <p>(5) 第2号及び第3号に規定する使用済制御棒等並びに使用済の炉心出口計装等のうち、安全管理課長、機械保全課長又は電気保全課長が封入又は遮蔽等の措置を行うことにより貯蔵庫に保管できるものは、燃料環境課長が貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(6) その他の放射性固体廃棄物は、各課長が次のいずれかの処理を施した上で、燃料環境課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>① 各課長は、ドラム缶等の容器に封入するか、汚染の広がりを防止する措置を講じる。</p> <p>② 圧縮減容する場合は、施設管理課長が減容装置で圧縮減容を行う。</p> <p>2 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器には放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を付ける。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p>3 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器について、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える場合は識別表示を行う。</p> <p>4 燃料環境課長は、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える放射性固体廃棄物を貯蔵庫に保管する場合は、貯蔵庫内の外壁側からドラム缶の3層目又は、ドラム缶の3層目に相当する距離以降に配置する。</p> <p>5 燃料環境課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所における放射性廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵庫の貯蔵限度については、別表75に定める。</p> <p>(2) 燃料池における使用済制御棒等の保管状況及び固体廃棄物貯蔵プールにおける原子炉内で照射された使用済の炉心出口計装等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回燃料池及び固体廃棄物貯蔵プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵限度については、別表75に定める。</p> <p>6 燃料環境課長は貯蔵庫、燃料池、固体廃棄物貯蔵プール及び第1項第1号の一時保管場所の目に付きやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>7 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。</p> <p>(3) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じる。</p> <p>(4) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる。</p> <p>(5) 法令に定める危険物と混載しない。</p> <p>(6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する。</p> <p>(7) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付ける。</p> <p>(8) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>8 安全管理課長は、前項の運搬において、<u>運搬前に容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u>ただし、第7章第82条第1項第1号で定める「汚染のおそれのない管理区域」から移動させる場合は、表面密度についての確認を省略できる。</p> <p>9 燃料環境課長は、放射性固体廃棄物を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、<u>輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを運搬前に確認する。</u></p> <p>10 燃料環境課長は、放射性固体廃棄物を周辺監視区域外へ搬出する場合には、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p>
<p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>15 非常の場合に講ずべき処置(研開炉規則第87条第3項第15号)</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(非常事態対策組織)</p> <p>第105条 施設保安課長は、非常事態が発生した場合に直ちに非常事態対策活動を行えるよう、班、役割を定めた非常事態対策組織をあらかじめ編成し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 非常事態対策組織に本部を置き、本部長は所長があたる。ただし、所長は、本部長としての職務が果たせない場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(要員の確保)</p> <p>第106条 施設保安課長はあらかじめ前条に基づき編成した非常事態対策組織に対応する、具体的な所員の配置を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受けるとともに、所長の承認を得る。</p> <p>(緊急作業従事者の選定)</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>② 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>③ 緊急事態が発生したときは、定められた通報経路に従って関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p style="text-align: center;">保安規定改定案</p> <p>第106条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員及び協力会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表106の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 別表106の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業従事者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(器材の整備)</p> <p>第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び施設保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第3条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>4.品質マネジメントシステム</p> <p>(略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、別図3-3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル(一次文書)</p> <p>品質マネジメント計画</p> <p>新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した別表3-1に示す基本要領及び実施要領(二次文書)</p> <p>(4) 品質マネジメント計画のプロセスを記述した、(2)及び(3)に示す、一次文書及び二次文書以外の文書(三次文書)</p> <p>(5) 記録:(3)から(4)の文書が要求する記録</p> <p>(手順の作成)</p> <p>第17条 施設管理課長は、次の各号に掲げる当直長が実施する原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を作成する。</p> <p>(1) 巡視点検手順書</p> <p>(2) 異常時運転手順書</p> <p>(3) 故障時運転手順書</p> <p>(4) 警報処置手順書</p> <p>(5) 設備別運転手順書</p> <p>(6) 定期試験手順書</p> <p>(7) 定例試験手順書</p> <p>2 施設管理課長は、前項で定める原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を制定・改定・廃止する場合、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第108条 施設保安課長は、非常事態が生じた場合の機構内及び国、県、市、警察署、消防署等の機構外関係機関との通報系統をあらかじめ定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。 I 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を機構の理事長に書面で申し出た者であること。 II 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 III 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>第115条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。</p> <p>(通報) 第110条 原子炉施設に異常が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した者は、直ちに当直長に通報する。 2 当直長は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合には、その旨を直ちに施設管理課長に通報する。 3 施設管理課長は、前項の通報を受けた場合には、その旨を直ちに所長、原子炉主任技術者、廃止措置部長及び安全管理課長に通報する。</p> <p>(応急措置) 第111条 当直長は、直ちに異常の状況を把握し、必要に応じて次の応急措置を講じる。 (1) 異常の拡大防止に努めること。 (2) 前号の措置を講じるために必要な人員以外の者を管理区域外に退避させること。 (3) 救護活動を行うこと。 2 安全管理課長は、前条第3項の通報を受けた場合には、周辺監視区域内の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を調査し、その結果を所長、原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>非常事態の発令) 第112条 所長は、第110条第3項により通報を受け、その事態が非常事態に該当すると判断した場合には、直ちに非常事態を発令する。</p> <p>(非常事態における活動) 第113条 本部長は、非常事態が発令された場合には、非常事態対策組織を設置し、対策要員の招集を行い、その旨をもんじゅ内へ周知するとともに、機構内及び機構外関係機関に通報する。 2 非常事態対策組織は、本部長の統括のもとに事故の原因除去、拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第106条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員及び協力会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。 (1) 別表106の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。 (2) 別表106の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業従事者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第113条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を別表113の2に定める項目及び頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。 (2) 原子炉施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>⑦ 緊急作業に従事する放射線業務従事者について、次の事項が定められていること。</p> <p>I 緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施すること。</p> <p>II 緊急作業に従事した際に健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関する適切な内容。</p> <p>⑧ 緊急事態を発生させた事象が収束したときは緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>⑨ 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>(非常事態の解除)</p> <p>第114条 本部長は、非常事態が終息し、通常組織で対処できると判断した場合には、非常事態対策組織活動の終結を宣言する。</p> <p>2 本部長は、非常事態対策活動の終結に当たって、非常事態対策組織を解散するとともに、その旨をもんじゅ内へ周知し、機構内及び機構外関係機関へ通報する。</p> <p>(器材の整備)</p> <p>第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び施設保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(非常時対処訓練)</p> <p>第109条 所長は、所員に対して、非常事態に対処するための総合的な実地訓練を、1年に1回*1以上実施する。</p> <p>2 施設保安課長は、前項の実地訓練を行うに当たっては、あらかじめ、目的、日時、対象者を定めた実施計画を作成し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者に対して別表106の2に定める緊急作業についての訓練を1年に1回*1以上実施する。</p> <p>*1:4月1日を始期とする。</p>
<p>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保安に関する措置に関すること。</p>	<p>16 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保安に関する措置(研開炉規則第87条第3項第16号)*</p> <p>※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。</p> <p>○ 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>① 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>I 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>i 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ii 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)</p> <p>a 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>iii 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>a 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p>	<p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>第24条 当直長は、地震・火災発生時は次の措置を講じ、施設管理課長に報告する。</p> <p>(1) もんじゅ最寄の気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火及び延焼の防止に努める。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の報告を受けた場合、所長、原子炉主任技術者及び廃止措置部長に報告する。</p> <p>3 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 施設保安課長は、もんじゅから消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1とともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(2) 所長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 施設保安課長は、初期消火活動を行うため、別表24に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</p> <p>(4) 施設保安課長は、原子炉施設における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 当直長は、第16条に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 安全管理課長、施設保安課長、管理課長及び当直長は、もんじゅ最寄の気象庁観測地震計で震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認する。当直長は、その結果を施設管理課長に報告する。施設管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び管理課長は、その結果を所長、原子炉主任技術者及び各部長に報告する。</p> <p>(7) 施設保安課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p><u>b 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>c 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>II 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</u></p> <p><u>III 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>IV その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p>	<p>4 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、施設管理課長に連絡する。</p> <p>5 施設管理課長は、前項の連絡を受けた場合、所長、原子炉主任技術者及び各部長と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>* 1: 専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第24条の2 施設保安課長は、原子炉施設内において溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)が発生した場合又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損傷(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合(以下、これらを総称して「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制を整備するとともに、次の各号に掲げる事項を含む計画を「災害対策管理要領」の下に策定し、安全・品質保証部長の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する毎年一回以上の定期的な教育及び訓練</p> <p>(4) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備及び定期的な点検</p> <p>2 関係課長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制整備として必要な以下の対応に係る手順を定める。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における漏えい量の抑制対策</p> <p>① 屋外タンクの隔離対応</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動</p> <p>① 大型航空機衝突による航空機燃料火災の対応</p> <p>② 大規模な自然災害による1次系ナトリウム火災の対応</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び使用済燃料の損傷を緩和するための対策</p> <p>① 燃料池への給水による水位確保の対応</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策</p> <p>① 放射性物質の拡散抑制の対応</p> <p>(5) 電源機能喪失時の対策</p> <p>① 電源機能喪失時の電源車による電源供給の対応</p> <p>3 関係課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4 関係課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、施設保安課長に必要な措置を講じた結果を報告する。施設保安課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>
<p><u>十七 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</u></p> <p><u>十八 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</u></p>	<p><u>17 発電用原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告(研開炉規則第87条第3項第17号及び第18号)</u></p> <p>① もんじゅに係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を<u>適正</u>に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>② <u>研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)</u>が定められていること。</p>	<p>(記録等)</p> <p>第118条 各課長は、別表118-1及び別表118-3に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 組織は、別表118-2に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>別表118-1 保安に関する記録(1)(研究開発段階炉規則第62条に基づく記録) (省略)</p> <p>別表118-2 保安に関する記録(2)(研究開発段階炉規則第62条に基づく記録) (省略)</p> <p>別表118-3 保安に関する記録(3)(研究開発段階炉規則第62条以外のその他記録) (省略)</p> <p>(原子炉主任技術者の職務)</p> <p>第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>③ もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>④ 研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には機構の理事長その他の経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する機構の理事長その他の経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>⑤ 研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象に準ずるものが具体的に定められていること。</p>	<p>とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 別表10-2に定める関係課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 第119条の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(報告)</p> <p>第119条 各課長は、次に定める報告事項について、遅滞なく所長、原子炉主任技術者及び所管部長に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合〔第62条(施設運用上の基準を満足しない場合)〕</p> <p>(2) 研究開発段階炉規則第129条に定める報告を要する事態が発生した場合</p> <p>2 所長は、第65条第1項、第79条第1項及び前項に定める事項が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、敦賀廃止措置実証部門長の確認を受けた後に、理事長へ報告する。</p>
<p>十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</p>	<p>18 発電用原子炉施設の施設管理(研開炉規則第87条第3項第19号)</p> <p>① 施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。)</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第103条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を設定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 所長は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るため、原子炉施設の安全確保を最優先とした施設管理目標を設定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、安全・品質保証部長と協議の上、年度ごとに1回以上、施設管理目標に基づく活動状況を確認するとともに、課題の把握及び改善を図り、所長に報告する。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>所長は、1. 施設管理目標達成のため、3. より10. からなる保全プログラムを策定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>(1) 計画管理課長は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。なお、保全対象範囲のうち、維持すべき原子炉施設を別表103に示す。また、別表103に示す電源供給設備、がれき撤去設備、火災対応設備は、本条の規定によらず、第24条の2に基づき、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体、固定吸収体は本条の規定によらず第5章燃料管理に基づき、事務管理建物(緊急時対策所)の通信設備は、本条の規定によらず第107条に基づき性能を維持する。</p> <p>(2) 計画管理課長は、廃止措置の進捗により保全対象範囲を変更する場合、(1)にて定めたリストを変更し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p>4. 施設管理の重要度の設定</p> <p>計画管理課長は、3. の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として、点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため安全機能の重要度分類を参考に、廃止措置期間中における維持機能を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「品質に係る重要度の管理要領」に従い、廃止措置期間中における維持機能を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 計画管理課長は、保全の有効性を監視及び評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中で「系統レベル」の保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標については、4. (1)の保全重要度を踏まえて、重要度高の系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 保全により予防可能な故障回数</p> <p>(2) 計画管理課長は、以下に基づき、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能な故障回数の目標値は、運転実績及び安全機能の重要度分類を考慮して設定する。</p> <p>② 機能を期待できない時間の目標値は、点検実績及び第4章第2節(施設運用上の基準)で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 計画管理課長は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 計画管理課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 計画管理課長は、3. の保全の対象範囲に対し、保全サイクルごとに保全計画を策定し、もんじゅ安全・品質保証推進会議に付議し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。</p> <p>なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含めるとともに、廃止措置部長又は安全・品質保証部長が承認した以下の計画を含める。</p> <p>a. 点検計画(6. 1 参照)</p> <p>b. 設計及び工事の計画(6. 2 参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(6. 3 参照)</p> <p>(2) 計画管理課長は、保全計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経歴</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化及び故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 計画管理課長は、保全の実施段階において維持機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 機械保全課長、電気保全課長、燃料環境課長、施設保全課長及び安全管理課長(以下「保守担当課長」という。)は、別表103に示す維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備の機能を維持するための構築物、系統及び機器単位ごとに以下に示す保全方式から適切な保全方式を選定する。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>② 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p>	<p>保安規定改定案</p> <p>a. 予防保全 ① 時間基準保全 ② 状態基準保全 b. 事後保全 (2) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ① 点検の具体的方法 ② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③ 実施頻度 ④ 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 b. 状態基準保全 ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法 ③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。 (3) 保守担当課長は(1)及び(2)を定めた点検計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。 (4) 品質保証課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを定期事業者検査 * 1により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。(第24条の2に基づくがれき撤去設備、火災対応設備、及び第5章燃料管理に基づく炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体、サーベイランス集合体、固定吸収体、並びに第107条に基づく事務管理建物(緊急時対策所)の通信設備を含む) a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期 * 1: 定期事業者検査とは、点検及び工事とは別に要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、研究開発段階炉規則第五十一条、第五十二条の「定期事業者検査」をいう。</p> <p>6. 2 設計及び工事の計画の策定</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p style="text-align: center;">保安規定改定案</p> <p>(1) 保守担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、性能維持施設の設計及び工事*2を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、性能維持施設の設計及び工事を実施した設備の使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 品質保証課長及び保守担当課長は、性能維持施設の工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを定期事業者検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査及び試験の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査及び試験の実施時期</p> <p>(4) 保守担当課長は、(1)から(3)を定めた設計及び工事の計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。</p> <p>*2: 性能維持施設の設計及び工事とは、廃止措置計画の第6-1 表に定める設備の機器及び構築物に対して第103条の4(設計管理)に基づき実施する設計及び工事をいう。</p> <p>*3: 法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)、第43条の3の34(発電用原子炉の廃止に伴う措置)及び高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方(第4基本的考え方のうち2廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について)に係る手続きをいう。(以下本条において同じ。)</p> <p>6. 3 特別な保全計画</p> <p>(1) 保守担当課長は、地震、事故等により、特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>(3) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた特別な保全計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 品質保証課長及び保守担当課長は、6. で定める保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 関係課長は、保全の実施にあたって、第103 条の4 の設計管理及び第103 条の5 による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 関係課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果(定期事業者検査を除く)から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、(1)にて最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、「施設管理要領」に従い、保全が実施されていることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 品質保証課長は、性能維持施設が所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため定期事業者検査を第103 条の6(定期事業者検査の実施)に従い、定められた時期までに確認・評価し記録する。</p> <p>*4: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 関係課長は、不適合が認められた場合、第3条8.3 に基づく不適合管理を実施し、記録する。また、必要に応じて第3条8.5.2 に基づく是正処置を実施する。なお、以下のa.及びb.の場合には、保全の不適合として不適合管理を行った上で、8.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置を講じる。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p style="text-align: center;">保安規定改定案</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合（点検期限の超過を含む。）</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、「施設管理要領」に従い、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 関係課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見をもとに、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 関係課長は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づく改善措置活動に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>保守担当課長は、保全活動から得られた情報から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 機器等稼動状況・点検状況の結果</p> <p>c. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>d. トラブルなど運転経験</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報及び科学的知見</p> <p>(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>2. 品質保証課長は、定期事業者検査の結果について、検査活動から得られた情報から、検査の有効性を評価し、検査が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 所長は、10.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 所長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理</p> <p>関係課長は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第3条7.3.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第103条の4の設計管理に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう)</p> <p>13. 情報共有</p> <p>品質保証課長は、「もんじゅ不適合管理要領」に従い、原子炉施設の保安の向上を図る観点から必要な技術情報を、他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p> <p>14. 故障リスクへの対応</p> <p>保守担当課長は、燃料取出し作業等の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、以下の対応を行う。</p> <p>(1) 故障時に調達に時間を要する海外調達物品や生産中止物品等を予備品として保有する。</p> <p>(2) 施設の安全性に影響がない機器であっても、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p>
<p>二十 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関する事。</p>	<p>19 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有(研開炉規則第87条第3項第20号)</p>	<p>第103条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>(略)</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>○ メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の原子炉設置者と共有し、発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>13.情報共有 品質保証課長は、「もんじゅ不適合管理要領」に従い、原子炉施設の保安の向上を図る観点から必要な技術情報を、他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>
<p>二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>20 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開(研開炉規則第87条第3項第21号)</p> <p>① 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合に当該不適合に関する情報を公開する基準が明確に定められていること。</p> <p>② 情報の公開に関し、必要な事項が定められていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム) 第3条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 (略)</p> <p>8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、部門長は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>
<p>二十二 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>21 廃止措置の管理(研開炉規則第87条第3項第22号)</p> <p>① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p>	<p>(工事の計画及び実施) 第67条の2 各課長は、工事*1を行う場合、次の必要なプロセスを実施する。</p> <p>(1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理</p> <p>2 各課長は、工事を実施するに当たり、次の各号に掲げる安全確保対策を講じる。</p> <p>(1) 放射性物質の拡散及び漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>3 各課長は、工事結果について記録する。 *1:本条における工事とは、廃止措置計画に基づく汚染の分布に関する評価をいう。</p> <p>(工事完了の報告) 第67条の3 各課長は、前条に基づく工事が完了した場合には、前条第3項で記録した工事の結果を、各部長、原子炉主任技術者及び所長に報告するとともに、関係課長に通知する。</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理)</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
		<p style="text-align: center;">保安規定改定案</p> <p>第67条の4 廃止措置計画の廃止措置の工程に示す各作業、検査及び設備点検(以下「作業等」という。)の実施状況を管理するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 計画管理課長は、月単位の年度計画(以下「現地マスター工程表」という。)を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長、工程管理を総括する責任者*1(以下「工程管理総括責任者」という。)及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。所長は、承認する際、廃止措置計画の「廃止措置の工程」への影響を確認し、「廃止措置の工程」に影響があると判断した場合は敦賀廃止措置実証部門長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター工程表を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(2) 計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき日単位の年度計画(以下「現地マスター詳細工程表」という。)を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け工程管理総括責任者の承認を得て所長に報告する。工程管理総括責任者は、承認する際、現地マスター工程表への影響を確認し、現地マスター工程表に影響があると判断した場合は所長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター詳細工程表を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(3) 所長は、第1号に定める承認をした場合は、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。</p> <p>(4) 敦賀廃止措置実証部門長は、原則週1回以上、廃止措置の工程に示す作業等の実施状況を確認し、所長に必要な指示を行う。</p> <p>(5) 敦賀廃止措置実証部門長は、第1号又は前号にて2022年度中に燃料体の取出しが完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して廃止措置計画の変更認可を受ける。</p> <p>2 敦賀廃止措置実証部門長は、毎年度1回以上、廃止措置計画の廃止措置の工程への影響を評価し、その結果を第3条5.6 マネジメントレビューの事項として理事長へ報告するとともに、所長へ必要な指示を行う。</p> <p>*1: 工程管理総括責任者については、所長があらかじめ指名する。</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第75条 各課長は、次の各号に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設に保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液及び使用済樹脂は、施設管理課長がドラム缶と一体的に固型化し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。ただし、燃料環境課長は、固型化する設備の点検等によりドラム缶と一体的に固型化できない場合、あらかじめ定められた一時保管場所において定められた容器により一時保管をすることができる。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済制御棒等は、燃料環境課長が燃料池に保管する。</p> <p>(3) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済の炉心出口計装等は、機械保全課長又は電気保全課長が移送し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。</p> <p>(4) 燃料洗浄槽出口フィルタ等の使用済フィルタは、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。</p> <p>(5) 第2号及び第3号に規定する使用済制御棒等並びに使用済の炉心出口計装等のうち、安全管理課長、機械保全課長又は電気保全課長が封入又は遮蔽等の措置を行うことにより貯蔵庫に保管できるものは、燃料環境課長が貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(6) その他の放射性固体廃棄物は、各課長が次のいずれかの処理を施した上で、燃料環境課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>① 各課長は、ドラム缶等の容器に封入するか、汚染の広がりを防止する措置を講じる。</p> <p>② 圧縮減容する場合は、施設管理課長が減容装置で圧縮減容を行う。</p> <p>2 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器には放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を付ける。</p> <p>3 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器について、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える場合は識別表示を行う。</p> <p>4 燃料環境課長は、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える放射性固体廃棄物を貯蔵庫に保管する場合は、貯蔵庫内の外壁側からドラム缶の3層目又は、ドラム缶の3層目に相当する距離以降に配置する。</p> <p>5 燃料環境課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所における放射性廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵庫の貯蔵限度については、別表75に定める。</p>

研開炉規則	保安規定の認可の審査に関する考え方	保安規定改定案
	<p>② 廃止措置期間中の発電用原子炉施設において施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造等の保守管理における必要な手順が定められていること。</p>	<p style="text-align: center;">保安規定改定案</p> <p>(2) 燃料池における使用済制御棒等の保管状況及び固体廃棄物貯蔵プールにおける原子炉内で照射された使用済の炉心出口計装等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回燃料池及び固体廃棄物貯蔵プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵限度については、別表75に定める。</p> <p>6 燃料環境課長は貯蔵庫、燃料池、固体廃棄物貯蔵プール及び第1項第1号の一時保管場所の目に付きやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>7 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。</p> <p>(3) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じる。</p> <p>(4) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる。</p> <p>(5) 法令に定める危険物と混載しない。</p> <p>(6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する。</p> <p>(7) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付ける。</p> <p>(8) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>8 安全管理課長は、前項の運搬において、運搬前に容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第7章第82条第1項第1号で定める「汚染のおそれのない管理区域」から移動させる場合は、表面密度についての確認を省略できる。</p> <p>9 燃料環境課長は、放射性固体廃棄物を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを運搬前に確認する。</p> <p>10 燃料環境課長は、放射性固体廃棄物を周辺監視区域外へ搬出する場合には、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>第103条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>(略)</p>
<p>二十三 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>22 その他必要な事項(研開炉規則第87条第3項第23号)</p> <p>① 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項が定められていること。</p> <p>② 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この保安規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>

保安規定審査基準と保安規定改正案の対比表
(ふげん)

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>第八十七条 第三項 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>		
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 ・研開炉規則第87条第3項第1号 1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>(関係法令及び規定の遵守) 第3条 第6条に定める組織(以下「組織」という。)は、前条に定める保安活動を実施するに当たり、関係法令及び規定の遵守が確実に行われるようにする。 2 理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を品質方針として定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。 3 第7条に定める職務に従事する者は、第2項に定める活動方針に基づき、第5条に定める品質マネジメント計画に従い、関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p> <p>(品質マネジメントシステム) 第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 (略) 4.品質マネジメントシステム (略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。 また、別図第2-2に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル(一次文書) 品質マネジメント計画 新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書 (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した別表第1-1に示す基本要領及び実施要領(二次文書) (4) 本品質マネジメント計画のプロセスを記述した、(2)及び(3)に示す、一次文書及び二次文書以外の文書(三次文書) (5) 記録 (3)から(4)の文書が要求する記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル 理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。 また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書」を策定する。 a) 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。) b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項 c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報 d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長を、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</p>	<p>(2) 品質マネジメントシステム ・研開炉規則第87条第3項第2号 1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 <u>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</u> <u>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</u></p>	<p>(品質マネジメントシステム) 第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 1.目的《記載省略》 2.適用範囲《記載省略》 3.定義《記載省略》 4.品質マネジメントシステム《記載省略》 4.1 一般要求事項《記載省略》 4.2 文書化に関する要求事項《記載省略》 4.2.1 一般《記載省略》 4.2.2 品質マニュアル《記載省略》 4.2.3 文書管理《記載省略》 4.2.4 記録の管理《記載省略》 5.経営者等の責任《記載省略》 5.1 経営者の関与《記載省略》 5.2 原子力の安全の重視《記載省略》 5.3 品質方針《記載省略》 5.4 計画《記載省略》 5.4.1 品質目標《記載省略》 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画《記載省略》 5.5 責任、権限及びコミュニケーション《記載省略》 5.5.1 責任及び権限《記載省略》 5.5.2 管理責任者《記載省略》 5.5.3 管理者《記載省略》 5.5.4 内部コミュニケーション《記載省略》 5.6 マネジメントレビュー《記載省略》 5.6.1 一般《記載省略》 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット《記載省略》 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット《記載省略》 6.資源の運用管理《記載省略》 6.1 資源の確保《記載省略》 6.2 人的資源《記載省略》 6.2.1 一般《記載省略》 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識《記載省略》 6.3 インフラストラクチャ《記載省略》 6.4 作業環境《記載省略》 7.業務の計画及び実施《記載省略》 7.1 業務の計画《記載省略》 7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス《記載省略》 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化《記載省略》 7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー《記載省略》 7.2.3 外部とのコミュニケーション《記載省略》 7.3 設計・開発《記載省略》 7.3.1 設計・開発の計画《記載省略》 7.3.2 設計・開発へのインプット《記載省略》 7.3.3 設計・開発からのアウトプット《記載省略》 7.3.4 設計・開発のレビュー《記載省略》 7.3.5 設計・開発の検証《記載省略》 7.3.6 設計・開発の妥当性確認《記載省略》 7.3.7 設計・開発の変更管理《記載省略》 7.4 調達《記載省略》 7.4.1 調達プロセス《記載省略》 7.4.2 調達要求事項《記載省略》 7.4.3 調達製品等の検証《記載省略》 7.5 業務の実施《記載省略》 7.5.1 個別業務の管理《記載省略》 7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認《記載省略》 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ《記載省略》 7.5.4 組織外の所有物《記載省略》 7.5.5 調達製品の保存《記載省略》</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理《記載省略》 8. 評価及び改善《記載省略》 8.1 一般《記載省略》 8.2 監視及び測定《記載省略》 8.2.1 組織の外部の者の意見《記載省略》 8.2.2 内部監査《記載省略》 8.2.3 プロセスの監視及び測定《記載省略》 8.2.4 検査及び試験《記載省略》 8.3 不適合管理《記載省略》 8.4 データの分析及び評価《記載省略》 8.5 改善《記載省略》 8.5.1 継続的改善《記載省略》 8.5.2 是正処置等《記載省略》 8.5.3 未然防止処置《記載省略》</p> <p>(品質マネジメントシステム) 第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 (略) 4. 品質マネジメントシステム (略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。 また、別図第2-2に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル(一次文書) 品質マネジメント計画 新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書 (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した別表第1-1に示す基本要領及び実施要領(二次文書) (4) 本品質マネジメント計画のプロセスを記述した、(2)及び(3)に示す、一次文書及び二次文書以外の文書(三次文書) (5) 記録 (3)から(4)の文書が要求する記録</p>
<p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</p>	<p>(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム ・研開炉規則第87条第3項第3号 前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p>上記による</p>
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること</p>	<p>(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織 ・研開炉規則第87条第3項第4号 1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。 i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。</p>	<p>(保安に関する組織) 第6条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図第3に掲げるとおりとする。 (略) (職務) 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次の各号のとおりとする。 (1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。 (2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として第5条 5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。 (3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。 (4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する品質保証活動の業務及び管理責任者として本部(監査プロセスを除く。)における第5条 5.5.2 に定める業務を行う。 (5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。 (6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第12号の業務を統理するとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける第5条 5.5.2 に定める業務を行う。 (7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号の業務を統括する。 (8) 廃止措置推進室長は、ふげんの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>ii. 廃止措置主任者の職務に関すること</p> <p>a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。</p> <p>b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重</p> <p>a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>iv. 廃止措置主任者を補佐する組織</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。</p> <p>この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。</p> <p>v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。</p> <p><u>なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。</u></p> <p>表1 廃止措置主任者の選任要件</p> <p>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合</p> <p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者</p> <p>ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</p> <p>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合</p> <p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者</p> <p>ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</p> <p>ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</p>	<p>(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにふげんにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(12) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(13) 廃止措置部長は、第14号から第17号までの業務を統括する。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設に係る廃止措置事業及び技術開発の計画に関する調整、保安教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 技術実証課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理、調査、研究及び開発、原子炉施設を活用した廃止措置及び高齢年化に係る調査及び研究に関する業務を行う。</p> <p>(16) 設備保全課長は、原子炉施設の施設管理(安全管理課長の所管業務を除く。)、使用済燃料の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理及び廃棄物管理、使用済燃料の移動に関する業務を行う。</p> <p>(18) 安全・品質保証部長は、第19号から第21号までの業務を統括する。</p> <p>(19) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また、定期事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 安全管理課長は、原子炉施設に係る放射線管理及び放射線計測器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 施設保安課長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の管理、原子炉施設への出入管理、燃料管理(設備保全課長及び施設管理課長の所管業務を除く。)及び非常時の体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 管理課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材の整備(施設保安課長の所管業務を除く。)に関する業務を行う。</p> <p>2 前項第14号から第17号まで、及び第19号から第22号までに規定する各職位(以下「各課長」という。)は、それぞれ各号に定める職務に基づき第9章、第10章及び第11章に定める業務を行う。</p> <p>3 各室部長(廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。)、各部長(廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。)及び各課長は、職務の遂行に当たって、各室部課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長、各部長及び各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証本部長、各室部課長、所長、各部長及び各課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>(施設保安主任者の選任)</p> <p>第10条 所長は、原子炉施設の廃止措置の実施に当たりその監督を行う者として、原子炉主任技術者免状、核燃料取扱主任者免状のいずれかを有する者から施設保安主任者(以下「保安主任者」という。)を選任する。</p> <p>2 保安主任者には、代行者を置くことができる。</p> <p>3 保安主任者及び代行者の職位は、管理職以上とする。</p> <p>(保安主任者の職務)</p> <p>第11条 保安主任者は、原子炉施設の廃止措置における保安の監督を行うこととし、ふげんの各職位の業務を統括的に監督するとともに、廃止措置に関し保安上必要な場合には、これらに従事する者へ指示する。</p> <p>(指示の尊重)</p> <p>第12条 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、前条に定める指示に従う。</p> <p>2 所長は、保安主任者から意見具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p>
<p>五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること(燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。)</p>	<p>—</p>	<p>該当なし</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるものの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第6号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者)に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第67条 計画管理課長は、別表第9に定める保安教育実施方針に基づき、年度ごとに別表第11(25)の保安教育実施計画を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>2 計画管理課長は、具体的な保安教育の見直しを要領に定める。</p> <p>3 各課長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに、前項の要領に従い、必要な見直しを行う。</p> <p>4 各課長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに、項目、実施日、受講者氏名及び教育時間を記載した実施結果を教育終了ごとに計画管理課長に通知する。ただし、各課長は、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5 計画管理課長は、前項の実施結果を所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p> <p>6 計画管理課長は、別表第11(26)及び(27)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(協力会社従業員への保安教育)</p> <p>第68条 各課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社に行わせる場合は、当該協力会社従業員のふげん入所時に安全上必要な教育が別表第10に定める保安教育実施方針に基づいて実施されていることを確認し、当該教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会ふ。</p> <p>2 安全管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行うに当たり、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が別表第10に定める保安教育実施方針に基づいて実施されていることを確認し、当該教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会ふ。</p> <p>3 施設管理課長は、放射性廃棄物の廃棄施設に関する業務を協力会社に行わせる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該業務に従事する従業員に対し、別表第9に定める保安教育実施方針に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、計画管理課長に通知する。</p> <p>(2) 前号の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長、保安主任者及び各部長に報告する。また、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会ふ。</p> <p>4 各課長は、第1項から前項までにおいて、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5 各課長は、第1項及び第2項並びに第3項第2号の教育が実施されていることを確認した結果及び教育現場に立ち会った結果について、計画管理課長に通知するとともに、解体撤去工事等を実施する協力会社従業員の保安教育の実施結果については、所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p>
<p>七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(6) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第7号</p> <p>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p> <p>発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>具体的には</p> <p>1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。</p> <p>2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。</p> <p>3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。</p> <p>等が明確になっていること。</p>	<p>第6章 燃料管理</p> <p>(原子炉停止後の恒久措置)</p> <p>第24条 施設管理課長は、原子炉に燃料体を装荷しない措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2 施設保安課長は、新たに核燃料物質を施設内に持ち込んではいない。</p>
<p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p>(7) 発電用原子炉施設の運転の安全審査</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第8号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>ロ 原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画(以下「廃止措置計画」という。)の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項(研究開発段階炉規則第129条に定める事象)</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議) 第8条の2 敦賀廃止措置実証部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を置く。 2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する次の各号に定める事項を審議する。ただし、あらかじめ敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。 (1) 施設の設置、運転、廃止措置等に関する基本事項 イ 原子炉設置許可の変更に関する事項 ロ 規定の変更に関する事項 ハ 廃止措置計画の変更に関する事項 (2) 事故又は非常事態に関する重大事項(研究開発段階炉規則第129条に定める事象。) (3) 品質保証活動の基本事項 (4) 規定別表第1-1に示す敦賀廃止措置実証本部の所管文書の制定、改定及び廃止 (5) その他、敦賀廃止措置実証部門長が必要と認めた事項 3 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証部門長を委員長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。 4 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証本部長、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長、所長及び委員長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>(ふげん安全・品質保証推進会議) 第9条 ふげんにふげん安全・品質保証推進会議を置く。 2 ふげん安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する次の各号に定める事項を審議する。ただし、あらかじめふげん安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。 (1) 第8条第2項第2号及び第8条の2第2項第2号で定める中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項 (2) 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 (3) 規定の変更 (4) 廃止措置計画の変更 (5) 廃止措置計画に関する事項 イ 第16条に関する事項 ロ 第19条に関する事項 (6) ふげん規則の制定、改訂及び廃止 イ 廃止措置管理に関する事項 ロ 設備維持管理に関する事項 a) 運用管理に関する事項 b) 施設管理に関する事項 ハ 燃料管理に関する事項 ニ 廃棄物管理に関する事項 ホ 放射線管理に関する事項 ヘ 非常時の措置に関する事項 (7) 保安教育の年間計画の策定に関する事項 (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (9) その他、所長が必要と認めた事項 3 ふげん安全・品質保証推進会議は、所長を委員長とし、施設保安主任者、各部長、各課長及び委員長が指名した委員をもって構成する。 4 委員長が出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した者が代行する。</p>
<p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>(8)管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限・研開炉規則第87条第3項第9号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域の設定及び解除) 第36条 管理区域は、別図第5及び別図第6に示す区域とする。 2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、管理する。 3 安全管理課長は、管理区域を解除する場合及び期間を限定して一時解除する場合は、理由、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。 4 安全管理課長は、前項に基づき管理区域の解除又は復帰を行った場合は、その旨を各課長に通知する。</p> <p>(一時管理区域の設定)</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>2)管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3)管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4)管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5)管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6)管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7)管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>保安規定変更認可申請</p> <p>第37条 安全管理課長は、管理区域外において法令に定める管理区域に係る値を超え若しくは、超えるおそれがある場合又は緊急に管理区域を設定する必要が生じた場合は、その区域が正常な状態に復帰するまでの間、理由、期間及び場所を明らかにし、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、一時管理区域に設定する。</p> <p>2 安全管理課長は、一時管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、管理する。</p> <p>3 安全管理課長は、一時管理区域を解除する場合は、前条第3項と同様に実施する。</p> <p>4 安全管理課長は、第1項及び前項に基づき一時管理区域の設定又は解除を行った場合は、その旨を各課長に通知する。</p> <p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第38条 安全管理課長は、管理区域を次の各号のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面密度及び空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超えない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面密度又は空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 安全管理課長は、前項第1号で規定する区域と前項第2号で規定する区域が隣接する場合は、前項第2号で規定する区域への入口付近に標識を設ける。</p> <p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第39条 安全管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識を設けて他の場所と区別するほか、必要に応じて区画、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1mSvを超える区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 各課長は、前項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護の方法を立案し、安全管理課長の承認を得る。</p> <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第40条 安全管理課長は、次の各号に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、前項により許可された者以外の者を管理区域内に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、指定出入口において、管理区域への人の出入等を監視する措置を講じる。</p> <p>5 安全管理課長は、前項以外の出入口には、施錠等により、みだりに立入りのできない措置を講じる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び汚染のおそれのない管理区域から退出する者については、この限りでない。</p> <p>7 一時立入者に随行する放射線業務従事者は、一時立入者に対して、管理区域へ立ち入る前に保安上必要な注意を与える。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第41条 安全管理課長は、管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 指定出入口を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 個人線量測定器を着用すること。</p> <p>(3) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。</p> <p>(4) 安全管理課長により指定された保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に出入りする者又は安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 管理区域より退出する場合は、身体及び身体に着用している物の表面密度を検査すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域を退出する者については、この限りでない。</p> <p>(管理区域外への移動)</p> <p>第50条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から管理区域外へ搬出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合は、当該区域の出入口で汚染拡大防止の措置を講じる。</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>3 各課長は、管理区域外に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を運搬する場合は、第30条第1項を準用する。</p> <p>4 各課長は、管理区域外に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を運搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮へい等の措置を講じ、<u>運搬前に線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと</u>について安全管理課長の確認を受ける。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>5 各課長は、汚染の広がりの防止、遮へい等の措置を講じて、管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質によって汚染されたものを移動する場合は、容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(保全区域) 第42条 保全区域は、別図第6及び別図第7に掲げる区域とする。 2 施設保安課長は、保全区域を標識等により区別するほか、立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域) 第43条 周辺監視区域は、別図第8に掲げる区域とする。 2 施設保安課長は、前項の周辺監視区域境界に、柵を設ける、又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(協力会社の放射線防護) 第52条 安全管理課長は、機構以外の会社(以下「協力会社」という。)が原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内の作業を行うに当たり、次の各号に掲げる遵守させるべき放射線防護上の必要事項を定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。 (1) 管理区域出入者の遵守事項 (2) 放射線業務従事者の指定等 (3) 線量の評価 (4) 線量の管理目標値 (5) 管理区域での作業 (6) 床、壁等の除染 2 各課長は、管理区域内で所管作業を行う協力会社に対して、前項に定める必要事項を遵守させるための措置を講じ、厳守させる。</p>
<p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>(9) 排気監視設備及び排水監視設備 ・研開炉規則第87条第3項第10号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 <u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第33条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長に放射性物質濃度等の測定を依頼する。 2 安全管理課長は、前項の依頼を受け、別表第5に掲げる項目、頻度に従って測定を行い、次の各号に掲げる事項を確認し、測定結果を施設管理課長に通知する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質の放出量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないこと。 3 施設管理課長は、前項の測定結果に基づき、復水器冷却水放水路より放射性液体廃棄物を管理放出する。 4 施設管理課長は、前項の放出結果を安全管理課長に報告し、安全管理課長は、その放出結果を確認する。 5 安全管理課長は、別表第11(9)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理) 第34条 安全管理課長は、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒より放出される放射性気体廃棄物について、別表第7に掲げる項目、頻度に従って測定し、次の各号に掲げる事項を確認し、測定結果を施設管理課長に通知する。 (1) 主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域の外における空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域の外の空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒からの放射性物質の放出量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超えないこと。 2 施設管理課長は、前項の測定結果に基づき、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒より放射性気体廃棄物を管理放出する。<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう努力しなければならない。</u> 3 安全管理課長は、別表第11(9)の記録を作成し、保存する。</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第49条 安全管理課長は、別表第3(別表第4を含む)に掲げる放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p>2 設備保全課長は、別表第4に掲げるガンマ線エリアモニタ及びモニタリングポストについて、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p>また、機能の維持の方法として第5章第2節(施設管理)においても施設管理に関する事項として記載</p>
<p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>(10)線量、線量当量、汚染の除去等 ・研開炉規則第87条第3項第11号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1)放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2)国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3)管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>4)実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>5)管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>(線量の評価)</p> <p>第45条 各課長は、管理区域内で作業をする場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の線量を次の表に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、別表第11(11)から(13)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第35条の2 ふげんにおける放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等(所員及びふげんに勤務する所員以外の者)の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(管理区域外への移動)</p> <p>第50条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から管理区域外へ搬出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合は、当該区域の出入口で汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>3 各課長は、管理区域外に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を運搬する場合は、第30条第1項を準用する。</p> <p>4 各課長は、管理区域外に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を運搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮へい等の措置を講じ、運搬前に線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>5 各課長は、汚染の広がりの防止、遮へい等の措置を講じて、管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質によって汚染されたものを移動する場合は、容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第47条 各課長は、管理区域に関する法令に定める表面密度限度を超える等、予期しない汚染を、床、壁、人等に発生させた場合又は発見した場合は、安全管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のための応急措置を講じる。</p> <p>2 前項の場合、汚染箇所に係る作業を所管する課長は、汚染状況等について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の作業を所管する課長は、第1項及び前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 安全管理課長は、別表第11(17)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第48条 安全管理課長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近(測定場所は別図第9に定める。)において、次の表に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に定める周辺監視区域境界付近での測定のうち、日本原子力発電株式会社敦賀発電所から受領する測定結果を確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項及び前項の測定及び確認により、異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常の除去に必要な措置を講じるとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、別表第11(8)及び(10)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(核燃料物質等の搬出)</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>6)核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7)放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8)法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け</p>	<p>保安規定変更認可申請</p> <p>第51条 各課長は、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く核燃料物質等を搬出する場合は、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、搬出に当たっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</p> <p>4 安全管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>5 各課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第32条 安全管理課長は、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等。ただし第20条第1項第2号の解体撤去物等を含む。以下「資材等」という。)又は管理区域内において使用された物品(工具類等。以下「物品」という。)とする。</p> <p>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、次のとおりとする。</p> <p>イ 汚染のおそれのない管理区域(第38条第1項第1号の規定による。以下本条において同じ。)において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>ロ 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域(以下「汚染のおそれのある管理区域」という。)において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>一部汚染された資材等については、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、汚染のないことを確認する。</p> <p>ハ 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>ニ 汚染のおそれのある管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、汚染のないことを確認する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項で「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについて、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等との混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p> <p>(放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理)</p> <p>第31条の2 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた方法に基づく測定及び評価を実施する「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」(以下「放射能濃度確認対象物」という。)について、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9)汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>(2) 前号の測定及び評価の結果、「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」(以下「放射能濃度確認規則」という。)に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、基準を満たした放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて管理区域外の所定の保管場所に保管する。</p> <p>(3) 第1号の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、再度第1号に基づく測定及び評価を行う。又は、第29条第1項第6号(ただし書を除く。)に基づき管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、前条及び前項により保管した場合には、その保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づき放射能濃度の確認を受けた物について、同法第61条の2第3項に基づきふげんから搬出する。搬出するまでの間、追加的な汚染のない管理区域の外側にある構内の所定の保管場所で保管する。</p> <p>4 品質保証課長は、別表第11(31)から(36)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(37)から(39)まで並びに(41)及び(42)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 安全管理課長は、別表第11(40)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第41条 安全管理課長は、管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 指定出入口を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 個人線量測定器を着用すること。</p> <p>(3) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。</p> <p>(4) 安全管理課長により指定された保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に出入りする者又は安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 管理区域より退出する場合は、身体及び身体に着用している物の表面密度を検査すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域を退出する者については、この限りでない。</p> <p>(線量の管理目標値)</p> <p>第46条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者に係る線量の管理目標値を定め、各部長及び保安主任者の承認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、前項の管理目標値を超えないよう努める。</p> <p>3 各課長は、第1項の管理目標値を超えるおそれのある場合は、必要に応じ、作業方法の改善、設備の改善、作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講じる。</p>
<p>十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>(11)放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>・研開炉規則第87条第3項第12号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1)放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2)放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第48条 安全管理課長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近(測定場所は別図第9に定める。)において、次の表に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に定める周辺監視区域境界付近での測定のうち、日本原子力発電株式会社敦賀発電所から受領する測定結果を確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項及び前項の測定及び確認により、異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常の除去に必要な措置を講じるとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、別表第11(8)及び(10)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第49条 安全管理課長は、別表第3(別表第4を含む)に掲げる放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p>2 設備保全課長は、別表第4に掲げるガンマ線エリアモニター及びモニタリングポストについて、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。</p> <p>また、第5章第2節(施設管理)においても施設管理に関する事項として記載</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p>	<p>(12)核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い 研開炉規則第87条第3項第13号 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵管理) 第25条 施設保安課長は、使用済燃料を次の各号のとおり管理する。 (1) 使用済燃料を使用済燃料貯蔵プールの燃料貯蔵ラックに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料貯蔵設備の目につきやすい場所に燃料貯蔵施設である旨を掲示するとともに、貯蔵上の注意事項を掲示すること。 2 施設保安課長は、検査等において使用済燃料貯蔵プール内で使用済燃料を移動する場合は、移動に係る実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、施設管理課長に通知する。 3 施設管理課長は、前項の実施計画に基づき、使用済燃料を移動する場合は、燃料移送機を使用し、その移動結果を施設保安課長に通知する。 4 施設管理課長は、使用済燃料貯蔵プールの水位が次の表に定める基準値を満足していること及び使用済燃料貯蔵プールの水温を1日に1回(午前0時を始期とする1日の間に1回)確認する。 5 施設保安課長は、別表第11(6)の記録を作成し、保存するとともに、その記録を施設管理課長に通知する。</p> <p>(使用済燃料の運搬管理) 第26条 施設保安課長は、廃止措置計画に基づき、使用済燃料を搬出する場合は、搬出に係る実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。 2 前項の実施計画に基づき、使用済燃料を使用済燃料輸送用容器(以下本条において「容器」という。)に収納する場合は、<u>収納前に次の各号に掲げる事項を確認する。</u> (1) 設備保全課長は、法令に適合した容器であることを確認すること。 (2) 施設管理課長は、燃料移送機を使用すること。 3 施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長は、第1項の実施計画に基づき、使用済燃料を収納した容器を運搬する場合は、<u>移動及び運搬のそれぞれの実施前に次の各号に掲げる事項を確認する。</u> (1) 設備保全課長は、容器をキャスク洗浄室から運搬車両へ移動する場合は、キャスク取扱クレーンを使用すること。 (2) 安全管理課長は、管理区域内で第38条第1項第1号に定める区域に移動する場合は、容器の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認すること。 (3) 安全管理課長は、管理区域外へ運搬する場合は、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認すること。ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。 (4) 設備保全課長は、容器の運搬車両への積み付けの際、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講ずること。 (5) 設備保全課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。 (6) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、容器及び運搬車両に法令に定める標識を取り付けること。 (7) 施設保安課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に警備員を配置すること。 (8) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、所長が指名した専門的知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (9) 設備保全課長は、管理区域外において使用済燃料を運搬する場合は、運搬車両を徐行させること。 4 前項の担当課長及び品質保証課長は、<u>使用済燃料を収納した容器を運搬する場合は、使用済燃料を収納した容器が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u> (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査 5 施設保安課長は、別表第11(7)の記録を作成し、保存する。 6 設備保全課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p>
<p>十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>(13)放射性廃棄物の廃棄 研開炉規則第87条第3項第14号</p>	

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1)放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>2)放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>3)平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p> <p>4)ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p> <p>5)放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>6)放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>7)放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第34条 安全管理課長は、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒より放出される放射性気体廃棄物について、別表第7に掲げる項目、頻度に従って測定し、次の各号に掲げる事項を確認し、測定結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(1) 主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域の外における空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域の外の空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒からの放射性物質の放出量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>2 施設管理課長は、前項の測定結果に基づき、主排気筒及び廃棄物処理建屋排気筒より放射性気体廃棄物を管理放出する。<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう努力しなければならない。</u></p> <p>3 安全管理課長は、別表第11(9)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第33条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長に放射性物質濃度等の測定を依頼する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の依頼を受け、別表第5に掲げる項目、頻度に従って測定を行い、次の各号に掲げる事項を確認し、測定結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質の放出量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>3 施設管理課長は、前項の測定結果に基づき、復水器冷却水放水路より放射性液体廃棄物を管理放出する。<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう努力しなければならない。</u></p> <p>4 施設管理課長は、前項の放出結果を安全管理課長に報告し、安全管理課長は、その放出結果を確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、別表第11(9)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p>第48条の2 安全・品質保証室長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第27条 ふげんにおける放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理)</p> <p>第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に貯蔵保管する。</p> <p>(2) フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>(4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等(以下「容器」という。)に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に実施する。</p> <p>(6) 不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて次の処理及び貯蔵保管等を行う。ただし、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」については、第31条に基づき管理する。</p> <p>イ 金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域(以下「保管区域」という。)に貯蔵保管する。</p> <p>ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>ハ 制御棒については、使用済燃料貯蔵プールの制御棒用貯蔵ラックに貯蔵する。遮へいプラグについては、使用済燃料貯蔵プールの遮へいプラグ用貯蔵ラック又は使用済燃料に影響を及ぼさないよう未収容の使用済燃料用貯蔵ラックに貯蔵する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項第6号に定める処理及び貯蔵保管等を実施する場合、第20条において分別管理した解体撤去物等、点検・定常作業等により発生した不燃性固体廃棄物、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物については、廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」及び「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」の放射能レベル別に区分して管理し、保管区域については、放射能レベル区分に応じて次の各号に掲げる管理を行う。</p> <p>(1) 「レベル1」は、原子炉建屋の蒸気放出プール及び燃料貯蔵プール建屋の使用済燃料貯蔵プール(使用済燃料搬出後)に貯蔵保管する。</p> <p>(2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に貯蔵保管する。</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(3)「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各建屋内の保管区域に貯蔵保管する。</p> <p>3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変更する必要がある場合には、前項に基づき放射能レベル別に区分し、管理する。</p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないように管理する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取り付ける。</p> <p>7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全管理課長に依頼する。</p> <p>(2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果を施設管理課長に通知する。</p> <p>11 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管(仮置き)された解体撤去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵保管してはならない。</p> <p>(放射性固体廃棄物の運搬管理)</p> <p>第30条 施設管理課長は、管理区域外へ放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の各号に掲げる措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を取り付けること。</p> <p>(5) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(7) <u>放射性固体廃棄物の取扱いに関する知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>2 安全管理課長は、前項の運搬に当たり、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことについて確認する。</u>ただし、第38条第1項第1号に定める区域から運搬する場合は、表面密度について確認を省略できる。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域内で、第38条第1項第1号に定める区域へ放射性固体廃棄物を移動させる場合は、<u>運搬前に容器の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を搬出する場合は、法令に定める運搬に関する事項を遵守し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(14)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものの保管管理)</p> <p>第31条 施設管理課長は、第20条第1項第1号口及び第29条第2項に定める「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、次の各号に掲げる措置を講じ、次条第1項第1号に基づく測定及び評価を行うまで、管理区域内の保管区域に保管することができる。</p> <p>(1) 発生場所、放射性物質による汚染の状況等により分別し、必要に応じて切断及び除染した上で、汚染防止及び他の放射能レベル別に区分した解体撤去物等との混在防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 前号で必要な措置を講じたものは、識別可能な番号を取り付け、別表第11(39)の記録と照合できる措置を講じる。</p>
<p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>(14)非常の場合に講ずべき処置 ・研開炉規則第87条第3項第15号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p>	

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 緊急時における<u>運転に関する組織内規程類</u>を作成することが定められていること。</p> <p>3) 緊急事態発生時は定められた<u>通報経路</u>に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>(非常事態の定義) 第54条 この規定において「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、放射性物質の放出による被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合であつて、ふげんの通常組織体制では事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことができない事態をいう。</p> <p>(非常事態対策組織) 第55条 施設保安課長は、非常事態が発生した場合、直ちに非常事態対策活動を行えるよう、班、役割を定めた非常事態対策組織をあらかじめ定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。 2 非常事態対策組織に本部を置き、本部長は所長があたる。ただし、所長は、本部長としての職務が果たせない場合に備えてあらかじめ代行者を定める。</p> <p>(要員の確保) 第56条 施設保安課長は、非常事態対策組織に、具体的な所員の配置をあらかじめ定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第56条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。 (1) 次の表に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。 (2) 次の表に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業従事者については、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(資機材の整備) 第57条 管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び設備保全課長は、非常事態対策活動に必要な防護具類、放射線計測器類及び通信連絡用器材等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(品質マネジメントシステム) 第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 (略) 4.品質マネジメントシステム (略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。 また、別図第2-2に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル(一次文書) 本品質マネジメント計画 新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書 (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した別表第1-1に示す基本要領及び実施要領(二次文書) (4) 本品質マネジメント計画のプロセスを記述した、(2)及び(3)に示す、一次文書及び二次文書以外の文書(三次文書) (5) 記録 (3)から(4)の文書が要求する記録</p> <p>(通報系統) 第58条 施設保安課長は、非常事態が生じた場合の機構内、国及び地方自治体等の外部関係機関との通報系統をあらかじめ定め、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(通報) 第60条 原子炉施設に異常が発生したこと又は発生のおそれがあることを発見した者は、直ちに施設管理課長に通報する。 2 施設管理課長は、次の各号の場合、直ちに所長、保安主任者、各部長、施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長に通報する。 (1) 原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に<u>関し、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>8) 事象が収束した<u>場合には</u>、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>(原子力災害発生時の措置) 第66条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。</p> <p>(応急措置) 第62条 施設管理課長は、直ちに異常の状況を把握し、次の各号に掲げる応急措置を講じる。 (1) 異常の拡大防止に努める。 (2) 前号の措置を講じるために必要な人員以外の者を管理区域外に退避させる。 (3) 必要に応じて救護活動を行う。 2 安全管理課長は、第60条第2項の通報を受けた場合は、ふげん構内の線量当量率及び空気中の放射性物質濃度を調査し、その結果を所長、保安主任者及び各部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(非常事態の発令) 第63条 所長は、第60条第2項により通報を受け、その事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事態を発令する。</p> <p>(非常事態における活動) 第64条 本部長は、非常事態が発令された場合は、非常事態対策組織を設置し、第56条に定めた要員の召集を行い、その旨をふげん構内に周知するとともに、機構内及び外部関係機関へ通報する。 2 非常事態対策組織は、本部長の統括のもとに事故の原因除去、拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第56条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。 (1) 次の表に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。 (2) 次の表に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業従事者については、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第64条の3 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を次の表に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。 (2) 原子炉施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。 3 本部長は、別表第11(29)の記録を作成し、保存する。</p> <p>(非常事態の解除)【変更なし】 第65条 本部長は、非常事態が終息し、通常組織体制で対処できると判断した場合は、非常事態対策組織活動の終結を宣言する。 2 本部長は、非常事態対策活動の終結に当たって、非常事態対策組織を解散するとともに、その旨をふげん構内に周知し、機構内及び外部関係機関へ通報する。</p> <p>(非常時対処訓練) 第59条 所長は、所員に対して、非常事態に対処するための総合的な実地訓練を1年に1回(4月1日を始期とする1年の間に1回)以上実施する。 2 施設保安課長は、前項の実地訓練を行うに当たっては、あらかじめ、目的、日時及び対象者を定めた実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。 3 所長は、緊急作業従事者に対して、第56条の2の表に定める緊急作業についての訓練を1年に1回(4月1日を始期とする1年の間に1回)以上実施する。</p>
<p>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保安に関する措置に関すること。</p>	<p>(15)設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保安に関する措置 ・研開炉規則第87条第3項第16号</p>	<p>(地震・火災等発生時の対応)</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
	<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項(研究開発段階発電用原子炉にあっては、ロに掲げる事象を除く。)を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。)</p> <p>火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)</p> <p>重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>第61条 施設管理課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長、保安主任者、各部長、安全管理課長、施設保安課長及び設備保全課長に連絡し、原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p>(1) 最寄の気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の損傷及び火災の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2 施設保安課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理課長は、消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1とともに定期的な点検を実施する。</p> <p>(2) 施設保安課長は、初期消火活動を行う要員を定め、常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 施設保安課長及び設備保全課長は、初期消火活動を行うために必要な消火設備、資機材を定め、配備するとともに、定期的な点検を実施する。</p> <p>(4) 施設保安課長は、原子炉施設における可燃性の持込物の管理方法を定める。</p> <p>(5) 施設管理課長は、第22条に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 施設保安課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>*1:専用回線、通報設備が、点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検又は補修後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>3 施設管理課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、保安主任者、各部長、安全管理課長、施設保安課長及び設備保全課長に連絡し、原子炉施設の保安の措置について協議する。</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第64条の2 施設保安課長は、交流電源を供給する全ての設備の機能の喪失、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊の発生等により、使用済燃料貯蔵プールにおける放射線の遮へいのための水位が低下もしくはそのおそれがある場合(以下「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホースその他資機材の配備</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 施設保安課長は、第1項及び前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、所長、保安主任者及び各部長に報告し、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>
<p>十七 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>十八 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>(16) 発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告・研開炉規則第87条第3項第17号及び第18号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>(記録等)</p> <p>第69条 各課長は、研究開発段階炉規則第62条に基づき、原子炉施設に係る保安(規定の遵守状況を含む。)及び廃止措置に係る保安(規定の計画に基づき管理する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。)</p> <p>2 組織は、別表第11-3に掲げる保安に関する記録を適正*に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>*:「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>(報告)</p> <p>第70条 各課長は、研究開発段階炉規則第129条に定める事故故障等が発生した場合、遅滞なく所長、保安主任者及び各部長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項又は第60条に定める事態が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、敦賀廃止措置実証部門長の確認を受けた後に、理事長へ報告する。</p> <p>3 施設保安課長は、第1項に定める事故故障等が発生した場合は、別表第11(18)から(21)までの記録を作成し、保存する。</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
<p>十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</p>	<p>(17) 発電用原子炉施設の施設管理 ・研開炉規則第87条第3項第19号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)</p> <p>2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p>	<p>第5章 設備維持管理 第2節 施設管理 (施設管理計画) 第23条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を設定する。また、10.施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(5.3 参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 所長は、施設管理に関する実施方針に基づき施設管理目標を設定する。また、10.施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(5.3 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定 保守担当課長は、施設管理目標を達成のため、3.保全の対象範囲の策定から9.の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。また、10.施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(5.3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定 安全管理課長及び設備保全課長(以下「保守担当課長」という。)は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画に基づく性能維持施設(別表第4) (2) その他自ら定める設備</p> <p>4. 施設管理の重要度の策定 安全管理課長及び設備保全課長は、3.の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として、点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、重要度分類指針の重要度分類を参考に設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。 (4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「品質に係る重要度の管理要領」に従い、設定する。 (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全計画の策定 (1) 保守担当課長は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。また、保全計画の策定に当たっては、廃止措置の安全性に与える影響及び建屋の一部の壁において圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られたことを考慮する。 a. 点検計画(5.1 参照) b. 設計及び工事の計画(5.2 参照) c. 特別な保全計画(5.3 参照) (2) 保守担当課長は、保全計画の策定に当たって、4.の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、9.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化及び故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 (3) 保守担当課長は、保全の実施段階において廃止措置に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>5.1 点検計画の策定 (1) 保守担当課長は、3.の保全対象範囲に対し、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 保守担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a. 予防保全 ① 時間基準保全</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p style="text-align: center;">②状態基準保全</p> <p>b.事後保全</p> <p>(3) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a.時間基準保全</p> <p style="text-align: center;">点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法 ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③実施頻度 ④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b.状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i)状態監視データの具体的採取方法 ii)機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii)状態監視データ採取頻度 iv)実施時期 v)機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i)巡視点検の具体的方法 ii)構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii)実施頻度 iv)実施時期 v)機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i)定例試験の具体的方法 ii)構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii)実施頻度 iv)実施時期 v)機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c.事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 品質保証課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを定期事業者検査*1により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a.定期事業者検査の具体的方法 b.所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査項目、評価方法及び管理基準 c.定期事業者検査の実施時期</p> <p>*1:定期事業者検査とは、点検及び工事とは別に要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、研究開発段階炉規則第51条、第52条の「定期事業者検査」をいう。</p> <p>5.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、性能維持施設の設計及び工事*2を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、性能維持施設の設計及び工事を実施した設備の定期事業者検査を行う場合は、検査の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた計画を定める。</p> <p>(3) 品質保証課長は、性能維持施設の工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a.検査及び試験等の具体的方法 b.所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c.検査及び試験等の実施時期</p> <p>(4) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた設計及び工事の計画を策定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>*2:性能維持施設の設計及び工事とは、別表第4に定める設備の機器及び建造物の設計及び工事をいう。</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>*3:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の34(発電用原子炉の廃止に伴う措置)に係る手続きをいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>5.3 特別な保全計画 (1) 保守担当課長は、地震、事故等により、計画外の保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>6.保全の実施 (1) 品質保証課長及び保守担当課長は、5.で定める保全計画に従って保全を実施する。 (2) 保守担当課長は、保全の実施にあたって、第23条の3の設計管理及び第23条の4による作業管理を実施する。 (3) 関係課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>7.保全の結果の確認・評価 (1) 保守担当課長は、保全プログラムに従い実施した点検・補修等の結果を基に、機器、設備が要求される機能を発揮しうることを確認・評価するため、確認・評価する事項、方法及び基準を定め、その機能が要求される時期までに確認・評価し、記録する。 (2) 保守担当課長は、定めたプロセスに基づき点検・補修等が実施されたことを確認・評価するための方法を定め、確認・評価し、記録する。 (3) 品質保証課長は、性能維持施設が所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため定期事業者検査を第23条の5(定期事業者検査の実施)に従い、定められた時期までに確認・評価し記録する。</p> <p>8. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 関係課長は、施設管理の各段階において不適合の発生が認められた場合、第5条8.3に基づく不適合管理を実施し、記録する。また、必要に応じて第5条8.5.2に基づく是正処置を講じる。 (2) 関係課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見をもとに、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし適切な未然防止処置を講ずる。 (3) 関係課長は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p> <p>9. 保全の有効性評価 (1) 保守担当課長は、保全活動から得られた情報から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 a.保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。 b.保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、5.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、評価する。 c.保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。 (2) 品質保証課長は、定期事業者検査の結果について、検査活動から得られた情報から、検査の有効性を評価し、検査が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>10. 施設管理の有効性評価 (1) 所長は、9.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 所長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>11. 構成管理 関係課長は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。 (1)設計要件(第5条7.3.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条の3の設計管理に対する要求事項をいう。) (2)施設構成情報(第5条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) (3)物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう)</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第23条の5 所長は、廃止措置計画書に定めた実施時期に廃止措置計画書に記載した性能維持施設の性能を定期に確認するための定期事業者検査を計画し、実施後報告を行う。 2 品質保証課長は、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の保守担当課とは別の組織の者を実施責任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の事項を実施する。</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>保安規定変更認可申請</p> <p>(1)検査の実施体制を構築すること。(検査員の指名を含む) (2)検査要領書*1を定め、検査を実施すること。 (3)検査対象の原子炉施設が廃止措置計画の性能維持施設の性能を満足するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目毎の判定基準を定めること。 (4)検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項の基準に適合することを最終判断すること。 4 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者の立会頻度を定め、立ち会う。 5 品質保証課長は、以下の事項を実施する。 (1)検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行うこと。 (2)検査に係る記録の管理を行うこと。 (3)検査に係る要員の教育を行うこと。 *1:各設備の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 ・廃止措置計画の性能維持施設の性能を確認するために十分な方法</p>
<p>二十 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>(18)保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有 ・研開炉規則第87条第3項第20号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>(施設管理計画) 第23条 12. 情報共有 品質保証課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の原子炉設置者等と情報共有を行う。</p>
<p>二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>(19)不適合に関する情報の公開 ・研開炉規則第87条第3項第21号 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。 2)情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム) 第5条 8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、部門長は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。 a) 不適合を除去するための処置を行う。 b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引き渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。 c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 (3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。 (4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長、所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。 (5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。 (6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>
<p>二十二 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>(20)廃止措置の管理 ・研開炉規則第87条第3項第22号 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</p>	<p>第4章 廃止措置管理</p> <p>(実施計画) 第13条 技術実証課長は、廃止措置計画に基づき、廃止措置の対象となる施設・設備の解体撤去工事及び核燃料物質等による汚染の除去工事(研究開発を含む。)に係る実施計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。</p> <p>(工事計画) 第16条 技術実証課長は、廃止措置計画に基づき、別表第2-1に示す設備及び建屋について、別表第2-2の工事を実施しようとするときは、工事件名ごとに工事対象範囲の汚染状況の確認を行った上で、次の各号に掲げる項目を記載した工事計画を作成し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得て、各課長に通知する。 (1) 工事件名 (2) 対象施設・設備名 (3) 工事場所</p>

研開炉規則	保安規定審査基準	保安規定変更認可申請
		<p>(4) 工事期間 (5) 工事内容 (6) 工事方法 (7) 工程表 (8) 工事体制 (9) 放射線管理及び安全確保対策 イ 漏えい及び拡散防止対策 ロ 被ばく低減対策 ハ 事故防止対策 (10) 放射性廃棄物及び解体撤去物等の管理</p> <p>2 技術実証課長は、廃止措置計画に記載する廃止措置の基本方針及び解体撤去に係る安全確保対策を考慮して、前項に定める工事計画を作成する。圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られた一部の壁に係る解体撤去の工事計画の作成に当たっては、コンクリート強度を考慮する。</p> <p>3 技術実証課長は、第1項に定める工事計画の作成に当たっては、別表第2-2の工事を必要に応じて分割又は統合することができる。分割又は統合する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策に影響がないことを確認する。</p> <p>4 技術実証課長は、第1項に定める工事計画の作成に当たり、工事中に解体撤去物等を一時保管(仮置き)する場合は、管理方法について記載する。</p> <p>5 技術実証課長は、汚染の除去工事を廃止措置対象施設の解体撤去工事において実施する場合は、解体撤去の工事計画に含めることができる。</p> <p>6 技術実証課長は、解体撤去工事及び汚染の除去工事において、廃止措置計画に定める廃止措置のための装置を導入する場合は、工事計画に安全対策の設計方針及び仕様を記載する。</p> <p style="text-align: right;">《別表第2-1及び2-2記載省略》</p> <p>(工事の実施) 第17条 技術実証課長は、前条で定めた工事計画に基づき工事を実施する。</p> <p>2 技術実証課長は、工事中に工事計画の安全確保対策に支障が生じた場合は工事を中断する。工事の再開に当たっては、当該事象を復旧するか、又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認した上で工事を再開する。ただし、代替措置を講じる場合は、保安主任者の確認を得た上で工事を再開する。</p> <p>3 技術実証課長は、工事の実施に当たって、低い圧縮強度のデータが得られた壁に支持されている設備・機器等の解体撤去工事を行う場合には、立入制限等の保安措置を講じる。</p> <p>(管理区域内の解体撤去物等の区分) 第20条 技術実証課長は、第16条で定めた工事計画に基づく工事において、管理区域内で発生した解体撤去物等については、次の各号に定めるとおり区分し、管理する。ただし、工事過程にある一時保管(仮置き)する解体撤去物等を除く。</p> <p>(1) 汚染のおそれのない管理区域(第38条第1項第1号の規定による。以下本条において同じ。)以外の管理区域内の機器、汚染のおそれのない管理区域内の放射性物質を内包する機器等の解体撤去物等は、廃止措置計画に記載している放射能レベル別に区分し、次のとおり管理する。</p> <p>イ 廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」の放射性固体廃棄物は、第7章に基づき管理する。 ロ 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、第7章に基づき管理する。</p> <p>(2) 管理区域内から発生した解体撤去物等のうち、「放射性廃棄物でない廃棄物」と推定されるものについては、第7章に基づき管理する。</p> <p>2 技術実証課長は、第16条で定めた工事計画に基づく工事過程にある一時保管(仮置き)する解体撤去物等を、「放射性廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」、「放射性廃棄物でない廃棄物」と推定されるもの」として区分し、それぞれが混在しないための措置を講じて分別管理する。</p>
<p>二十三 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>(21)その他必要な事項 ・研開炉規則第87条第3項第23号 前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 本新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定(以下「規定」という。)は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設である発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)における保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は原子炉施設による災害の防止を図ることを目的とする。</p>